

平成23年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成23年9月6日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成23年9月6日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第58号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第60号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第61号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第62号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第63号 平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第64号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第65号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第66号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第67号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第68号 平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第69号 平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 議第70号 人吉市暴力団排除条例の制定について
- 日程第16 議第71号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第72号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君

4番	大塚	則男	君
5番	平田	清吉	君
6番	犬童	利夫	君
7番	松岡	隼人	君
8番	井上	光浩	君
9番	豊永	貞夫	君
10番	川野	精一	君
11番	笹山	欣悟	君
12番	西	信八郎	君
13番	村上	恵一	君
14番	田中	哲	君
15番	仲村	勝治	君
16番	三倉	美千子	君
17番	森口	勝之	君
18番	永山	芳宏	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君
副	市長	高橋	隆	君
監	査委員	篠崎	國博	君
教	育長	堀	秀行	君
市	長公室長	久本	一富	君
総	務部長	坂崎	博憲	君
市	民部長	山本	政義	君
健	康福祉部長	今村	朱美	君
経	済部長	松田	知良	君
建	設部長	中村	明公	君
市	長公室次長	愛甲	秀樹	君
総	務部次長	中村	則明	君
市	民部次長	椎葉	幹夫	君
健	康福祉部次長	松岡	誠也	君
経	済部次長	大淵	修	君
経	済部次長	福山	誠二	君

建設部次長	木村秀敏君
企画課長	小林敏郎君
財政課長	告吉眞二郎君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監査委員 監事務局長	大平正君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。よって、これより第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程（第1号）によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、7月1日付で就任されました高橋副市長並びに人事異動がありました次長及び課長から、それぞれあいさつの申し出がっておりますのでこれを許可します。

○副市長（高橋 隆君）（登壇） 皆さん、おはようございます。7月1日付で副市長として就任いたしました高橋隆と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

去る6月の議会におきまして、副市長の選任議案に御同意いただきましてまことにありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、3月11日に発生しました東日本大震災、そして原子力発電所の事故、それから昨今の円高、そして、欧米諸国の財政危機等々によりまして、日本経済は非常に厳しい状況に直面しているということでございます。人吉市におきましても、さまざまな課題があると思われれます。雇用の問題、それから地域の活性化、商店街の活性化の問題、高齢者対策、それから健康福祉問題、教育問題、それぞれいろいろと問題を抱えているというふうに思っております。

私、就任して2カ月がたちましたけれども、ここにきて約500名近くの方と名刺交換をさせていただきました。非常に驚いたのは、地域の方々、若い方から高齢者の方々まで非常に無報酬でボランティア的に地域の活性化のために御尽力されている方々がたくさんいらっしゃいまして、それが非常に驚きました。人吉球磨地方というのは、歴史的な遺産とか地域の資源とかたくさんございます。しかし、何よりも人が大事だと思っております。その素地が人吉市にはあると思っております。私自身、その地域の方々と一緒になって協働してこの人吉球磨地域のまちづくりのために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

田中市長をお支えして、市民の幸福向上のために全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育部次長（東 俊宏君）（登壇） おはようございます。7月1日付で教育部次長を兼ね

て歴史遺産課長を拝命いたしました東俊宏でございます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

○文化財専門員（鶴嶋俊彦君）（登壇） おはようございます。教育委員会教育部文化財専門員の鶴嶋でございます。7月1日付で歴史遺産課保存活用係長を兼務することになりました。どうぞ、よろしく申し上げます。

○市民文化課長（上村順一君）（登壇） おはようございます。7月1日付で教育部市民文化課課長兼カルチャーパレス館長を拝命いたしました上村順一と申します。よろしく願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。本件につきましては、去る8月30日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成23年9月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月30日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日9月6日開会、7日から12日まで休会、13日、14日一般質問、15日一般質問及び委員会付託、16日予算委員会、17日から19日まで休会、20日、21日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、22日の午前が総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後が予算委員会、23日から26日まで休会、27日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は9月9日金曜日午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

なお、日程第5、議第60号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、開会日の本日、採決することに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告

どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に5番、平田清吉議員、6番、犬童利夫議員を指名いたします。

日程第3 議第58号から日程第17 議第72号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第58号から日程第17、議第72号までの15件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成23年第5回人吉市議会定例会の初めに当たりまして発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

施政方針の前に、去る7月26日に公表いたしました健康福祉部の補助対象事業に係る不適正な経理処理につきましておわびを申し上げます。本件は、平成21年度及び平成22年度の国などの補助対象事業に係る印刷物計4件について、印刷物の納品がない段階で国などへの実績報告及び業者への代金支払いを行い、翌年度になってから業者へ原稿を渡し、校正及び納品を行わせたものでございまして、関係職員4人を懲戒処分とし、全員協議会におきまして議員各位に、また報道各社を通じまして、市民の方々や関係各位に御報告とおわびを申し上げたところでございますが、この場をお借りいたしまして改めておわびを申し上げたいと存じます。

不適正な経理処理につきましては、平成21年度から市長以下が襟を正し、失われた市民からの信頼を取り戻すべく、職員一丸となってその根絶に努力してまいったところでございますが、まさにその渦中である平成21年度、平成22年度におきまして、2年連続して行われておりましたことは、極めて遺憾であるところでございます。私自身の責任につきましても、市政運営に関する総括的な管理監督者として、さらに厳しく指導監督していくことで、その責任を果たしていかなければならないと存じております。市民の皆様の市政に対する不信を招き、関係各位に対し多大なる御心配と御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、心からおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。現在、副市長を中心に具体的、効果的な再発防止策を再度練り直すべく検討を重ねているところでございます。再び失われた信頼を一日でも早く回復するために、これまで以上に気を引き締めて市政運営に取り組んでまいる所存でございます。

続きまして、市政に対する所信を申し述べさせていただきます。

さきの東日本大震災から早くも半年が過ぎようとしておりますが、地震と津波によるつめ跡は想像を絶するほど甚大かつ深刻で、今でも被災当時の状況とほとんど変わっていない地

域も多いようでございます。私自身、国難とも言えるこの災害をこの目に焼きつけ、万が一本市で災害が起こった場合を私なりに想定し的確な対処ができるよう、6月、7月の上京に合わせて足を延ばし、岩手、宮城、福島を視察してまいりました。報道で目にした光景そのものに行く先々に延々と続いており、近づいてみても頑健につくられた建造物でさえ破壊され、家々があったと思われる場所は、土台しか残っていないほどの衝撃的な状況に、ただただ愕然とするばかりでございました。被災地を回るたびに、ここで何人の人々が恐怖の中で命を落とされ、何人の人々が大切な絆を奪われ、一体どれぐらいの生きとし生けるものの命や生活が一瞬にして消えるという悪夢と化したのだろうかと思いをめぐらせても、到底想像さえつくものではなく、沈痛な思いだけが残りました。

唯一、心の救いとなったのは、被災地の支援や復興に向け黙々と活動されておられる日本全国からの自治体職員や、日本はもとより世界各地からの民間支援、個人のボランティアの方々でございまして、その献身的な活動に頭が下がる思いでいっぱいでした。そこで、私自身の胸の中には、人として、同じ日本人として復興に向け、せめてものお手伝いだけはさせていただきたいという強い思いが募ってまいりました。

本市におきましては、被災直後から市民の皆様への心もった義援金や物資の支援を初め、各団体の協力による人的支援も行っております。被災者の日々の生活は徐々に回復し、一部では避難所の閉鎖というニュースも聞き及んではおりますが、一方、最後に視察に伺った福島県南相馬市は地震、津波の被害に加えて原発事故が重なり、農業、畜産業にも多大な被害が及び、風評被害も甚だしく、さらに避難先でも受け入れ拒否の差別を受けるなど、さまざまな被害に苦しむ被災市でございました。

このような南相馬市に何とか援助の手を差し伸べたい、ぜひとも何らかのお役に立ちたいと存じ、何ができるかを模索し、関係機関と協議を重ねてまいったところでございます。その結果、本市社会福祉協議会を事業主体として、10月中旬から11月にかけて、1班7人、週交代で計7班、最大49人の市民ボランティアを派遣し、仮設住宅で生活されている方々を支援するとともに、仮設住宅の集会所をお借りして、主に高齢者や子供を対象としたサロンを土曜日、日曜日に開催し、交流を通じて被災された方々の心の安らぎの一助になればと、このたび計画させていただいたところでございます。

本市の地域防災計画書では、本市に大規模の災害が発生した場合、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、救助や支援に善意の力を受け入れることのできる体制を整えることとなっておりますが、そのためには、日ごろからの意識啓発とともに核となる人材の養成が必要となります。今回の南相馬市へのボランティア派遣は、この災害救援ボランティア養成事業の一環と位置づけ、関係機関と連携をとりながら事業の実施に対し全面的に支援をしていく所存でございまして、議員各位を初め市民の皆様におかれましては御理解、御協力を賜りたいと存じます。また、災害時に必要とされる見識を高めていただくよ

い機会であると存じておりますので、議員の皆様方や市民の皆様方の積極的な御参加を心からお願い申し上げる次第でございます。

次に、第5次総合計画関連でございますが、現在、市職員によります策定検討委員会において、基本構想及び基本計画の骨子案を鋭意策定しているところでございます。去る8月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、基本構想の策定義務はなくなったわけでございますが、本市におきましては地域福祉を初め、環境、教育問題、また基幹産業である農業あるいは観光、商工業といった地域産業の活性化などさまざまな社会潮流に対応すべき、いわば「人吉号」という大きな船の今後の進み方を指し示す市政の羅針盤ともなるものとして、市民と行政とが一体となって新たな計画を策定してまいる所存でございます。

市制施行70周年記念事業でございますが、本市と同じく本年度に創立70周年を迎えた熊本学園大学と、去る8月10日にお互いの70周年を記念いたしまして、包括的連携に関する協定を締結したところでございます。今後、熊本学園大学における産業経済に関する専門的学術分野での教育・研究のネットワークと、蓄積された研究成果、それに基づく専門的知見を本市のまちづくりに活用させていただく所存でございます。

また、市制施行日に当たる来年2月11日に開催を計画しております記念式典に向けて、現在準備を進めているところでございますが、関連事業といたしまして多くの方々に関心を持っていただきますとともに、参加機運を高めることを目的として市制施行70周年を記念するシンボルマークを広く募集したところ、全国各地から100件以上の応募がございまして、最優秀賞1点、優秀賞2点を選定させていただきました。

このシンボルマークを記念事業の啓発活動などに使用させていただき、市制施行70周年の機運を盛り上げるとともに、今後も本市の古きよき伝統と文化を尊重しながら、さらに飛躍発展する契機となるさまざまな事業を展開してまいる所存でございますので、議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

肥薩線関係でございますが、現在、沿線や周辺の16市町村で構成される肥薩線利用促進・存続期成会において、肥薩線の利用促進のための事業を推進しているところでございます。今回、新たにD51蒸気機関車の復活運行と同線の世界遺産登録を目指すことを目的として、宮崎県えびの市、鹿児島県湧水町、そして本市の2市1町が発起人となり、去る8月26日に三県をまたぐ11市町村で構成する「肥薩線を未来へつなぐ協議会」を発足したところでございます。

一朝一夕に実現できるものではございませんが、まずは意識啓発及び機運醸成のために署名活動や勉強会などを行い、10月には前ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏を招き、世界遺産をテーマとしたシンポジウムを開催する計画でございます。今後、市民の皆様と行政が一体となった幅広い組織にして、事業を展開してまいる所存でございますので、本事業の趣旨を御理解いただき、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

公共交通関係でございますが、これまでバス利用者を初め多くの方々から御要望をいただいております人吉の玄関口の一つ、人吉インターにおけるバス待合所の環境整備について検討を進めてきたところでございます。昨年度からNE X C O西日本と、改修に向けた協議を重ね、ようやく内容も整ったところでございます。今後は地域における交通結節点として高齢者や小さなお子さま連れの方々を初め、年間を通して利用者の皆様に配慮したバス待合所としての整備を進めてまいる所存でございます。

旧中津留美術館跡地についてでございますが、市内の旧中津留美術館跡地問題を考える会において、有効な活用法についての検討を重ねてまいりました。その結果、「お城望み庭園」として一般開放をする方針を決定し、ことし3月、本市議会の公益的施設の適正配置に関する特別委員会において、御承認いただいたところでございます。今後は既存の建物の解体を初め、転落防止のための防護柵や防犯灯の設置などの安全対策を講じながら、お城を望むすばらしいロケーションの庭園として、市民の皆様や観光でお越しの方々にも利用していただけるよう整備を進めてまいる所存でございます。

交通安全関係でございますが、平成23年秋の全国交通安全運動が9月21日から30日までの10日間実施されます。期間中は「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本に、夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶に重点的に取り組んでまいります。この運動のオープニング行事として、来る9月21日に人吉城跡ふるさと歴史の広場において出発式を行います。期間中は街頭パトロールを中心に、交通事故撲滅に努めてまいりたいと存じますので、関係機関並びに市民の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

災害対策関係でございますが、去る6月11日から7月6日にかけて九州付近に停滞した梅雨前線の活発な活動により、人吉球磨地方におきましても激しい雨がたびたび観測されました。本市におきましては、球磨川の増水も心配されましたが、今回は長時間の降雨によって土砂災害発生の危険性が非常に高くなったため、災害対策本部は11日午後5時45分に大畑校区、田野校区、西瀬校区の川南地区合わせて20町内、1,910世帯を対象に避難勧告を発令いたしました。同様に、6月16日にも土砂災害発生のおそれがあるとして大畑校区、田野校区の12町内、845世帯のうち山間地にお住まいの方を対象に、午前11時30分避難準備情報を発令し、避難の呼びかけを行っております。

球磨川の水位は12日に最高で3.47メートルを記録し、警戒を高めましたが、その後は氾濫のおそれがある水位まで達することなく下降しております。また、心配された土砂災害も人や家屋への被害は発生せず、避難勧告発令から5時間15分後、避難準備情報発令から2時間30分後にそれぞれ解除しております。このたびの災害対応におきましても、災害対策支部を中心に地元町内会や消防団を初め関係機関の御協力により、1人の負傷者を出すこともなく円滑に避難行動ができましたことに心からお礼申し上げます。

防災関係でございますが、市民の皆様には防災情報、緊急情報などをいち早く、かつ広範囲に伝達する有効な手段として、防災行政無線の導入を計画しております。これまで庁舎内部でさまざまな情報伝達手段について検討を重ねてまいりました結果、デジタル方式の防災行政無線の整備に向けて、同報系無線、移動系無線と段階的に取り組んでまいりたいと存じます。

消防関係でございますが、去る8月21日に宇城市で開催されました第2回熊本県女性消防操法大会に、本市女性消防隊が出場いたしました。当日の天候はあいにくの雨で、どのチームも非常に厳しい条件のもとでの競技となりましたが、本市女性消防隊は前評判どおりの美しい操法に加え、悪条件の中でも確実にホースを連結し、参加13チーム中最速の53秒79という驚異的なタイムを出しております。その結果、前回覇者の美里町に惜しくも破れたものの、準優勝というすばらしい成績を手に入れました。優勝が目標であった選手達にとっては悔しさの残る大会となったようでございますが、昨年の男性の小型ポンプ操法の県大会優勝に続き好成績を残した本市消防団の実力はまさに全国レベルであることを証明し、市民に勇気と誇りを与えてくれたものと存じます。

女性消防隊隊員個々の鍛錬と強固な団結力、そしてたゆまぬ努力に対し改めまして深甚なる敬意を表するとともに、これまでおのこの女性消防隊員を支えていただきました勤務先の方々を初め、人吉下球磨消防本部、本市消防団、そして応援していただきました市民の皆様に対しまして、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

災害時の要援護者支援関係でございますが、本市におきましては平成20年に策定した災害時要援護者避難支援計画に基づいて、災害発生時に自力避難が困難な方々に事前に御登録いただき、避難を支援する体制を構築しているところでございます。しかしながら、登録された方の中でも支援体制が不十分であったり、支援が必要と思われる方でも未登録であるなどの状況が見受けられます。

そこで、「向こう三軒両隣 災害時要援護者等支え合い体制づくり事業」として、現在の登録者1,000人の方々について福祉関係情報の整理と支援体制の確立、避難所までの経路や支援する人を確認する災害時の支え合いマップづくり、地域の福祉施設と連携した避難所の確保などを進めております。今年度はモデル町内の取り組みをもとに、わかりやすい手引書を作成し、順次他の町内での取り組みが円滑に進むよう支援してまいり所存でございます。

地域福祉関係でございますが、8月から地域福祉計画に基づいた「出張 福祉相談会」を始めております。これは健康福祉部、消費生活センター及び本市社会福祉協議会の職員がチームをつくり、町内会館など住民の皆様への身近な場所まで出向いて相談会を開催するものでございまして、市民の皆様には相談しやすい環境を提供することで、事案の早期発見や早期対応などにつなげてまいりたいと存じます。これまでに3町内で実施しておりますが、これからは町内会長や民生委員児童委員、高齢者相談員の皆様には御協力いただきながら、月に

2カ所の開催を計画しているところでございます。

これは、私のマニフェストに掲げさせていただいている老後の安心生活支援を含んだ新健康管理センターという組織づくり構想の一環でもございまして、できるだけ早い時期にその体系化を図ってまいりたいと存じます。

自殺対策でございますが、近年、社会問題となっております自殺者の増加に伴い、本市におきましても悩みのある方を各種相談窓口につなげる人材をふやすことを目標に、各種啓発事業を行ってまいります。自殺予防に関する講演会などを開催するとともに、自殺予防の知識や相談窓口一覧を掲載したリーフレット、カレンダーの全戸配布などを計画しているところでございます。

高齢者福祉関係でございますが、来る10月16日、17日の両日、人吉スポーツパレスを会場に「ねんりんピック2011（ふれ愛）熊本囲碁交流大会」を開催いたします。平成22年4月に実行委員会を立ち上げて以来、実行委員、運営委員の皆様方を初め、多くの市民の皆様様の御提案、御協力を賜りながら準備を進めているところでございます。また、この大会を、全国へ向け本市をアピールする絶好の機会ととらえておりまして、全国各地から本市へお越しの選手、役員、応援の皆様を、「一声のあいさつ・一杯のお茶・一本の傘」のおもてなしの心でお迎えし、忘れ得ぬ人吉と感じていただけますよう、引き続き関係機関及び関係団体の方々を初め市民の皆様による取り組みを切にお願いする次第でございます。

介護関係でございますが、認知症が高齢者人口の10人に1人と言われる中、認知症に対する総合的対策が求められております。ことし6月、認知症医療の切り札として、国・県が全国的に配置を進めております認知症疾患センターが吉田病院内に設置されました。この認知症疾患センターは、早期診断、精神症状の治療のほか、地域の診療所や介護施設、地域包括支援センターとの連携による認知症ネットワークの形成などを目的としており、今後より一層地域の医療・介護と連携を図ってまいりたいと存じます。

このほか、外出先での体調不良や、帰り先がわからないなどへの対応としまして、SOSキーホルダーの作成配布、高齢者が困ったときに相談や協力をしていただく事業所などを明記したマップの作成、認知症徘徊模擬訓練や、認知症への理解を深めるための研修会などを行いながら、たとえ認知症になっても住みなれた地域で安心・安全に生活を続けていただけるよう認知症対策事業を推進してまいりたいと存じます。

健康づくり関係でございますが、本年も9月23日に第3回相良三十三観音めぐりウォーキング大会をねんりんピック2011（ふれ愛）熊本の協賛イベントとして実施する計画でございます。市民の皆様様の健康維持、増進を目的に、秋の一斉開帳に合わせ観音めぐりの札所を盛り込み、子供から高齢の方まで参加できるよう、3キロ、5キロ、10キロの3コースを設定いたしました。優しい観音様のお姿と温かいおもてなし、人吉の歴史と自然を楽しみながらウォーキングをすることにより、健康づくりや生活習慣病の予防・改善などのきっかけ

づくりになればと存じます。多くの皆様の参加をお願いする次第でございます。

農業振興関係でございますが、人吉きのこ生産組合では、国産キクラゲ生産による農産物のブランド化を目指されておりまして、6月末には生産施設28棟も無事完成し、7月から菌床キクラゲの栽培が始まり、8月末現在で既に20.8トンが出荷されているところでございます。当組合では、種菌メーカーの森産業株式会社の指導のもと、30戸の組合員がキクラゲ栽培技術のより一層の向上を図りながら、高品質キクラゲの安定的な出荷を目指されており、本市といたしましても、これらの取り組みに対し引き続き支援を行ってまいりたいと存じます。

地産他商推進事業でございますが、本市農産物の販路拡大を目指し、地産他商の事業展開を行っているところでございまして、そのためにはまず本市の知名度を上げることが大変重要になるものと存じます。そこで、本年度はJ Aくまと連携いたしまして、都市圏でPRイベントを開催し、本市の知名度アップと安心・安全な農作物のPR及び販売促進につなげてまいり所存でございます。

まず、10月6日から11日まで「人吉球磨・目指そう日本一フェア」を千葉県ダイエー新浦安店において、次に11月23日から29日まで東京都庁全国PRコーナーにおいて「人吉球磨の味めぐり～母ちゃんの手塩 in 東京都庁」と銘打ち、それぞれ約1週間にわたりPRイベントを開催いたします。これらのイベントには都市圏の消費者はもとより、観光客や関東圏在住の本市出身者など多くの集客を見込んでおりまして、本市のPRを兼ねた農産物の販売促進につきまして、大いに期待できるものと存じます。

また、10月28日、29日の両日は、東京の藤田観光株式会社代表取締役社長、末澤和政氏を本市にお招きし、まちづくり親善大使就任式と講演会、そして地元シェフとの交流会を開催いたします。藤田観光株式会社は、東京の椿山荘や箱根の小湧園、そして全国のワシントンホテルなどを経営する企業でございまして、現在、農産物購入など本市の農業を応援していただいているところでございます。

このほかにも各種商談会での交渉や企業訪問を行いながら「農業で食べられるまち」を目指し、事業展開をしてまいり所存でございます。

商工関係でございますが、西九日町商店街におきましては、現在、九州電力並びにNTT西日本の御協力によりまして、老朽化した電柱の建てかえを実施していただいております。電柱の色調は白から城下町の風情に配慮したブラウンに統一され、東九日町商店街とつながる落ち着いた町並みを形成できるものと存じます。今後、県による歩道整備、西九日町商店街振興組合による歴史、文化などを伝える石柱表示板の設置が計画されておりまして、町なか散策の新たな魅力となることが期待されるところでございます。

企業誘致関係でございますが、今般、企業を支援する優遇制度につきまして適用工場などの条件緩和を図り、企業が立地しやすい支援環境を構築するとともに、地元企業の事業拡大

を支援する制度により雇用創出を促進してまいりたいと存じます。また、誘致活動につきましては、これまでに東京ビックサイトで開催されました「企業・工場誘致フェア」への出展による情報発信、並びに関東、関西地区への個別企業訪問を実施いたしております。今後も、本市の立地環境や優遇措置などを御案内しながら企業動向を的確にとらえた誘致活動を積極的に展開してまいりたいと存じます。

観光客の誘客を人吉球磨一帯となって推進しております「ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン」でございますが、本年度は、従来の事業に加えまして観光PRを今までにない新しい切り口で展開しております。

東京の出版社である白泉社が発刊する月刊「L a L a」に、平成15年から連載されている漫画「夏目友人帳」の作者の緑川ゆきさんが本県出身でございまして、この作品のテレビアニメ版の中で使用されている風景の多くが人吉球磨地方であるということから、一昨年からは観光PR事業に使用させていただけないか出版社と協議をしてみたいところでございます。本年、御協力いただけることとなり、このアニメの3期目の放映にあわせて「夏目友人帳」と共同による観光ポスターや、人吉・球磨探訪マップを作成いたしました。また、出版会社側と人吉球磨が連携してお互いのPRに取り組んでおり、大変好評を得ているところでございます。

このアニメにつきましては、本県内でも9月末から深夜放送が決定しておりまして、以前放映された1期目、2期目と合わせて、さらに人吉球磨への注目度が高まるものと期待しているところでございます。今後も関係各位の協力を賜りながら旬夏秋冬キャンペーン事業を展開してまいりたいと存じます。

今回で6回目を迎えます、秋のじゅぐりっと博覧会でございますが、九州新幹線全線開業に対応し、人吉を訪れる観光客の皆様を町なかへと誘い、地域の皆様とともに作り上げるおもてなしイベントが9月23日から始まります。期間中は、さまざまな町なかイベントを初め、出水中央高校演奏会などの音楽コンサートや灯りのイベントのほか、中心市街地の各所で資料展示を行う歴史文化回廊の開催、SL人吉のお迎え・お見送りおもてなし事業などを計画しているところでございます。じゅぐりっと博覧会を初めとする人吉の特色を最大限に生かした魅力あるおもてなしイベントを官民一体となって取り組みまして、本市の宝を活用した観光の受け皿づくりに邁進してまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、路面状況の悪い市道につきましては、昨年度から社会資本整備総合交付金を活用し舗装工事を行っておりまして、今年度は、紺屋町東間線外6路線の工事を計画しております。今後、順次工事に着手し、早期完成に向け鋭意努力してまいります。また、生活関連道路の整備でございますが、道路拡張工事を実施しております西駅嵯峨里線（嵯峨里地区）は、平成21年度から事業を進めてまいりましたが、本年度の工事ももちまして完了の予定でございます。その他の生活関連道路の整備につきましても、今後、順次進め

てまいりたいと存じます。

市営住宅関係でございますが、市営住宅児童遊園の遊具につきましては、住宅建設とともに設置されたものが多く、経年とともに劣化している状況でございます。今後点検を行いながら危険なものは撤去し、計画的に新設を行うことで、誰もが安心・安全に遊べるような維持管理に努めてまいりたいと存じます。

去る7月10日にカルチャーパレスにおきまして、本市、熊本県立大学及びくまもと緑・景観協働機構の共催による「緑のリレーフォーラム in ひとよし」を開催いたしました。これは、本市と熊本県立大学が包括協定を締結している縁もありまして、実現したものでございます。当日は、三重大大学の非常勤講師で庭園研究家の野村勘治氏の基調講演を初め、農学博士の蓑茂寿太郎県立大学理事長と私を含めた鼎談「歴史的資源を活かしたこれからのまちづくり」を行い、庭園都市にふさわしい庭の磨き上げへの展望や、本市に合う植物の話、さらにはおもてなしや観光振興といった話にまで及びました。本市のまちづくりにおいても市内に点在する歴史的な「庭園」に光を当てるという新たな視点を、御来場いただいた皆様と共有することができたものと存じます。

学校教育関係でございますが、夏休みパワーアップ教室を7月21日から29日までの土曜日、日曜日を除いた7日間、市内の6小学校を会場に、エアコンが整備された教室で実施いたしました。受講者は、市内小学校3年生の希望者191人で、指導には学習サポーターとして教員免許を有する38人の退職された先生方、また、学習サポーター補助として球磨工業高校生5人に協力をいただきました。子供たちは学習サポーターの指導のもと、本市教育委員会で準備した国語と算数の問題集を一生懸命に解き、基礎学力の定着と向上を図ることができたものと存じます。

また、保護者の方々からこれまで同様に、子供たちが喜んで学習に取り組むようになった、とてもありがたいなど、感謝と喜びのメッセージを多数いただいたところでございます。現在、学習サポーターの先生方と反省会を実施し、また、学校関係者の方々と協議を行い、放課後パワーアップ教室の取り組みを進めているところでございます。

文化振興関係でございますが、7月1日付で教育部の組織及び事務分掌の一部見直しを行い、これまで文化振興課が所管しておりました文化振興部門を、施設管理課から名称を新たにいたしました市民文化課に移管しております。今後、カルチャーパレスを中心に文化振興のハード面とソフト面が両輪となり、犬童球溪顕彰音楽祭や人吉球磨総合美展、自主文化事業などを通して、人吉球磨の文化の殿堂として、より積極的な文化活動を展開してまいりたいと存じます。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第58号及び議第59号の2件は、6月30日に専決処分いたしました条例の一部改正につき

まして、議会の承認を求めるものでございます。

これは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が国会で平成23年6月22日に成立、同年6月30日から施行されたことに伴い、人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容としましては、寄附金税額控除の適用対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を追加、秩序犯に係る過料の改正、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の追加などでございます。

議第60号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、人吉市社会福祉協議会が行う災害救援ボランティア養成事業に対する補助金の補正を行うものでございます。

歳出におきまして、3款民生費に人吉市社会福祉協議会への補助金900万円を計上し、予備費を同額減額補正いたしております。現計予算内での組み替えでございますので歳入の補正はございません。

議第61号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、国・県の補助事業の内示・申請などに伴う補正のほか、人事異動に伴う人件費及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4億250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億7,150万2,000円とするものでございます。

議第62号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、保険給付の国庫負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億7,335万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億5,251万1,000円とするものでございます。

議第63号平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、平成22年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3,737万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,515万円とするものでございます。

議第64号平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか介護保険事業費補助金、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ9,225万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,770万3,000円とするものでございます。

議第65号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第1号）は、主に繰越金の増に伴うものでございまして、歳入歳出にそれぞれ159万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,086万7,000円とするものでございます。

議第66号平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を265万6,000

円減額し、支出予算総額を4億7,864万8,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費に3万1,000円を追加し、支出予算総額を2億5,890万円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,609万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額802万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,579万1,000円と繰越利益剰余金処分額3,228万円で補てんすることにいたしております。

議第67号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、人事異動に伴う人件費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ6,303万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8,397万円とするものでございます。

議第68号平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第1号）は、梢山工業団地I区画への企業立地を促進するため、環境整備を図るフェンス設置の工事請負費などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ372万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を630万8,000円とするものでございます。

議第69号平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定についての案件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議第70号人吉市暴力団排除条例案は、熊本県が暴力団排除条例を制定し、暴力団排除の取り組みを強化していることにかんがみ、本市においても暴力団排除の機運を高めるとともに、暴力団の排除に向け、市、市民、事業者等が一体となった取り組みを推進するため条例を制定するものでございます。

議第71号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、スポーツ基本法が公布、施行されたことに伴い、体育指導員がスポーツ推進委員に改められたため、条例の一部を改正するものでございます。

議第72号人吉市企業立地促進条例の一部改正案は、条例が適用できる企業の立地の条件を緩和すること、また優遇制度を拡充することにより企業が立地しやすい環境をつくり出し、企業の立地促進をより一層図るため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げますが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは議第60号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）及び議第61号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）の補足説明をさせていただきます。

初めに、議第60号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）の補足説明でございます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費900万円の増額は、人吉市社会福祉協議会が実施主体として行います、災害救援ボランティア養成事業に対する補助金でございます。これは、今年3月11日に発生しました東日本大震災の被災地に本市のボランティアの方々を派遣し、被災地におけるボランティア活動及び支援を行うことで災害救援ボランティアの養成を行う事業でございます。事業の概要でございますが、福島県南相馬市へ10月13日から11月28日まで、7陣に分かれて49名の派遣を予定をいたしております。派遣期間は、1陣当たり5日間でございますが、行き帰りの移動がございますので実働期間としては3日間でございます。活動内容は、その時々ニーズに合わせた活動となっておりますが、計画といたしましては、現地ボランティアセンターのあっせんによる被災家屋からの泥出しや流出物の洗浄などを一日、仮設住宅集会所でのサロン活動を2日間行うものとなっております。また、あわせて派遣の前後に研修を行い、災害救援ボランティアとしての自覚と能力の向上、ボランティア登録の推進に努めることとしております。費用負担でございますが、交通費、宿泊費、保険につきましては、社会福祉協議会で負担することとしております。その他の食費等につきましては参加者に御負担いただき、無償でのボランティア活動をしていただくこととしております。補助金の内訳でございますが、ボランティア参加者及び同行者の旅費などが818万円、ボランティア保険料が4万円、被災地におけるサロン運営費35万円、事務費等43万円の合計900万円となっております。予算を御議決いただきましたら、速やかに市民の皆様や各種団体への募集活動をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、14款、1項、1目予備費を900万円減額いたしております。歳出予算の組み替えでございますので、予算総額の変更はございません。

以上で、平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）の補足説明を終わります。

引き続き、議第61号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）について、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

第2条の債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により御説明いたします。

第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為は、市税の滞納整理業務に新しいシステムを導入し事務処理をするものでございまして、平成24年10月の導入を予定し、システムリース料の債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。

第3表地方債補正の追加につきましては、社会資本整備総合交付金事業債のほか3件でございます。社会資本整備総合交付金事業債は、社会資本整備総合交付金事業の道路及び橋梁の改良工事などや公園長寿命化計画策定業務に対する起債でございまして、充当率90%の4,820万円を計上いたしております。公営住宅屋上防水改修事業債は、市営住宅老神団地ほか2団地の屋上防水改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の800万円を計上いたしております。中学校プール改修事業債は、第三中学校のプールサイド改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の200万円を計上いたしております。現年発生補助災害復旧事業債は、平成23年6月の豪雨により発生した古仏頂於鹿倉線の道路災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100%の80万円を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。次に、地方債の補正の変更でございしますが、臨時財政対策債は発行可能額が確定したことに伴う限度額を変更するものでございます。地方道路等整備事業債は、市道及び農道の改良工事等の追加に伴い限度額を変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入でございまして、10款、1項、1目地方交付税1億9,851万7,000円の増額は、地方交付税のうち、普通交付税の交付額の確定に伴う増額でございまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金166万7,000円の増額は、平成23年6月18日から19日にかけての豪雨により発生した市道古仏頂於鹿倉線道路災害復旧工事に対する国庫負担金でございまして、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金118万2,000円の増額は、大腸がん検診事業に交付される感染症予防事業費等補助金でございまして、

10ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金233万7,000円の増額は、災害時に高齢者や障がい者などを地域ぐるみで支援する体制を構築する地域支え合い体制づくり事業費補助金などでございまして、同じく、2節児童福祉費補助金173万円の増額は、児童虐待防止のための体制強化及び広報啓発を行う事業に対して交付される、児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金の内示に伴うものでございまして、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金672万4,000円の増額は、地域と調和した企業等の農業参入を核として地域振興に取り組む事業に対して交付される企業等農業参入支援事業費補助金や自脱型コンバインの購入に対して交付される熊本土地利用型農業緊急支援事業費補助金などの内示に伴うものでございまして、同じく、2節林業費補助金1,019万7,000円の増額は、農林産物に被害を与えるシカなどの捕獲事業に対しての特定鳥獣適正管理事業費補助金、民有林整備事業に対して交付される森を育てる間伐材利用促進事業費補

助金などの増額補正でございます。6目土木費県補助金、2節道路橋梁費補助金250万5,000円の増額は、県の産業廃棄物税を財源といたしまして、産業廃棄物最終処分場エフ・エム・クリーン株式会社周辺環境整備に対して、産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金が交付されるものでございまして、道路改良事業に内示があったものでございます。

11ページを省略し、12ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入、1節総務費雑入875万4,000円の増額は、人吉球磨広域行政組合の旧食肉センター廃止に伴う精算金、永野町公民館屋外放送設備整備事業に対する財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金などでございます。次に、8節消防費雑入128万5,000円の増額は、県道上漆田東間下線の道路改良工事にかかわる防火水槽の移転補償費として県から交付されるものでございます。

21款市債につきましては、第3表地方債補正で御説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

次に、歳出でございます。各款項目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金の増減につきましては、人事異動に伴うもののほか共済組合負担金の負担金率の改正によるものでございまして、説明を省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,324万7,000円の増額は、永野町公民館の屋外放送設備整備事業に対する地区公民館施設整備費補助金10万円及びコミュニティ助成事業補助金250万円などでございます。

15ページをお願いいたします。6目財産管理費、13節委託料319万5,000円の増額は、旧中津留美術館跡地の測量と建物解体の設計業務委託料でございます。7目企画費1,448万9,000円の増額は、人吉インターチェンジにございます高速バス待合所の整備事業に係る人吉・球磨公共交通活性化協議会負担金、くま川鉄道の損失補てんを行うくま川鉄道経営安定化補助金及び市制施行70周年記念事業にかかわる経費が主なものでございます。

17ページ、18ページは省略させていただきます。19ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費18万4,000円の増額は、歳入で御説明申し上げました地域支え合い体制づくり事業の災害時に高齢者や障がい者などを地域ぐるみで支援する体制を構築する手段として災害図上訓練、略してDIGとっておりますが、これを行い、その模様をDVD化するための委託料などでございます。

20ページを省略し、21ページをお願いいたします。6目老人福祉センター費323万6,000円の増額は、老人福祉センターから出水川へ流れる暗渠型用水路が老朽化しておりますので、水路を改修する工事費などでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費190万1,000円の増額は、歳入で御説明申し上げました児童虐待防止対策緊急強化事業の経費が主なものでございます。

22ページは省略し、23ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目健

康増進費338万2,000円の増額は、大腸がんの発症率が高くなる40歳から60歳までのうち、5歳刻みの年令の方を対象に大腸がん検査キットを送付・回収し、検査機関で検査する感染症予防事業等に要する経費が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。5款労働費、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費1,098万6,000円の増額は、県の基金を活用した雇用対策事業の緊急雇用創出交付金の追加内示に伴うものでございまして、耕作放棄地を活用した農業生産技術習得支援事業及び図書館所有のマイクロフィルム保存古文書のデジタルデータ化による活用事業の委託料でございませ

す。25ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費897万8,000円の増額は、東京都庁や首都圏の大型スーパーで開催される農産物等販売イベントを利用して、キクラゲなど本市の農産物をPRする事業に要する経費や、ベビーリーフの生産販売を計画されている法人の施設整備に対する企業等農業参入支援事業補助金、自脱型コンバインの購入を計画されている大畑営農生産組合への補助金が主なものでございます。5目農地費890万円の増額は、老朽化により水漏れが発生している下林地区ほか1カ所の水路改修のための測量設計委託及び農道野口2号線改良工事でございます。

26ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費3,041万1,000円の増額は、山間地域において発生しております、シカ、サルによる被害防止対策として駆除活動を行う特定鳥獣適正管理、有害鳥獣被害対策事業の経費や市有林の間伐、苗木の新植にかかわる経費及び民有林に対する作業道開設事業補助金などでございます。

27ページをお願いいたします。7款、1項商工費、1目商工総務費、28節繰出金299万9,000円の増額は、梢山工業団地I区画のフェンス設置工事に対する工業用地造成事業特別会計への繰出金でございます。3目観光費、981万2,000円の増額は、人吉温泉観光協会補助金が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費9,427万3,000円の増額は、赤池水無第1号線ほか14路線の道路改良及び側溝改良などでございませ

す。29ページをお願いいたします。3項住宅費、1目住宅管理費2,573万円の増額は、老神団地ほか4団地の屋上防水改修、給水管改修工事や各団地の老朽化した遊具の撤去工事費が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。9款、1項消防費、2目非常備消防費42万3,000円の増額は、本年10月19日に横浜市で開催される第20回全国女性消防操法大会の視察研修のため、本市女性消防隊を派遣する経費でございます。

31ページをお願いいたします。3目消防施設費702万円の増額は、防災行政無線整備事業の実施設計業務委託料などでございます。5目災害対策費419万円の増額は、山間部の避難

所に備蓄品として食料、飲料水、毛布などを購入する経費などでございます。

32ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費1,569万6,000円の増額は、人吉西小学校耐震及び大規模改修設計業務委託料などでございます。3項中学校費、3目学校建設費271万6,000円の増額は、第三中学校プールサイド改修工事費でございます。

33ページをお願いいたします。5項社会教育費、5目文化財保護費504万円の増額は、市内にある歴史的な日本庭園を地域資源として活用する歴史的庭園群保存活用事業に係る経費や、人吉城跡内郷義館跡に保管しておりました五木の子守唄の歌碑を九日町の大橋際の緑地帯に移転する工事費が主なものでございます。

35ページをお願いいたします。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費1,470万円の増額は、6月11日から19日にかけてと7月6日の豪雨により発生した市道及び河川の災害復旧工事などでございます。14款、1項、1目予備費を2,465万6,000円増額いたしております。

大変長くなりましたが、以上で議第60号及び議第61号について補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○水道局長（田中幸輔君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第69号平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定につきまして補足説明をさせていただきます。

決算書の2ページと3ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。金額は消費税込みの額でございます。まず、収入でございますが、第1款水道事業収益、予算額5億8,621万3,000円に対しまして決算額5億8,865万9,927円で、予算額に対し244万6,927円の増となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額5億8,512万2,000円に対し、決算額5億8,755万4,826円で243万2,826円の増でございます。第2項営業外収益、予算額108万8,000円に対し、決算額109万7,105円で9,105円の増でございます。第3項特別利益、予算額は3,000円に対し、決算額7,996円で4,996円の増となっております。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用、予算額5億3,087万2,000円に対し、決算額4億8,328万4,209円で不用額4,758万7,791円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億6,998万5,000円に対し、決算額4億2,657万1,552円で不用額4,341万3,448円でございます。第2項営業外費用、予算額5,619万2,000円に対し、決算額5,469万777円で不用額150万1,223円でございます。第3項特別損失、予算額269万5,000円に対し、決算額202万1,880円で不用額67万3,120円でございます。第4項予備費、予算額200万円に対し、支出額はございませんでしたので全額不用額となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。金額は消費税込みでございます。まず、収入でございますが、第1款資本的収入、予算額3,092万2,000円に対し、決算額3,093万630円で、予算額に対し8,630円の増となっております。そ

の内訳でございますが、第1項企業債、予算額3,000万円に対し、決算額は同額の3,000万円でございます。第2項工事負担金、予算額92万1,000円に対し、決算額は同額の92万1,000円でございます。第3項固定資産売却、予算額1,000円に対し、決算額9,630円で8,630円の増となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、予算額3億6,260万4,000円に対し、決算額3億5,489万1,389円で不用額が771万2,611円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額2億1,693万2,000円に対し、決算額2億1,122万691円で不用額が571万1,309円でございます。第2項企業債償還金、予算額1億4,367万2,000円に対し、決算額1億4,367万698円で不用額が1,302円でございます。第3項予備費、予算額200万円に対し、支出額はございませんでしたので全額不用額となっております。

下の欄外でございますけれども、そこをごらんください。資本的収入額3,093万630円が、資本的支出額3億5,489万1,389円に対し不足する額3億2,396万759円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額943万3,806円、当年度分損益勘定留保資金1億5,520万8,062円、繰越利益剰余金1億5,931万8,891円で補てんをいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、これは平成22年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益5億6,109万5,908円に対しまして、2の営業費用は4億2,204万3,981円で差引営業利益は1億3,905万1,927円でございます。次に、3の営業外収益109万7,168円に対し、4の営業外費用4,253万6,277円で、その右の欄でございますけれども4,143万9,109円の不足を生じます。上の営業利益からこの不足額を差し引いた営業利益は9,761万2,818円となります。これに、5の特別利益、6の特別損失を加減した、下から3行目でございますけれども、当年度純利益は9,569万1,982円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億8,478万1,004円を加えた当年度末処分利益剰余金は4億8,047万2,986円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。平成22年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。当年度末処分利益剰余金4億8,047万2,986円のうち、減債積立金として1億5,931万8,891円、建設改良積立金として3,000万円、合計1億8,931万8,891円の処分を予定しております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は2億9,115万4,095円となります。

以上が、議第69号平成22年度人吉市水道事業特別会計における決算の概要でございます。なお、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員によります決算意見書なども添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） 先ほど、議会運営委員長から報告があり、決定しましたとおり日程第5、議第60号については本日採決をいたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議、

採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議、採決をいたします。

議第60号について、質疑はありませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 議第60号に対し質疑いたします。

このボランティア事業の趣旨や研修内容について、そのものについて反対するものではないです。ただ、ボランティアの派遣先が放射能汚染地区という地域でもあります。そのリスクについての説明が不十分と思われまます。放射能汚染地区を差別するとかそういう意図も毛頭ございませんが、大震災と原発事故が時間的経過を経る中で、派遣先の南相馬市の様子が刻々とわかるようになってきております。先遣で8月上旬に当地に行かれた担当課の話では、ボランティアを派遣する地区は南相馬市の東京電力福島第一原発から20キロから30キロ内と、そして活動拠点の30キロ台に当たる所で、当地の皆さんは普通に生活されておるといふことと、この地域に出されていた屋内退避区域の指定が近々解除されるとの説明があったと、当時の様子を説明されたところでございます。

ところで、8月29日になって文部科学省が福島第一原発より100キロ圏内の土壤汚染の地図を公表しております。まさしく遅きに失した感がございますが、それによりますと南相馬市を含む20キロ圏内に入る地域では、チェルノブイリ原発事故での強制移住基準1平方メートル当たりの放射性セシウム137が148万ベクレルを超える100万ベクレルから300万ベクレル検出されたということでございます。また、南相馬市のボランティア派遣先であります20キロから30キロ内と活動拠点の30キロ外でも、チェルノブイリ原発事故での一時移住区域1平方メートル55万5,000ベクレル、希望移住区域1平方メートル当たり18万5,000ベクレル、放射性管理区域1平方メートル当たり3万7,000ベクレルを超える地区がほとんどという調査結果を公表しております。そのことがどう人体に影響するのか知る由もございませんが、ここで質疑をいたします。この文部科学省の土壤汚染の地図の公表が行われたことに対する見解と、その地図の発表後においても計画は変わらないのか、質疑いたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

御質問のありました文部科学省の放射性セシウムの土壤濃度マップにつきましては、東京電力福島第一原子力発電所からおおむね100キロメートル圏内の約2,200カ所において、表層5センチの土壤を採取し分析を行ったものでございます。文部科学省の報道発表及び新聞の報道などによりますと、最も高かったのは原発のある大熊町で1,545万ベクレル、南相馬市、富岡町、双葉町など6市町村34地点でチェルノブイリ原発事故の際に居住が禁止された148万ベクレルを上回ったとのことございました。地図を見ますと、これまで行われてきまし

た航空機によるモニタリング手法による測定結果や空間線量と同様の傾向を示しており、汚染度が高い地域は、立ち入りを禁止されている原発から20キロ圏内の警戒区域と飯舘村などの計画的避難区域となっているようでございます。

南相馬市において100万ベクレル以上の高い数値を示している測定箇所につきましても、立ち入り禁止となっている警戒区域の原発より南の端となっているようでございます。今回、ボランティアを派遣します区域につきましても、仮設住宅が建設されております30キロ圏外の地域であり、また、作業の中心は室内での作業となりますことから、放射線による影響は少ないものと考えております。また、ボランティアの方の受ける放射線量につきましても、30キロ圏内の南相馬市総合庁舎前の放射線量が、昨日午前8時時点で1時間当たり0.42マイクロシーベルトでございます。これは、福島市の1.06マイクロシーベルト、郡山市の0.92マイクロシーベルトよりも低い数値でございます。5日間滞在いたしましても1年間に受ける放射線量は約400マイクロシーベルトとなり、原発事故以前から定めてあります安全基準年間1,000マイクロシーベルトを大きく下回る数値でございます。以上のことから、ボランティアの皆様の安全は十分確保でき、事業についても計画通り実施できるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 計画ではこれから募集を行い、10月上旬に事前研修を行い、それから10月13日より11月25日にかけて順次、派遣研修を行うようになっておりますが、ボランティアの皆さんに対し、この土壌汚染の現状等、放射能のリスクについてどのように説明され、またどのような対策をとっていかれるかについて質疑いたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

まず、9月27日に申し込み締め切り前に募集についての説明会を開催いたします。それから、10月4日にボランティアに参加いただく申し込みをされた市民の皆様に対して事前研修を行いたいと考えております。その際には、現地の状況の説明とあわせて放射線についての基礎知識、現地の放射線の状況、注意点などを説明させていただくことといたしております。放射線につきましても、参加される市民の皆様も不安を感じていらっしゃるものと存じますので、わかりやすい資料をもとに御納得いただけるよう丁寧に説明をしてみたいと存じます。

次に、安全対策でございますけれども、派遣しますボランティアには社協もしくは市の職員1名が同行してまいります。その職員は放射線を測定する線量計を常に持参し、活動場所での放射線量を常に確認するよういたしております。また、参加していただくボランティアの皆様にも安全を確保するための留意点などをまとめた資料を配付し、現地でも活動の助言等を行ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、ここで要望でございますがいいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 質疑2回となっておりますが、議長のお許しを得ましたので要望としたいと思います。

ただいま部長のほうから御答弁いただきましたが、まだまだ対策としては、現地の様子がよくわかっていないと思われまふ。報道等によりますと、米の放射性セシウムの暫定基準値は1キロ当たり500ベクレルだそうでございます。それ以上の米は食しないほうがよいということでございます。先ほど申しましたように、土壌からは高濃度の放射性セシウムが検出されているわけでございます。ですから、なるべくそういう土壌汚染に触れないような、例えば報道されているように、屋外にあっては水たまりや雨どいの下等のホットスポットに容易に触れないといった行動を取ってもらうことも大切と思われまふ。これから事前研修もあると思われまふ。研修先でも放射性関係に詳しい人もおられると思われまふ。そういう関係の情報や連絡を取りながら対策を取っていただきたいと思います。そして、ボランティアの皆さんには十分にこの放射能汚染のリスクを説明いただき、理解を得て、この事業の遂行に当たっていただくことをお願いしておきたいと思われまふ。

それと、マスコミ等によって決定されたように報道されております。これは少々議会無視みたいになっておりますので、マスコミ対策もよろしくお願ひを申し上げまして要望いたします。終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑もないようですので、採決いたします。

議第60号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めまふ。

よって、議第60号は、原案可決確定いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時57分 散会

平成23年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成23年9月13日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成23年9月13日 午前10時 開議

- 日程第1 議第58号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第2 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議第61号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第62号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第63号 平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第64号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第65号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第66号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第67号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第68号 平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第69号 平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 議第70号 人吉市暴力団排除条例の制定について
- 日程第13 議第71号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第72号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 一般質問

1. 田 中 哲 君
 2. 豊 永 貞 夫 君
 3. 平 田 清 吉 君
 4. 大 塚 則 男 君
 5. 笹 山 欣 悟 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝君
副市	長	高橋	隆君
監査	委員	篠崎	國博君
教	育長	堀	秀行君
市長	公室長	久本	一富君
総務	部長	坂崎	博憲君
市民	部長	山本	政義君
健康	福祉部長	今村	朱美君
経	済部長	松田	知良君
建	設部長	中村	明公君
市長	公室次長	愛甲	秀樹君
総務	部次長	中村	則明君

市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	松岡誠也君
経済部次長	大淵修君
経済部次長	福山誠二君
建設部次長	木村秀敏君
企画課長	小林敏郎君
財政課長	告吉眞二郎君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監査委員 監事務局長	大平正君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。

ことは3月11日の東日本を襲った未曾有の大震災。それに7月、新潟県、福島県を襲った集中豪雨災害。それに紀伊半島、和歌山県、奈良県、それに三重県に甚大な被害をもたらしました台風12号と大きな被害が続いております。昔より、えとのうさぎ年にはよく荒れると言われております。まさしく言い伝えどおりといった感がございます。これ以上災害が起きなければいいがなと、このようにも思っているところでございます。

今回、1点目に、教育問題より武道の必修についてと、2点目に、農業問題よりジャンボタニシについてを通告しております。それぞれ一般質問の通告書の要旨によりまして質問したいと思います。

1点目の質問でございますが、来年度から中学校で男女とも、武道が必修科目となるそうでございます。平成20年12月議会に西議員も武道必修の対応ということで質問されておりますが、来年から中学校へ上がる保護者の方から聞いた話では、まだ何の説明会もないと、また用具の負担等はどうなるのか心配ですといった話も聞いております。日本古来の伝統的文化を学ぶ、それに健全な心身の発達、または礼儀を重んじるといった観点から、私も大変この素晴らしい教育の一環であろうと思っております。

そこで、この中学校での武道の必修とはどういうものか。そして文科省において導入までにどういった論議がされ、どういう経過をたどり、どういった目的で導入を目指そうとしているのか、最初に教育長にお尋ねします。

それに、必修科目となる武道は何と何か。次に対象学年は全学年か。必修科目となると、当然全学生が履修しなければならないことになると思いますが、身体的・精神的に武道を履修できない生徒はどうなるのかお尋ねします。また、成績評価はどのようになるのかどうか。それに履修時間はどのくらいなのか。それと授業時間ごとの到達度といいますか、この習熟度というものはあるのかどうか。もしくは学年ごとの習熟度、例えば柔道では受け身ができ

るようになるとか、投げわざ、寝わざができるようになるとかが決められているのかお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。お答えいたします前にお断りをしておきたいと思えます。質問内容が多岐にわたっておりまして、少し時間をとるかもしれません。お許しをお願いしたいと思います。

まず、一般的に言われております武道の必修化という言葉が指す内容について、最初に確認させていただきたいと存じます。現行の中学校学習指導要領では、中学1年生の保健体育の授業の一領域として、武道またはダンスのいずれかを選択履修することになっております。これが来年度から全面実施となる新しい学習指導要領では、中学校1年及び2年で、武道、ダンスも含めますが、これを必ず履修させるように変更されているところでございます。つまり、来年度からの中学1年及び2年は、保健体育の授業において、体力づくり運動、器械運動、陸上競技、水泳、球技、ダンス、体育理論、保健分野、武道を履修することになります。したがって、武道の必修化とは、新たに武道という教科や特別な時間が設定されるのではなくて、保健体育の授業の旧領域のうちの一つとして、これまでは選択履修であった武道を必ず取り扱わなければならなくなったということに御理解をいただければと存じます。

なぜこのような流れになったのかについてでございますが、新しい学習指導要領では、武道について、武道は武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となるわざを身につけ、相手を攻撃したり、相手のわざを防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動である。また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動であると、そのように示されているところでございます。これは平成18年12月に改正されました教育基本法第2条第5項、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに云々、そういう規定を受けた教育内容の改善の一つでございます。教育基本法の改正後、平成20年1月に出されました中央教育審議会の答申の教育内容に関する主な改善事項の中で、伝統や文化に関する教育の充実、そういう項目の中で、保健体育科では武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化により一層触れることができるようにすることが重要であると示されております。この答申を受けて学習指導要領が改定され、これまでは選択履修であった武道が必修化されたと理解しているところでございます。

次に、必修科目となる武道は何かという御質問でございますが、学習指導要領では、武道については従前どおり柔道、剣道、相撲の中から選択して履修できるようにすることと示されております。さらに、対象学年でございますが、中学校1年及び2年のすべての生徒、男女ともに履修し、中学3年は選択領域の一つとして武道が上げられておるところでございます。

ます。

また、学習の評価及び到達度のことについてでございますけれども、学習指導要領では、技能、態度、知識、思考、判断の各観点において、身につけるべき内容が示されてあります。例えば剣道の技能では、体さばきでは相手の動きに応じて歩み足や送り足をすることなどです。実際の授業ではそれぞれの観点について各学年にわたって授業ごと、単元ごとに到達すべき目標が各学校で設定され、他の教科学習と同様に評価基準と照らし合わせて、5段階での評価がなされることになっております。繰り返しになりますが、武道も保健体育領域の一つですから、最終的には陸上競技等の他の領域評価とあわせて、保健体育の成績としての総合評価が出されることになります。

続いて、配当時間でございますけれども、指導要領にはその内容の習熟を図ることができるように考慮して配当することと示してあるだけでございます。したがって、各学校等の実態を踏まえ、各学校で適切な時間配当がなされることになります。ちなみに、本市中学校1、2年で、年間5ないし6時間程度、学校によっては多少差があるところでございますが、そういう時間を武道に充てる計画になるようでございます。

最後に、諸事情により武道を履修できない生徒についてでございますけれども、これは何らかの理由で陸上競技や水泳などに参加できない場合と同様、生徒本人や保護者との十分な相談の上、各学校の判断により適切に対応されることになります。例えば、本人ができる範囲で実技に取り組むなどの工夫が考えられると思います。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 2回目でございますが、答弁では武道は剣道、柔道、相撲の中から選択するようになっていたとの答弁でございました。日本古来の武道にはほかにもあると思います。例えば、女子でいえばなぎなたなど、また、弓道もあるわけでございますが、同じ武道として、これは剣道、柔道、そのほかの武道では履修できないのかもお尋ねいたします。

次に、来年の4月から必修科目となると、時間的に約半年余りでございますが、現場の施設面は大丈夫なのかどうか。特に相撲の履修のための相撲場の整備はどうなっているのか。私たちの時代は中学校に相撲場があったと思いますが、現在はどうなっているのか。それと、それぞれの武道の用具はどうなるのか。個人、つまり親の負担でそろえるのかどうかお尋ねいたします。

それと、来年からのこの武道の必修化について近所の保護者に尋ねてみましたところ、まだ何の説明会もないということでございましたが、保護者には周知徹底ができているのかどうか。できていないとすれば、今後どういう予定で行うのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。お答えします。

指導要領では、柔道、剣道、相撲の中から選択するようになっておりますので、原則と

してはこの中から学校が選択することになります。ただし、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道を履修させることも可となっています。また、原則としてその他の武道が、示された各運動種目に加えて履修させることとなっておりますが、地域や学校の特別な事情がある場合には、かえて履修させることもできると指導要領解説に記載されております。なお、指導要領解説にはその他の武道として、弓道、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道が示されております。

次に、相撲場についてでございますが、本市2中学校では剣道を、1中学校では剣道及び柔道を選択履修することを含めて校内で現在検討中と聞いておりますので、相撲場の整備は特に必要ないと考えております。また、武道必修化に伴う用具については、剣道の場合はすべて学校予算で整備をしております。保護者の負担は一切ないとのことでございます。柔道を履修する結果になった場合の保護者負担については、現時点ではまだ未定というふうなことでございます。

最後に、保護者への周知徹底についてでございますが、現段階では十分に周知ができていない状況ではないようでございますけれども、今後、周知等を含めて検討が各学校でなされ、適切に対応されると存じます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 3回目でございますが、ただいまの答弁で、本市の三つある中学校のうち二つの中学校では剣道を、一つの中学校では剣道及び柔道を選択履修できるように検討中との答弁でございました。二つの中学校で剣道に統一した理由、それとその二つの中学校の子供たちや保護者に、この武道の選択の余地はないのかお尋ねいたします。また、武道を教える先生はどのような先生が教えるのか。武道経験のある先生がそろっている学校はあまりないと思いますが、来年までに経験のある先生の配置ができるのかどうかお尋ねいたします。

次に、各中学校では、現在クラブ活動として、武道は特に剣道、柔道を取り入れているところが多いと思います。そこで、各中学校で剣道、柔道をクラブ活動としている生徒はどのくらいいるのか。それに、クラブで指導にあっている先生は、それぞれの経験者が指導に当たっているのかどうかお尋ねいたします。

また、クラブ活動中の事故死やけが等がよくマスコミ等で報じられることがございますが、人吉市ではクラブ活動中の事故として、どのような事故で、どのくらいの事故が発生しているのか、教育委員会として把握されているのでしょうか。それと、県単位または全国的にはどうなのかをお尋ねいたします。また、クラブ活動中に事故があった場合には、どのような措置をとってこられたのか。責任と補償についてはどうだったのかお尋ねいたします。また、文科省に報告されている大きな事故についてはどのような措置がされているのかもお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

まず、教育課程の編成については、法令等により、学校長にその権限がゆだねられています。そのため、武道必修化についても各学校の判断で取り組む種目等を決めることとなります。したがって、本市の三つの中学校が武道にどのように取り組むのかについても、各学校の実態を十分考慮して、各学校において適切に判断されることとなります。その上で、市内の二つの中学校が剣道を選択したのは、大きく三つの理由があると考えます。一つ目は、柔道、剣道、相撲の中で、大きな事故が最も少ないのが剣道であること。二つ目は、これまでも保健体育の授業で、選択領域として剣道に取り組んできたこと。つまり、生徒や保護者にとって混乱が生じにくいとの配慮でございます。三つ目は、施設面のこと。二つの中学校のうち一つは柔道場を持っておりませんが、もう一つの中学校は柔道場を持っていますが、1クラス40名の生徒が一斉に授業を受けるには十分な広さではないとの判断でございます。相撲場については、市内の三つの中学校いずれも備えておりません。

次に、生徒や保護者に武道を選択する余地はないのかという御質問でございますが、確かに議員御指摘のとおり、生徒が取り組みたい武道をみずから選択履修するのが理想でございます。しかし、学校現場の実情として、生徒が同時に2種目、3種目の武道を選択した際、そのための指導者や施設の確保等には大きな困難がございます。したがって、生徒の安全に十分留意できる授業のあり方を各学校で検討された結果、学校での選択となることに御理解をいただきたいと存じます。

続いて、指導者についての御質問ですが、武道も保健体育の一領域ですから、原則としては保健体育の教師が指導することになります。その上での指導技術向上は重要な課題でもあります。これについては、文部科学省や県が主催する指導者講習会等が開催されております。本市の中学校保健体育教師もそれらに参加したり、独自に教材研究をしたりしながら、武道に関する指導技術の向上に努めているところでございます。

次に、本市中学校の柔道、剣道における部活動の状況です。柔道部は、第一中学校で男子16名、女子6名。第二中学校で男子8名、女子2名。計の32名の生徒が所属しております。剣道部は、第一中学校で男子5名、女子5名。第二中学校で男子6名、女子9名。計29名が所属しております。

続いて、指導者についてですが、第一中学校柔道部では専門の職員1名、専門外の職員1名、外部からの専門指導者1名が指導に当たっています。第二中学校柔道部では、専門外の職員1名と外部からの専門指導者1名が指導に当たっています。一方、第一中学校及び第二中学校剣道部では、各校とも専門の職員1名、外部からの専門指導者1名が指導にあたっています。なお、第三中学校については、柔道部、剣道部の設置はございません。

次に、事故の状況です。まず、平成17年から21年の5年間に全国で起こった学校管理下での死亡事故でございますが、柔道では6件、剣道と相撲でそれぞれ1件、合計8件となっ

ております。障がいが残った事故は、柔道で14件、剣道では3件、相撲では5件となっております。以上、日本スポーツ振興センターの取りまとめでございます。

本市における学校管理下での事故の状況は、昨年度1年間の実績で柔道は9件、骨折や脱臼、靭帯損傷でございます。剣道は4件、捻挫、頭部打撲等となっております。なお、県の状況については、調査が間に合いませんでした。いずれにしましても、全国、本市とも柔道による事故が多いことが伺えます。

部活動中の事故の対応ですが、これは各学校が作成しております緊急対応マニュアルに従って対応しております。補償については、部活動中は学校管理下になりますので、本市の児童・生徒が加入しております日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されることになります。なお、文部科学省に報告された大きな事故について、どういう措置がされているのかについては、本市では把握していないところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 4回目でございますが、私は武道、剣道も柔道もやるにあたっては、常にけがのリスクがあると思っております。そこで、必修科目の武道を履修中の万が一の事故について、責任と補償はどうなるのかお尋ねいたします。それに、一部の上手な生徒たちが多いクラブ活動に比べ、必修科目となるといろいろな生徒が履修するわけでございます。そこで事故を防ぐために、どういう手だてをを考えておられるのかお尋ねいたします。それと、文科省の指導はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

武道履修中の事故については、先ほども述べましたとおり、学校管理下の事故ですので日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されます。具体的には、医療費、障がい見舞金、または死亡見舞金の支給となります。

さて、武道履修中に限らず、学校及び学校の設置者は、児童・生徒の安全に最大限注意を払う義務を負っています。校舎や施設整備、学習環境等の安全管理や、指導上の安全配慮等、学校及び設置者はさまざまな面で安全に配慮しなければなりません。また、指導要領では、すべての生徒に履修させることとなる武道とダンスについては、これまで以上に安全の確保に留意するとともに、必要な条件整備に努めるなどの取り組みが必要であると示しております。また、学校の体育活動中の事故防止等についてなどの文書による注意も行われております。本市教育委員会としましても、武道必修化に伴いまして、今後も生徒の安全を第一に考え、各学校と連携を取りながら、施設整備や指導内容、方法等の工夫・改善に努めてまいります。

なお、事故の際の責任については、学校や指導者、私ども教育委員会に注意義務違反等があったか否か等の状況により、国家賠償法や刑法、民法等による訴訟となる場合もありま

す。本市においても、そのような事態を起こさないためにも、武道必修化に伴う安全の確保に精一杯努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただいたところでございますが、二つの中学校では、剣道をとるのか、また一つの中学校では剣道か柔道か、生徒の選択履修を含め検討中とのことでございます。また、柔道を履修することになった場合の保護者負担を含め、まだ説明が不十分と思われます。来年の導入まで半年余りでございます。時間的余裕もそうあるわけではございませんので、早く説明会等を開くよう処置していただければなと思っております。それと、せっかくの武道の必修でございますので、子供たちの選択履修を広める観点からも、そして子供たちの武道の才能を伸ばすためにも、以前はございました相撲場を含めて、武道場の充実に努めていただくことを要望しておきます。

次に、2点目の農業問題のジャンボタニシについての説明でございます。これについては、議長のお許しを得ておりますので、資料というか写真を配付して、皆さんにジャンボタニシというのはどういうものかを知っていただければと思います。

ことしも実りの秋を前に、台風等の風水害、害虫や鳥獣等による被害が出なければいいかなと思っております。このジャンボタニシについて知っておられない方もおられると思います。その生態と卵の繁殖の状況写真を撮ってきておりますので、ごらんいただきたいと思っております。写真のナンバー1とナンバー2のピンク色したその塊はジャンボタニシの卵でございます。ナンバー3がジャンボタニシで、ナンバー4は水田での生体状況を撮ったもので、養殖場ではございません。誤解のないようお願いしたいと思います。なお、この場所については担当課の農林整備課も確認済みでございます。このジャンボタニシの問題は、平成20年9月議会にも先輩の議員から、ジャンボタニシ導入等の経過についての説明の後、被害状況や対策の質問が出ております。当時における被害状況や対策を執行部より答弁がなされております。しかしながら、ことしはまた異常発生しているようでございます。戸越地区での発生生息場所は、現在、水田ばかりでなく、用水路、排水路、それに球磨川の支流、鹿目川でも見られるようになってきております。地域的には、私の知る限りでは、用水の取り入れが同じ関係で戸越地区、それに小柿・大柿地区に見られるようでございます。

そこで質問でございますが、平成20年9月議会の質問及び答弁では、ジャンボタニシは食用もしくは水田の除草を目的として導入をされたとありました。そもそもこのジャンボタニシはどこが原産地で、その地では食用か、それとも除草用として取り扱われているのか。また、環境省では、この外来種をどのように位置づけしているのか。私の知るところでは、この稲の植えつけ後の小さな苗、直まき栽培の種の播種後の小さな苗が食害に遭い、再度、苗の植えつけを行った。あるいはこのジャンボタニシを手間暇かけてすくい取ったとか、稲

の苗に生みつけられた卵をふるい落とす等の防除で、余計な作業に追われたとの話も聞いております。そこで、平成20年9月議会の答弁では、上戸越、下戸越、上永野を中心に、農家数20戸、面積で8.1ヘクタールで直接的被害はないとの報告を受けているとの答弁でしたが、現在の生息場所、農家数とその面積は、平成20年度当時と変わらないのかお尋ねいたします。それに、このジャンボタニシは外来種でございますので、その生態系もよくわかっておらないと思います。今のところ、人吉市では稲の苗の食害が取り上げられておりますが、例えば球磨川の外来種の魚、正式名は知りませんが、ギュギュ、またはニゴイ、ブルーギルと呼ばれている魚が、既存の魚を駆逐するのではないかと心配されるように、近年のこのジャンボタニシの発生と機を同じくして、珍しい水生植物等が見えなくなったとも聞いております。恐らくこのジャンボタニシによって既存の希少植物も食害に遭っているのではないかとと思いますが、そういうおそれはないのか。それに、人体に有害な寄生虫の媒介等はないのかお尋ねします。それと、駆除に向けて今までどういう対策をとってこられたのかもお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

ジャンボタニシは、正式にはスクミリングガイと呼びますが、これは南アメリカが原産地であり、東南アジア、インドネシア、「韓国」など広く分布しており、昭和46年に国内養殖業者が台湾から初めて導入、昭和56年に食用として全国各地で増殖したようでございます。その後、養殖場から野外に出たものが定着し、現在、国内では関東以南に広く分布しております。なお、原産地の南アメリカでは、食用か除草用か、どのような取り扱われ方をされているのかは把握できておりません。このジャンボタニシは、昭和59年に農林水産省が有害動物に指定し、植物防疫法で海外からの輸入が禁止されております。環境省におきましては、要注意外来生物リストの中で、注意喚起が必要な外来生物に位置づけられているようでございます。この要注意外来生物リストとは、外来生物法の規制対象となる特定外来生物など、飼養等の規制が課せられるものではございませんが、これらが生態系に悪影響を及し得ることから、適切な取り扱いについて理解と協力をお願いするものでございます。

人吉市内における現在の生息場所でございますが、ジャンボタニシの発生状況の実態調査を行っておらず、正確な把握はできておりません。平成20年当時と比較いたしますと、上戸越町、下戸越町、上永野町だけでなく、現在は議員御指摘のとおり、下流域の小柿地区、大柿地区を初め、対岸の中神地区の水田でも発生が確認されており、被害農家、被害面積とも増加しているのではないかと存じます。

このジャンボタニシにより、既存の希少植物も食害に遭っているのではないかというお尋ねでございますが、このジャンボタニシは雑食性で、植物だけでなく、動物の死骸や菌類も摂食し、食物の選好性が幅広く摂食量も多いことから、御指摘のとおり、既存の動植物も食害に遭っていると考えられます。また、このジャンボタニシは体内に広東住血線虫などの

寄生虫を宿していることがあり、十分に加熱せず食した場合、寄生虫が人体に感染し、死に至ることもあるということでございます。

駆除に向けてどういう対策をとってきたのかという御質問でございますが、本市では平成11年にジャンボタニシの防除のため、上戸越町、上永野町の関係農家に対し、薬剤を小麦粉に混ぜた団子薬剤や、生石灰を被害農家に配布いたしました。以降、毎年それらの資材の配布や発生地での現地確認、対策会議や防除講習会等を行ってきたところでございます。また、平成16年からは、より駆除効果の高い石灰窒素の配布を行ってまいりましたが、平成20年にはジャンボタニシ専用防除剤として農薬登録されたスクミノンも追加配布を行ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 2回目でございますが、ただいま答弁いただいた中で、このジャンボタニシの実態と実害について正確に把握してないとの回答でございます。私の見聞きしているジャンボタニシの実態と実害は、市で現在つかんでおられる実態とあまりにも乖離しているように思います。理由はいろいろあると思います。例えば、農家がジャンボタニシのために、もうこれ以上の手間暇をかけられない。それに一定以上の大きさの稲の苗にあまり影響がないと。それに食害に遭っても、その後の苗を順調に生育させれば米の収穫そのものあまり影響がない。そういうもろもろの農家の事情もあり、本格的駆除がなされないまま、生息場所が拡大しているのではなかろうかと思っております。

最近私が聞いた話では、原田地区でも見られるということでございます。ちょっと答弁を聞き漏らしたんですが、近隣諸国ではそのジャンボタニシがどうなっているのかちょっとお尋ねします。

ところで、駆除の方法で、冬場に石灰窒素を散布し保温する方法と、専用のスクミノン粒剤が有効であり、関係農家に配布したと、平成20年9月の執行部の答弁がっております。関係農家の話では、石灰窒素の散布の有効性に疑問をもっておられますが、本当に有効なのか。それと、冬場のジャンボタニシの生態はどうなっておるのか。冬場の耕うんはトラクターの耕うん深度でよいのかどうか。地中深く潜んでいる場合は石灰窒素の散布は有効なのか。また、その方法はどうかお尋ねいたします。また、当時、関係農家に配布され、そしてタニシの防除に用いられました専用のスクミノン粒剤が、現在では配布されていないとのことでございます。いつごろまで配布し、なぜ現在配布されていないのか。それと、植物の肥料として市販されておりますツバキ油の搾りかすでございますが、なかなか有効で安価であると聞いております。このツバキ油の搾りかすの薬効と環境への影響はどうかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

近隣諸国の情勢はということで、「台湾」、「韓国」ともに、日本と同様に水稲の苗の食害による被害が問題になっているようでございます。ただし、「韓国」におきましては、稲の有機栽培におきまして、ジャンボタニシによる雑草対策が低コストで省力技術として注目され、それらの栽培面積が拡大し、新たな環境問題に発展しているようでございます。なお、「韓国」は冬場の気温が低いため、ほとんどのジャンボタニシが越冬しないということで、日本ほど深刻な状況ではないようでございます。ジャンボタニシ対策といたしましては、主に貝の捕殺や金網などで進入を防ぐなど、攻守的防除やアイガモやコイによる生物的防除、石灰窒素など薬剤による化学的防除などの方法があり、お尋ねの石灰窒素につきましては、以前から九州沖縄農業研究センターなど、試験研究機関でその効果について実証されているようでございます。なお、この石灰窒素には殺害作用のある有機シアナミドという成分が生成されることから、散布後、適切な耕起作業との組み合わせによって、一定の効果があると思われまます。

ジャンボタニシの生態でございますが、2℃から38℃のかなり広い水温域で生存しますが、14℃以下では活動を停止して休眠状態に入り、落水後の水田などでは浅く潜土し、越冬することができるということでございます。したがって、冬場にジャンボタニシが越冬している水田をトラクターで耕起することにより、貝の密度を低下させることができると考えます。

お尋ねの耕うん深度でございますが、冬場は5センチから10センチ程度の深さに越冬していることから、通常の耕うん深度でよろしいのではないかと存じます。なお、防除効果を高めるためには、耕うんの回転速度をできる限り早く、また進行速度はできる限り遅くする必要がありますと思われまます。地中深く潜んでいたとしても、10センチ程度の深さで越冬していますので、殺害作用のある石灰窒素の散布は有効と考えまます。具体的な方法でございますが、稲刈り後の田んぼでジャンボタニシが活動する水温15℃以上の時期に5日間水をため、石灰窒素を10アール当たり20から30キロ散布します。その後、先ほどお答えしましたとおり、トラクターでできるだけ高速でゆっくりと耕うんしていくことにより、有効な防除ができるのではないかと存じます。

スクミノン粒剤の配布は平成20年度に行いましたが、21年度から配布いたしておりません。理由といたしましては、平成11年度から10年間にわたり、ジャンボタニシ発生地域に防除剤を無償配布してまいりましたが、平成20年に専用の防除農薬スクミノン粒剤が登録されましたので、21年度以降は通常の害虫防除農薬と同様の取り扱いができると判断したところでございます。

ツバキ油の搾りかすについての御質問でございますが、この搾りかすは特殊肥料であり、農薬としての登録がなされておりませんので、ジャンボタニシの駆除を目的としての使用はできないこととなっております。また、これは魚毒性が極めて高く、環境への影響も大きい

と懸念されており、関係農家の皆さまに対し、この搾りかすを使用しないよう周知徹底が必要と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 3回目に入る前に、ただいまの部長の答弁で近隣諸国の呼称で、台湾というのは妥当なんでしょうか。大丈夫ですか。中華民国、改めなくてもいいんでしょうか。大丈夫だったら続けますけど。

○経済部長（松田知良君） 私の答弁で、「台湾」と申しましたけれども、「中華民国」に訂正をお願いいたしたいと思えます。申しわけありません。

たびたび申しわけありません。「韓国」につきましては、「大韓民国」に訂正をお願いいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で専用の防除農薬スクミノン粒剤が、平成21年度以降の配布が行われていないということですが、そのことも近年、特にことし、異常繁殖した理由とも考えられます。また、専用の農薬のために高価とも聞いておりますが、このスクミノン粒剤の配布を復活することはできないのかお尋ねします。

また、なぜこのようにジャンボタニシがふえたのか。また、平成20年9月の答弁では、農家の稲作への対応状況を見ながら、JAや地域振興局との協議・検討していきたいとの答弁がっておりますが、JAや地域振興局はこのジャンボタニシの駆除に関してどのような認識を持っておられるのか、そしてその機関がどのように対処しておられるのかもお尋ねします。そして、このジャンボタニシの県下の発生状況はどうなのか、各市町村の対応もお願いいたします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

まず、スクミノン粒剤の配布を復活できないかというお尋ねでございますが、ここ数年の間、ジャンボタニシの発生状況の実態調査を行っておりませんでしたので、再度、発生地域の調査及び関係農家の皆様方の御意見などをお伺いした上で検討させていただきたいと存じます。

次に、ジャンボタニシがふえた要因といたしましては、秋から冬にかけて気温が以前より高くなり、越冬する貝が増加しているのではないかと存じます。また、乾田直まき方式の水田では、発芽後約3週間後に入水するので、均平のとれたほ場においてジャンボタニシの食害がほとんどなく、逆にそれ以降は硬く成長した苗は食害されにくく、雑草の方をジャンボタニシが食べ尽くしてくれるので、有効な除草対策となることから駆除の必要がなくなり、結果的に増加してきたのではないかと考えられます。さらに、田植え方式の田んぼにおいても、できる限り育苗期間を長めにとった健全な生苗をより均平に代かきしたほ場に田植え

を行い、その直後は浅水管理にすることで、ジャンボタニシの被害を軽減するとともに、ジャンボタニシによる雑草対策も可能となっているようでございます。

J Aや球磨地域振興局では、このことに対しどのような対応をされたのかという御質問でございますが、お尋ねしたところ、J Aでは毎年の営農座談会や水稻講習会の際、ジャンボタニシの水稻被害の軽減のために、浅水管理の徹底や専用薬剤スクミノンの活用などを指導しているということでございました。また、球磨地域振興局の農業普及振興課におきましても、農家向けの広報誌を活用し、水稻の被害軽減を図る水管理の徹底など、啓発活動を行っているということでございました。

ジャンボタニシの県下の発生状況でございますが、現在、県ではこれらの発生状況の調査は特段行われていないので、正確なデータはないということでございましたが、県の病害虫防除所の担当者の見解では、県下では平坦地を中心に発生が多く、標高の高いところでも一部に発生が見られており、発生面積は県全体の水田面積の8%程度、約6,000ヘクタールに上るのではないかとということでございました。

市町村の対応でございますが、球磨管内ではあさぎり町が発生面積が多いようございますが、お尋ねいたしましたところ、町としての特段の対応はしていないということでございました。また、県下でも特に発生が多いと思われる八代市にもお尋ねいたしましたところ、同様に行政としての対応はしていないということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 4回目でございますが、現在のようにジャンボタニシが広範囲に発生し、繁殖している状態では全部駆除するのは大変であろうかとも思いますが、繁殖を抑え減らすために、持続的努力は必要であると思えます。今後、ジャンボタニシの防除に向けての対策として、今後どのような対策をとっていかれるのか。また、J Aや地域振興局との広域的な対応を早急に検討すべきではないでしょうか。それに、ジャンボタニシは希少植物にも食害を来している、また生態系にも影響を来しているのであれば、用水路、排水路、また中小河川等での駆除に向けて、関係農家ばかりでなく、地域住民の駆除に向けての協力も必要ではなからうかと思えますが、そのことについてお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

平成20年当時と比較いたしまして、発生地域も拡大しつつあることから、今後ともより一層関係農家への防除対策の周知を図っていくとともに、先ほどもお答えいたしましたとおり、発生状況の実態調査も必要かと存じます。

なお、発生地域のこれ以上の拡大を防止するためにも、現在発生している地域の農家の皆様に対し、農業機械をほかの地域へ運搬し、作業される際にはジャンボタニシが土と一緒にくっついてくるかもしれないので、機械の洗浄等に心がけていただくようお願いしてま

いりたいと存じます。

また、御指摘のとおり、J Aや球磨地域振興局など、関係機関との連携も必要と存じますので、市、J A、球磨地域振興局の担当職員で構成します人吉市農業技術連絡協議会の普通作部会等におきまして、ジャンボタニシ防除に向けた取り組みを行ってまいりたいと存じます。

最後に、ジャンボタニシは地域の生態系にも大きな影響を及ぼすことから、御指摘のとおり、農家ばかりの取り組みでは厳しい状況であり、地域住民の方々の理解と協力も必要と存じます。特に、発生地区の戸越地区におきましては、農地・水・環境保全向上対策事業にも取り組んでおられ、町内会や子ども会なども含めた地域保全活動を実施されておられますので、今後はその事業を活用したジャンボタニシ駆除に向け、地域全体での取り組みもお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） いずれにしましても、農業の振興は田中市長のマニフェストでもございます。このジャンボタニシの問題、関係農家ばかりでは現在手に負えないほど繁殖しているものと思います。聞くところでは、あさぎり町や錦町でも生息し、稲の食害が起きていると聞いております。関係機関や自治体、振興局とともに連携して、また地域住民の理解と協力を得て、正確な実態把握、それに専用の防除農薬スクミノン粒剤の配布を含めた防除体制をとっていかれることをお願いしておきます。

以上で終了します。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）
9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員、公明党の豊永貞夫でございます。

3月11日に発生しました東日本大震災から早くも一昨日で半年が過ぎました。警察庁のまとめによりますと、12日現在、地震、津波による死者は1万5,783人で、警察に届出があった行方不明者は4,086人となっているという報道がありました。今なお行方不明者が4,000人以上おられます。一日も早く発見され、家族のもとへ帰られることを祈るとともに、私たちも復旧・復興へ協力していきたいと思っております。

そしてまた、9月に入って台風12号が大きな被害をもたらしました。特に紀伊半島は記

録的豪雨に見舞われ、多くの死者、行方不明者が出て、昨日までに全国で死者は62名、行方不明者が34人であるとの報道がっております。台風12号でお亡くなりになられた方に対して、哀悼の意をささげるとともに、被災された多くの方に対してお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。今回通告しましたのは2点であります。一つは防災対策で被災者支援システムについて。二つ目は食物アレルギーについてであります。

被災者支援システムは、1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発されました。被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一元的に管理できるシステムであり、被災者支援に向けて必要となる膨大な行政事務を効率的に行うため、西宮市職員が試行錯誤を繰り返して、震災から10日ほどで構築し、約1カ月後から稼働を始めました。実践の中で活用され、被災者支援や復旧・復興業務に大きな効果を発揮したシステムであります。同システムは2006年から無料公開され、2009年に総務省がCD-Rとして全国の自治体へ無償配布されました。しかし、このたびの東日本大震災前までに同システムを導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被災した東北地方ではほとんど導入自治体はなかったようであります。今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識が高まり、同システムの導入を申請する自治体がふえ、7月25日現在ではありますが、339と急増したとの新聞報道がっております。

災害発生時は、何よりも人命救助が最優先であります。しかし、その後はきめ細かい被災者支援が求められます。中でも家を失った住民が生活再建に向けて支援を受けるのに、なくてはならないのが罹災者証明書です。罹災証明書を発行するためには住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この三つのデータを確認・照合する必要があります。本市においても、仮に球磨川がはらんした場合や土砂災害が発生した場合に、多くの罹災証明書の発行も想定されます。発行に手間取り、被災者に長時間待たせるなど、負担を強いることになりかねません。

今回の東日本大震災で改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっています。そのために、阪神淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされた同システムを平時に導入、運用していくことが極めて重要だと考えます。被災者支援システムを本市へ導入についての考えをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 皆さん、こんにちは。それでは、豊永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

お尋ねは、被災者支援システム導入についてでございます。東日本大震災や、先ほど申

されました台風12号に伴う豪雨災害のように、近年、地震や水害、土砂災害などが各地で頻発しております。一方で住民の防災に関する意識は非常に高まっていると感じているところでございます。もしも、大規模な災害に見舞われた場合、いち早く被災者を救護し、迅速に復旧・復興作業を進めながら、被災された方を支援していくことが自治体に求められています。

実際に、東日本大震災被災地に赴いた派遣職員の話でも、罹災証明書の発行や仮設住宅入居手続きなど、一度に多くの被災者の方の対応をしたり、多様な業務を急いで行うことには大変苦慮したというようなことでございますので、災害対応の初動体制を初め、避難所や緊急物資の管理、円滑な復旧作業など、多岐にわたる業務を効率よく迅速に行うことがいかに重要であるか、改めて認識をさせられたところでございます。

被災地の経験と教訓、ノウハウを生かしながらかつられました被災者支援システム。議員が申されましたように、大規模災害発生時に役立つ大変有効なシステムであると考えております。したがって、本市といたしましては、この支援者支援システムについて、既に導入した自治体の御意見も参考にしながら、経費やシステム運用についての調査を行い、導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 早速、取り組んでいただけるという答弁でありましたので、私もこれ以上、質問項目がないわけではありますが、取り組んでいただけるということでありますので、ありがとうございました。

ただいま答弁でありました経費や運用についてであります。もともと西宮市職員が災害の最中に必要に応じて立ち上げたもので、高いIT能力がなければできないものではないということでもあります。また、職員がシステム稼働の業務を担うことで、導入コストはゼロ、民間企業に委託しても委託費は数十万円程度で、新たな設備の導入も特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分に対応できるものであるということでもあります。ちなみに、埼玉県桶川市では約21万円、福井県の敦賀市でも46万円であったということでもあります。

今回の震災後に導入した宮城県山元町では、システム導入によりデータベースが統合され、罹災証明書がスムーズに発行できたということでもあります。担当課によると、一度情報を登録してしまえば、一元管理により義援金の支給などについても再度申請の手続きは要らない。行政にとっても、住民にとっても助かると。罹災証明書だけでなく、義援金、支援金の支給、固定資産税の減免等においても、同システムが効果を発揮していると語っておられます。

もう一つだけちょっとお尋ねいたしますが、熊本県下、このシステムの導入の状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、御質問にお答えをいたします。

県内の状況を調査しましたところ、既に導入が完了しておりますのは、八代市、天草市、合志市の3市でございます。導入時期につきましては、天草市は東日本大震災後の6月に導入をされたとのことでございます。八代市、合志市におかれましては、震災前に導入完了していたとのことでございます。システム導入がまだのところでも、本市同様に検討しているところもあると思われまます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ただいま答弁にありましたように、ほかの市でも導入を検討されているところもありますし、また導入も済んでいるところもあるようであります。やはりこの支援システムが稼働するようなことが、またそういう災害が起こってはならないと思っておりますが、やはり防災と支援の両面、どちらも重要でありますので、今後ともよろしく願い申し上げます。この件については終わります。

次に、食物アレルギーについてであります。近年、児童・生徒を取り巻く生活環境や食生活環境の変化に伴って、健康状態、栄養状態も多様化し、肥満や偏食などが原因とする生活習慣病の若年化が指摘されております。また、各種アレルギー疾患も増加傾向にあると言われております。特に成長期にある児童・生徒は、食生活の環境により、その後の成長に大きな影響が出ることから、家庭はもとより学校においても、その対応が重要視されています。アレルギー疾患には、ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、結膜炎、食物アレルギー、アナフィラキシーなど多様な疾患が含まれており、症状によっては長期的な管理が必要になるとともに、場合によっては生命にかかわることもあります。私たちが生きていくのに欠かせない毎日の食事が、本来なら栄養になるべき食べ物が、逆に健康を害してしまう。そうでなくても、子供たちにとっては、周りの子が普通に食べているものが食べられない、みんなと一緒に学校給食が食べられないだけで、大きなストレスになるのも事実です。

平成19年3月に文部科学省が発表したアレルギー疾患に関する調査研究報告書では、児童・生徒の食物アレルギーの有病者数は、全国で32万9,423人で、有病率は2.6%となっております。熊本県では、小学校で2.1%、中学校で2.4%となっております。

まず初めに、本市の児童・生徒の現状として、食物アレルギーの有病者数の調査をしているのか。されているなら、対象者はどれぐらいおられるのか、小学校、中学校それぞれお尋ねします。それから、アレルギーの原因となる食べ物はどのような品目があるのかお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

各学校では、毎年、アレルギー対象児童・生徒の調査をしております。人吉市内小中学校の対象の児童・生徒数は、小学校67名、中学校27名であります。アレルギー食品目ござ

いますが、省令で表示の義務を定められている特定原材料は、卵、乳 —— 乳とは牛乳、生乳、脱脂乳、加工乳などのこととございます。小麦、エビ、カニ、そば、落花生の7品目とございます。さらに、アレルギー表示を奨励している特定原材料に準ずるものが18品目とございまして、代表的な品目を申しますと、サケ、イカ、オレンジ、リンゴ、牛肉、鶏肉、ゼラチンなどがございます。そのほかにも食品衛生法には規定されていませんが、食物アレルギーを起ししやすい原材料は数多くあるようでございます。また、特定原材料と特定原材料に準ずる物は、時代の変化とともに改定されるものでありまして、厚生労働省では実態調査、科学的研究を行い、適宜見直しを行っているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 毎年、調査は行われている。そして食物アレルギー対象者が、小学生で67名、中学生で27名、合計で94名。この数字にちょっと私は驚いたんですが、この94名の児童・生徒のアレルギーの原因となる食物は一人一人微妙に違う食べ物だと思っておりますが、今、答弁でありましたとおり、代表的な食物7品目の中にその原因があると思っております。また、準ずる18品目の中にも、それぞれ多様に幾つかあると思っておりますので、今後、やはり生徒も入れかわっていきますので、調査は毎年行っていく必要があると思っております。

それでは、本市の給食センターでは、この食物アレルギーに対してはどのような取り組みをされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

先ほど申し上げました特定原材料の7品目のうち、症状が重くなることが多く、生命にかかわる食品がそばと落花生でございます。人吉市学校給食センターといたしましては、そばにつきまして数年前から食材としての使用を差し控えております。また、落花生につきましても、数カ月前から使用を差し控えておりまして、そばや落花生は症状が重篤となるような食品であり、誤食 —— 誤って食べる誤食でございます、誤食があった場合の危険性を考慮いたしますと、今後も使用しないとしているところでございます。

また、児童・生徒に発症件数が多いカニ、乳、卵、小麦、エビの5品目のうち、カニにつきましては使用を差し控えております。また、牛乳につきましては、保護者の申し出によりまして、停止も可能となっております。その他の調理用の乳や卵、小麦及びエビにつきましては、食材として使用しなければ、メニューが成り立たない面もございまして、アレルギー食材の利用品目数を少なくすることや、連続して使用しないようメニュー面での配慮をいたしております。

そのほかにも、給食の食材を詳細に記入した給食献立カレンダーを学校及び全家庭に配布しまして、給食献立カレンダーをもとに、保護者や担任などの指示、もしくは児童・生徒自身の判断で、給食から原因物質を除去しながら食べていただく方法もっております。

給食センターでは、献立表の作成に当たっては、食材の記入ミスや記入漏れがないように細心の注意を払って作成をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ささまざまな取り組みをされているようであります。アレルギー食物の除去、そばと落花生は使用を差し控えている、またカニも差し控えているということであります。牛乳は飲む飲まないでの除去という形になりますが、料理の中に入っている乳製品、これはもうやはりメニューとして成り立たないものがありますので、やはり入れざるを得ないような状況だと思えます。

いろいろ対応されているようではあります、本市以外の町村の給食センターではどうなのか、取り組みの状況についてわかる範囲でお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

今年の6月に球磨郡内の4町3村を、電話による簡単な聞き取り調査をいたしましたところ、アレルギー除去食については、すべての町村で実施をしているとのことでした。

調査項目でございますけれども、1項目めがアレルギー対応の施設整備が整っているかと質問しましたところ、2施設が整備されているとのことでした。2項目めは、給食実施数のうち、何名にアレルギー対応食を提供しているのかと質問しました結果、その答えは1施設が30名で、その他の施設は数名にアレルギー対応食を実施しているとのことでした。3項目め、児童・生徒が疾患するアレルギー食品の品目は何かとの質問では、施設ごとに差があり、品目数の多いところで13品目、品目数の少ないところでは2品目との回答がありました。ほとんどの施設において、エビ、乳、卵については対応しているようでございます。4項目め、アレルギー対応食を提供していてトラブルがなかったのか。トラブルがあったら、その事例及びアレルギー対応食を提供している中での課題をお聞きしております。その回答としましては、大事には至らなかったものの、2施設において誤食があったとのことでした。課題でございますが、やはり命にかかわることも考えられますので、栄養士や調理員の精神的な不安があるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 各給食センターで、やはり食物アレルギーをもつ児童・生徒が在籍していて、除去あるいは対応食で対応されているようであります。この食物アレルギーの発症時期は、一人一人多少は違うと思いますが、乳児期のアトピー性皮膚炎に食物が原因として関与することが多いようであります。乳児期にアトピー性皮膚炎を伴って発症し、年齢とともに治っていくようではあります、このタイプの原因としては、卵、牛乳、小麦、大豆が

多く認められ、小学校入学までには約8割が症状を見なくなるようになると言われております。

そこで、本市の保育園、幼稚園では、食物アレルギーの対応はどうされているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） こんにちは。それでは、私の方から、幼稚園、保育園での対応についてお答えさせていただきます。

まず、保育園についてでございますけれども、アレルギーをもつ児童の保護者は、医師によるアレルギー検査を受けていただき、医師に指示された除去する食品を除去食依頼書にして、保育園に提出していただくことになっております。保育園は、提出された除去食依頼書をもとに、アレルギーの原因となる食品を除いて給食を出す対応となっております。

次に、幼稚園についての状況でございますが、年度初めにアレルギーについて、保護者から把握を行っております。幼稚園、通常は保護者による弁当となっておりますけれども、たまにパンによる給食や業者による弁当の日がございます。また、おかずのみ給食を出す幼稚園もございますが、アレルギーをもつ児童にはその原因となる食物は除き、代替食を出す対応となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 保護者と医師、保育園、幼稚園が連携をもって対応されているようであります。そのアレルギー食をもつお子さんたちが、小学校、さらには中学校へと入学していくわけですが、学校でも保護者との連携が重要だと思います。学校の対応として、保護者との連携はどうなっているのかお尋ねします。先ほど、毎年調査をしているとの答弁ではありましたが、どのような調査をされているのか。また給食時に学校が行っている取り組みとしては、どういうものがあるのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

学校における調査は、保健調査及び家庭調査でありまして、本人に食物アレルギーがある場合は、家庭訪問や連絡帳で詳細について聞き取りを行い、対応についての共通理解、連携を図っております。担任及び養護教諭が確実に把握し、教頭及び校長への報告、連絡、相談を行っております。学校が行っているアレルギーに対する取り組みは、保護者と連携し、アレルギーを起こす食物を絶対に食べないようにしています。対象の食物が入っている給食については除去したり、除去できない場合は弁当等を持参させるなどの対応を行っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁いただきましたこれまでの答弁をまとめてみますと、給食での食

物アレルギーに対する調査は、各学校毎年行っていて、対象人数も把握はできている。合わせて94名。それから、アレルギーの原因食物のうち、調理材料の中で除去して料理をする、あるいは牛乳においても飲まないことで除去としている。また、最近はカニも除去しているということでもあります。また、学校と保護者との連携も保健調査や家庭訪問、連絡帳で詳細に聞き取りを行い共通理解を図っている。また、給食で除去できない物は、弁当を持参させて対応している。また、ほかの給食センターでの取り組みとしても、やはりアレルギー対応食除去などで対応している。保育園、幼稚園も、園と保護者の連携で対応食を出しているということでもあります。

本市でもさまざまなアレルギー対策に取り組みをされていますが、本市以外のほかの給食センターでの対応として、先ほど言いましたとおり、アレルギー対応食、代替食を提供している施設もあるという答弁でした。本市給食センターでのアレルギー対応食は実施できないかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

代替食の対応はできないかというふうなことでございますが、代替食とはアレルギーの原因食材を学校給食から除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供される学校給食を指しております。全国の給食調理施設におきましては、アレルギー食品の代替となる食品が少ないことに加えまして、代替食品が高価であるため、代替食に取り組んでいる調理場は少ないようでございます。

また、アレルギー分野の専門医が全国的に非常に少なく、いまだアレルギーの原因食材が解明されていないことや、本市のようにアレルギー対応の給食調理施設が整備されていないところでの調理や、アレルギー疾患数が多いセンター方式での調理場において、実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらんでおります。

以上のような理由により、人吉市学校給食センターでもアレルギー疾患の児童・生徒に対しての代替食の取り組みは、現時点では難しいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） やはり現時点では対応が難しいという答弁でありました。調理の施設が整備されていないのと、無理に実施したときの事故の危険性、やはりその面が心配だということでもあります。

この質問は保護者の方から、郡部ではアレルギーの対応食、代替食を実施しているのに人吉市は実施されていないので、何とか実施していただけないだろうかという相談がありました。また、ほかにも、先ほどの献立カレンダーを見ながら、食べられる日、食べられない日がわかりますので、その食べられない日は弁当を持参していくお子さん、児童がいらっしゃるということを聞いております。一月の中で10日以上お弁当を持っていくというお子さん

もいましたので、何とか代替食、対応食ができないかという思いで今回質問したわけであり
ます。しかしながら、事故が発生するという事は、やはりイコール子供たちが危険な状況
になるということになりますので、現時点では設備が整っていないということでもありますの
で、やはり環境を最初に整えてから実施をしていくべきであると思います。

本市でも、除去食は既に実施されておりますが、あるいは除去品目をふやすとか、また、
アレルギーをもつ94名の方全員の対応というのはやはり難しいと思いますけれども、やはり
今後この対応食、これを実施していくように、給食センター、学校、あわせてできるように
要望しておきたいと思っております。

最後に、アナフィラキシーについてお尋ねいたします。食物アレルギーなどで重篤なア
レルギー症状、アナフィラキシーショックが出た場合に対処するために、アドレナリン自己
注射、商品名エピペンの使用が学校教職員でも、場合によっては子供本人にかわって注射す
ることが文部科学省の通達ガイドラインに示されております。本市学校において、このアナ
フィラキシーショックの症状が出た場合、エピペン注射をしなければならない対象児童・生
徒はいるのか。また対象者がいた場合、このアナフィラキシーショックの症状が出たときに
学校ではどのような対応、対策をとられているのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

アナフィラキシーは、蜂毒や食物、薬物等が原因で起こる急性アレルギー反応の一つで
す。アナフィラキシーは、じんましんや紅潮 —— 皮膚が赤くなることですが、の
皮膚症状や、ときに呼吸困難、めまい、意識障害等の症状を伴うことがあり、血圧低下等の
血液循環の異常が急激に現れるとショック症状を引き起こし、命を脅かすような危険な状態
に陥ってしまうことがあります。これをアナフィラキシーショックと呼びます。アナフィラ
キシーショックを引き起こした場合、事前に医者が処方するエピペンが有効でございます。
エピペンの使用に当たっては、医師の判断や指示が必要でありますので、学校に常備するこ
とはできませんが、ほとんどの場合、アナフィラキシーショックを引き起こす可能性がある
児童・生徒については、事前に保護者と主治医より連絡や相談、指示がありますので、連携
して取り組むようにしているところでございます。

本市では、小学校に児童1名がいますが、主治医と保護者との連携により、本人が常に
携帯し、アナフィラキシーショックを引き起こした場合、本人に意識がなく、接種が困難な場
合は担任または養護教諭が接種することになっております。この児童のことにつきましては、
全職員で共通理解を図っているとのことでした。

また、それ以外に小中学校において、児童・生徒が新たにアナフィラキシーショックを
起こす事態が発生した場合は、エピペンの使用ができませんので、他の疾病等と同様に家庭
及び学校医、救急医療機関と連携し、速やかに対処するようにしているところでございま
す。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 対象者が1人おられて、主治医と保護者、また学校との連携により、緊急時の場合は担任か養護教諭がエピペンを接種できるよう対応もできているということがあります。

今回、食物アレルギーについて質問した中で、アナフィラキシーショックまで質問に及んだわけですが、学校と保護者、養護教諭、栄養職員、主治医などの連携がやはり重要だと思っております。子供たちにとって、最善の環境を整えてあげるのが私たち大人の責任でもありますので、子供の目線、保護者の目線で考えるならば、やはり給食においては対応食、あるいは先ほど申しましたお弁当を持参しているお子さんの給食費の問題とか、さまざま問題が、また課題があると思っております。この件につきましては、今後も推移を見ながら取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日、3番目の質問者の5番議員、平田清吉でございます。この9月議会におきましても、このような一般質問の機会を与えていただき、本当にありがとうございます。

ことしに入ってから、日本各地で大きな災害が発生しておりますが、我が人吉市でもいつ災害が発生するかもしれません。十分な対策を構築して、災害に対処していかなければならないと考えております。

質問に先立ちまして、質問の要旨と質問項目に多少隔たりがありますことを、まずはおわびいたしまして、通告に従い一般質問を行います。

通告内容は、項目としまして3項目。1、学校教育関係として「人吉市図書館について」、次に「今後の子ども手当の取り扱いについて」。2、都市計画関係として「球磨川河川への排水樋門における排水ポンプの設置について」、次に「今後の人吉市の下水道計画について」、そして「今後の人吉市の雇用拡大について」。3、観光政策関係としまして「人吉温泉観光協会への補助金について」、次に「今後の人吉市のまちづくりについて」の順番で質問させていただきます。

まず、第1に学校関係として「市民の声による人吉市図書館について」、現状と今後の図書館のあり方を考察しながら質問させていただきます。市民の声としての第一声は、市の

図書館は床面積が狭い、蔵書が少ない、読書やパソコン学習をするスペースが狭い、図書館2階への上り階段が狭い、火災、災害時の避難経路が多く、複雑で狭い等々、苦言を呈する言葉が多く聞かれております。しかし、中には図書館隣の会議室を勉強、学習室に開放しており、静かに読書、勉強、学習ができるという受験生の声も聞かれました。また、私は以前、自衛隊に勤務し数カ所を転勤しましたが、いずれの地域におきましても、人口の数は違っても図書館が単体で建てられており、勉学のまちづくりを呈していたように思います。活字離れが叫ばれ、日々の生活にゆとりを失っている現在、果たして図書館の本を読みたいとか、図書館で調べものをしたい、図書館で勉強したいとか思っている人が、今の利用者以上におられるだろうかとの疑問を抱くところもあります。そのため、現状でいいのかなと妥協しているところがあります。また、残念ながら郡市内には雇用の場所があまりなく、市内に残り人吉市を将来担ってくれる若者が少ないのが現状です。県外に職を求め、人吉を後にした若者たちがやがて定年を迎え、人吉に帰ってきてくれるのをただ待つだけの現状でよいのか等々、いろいろな疑問が尽きません。学校現場における諸先生方の御指導・御鞭撻には、並々ならぬ御苦労があるかとは思いますが、多くの若者たちがさらなる学問の場を求め、職を求めて県外に流れる現状にあっては、即、社会人としてのルールやマナー、知識を、学校や家庭での学習の機会だけで学ばせることは難しく、自分自身のみずからの力で学ばせることができる場所、図書館の提供が必要であると考えています。

また、現在、人吉市に居住されている市民の皆様方の心豊かで健全なる、さらなる人間性の育成の場と、そして憩いの場となり、人間形成のリフレッシュの場としての図書館を位置づけ、提供していくことも行政の大きな役割ではないかと思えます。執行部の皆様方の人吉市図書館についてのお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

議員からお話がありましたように、本市の図書館はカルチャーパレスの中にございまして、約400平方メートルの床面積にて運営を行っております。図書館は多くの資料を揃えていることから、学びの場、心が安らぐ場であるとともに、心豊かな人間性の育成に資する場でもあると認識しているところでございます。

現在、図書館では、約9万2,000点の資料を所蔵しておりますが、資料は本棚に並べているもののほか、書庫に保管しているものもありまして、書庫の資料につきましては、利用者が直接手に取って見ることはできません。仮に床面積が拡充した場合を想定してみますと、本棚に並べる資料がふえることになり、必然的に資料の閲覧数、貸出し数も増加し、図書館の利用頻度が高まるものと思えます。

また、図書館がカルチャーパレスにあることから、図書館では複合施設としての利点を生かし、会議室を学習室として開放するなど、利用者の学習を側面から支援するとともに、童話発表大会を初めとする各種イベントのホール等展示室での開催、さらには七夕お楽しみ

会、プラネタリウムの投影を行うなど、多くの方々にお集まりいただき、楽しんでいただいているところでございます。

したがいまして、今後の図書館の拡充、整備につきましては、図書館がカルチャーパレスに所在しているという利点を活かせるようさまざまな角度から検討、協議を行い、進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。

やはり執行部の皆様も私同様、人吉市図書館は市民の皆様方の心豊かな人間性づくりの場であるとの認識に共感いたしました。そのため、図書館の床面積の拡充を図り、さらなる蔵書の展示、貸し出しにより、利用者の拡大を図り、そして何よりも市民の皆様が図書館をもっともっと親しみやすく、利用しやすい環境づくりにも努めていかれるということをお聞きして、心強く思いました。市政に携わる皆様の市民に対する奉仕の精神をもって、市民のための人吉市図書館づくりに邁進していただきたいと切にお願いいたします。

そこで提案ですが、近年、箱物づくりは無用の長物とされ、敬遠されがちですが、新しい箱物づくりは考えられないでしょうか。とはいっても、現在の市の財政状況と市役所移転問題、建築場所等々の問題が山積みしており、無理。それならばと図書館利用者数の拡大と利便性を考えると、人吉市図書館はやはり現状カルチャーパレス内がよい。とすれば、現状の図書館は市民の声から狭いと言われておりますので、2階の第4、第5会議研修室をつぶさせてもらって床面積を拡大。現在秘蔵されています蔵書の展示、貸出しに努め、利用者の拡大を図るといえるのはいかがでしょうか。そして、図書館の階段が狭いと言われるのは、階段が非常階段通路に指定されており、火災対策の非常ドア式階段となっているためと考えています。よって、建物の耐震構造を十分に考慮されて、できればこのドアと固定壁を撤去できるものならば撤去すると、階段の広さをそのままの状態でも広く確保できると考えます。また、1階の階段は手すり部を撤去して、エレベーター室側に現階段の高さで半円形状に丸く階段を設けるとともに、さらに市民の皆さまから人吉市図書館づくりのアイデアを募集して市民のための図書館づくりを進めさせていただきたいと考えております。

御答弁ありがとうございました。以上で人吉市図書館については質問を終わります。

続きまして、「今後の子ども手当の取り扱いについて」でございます。先般、8月27日付の、私は熊日新聞しか取っておりませんので熊日新聞で発表しますけれども、「子ども手当特措法成立」という見出しで、子ども手当の取り扱いについて記載されておりました。その内容は、本年10月から半年間の特別措置法で、その一番重要な点は、学校給食が開始されて以来、これまで各小中学校や保育園等において、永遠と続いてきた給食費や保育料の未払い問題を自治体の手によって、子ども手当から未納者の給食や保育費の天引きができるとい

う画期的な仕組みを導入したというものでした。本当にこれまで学校給食費や保育料の徴収事務に当たってこられた関係者の労が、やっとこれで解決できると喜んでおります。よって、市の方針としましては、今後の子ども手当の取り扱いをどのように扱っていかれるつもりかお尋ねします。

また、先般6月議会において、学校給食費の未払い問題を整理、解決するためとして、学校給食センターで7月から臨時職員を雇用されておられますが、この子ども手当措置法成立により、学校給食費の未納問題は解決されると思われまます。そのため、臨時職員の雇用は解約できるのではないかと考えます。しかし、来年3月までの雇用契約が成立しているというふうに思っておりますので、途中解雇は不当と思われるところもあります。優秀な人材であれば、その人材をさらなる活用のため、他の部署において勤務してもらうことも考える必要があるのではないかと思います。この点について、執行部のお考えをお聞かせ願います。

○健康福祉部長（今村朱美君） 私の方から、子ども手当の取り扱いについて御説明を申し上げます。

子ども手当につきましては、従来の子ども手当とは別の法律、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が、去る8月30日に公布され、新たな手当として平成23年10月分から平成24年3月分まで、期限を区切って支給されることとなりました。手当の詳細につきましては、まだ正式な通知がまいっておりませんので不明な点もございますが、手当受給者からの申し出があれば、子ども手当から学校給食費、教材費、保育料などを徴収することができるかとされております。あくまでも本人の申し出により徴収することとされておりますので、当初、徴収を申し出られても、いつでも撤回できるとされております。すべての方から学校給食費を子ども手当で徴収するというにはならないようでございます。また、この徴収につきましては、徴収するか否か、どの費用を徴収するかは、市長が定めることとなっております。

まず、今回の手当支給のためには、すべての受給者から新たに手当受給の申請をしていたただかなければなりません。今年6月に支給しました際の受給者数は2,352人でしたので、これらの方々に申請書をお送りし、窓口へ申請書を提出していただき、審査の上、支給決定を行うという作業がございます。

また、申し出により、手当からそういった給食費等を徴収するとなると、そのための電算システムの改修作業も必要となることから、これらの事務手続きや電算システム改修を行いながら、学校給食費徴収の作業を行うことは非常に困難な状況でございます。来年4月からは、また児童手当に戻るとされておりますので、その取り扱いについては、まだ決まっておられませんけれども、その際はまた電算システムの改修が必要となってまいりますし、今回は年度の途中ということもございませますので、今年度中の子ども手当からの徴収につきましては、見送らせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

ただいま健康福祉部長から答弁いたしましたとおり、現時点では子ども手当によりまして、給食費の滞納が一気に解消するようなことはあり得ないと考えております。でございますので、引き続き滞納を少しずつでも減らしていくように、学校と連携をとりながら対策を進める必要がございます。今後も、滞納対策支援としての臨時補助員を給食センターで継続して雇用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

政府可決、成立しました子ども手当特措法の取り扱いにおきまして、このように給食費や保育料未納の保護者等から、「本人の申し出」により、初めて未納分を子ども手当から直接天引きすることができるようになるとは思いませんでした。非常につらかりしております。この子ども手当特措法の取り扱いについて、本人の申し出によりという附則がついているのかどうか、再度、国に対して打診をしていただくことをお願いしますとともに、7月採用の学校給食センター臨時職員の御活躍をここに祈念いたします。

続きまして、2項目めの都市計画関係における球磨川河川への排水樋門における排水ポンプの設置についてであります。昨今の台風等による不規則な天候により、集中豪雨が発生し、球磨川河川水域の内水による大きな浸水被害が随所に発生しております。これから10月にかけても、大きな台風の発生が予想されます。近年、大雨による堤防破壊という洪水被害は起きておりませんが、先日の和歌山県域における突然の洪水被害を想定しなければなりません。

現在の人吉市の洪水対策としましては、内水洪水による被害が想定される都度、排水ポンプ設置業者に連絡を行い、ポンプや発電機の設置を行い、ポンプを稼働させて排水を行っているのが現状であります。しかし、6、7、8月の集中豪雨のときのように、今後も家屋、田畑等の浸水被害が予想されますことから、ポンプ設置業者に委託されている大柿、八久保、釜場の排水樋管に、電源を確保した常設の排水ポンプがそれぞれ4基あれば、ポンプ設置業者が設置するまでの間に排水被害を緩和することができると思われまことから、排水ポンプの常設をお願いするところでもあります。執行部として、内水排水ポンプの常設を考えていただけるのかお尋ねいたします。

また、聞くところによりますと、洪水浸水常襲地となっております一勝地地区の床面のかさ上げ工事が本年度で終了し、本年度は同じく渡地区がかさ上げ工事の対象地区に指定されているとのこと。八久保排水樋門が関係し、洪水浸水常襲地にある中神温泉のかさ上げ対策はとられないものかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員御質問の排水樋管に設置する排水ポンプについてお答えをさせていただきます。

まず、現状でございますが、3カ所とも国土交通省が所管する排水樋管でございますが、各排水樋管では常設のポンプ——常に設置するポンプ、常設のポンプと排水が追いつかない場合にポンプの増設——ふやす増設でございます、増設で対応をいたしております。

各樋門の設置状況でございますが、球磨川左岸に位置する大柿排水樋管の排水ポンプの設置につきましては、最重要設置箇所の一つで位置づけておりますので、常設のポンプが4基と、1基を増設して内水排除を行っております。また、球磨川右岸に位置する水道局の隣接の笠場排水樋管につきましては、電源盤を配備した常設ポンプ1基と、増設ポンプ4基で対応することとしております。

次に、紅取橋下流に位置する八久保排水樋管につきましては、常設ポンプ2基、増設2基の排水ポンプで対応をいたしているところでございます。増設をする排水ポンプの設置につきましては、議員御指摘のように、時間を要しますので、内水があふれ、周囲に被害が出ないように、早めのポンプ設置を行っているところでございます。今後も万全の体制にて内水対策を行ってまいりたいと存じます。また、国土交通省には、排水機場の設置、排水ポンプ車の配備、常設ポンプの設置の要望を引き続き行ってまいりたいと存じます。

次に、常設の電源の配備につきましては、電源を確保するための配線の整備や、現在の発電機による経費面等を検討させていただきたいと存じます。

また、中神温泉施設の浸水対策につきましてはの御質問でございますが、球磨村で実施されております宅地のかさ上げにつきましては、球磨川流域の洪水対策として、堤防高を確保できないために、河川があふれる溢水、はんらんを防止するため、国土交通省が実施をされている事業でございますが、この件につきましても、内水対策の強化ということで、国土交通省に要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。

今後とも引き続き、国土交通省に排水ポンプや排水ポンプ車の配備の要望を行っていただけるということで、よろしく願いいたします。

なお、ことしの6月議会で川野議員からも内水排水ポンプの増設の件で御質問があったと思っておりますが、大柿排水樋管への内水排水ポンプの増設、ありがとうございました。できましたら増設された2基分の電源の設置と、八久保排水樋管の常設2基の内水排水ポンプの取水口部分の位置が、現在今1メートルぐらいの位置にありますけれども、それを笠場排水樋管の常設1基の内水排水ポンプの取水口の高さと同じ20センチぐらいの位置に取水口があります。そのぐらいの高さにしていただきますと、早目に排水対策ができるかと思っております。

また、中神温泉のかさ上げ工事の要望につきましても、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2回目、「今後の下水道計画について」であります。人吉市の公共下水道事業計画は、昭和47年に始まり、平成16年からは第6期下水道事業計画を実施中とのこと。本年度以降の今後の市の下水道事業計画についてお尋ねいたします。また、第6期までの公共下水道事業計画区域に隣接した区域の下原田、上原田地区及び西瀬、戸越地区の計画、実行はないのかお尋ねいたします。

○水道局長（田中幸輔君） 下水道計画について、お答えいたします。

まず、人吉市の公共下水道事業の計画でございますけれども、現行の計画といたしまして、人吉市公共下水道全体計画面積1,194ヘクタール、全体計画人口は3万人、全体計画目標年次は平成37年度としております。また、これまでの事業認可の計画でございますけれども、昭和49年10月に第1期148ヘクタールの事業認可承認を受け、昭和57年3月に一部供用開始をしております。第1期以降、段階的に区域を拡大し、現在、第6期の事業認可取得を行いまして、事業認可面積1,029ヘクタールを平成27年3月31日までの完了予定で取り組んでおります。熊本県では、熊本生活排水処理施設構想2011をことし6月に策定しております。この構想は熊本県全域を対象に、公共下水道、集落排水、浄化槽など、すべての生活排水処理施設ごとにエリア分けを行いまして、より効率的かつ経済的な生活排水処理施設の将来像を示すとともに、その整備を着実に促進していくための推進計画を明らかにするものでございまして、平成23年度から平成32年度の10年間を計画期間とした構想でございます。

この構想の中で、人吉市の計画でございますけれども、現在の人吉市公共下水道全体計画面積1,194ヘクタールを公共下水道の整備区域とし、それ以外の区域につきましては、浄化槽の整備区域としていただいております。議員お尋ねの地区につきましても、公共下水道全体区域外の地区でございますので、現在は浄化槽による整備をすることとなっております。この人吉市の計画につきましては、県の構想へ反映する前段で、市民からの意見も反映させるべく、平成22年10月にパブリックコメントとして、人吉市広報並びにホームページに掲載し、御意見を伺ったところでございまして。また、人吉市下水道事業運営審議会にも意見を頂戴してございまして、その中では人吉市公共下水道全体計画区域と隣接した地区においては、住宅が密集する地区や環境に配慮しなければならない地区などもあることから、将来的には公共下水道事業での整備も検討したほうがいいのかという意見等もございました。

したがいまして、この県の構想は、平成27年度に見直しを予定されております。本市も県構想の見直し時期にあわせて、住民の意向や経済性、市の財政事情等も勘案しながら、地域の特性等を考慮して下水道を含めた生活排水処理施設の整備手法の検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。

できましたら、今後、公共下水道事業計画区域外の整備についても、地域の要望を反映しながら整備していただくようお願いいたします。

続きまして、3回目、「今後の雇用拡大策について」であります。雇用拡大の最大の要因は企業誘致であると考えていますが、歴代市長が希望をかなえられなかった背景には、いろいろな社会的原因があったものと推察いたします。日本や世界の現状、そして社会の現状を鑑みるに、企業の誘致にはなかなかクリアできない現状があります。

しかし、将来の人吉市のため雇用を確保し、市民生活の安定のためさらなる企業誘致に努めなければならないと思いますが、近場の雇用の拡大策としましては、市長がいつも言っておられます農業で食べられるまちづくりや、林業や地場産業の活性化を図ることも一つの小さな一歩であると思います。ただ、農業を活性化させるには、御存じのとおり、毎日の気候、気温の変化に左右されること大であり、容易なことではありませんが、たゆまぬ努力により、植木のスイカとか、八代の塩トマトとか、宮原の黒糖ドーナツ棒等、地域を代表する作物をつくり出しているところもあります。

人吉市では、今、トウガラシ、キクラゲ等の生産が、市長及び地産他商推進室の手により、販路の確保に邁進しておられますが、軌道に乗るのはしばらく時間がかかるものと思われる。農家は営業を不得意とします。よって、昨年新設されました地産他商推進室による既存の農産物の販路開拓をお願いし、農業で食べられるまちづくりを介して、小さな雇用の拡大に貢献することはできないかと考えていますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

キクラゲやトウガラシにつきましては、国内消費のほとんどが輸入品であるということに着目し、新規導入に当たって研究いたしました。その中で特にキクラゲにつきましては、菌床をどのように入手するかということが大きな課題でございましたが、幸いに人吉市の企業が菌床製造を開始されたこと。また栽培に当たって、種菌メーカー技術者が栽培指導を行っていただけるということで、キクラゲ生産に踏み出すことができたわけでございます。

新規に作物の導入を行うには、やはり消費者のニーズや市場の動向、また二次、三次産業につなげるための加工技術の習得、そして販路の確保等、解決しなければならない課題が多くございます。このようなことで、県の振興局の農業普及振興課やJA等、関係機関と情報収集や協議を重ね、新規作物導入を今後図ってまいりたいと存じます。

また、議員も先ほどおっしゃいましたけれども、既存の農作物の販売につきましても、できるだけ有利に販売できるよう昨年新設されました地産他商推進室を中心に販路の開拓を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。

きょうの御答弁を伺い、農業で食べられるまちづくりを通して、今後の小さな雇用拡大に対応できるのではないかと思います、努力していきたいと思います。

続きまして、3番目、観光政策関係としまして、「人吉温泉観光協会への補助金について」お尋ねいたします。私が今回、4月の統一選挙におきまして市民から選ばれる以前に、23年度の予算は議会により承認されて、既に成立しております。当協会への補助金については、まだよく理解しておりませんが、本年度から当協会は法人化されて、市政から独立されたと伺っておりますが、間違いはないでしょうか。また、本9月議会定例会に法人人吉温泉観光協会への補正予算案を提出されるとのことで、補正予算案の経緯についてお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 皆さん、こんにちは。お答えをいたします。

人吉温泉観光協会の法人化は、一昨年であります。今回の人吉温泉観光協会の補助金でございますが、当初予算におきましては、補助申請額1,361万4,000円に対し、464万円を査定したところでございます。当初は骨格予算であったことと、社団法人となりました人吉温泉観光協会の決算がまだであったことなどから暫定予算としたところでございます。その後、6月議会へ向けて900万円の追加補正申請がございましたが、以前からお願いをしておりました収益事業を含む、法人化された協会としての自主事業の事業計画が具体的に示されなかったことや、温泉観光協会の総会が6月末開催のため決算が未確定だったこと、並びに最初の1年は法人化へ向けた暫定的な執行部体制でございましたので、本格的に始動する執行部の事業計画が見えないことのほか、事務的処理の整備が見直しをされていないなどから、十分なる査定ができないといった理由により見送ったところでございます。なお、昨年と同様に6月は見送り、9月に追加査定を行っております。

私は2年以上も前から、新しくスタートした人吉温泉観光協会独自の自助努力による組織体制の強化と、自主独立の期待の意味からも、法人化された協会としての自主事業の事業計画内容を具体的に提出していただきたいと申し上げておりましたし、また同様に、事務的な面から、旅費や庶務などの組織内の会計基準を明確にいただき、組織の透明化を再度お願いしてきたところでございます。

今年度の温泉観光協会の総会は、去る6月30日に開催されておりますが、この時点で新役員を選任が間に合わないことから、8月4日に役員を選任するための通常総会の継続総会として臨時総会が開催され、新執行部が組織されまして、新しい事業計画のもと補助申請がされております。

今回提出されました補助申請の事業計画は、総務部と事業部の二つの部会からそれぞれ事業計画が提出されまして、一つの事業項目をさらに細分化し、事業時期、事業内容、目的、手法、予算と、詳細に区分されておりました。また、以前からお願いしておりました収益事

業につきましても、組み込まれてあったものでございます。さらに、会計規則等につきましても、事務決裁規則や旅費に関する規則、庶務規則の見直しと明文化がされ、文書にて提出されております。さらには、平成24年度までの人員計画とその予算案も提出されており、これをもとに査定をいたしたところでございます。

また、8月中旬に三役の方々と懇談会を設けまして、三役の方々、皆様方には今後も人吉温泉観光協会のあるべき姿を他市の事例などを参考としていただき、新しい観光立市像と会員の皆様方の意識改革を期待する旨をお話させていただきました。いわゆる観光ビジョンというものでございまして、短期・中期・長期に目指すものは何かを考えていただきたいこと。短期的なものは今まで数多く実施されておりますが、中期的・長期的なものがないこと。戦術だけあって戦略がないということをお話申し上げました。また、一つの考えとして、人吉球磨地方地方には相良700年という、よそにはない、かけがえのない文化というものが残されておりますので、この地域の文化をどう表現していくか、文化を大切にしまちづくりということをぜひ温泉観光協会にお願いしたいと申し上げたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。

今後、人吉温泉観光協会におかれましては、独自の政策を立てられ、人吉温泉の観光の発展に貢献、啓発していただくとともに、市政とも互いに協力されて、人吉市の発展のために尽力されることを切にお願いしたいと思います。

続きまして、2回目、「今後の人吉市のまちづくりについて」であります。先般の6月議会の一般質問において、生け垣の管理について質問させていただきましたが、執行部におかれましては、8月の広報「ひとよし」において、「道路に張り出した木の枝切りをお願いします」という見出しで記載していただきました。本当にありがとうございました。ことしだけでなく、まだ改善が見られないようであれば、年に一度はこのような記載をしていただいて、注意喚起していただければ、またさらにいい人吉市づくりができるのではないかと思います。よろしくお願いたします。

ところで、人吉市の今後のまちづくりについてであります。観光都市づくりについて考察するに、行政だけではできないと考えております。市民を巻き込んだ各町内会単位におけるまちづくり、すなわち市長が今回の施政方針で述べられた「庭園づくり」を少し小さくしていただいて、「庭づくり」に置きかえていただいて、各町内ごとに庭についての品評会というか、表彰をする機会を、市と共有していくということはいかがなものでしょうか。庭がない方には、プランターでのベランダづくりという手もあるかと思います。また、耕作放棄地の管理には、無償で土地を貸していただいて、市民農園として利用者の方に無償で使ってもらおう。また、人吉の町をアピールする方法としましては、各家庭に1台はお持ちの車の

後部ウインドーガラスに人吉市をアピールできる人吉というロゴマーク入りのステッカーを張らせてもらって、動く宣伝カーとして使わせてもらう。常に車は動いております。いい宣伝カーとして使わせていただくことができるのではないのでしょうか。また、市街地に温泉センターをつくってもらって、温泉につかってもらい、宿泊は近くの旅館、ホテルを使ってもらう等々の考えがありますが、市長の今後の人吉市のまちづくりについてのビジョンをお聞かせください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

さまざまに、またさまざまな切り口から人吉市のまちづくりの御提案をいただきまして、ありがとうございました。

まず、最初に申し上げられましたお庭づくりでございますけれども、先般、県立大学と人吉市の共催によります緑のリレーフォーラムでも、野村寛二先生がさまざまに、今、人吉市の歴史的庭園につきまして御示唆をいただいたところでございます。そのように、新しいその切り口といいますか、そういう切り口に全く私自身も気づいておりませんでしたし、今後やはり相良700年の歴史・伝統・文化に彩られた、この人吉市の町というのは、本当に素晴らしい財産をたくさん持っているということを実感いたしましたところでございます。

それぞれ一般家庭のお庭づくり、生け垣づくりというものは、例えば長野県とか福島県にはたくさんのお手本がございまして、長野県小布施町に参りますと、オープンガーデンということで小布施町の約130件もの御家庭が御協力をしていただきまして、観光客にそれぞれの御自宅の庭を開放しておられると、そういう事例もあるわけでございます。もしそのように人吉市のそれぞれの御家庭の御協力を得て、オープンガーデン、私としては日本語でお庭ごらんというふうに訳しているところでございますけれども、そのような環境を整えれば、本当におっしゃるとおり、この町は素晴らしい観光という環境も整うことができるというふうに思っているところでございます。

御意見としてございました温泉センター、農地の遊休地、耕作放棄地等々の利用、それから車のステッカー、そういうものも一つ一つ検討させていただきまして、ぜひ市民の皆様方に御協力をいただきながら、さまざまな角度からこの人吉市の美しいまちづくりに、ともに邁進してまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも御協力よろしくお願いを申し上げます、お答えといたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） たび重なる御答弁、ありがとうございました。

今後とも人吉市を活性化させるべく観光都市人吉づくりに、また観光で食べられるまちづくりに、市民のために最善となる方策を創意工夫の念をもって捻出し、心豊かで安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいと考えております。よろしく御支援をほどをお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番の大塚則男です。

6月に初めての一般質問をさせていただき、かなり緊張しましたが、早いもので今回2回目の一般質問をさせていただきます。

皆様も御承知のとおり、東日本大震災も半年を迎えています。依然、復興への道のりは厳しく、さらなる国、そして国民の皆様方の支援が必要と考えます。7月の初め、宮城県へ4名の議員で石巻、三陸沖への災害状況視察と、東松島市でのボランティア活動をしてきましたが、あまりの悲惨な状況にただただ茫然となり、これから先のことを思うとき、自然と涙があふれていました。わずか3日間の活動でしたが、貴重な経験をしてきました。

ところが、大震災復興もいまだ進まない中、9月4日から5日にかけて、台風12号による紀伊半島集中豪雨で甚大な被害が発生しました。100人以上の被害は昭和58年7月に次ぐものと報じられています。お亡くなりになりました皆様の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、いまだ行方不明の皆様の日でも早い発見を願っています。

東日本大震災、紀伊半島豪雨、どちらとも復興には時間はかかるかと思いますが、一日でも早い復興、安心・安全な暮らしになられることを御祈念申し上げます。

さて、今回、私ども4人の議員で、7月から8月にかけて、市内9カ所の公民館などにて市民の皆様との意見交換を実施いたしました。さまざまな意見もいただき、また励ましのお言葉もいただきました。中でも、アンケートに設けた項目で、1月の議会報告会へ参加されますかの問いには、100人中57名の方が参加する、17名の方がそのときに考えるという回答がありました。また、研修報告は必要かとの問いに、必要と答えた方が74名でした。その他27件もの御意見をいただきましたが、今回、私が取り上げます御溝川問題もその一つです。今回行った意見交換会は、議員活動の一つとして、私には大変勉強になったと考えています。

では、通告に基づいて質問いたします。今回は、1点目、雇用の現状と企業誘致、人吉中核工業用地の今後の対策について。2点目、夏休みパワーアップ教室、放課後パワーアップ教室の成果と課題について。3点目、学校図書館専任司書配置について。4点目、ひとよし春風マラソン大会について。5点目、御溝川二次放水路及び鷹木川の今後の取り組みについての5点ですが、通告書5点目の御溝川二次放水路及び鷹木川の今後の取り組みについてを1点目に変更し質問させていただきます。2点目から4点目は、それぞれ順番に質問いた

しますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、1点目に御溝川二次放水路についてお尋ねします。御溝川の二次放水路については、これまで数多くの先輩議員の方が質問され、あるいは幾度となく地域からの要望書もあっております。また、地区ごとの説明会、地権者説明会など行われてきましたが、平成3年調査開始以来、今日まで事業着手に至っていません。私が再度質問しなくてはならないこと自体、これまでの先輩議員同様、この二次放水路に対して何とか結論を出していただきたい思いで自分なりに勉強し、もちろん県にもお尋ねしました。一体この二次放水路対策はいつになったら前進するのか。地区説明会、地権者説明会などへの市の対応、県の対応はどうだったのか。本当に被災されている方の現状を把握して協議されてきたのか。県と市の連携はどうだったのか。市は県の事業ということで、市としてかかわりが浅かったのではないかなど疑問をもっています。現在は補助事業としては休止になり、二次放水路計画だけはそのままの状態です。そこで1回目の質問として、今後、市は被災者、地権者、地区説明会、県への対応などに対してどんな対策をお考えなのか。何としても県と同じ方向で二次放水路を目指していかれるお考えなのかお尋ねします。

○建設部長（中村明公君） それでは、お答えいたします。

今後も県と同じ方向で二次放水路を目指すのかという御質問でございますが、まず現在の計画ルートに至った経緯を御説明させていただきます。御溝川は流下能力が小さいため、大雨のたびに河川がはんらんし、地元から河川のはんらんを防止するための改修要望がなされまして、平成9年に地元町内会長、ひとよし土地改良区、行政など、16名で御溝川河川懇談会が発足いたしました。計5回の協議をしていただきまして、洪水・はんらんを防止、または軽減するための提言がなされたところでございます。洪水処理の方法といたしまして、まず1点目に、御溝川の山江川合流点付近から万江川に新たな放水路を設ける。2点目に、御溝川の鷹木川合流点付近から山田川に新たな放水路を設ける。3点目に、現河川の改修は必要最小限にとどめる。4点目に、下水道事業によって雨水管を埋設し、これを山田川に放流する計画を関係部署にお願いすると提言がなされ、これを受けまして、熊本県で具体的な概要及び計画ルートが選定されまして、二次放水路整備事業に向けて着手してきたところでございます。計画ルートにつきましても、既設水路を利用するため、優良農地のつぶれ地も少なく、現実的な計画であると考えておりまして、事業予定地の最大の地権者でありますひとよし土地改良区と熊本県、人吉市の関係各課で、事業実施に向けた問題点などの協議を行ったところでございます。課題も残っておりますが、今後もこの計画実現に向けまして、さらに熊本県、人吉市が一体となり、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいまお答えいただきましたが、二次放水路でいくとのことですが、しかしながら課題も残っているとのこと。その部分を解決しないと、これまでと全く一緒なんですね。また、被災者の方は待たされてしまうことになります。これまでも県と一体となって進めてこられたと思います。ですが、今回はぜひ被災者の皆さんが安心できる結果が出るよう要望いたします。現状を述べますと、瓦屋町、城本町、駒井田町の被災地の方は、毎年とっていいほど被災され、市当局はそのたびに、早期着工に向けて県に強く要望してまいりたいとの回答のみで、既に20年近くなります。今回も何回冠水したか御存じですか。また、冠水したときの現場に行かれましたか。さらに、地域では高齢化のため、水が引いた後の掃除も大変なんです。こんなことが毎年繰り返されているということは、先輩議員が述べられるとおり、これは人災であり、行政の怠慢であると言われることしかりで、行政への不信感、不満も募るばかりだと考えます。

ここで2回目の質問になりますが、市長は防災対策の推進を図り、安心・安全なまちづくりに取り組むと述べておられます。今回の所信の中の災害対策では、御溝川の災害には一言も触れておられませんが、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御溝川の浸水対策につきましては、抜本的方法として、部長が答弁をいたしましたとおり、二次放水路整備事業を進めているところでございますが、御指摘のとおり、なかなか進展、推進がなされていないというのが現実でございます。毎年被災されておられる流域の方々には、大変申しわけないという思いで胸がいっぱいでございます。私も平成19年から雨が降るたび、または増水するたび、この現場を見させていただいているところでございますけれども、平成19年度におきましては、県のほうでもなかなか解決の糸口が見つからないという状況でございました。そこで、平成20年から土地改良組合、熊本県、そして人吉市による三者の協議会を設立をしていただいたところでございます。そこに、新たにまた地域住民の皆様方にもお加りいただいて、そしてさまざまな御意見もいただいたところでございます。また、地域住民の皆さま方からも、また県からもさまざまなアイデアというものが平成20年以降には出てまいりまして、じゃあそれをどのように具現化するかというところに、今尽力をいたしているところでございます。要は、二次放水路というものをしっかりと念頭に置きながら、抜本的対策というものを念頭に置きながら、少しでも水量が軽減できるような方策がほかにないのかということには心を砕いてきたところでございます。そのことは御承知おきをいただきたいと思います。県とともに、一日も早い対策方法に着手できるよう、一体となって努力をしてまいる覚悟でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長から御答弁いただきましたが、今回も西校区町内会長会

から、御溝川改良、常襲地帯への対策、駒井田町内冠水対策としての樋門の要望が出ていることと思います。

ここで3回目の質問になりますが、現地確認だけで終わらず、地域の皆さんの被災状況をしっかり受けとめ、把握していただき、可能性のある防災対策など、できることから取り組んでいく考えはないのか。また、市は二次放水路以外の新たな対策案を検討したことがあるのか。さらに、今後、新たな提案が出た場合、県に対して検討をお願いできるのかお尋ねします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

防災対策など、できることから取り組んでいく考えはないかという御質問でございますが、西校区町内会などから提案されました御溝川に対する部分改修、しゅんせつなどの要望につきましては、その都度現地確認を行いまして、毎年行われております県土木部所管事業要望ヒアリングに申請しておりまして、対応していただいているところでございます。

次に、二次放水路以外の新たな対策案の検討でございますが、先ほど答弁しましたひとよし土地改良区との協議の中で、山江川の流量の一部を一次放水路へカットする案の提案がありまして、検討をしていただいたところでございます。提案理由として、浸水被害を防止するには、山江川の流量をどのようにカットするかという点でございまして、一次放水路は増水時でもまだ断面に余裕があるので、流量の一部をカットすると御溝川全体の流量カットにつながり、被害解消になるのではという内容でございました。この件につきまして、振興局で検討されましたところ、山江川の途中から山江川の約半分の流量を一次放水路へカットする計画で、一次放水路までの区間延長約300メートルの計画がなされましたが、地山の高低差があるため、大規模な山切り工事で数億の事業費が伴うとのことでございます。一次放水路については、計画流下能力が決定しており、カットする新たな流量が増加するため、拡幅改修が必要となります。二次放水路については、上流でカットするため、現計画より規模は小さくなりますが、依然として二次放水路整備は行うこととなります。

以上のようなことから比較検討の結果、かなりのコスト高となる事業で、一次放水路へカットする案につきましては、非常に難しいとの結論でございました。また、今後、新たな提案についての検討でございますが、御溝川二次放水路検討会の中での提案につきましても検討いただいたように、今後も実施に値する要望、提案につきましては、検討をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 山切りカットも費用がかかるということで、二次放水路で進めるとのことですが、まずはしっかりやっていただきたい。ただ、これまでの経緯を考えた場合、まずできるかできないかの結論を必ず示してもらいたい。そのことにより、将来的に二次放水

路に匹敵する案が、私としては示しやすくなり、検討いただく場ができるものと思います。

次に、御溝川に合流します村山公園の池及び球磨工業高校の裏から流下する鷹木川があります。これは御溝川のはんらんの一つになっているとのことで、平成9年の河川懇談会の中で、山田川へ抜く計画が提言されていました。このことについて、先月8月31日、県の担当課より鷹木川に関する測量調査の説明があり、今後、該当地域への回覧、そして説明会の実施などについての提案がありました。私は一つの前進だと考えますが、それで御溝川のはんらんが解消するとは考えていません。そこには、鷹木川と並行して二次放水路等の上流域の改修があって初めて地域の皆さんの安心・安全な暮らしが確保できるものと考えます。

そこで、4回目の質問として、鷹木川の調査測量の実施、二次放水路などの実現に向けて、市はどのような対応をお考えなのかお尋ねします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、御溝川の鷹木川合流点付近から山田川に新たな放水路を設ける。このことにつきましては河川懇談会で提言されておりまして、今後、測量調査に踏み出すということは大きな前進と考えておりまして、人吉市といたしましても、この計画の実現に向けて最大限の努力を行いたいと考えているところでございます。

鷹木川についてでございますが、上流起点が瓦屋町字鷹木1290-1番地から、下流が瓦屋町字瓦屋1189-5番地、御溝川合流点までの延長850メートルを準用河川として市で管理を行っているところでございます。今まで報告を受けた被害につきましては、路肩の崩れなどで、修繕で対応している状況でございます。今後、整備に向けた調査測量についてでございますが、まずは御溝川合流点からの整備状況の推移を確認しながら、鷹木川の整備については着手時期を判断したいと考えているところでございます。

二次放水路整備についての考えでございますが、河川懇談会の提言にもありますように、万江川と山田川に新たに放水路を設けるといった報告がされており、御溝川全体の浸水被害を解消するためには、どちらの整備も欠かせないと認識しているところでございまして、今後も整備に向けた努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 御溝川から山田川へ抜く計画が実現しないと、鷹木川の改修は無理と考えます。なぜなら、改修を先に行うと鷹木川の流れが良くなり、御溝川と鷹木川の合流地点から下流域が冠水するおそれがありますので、現段階では、まず県の事業の山田川へ抜く計画実行と二次放水路の推進が先だと考えます。

また、調査測量に入ると聞きますと、被災者の皆様を初め周りも実現するのを期待します。市としても、県だけに頼らず地域市民の皆さんのことを第一に考え、積極的に進めていただきますようお願いいたします。もちろん、地域の皆様、地権者の皆様の御理解が必要なのは

承知しておりますが、二次放水路のように一步も前に進まない状況では、本当に事業を進めるのか不信感さえ起きてきます。田中市長、本当に困っておられるのは地域の被災者皆さんなんです。県の管轄だからとか、県に要望しますとか、市単独の事業じゃないからとか、そんなことは被災されている皆さんには関係ないんです。要は、県も市もどれだけ真剣に取り組んでくれる姿勢があるのかなのかです。今回は二次放水路対策はぜひ結論を出していただき、被災地の皆さんが安心される生活環境を確立できるようお願いしまして、市長の御決意をお願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

当然のことながら、県、市、そして地域住民の皆様方が一体となって、この問題を解決していくという真剣なる、やはり協議の場、または解決の場として、まずは行政が本気になるという御指摘はそのとおりでございます。そのような観点から、これまで平成19年からこの御溝問題にもかかわらせていただいておりますけれども、御溝川流域の方々が安心して暮らしていただけるために、安全に流下させるための環境づくりというのがどうしても欠かせない。その欠かせない一つが、御指摘のとおり二次放水路でございます。なぜ二次放水路がここでとどまっているのかということも議員はよく御承知のことだろうと思っております。なぜこの二次放水路がとどまっているのかということもよくよく議員を初め、地域の皆様方にも御理解をいただきたいというふうに思っております。

そこで、この二次放水路の整備及び山田川への放水路整備が非常に大切であると、私も同様に考えているところでございます。山田川への放水路整備につきましては、今回、調査測量の当該地域への説明会等々が開催されるというふうに聞いておりますので、この事業につきましても、県と協力をいたしまして、市といたしましても全力でバックアップをしてみたいというふうに決意をいたしているところでございます。

また、二次放水路整備につきましても、どこがどのように滞って、それがどういう原因であるのか、それをどう解決したら二次放水路が解決できるのか、放水路が建設できるのかということも、地域住民の皆様方とともに、今後とも知恵を絞ってまいりたいと、または真剣に取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長、どうもありがとうございました。どうかよろしくお願いたします。

2点目としまして、いまだ不況の波はおさまらず、人吉市においても残念ながら、建設業を初め、食肉、食品スーパー、畜産会社など、企業倒産が起きています。当然ながら、雇用の場がなくなり、収入がなく、ハローワークに出向き、職業探しになります。若者ならある程度早く見つかる可能性はありますが、妻帯者で中高年の方、特に55歳から64歳において

はかなり厳しい条件になっています。6月の調査で新規求人は前年同月比24.4%と、少し上向きになってきていますが、事務的職業51人の求人に対して401人の求職です。生産、工程、労務の職業には、求人が195人に対して989人の求職者があります。全体で見ても804人の求人に対して2,343人の求職者になっています。中でも50歳から64歳までが828名と高い求職者になっています。ただ、この数字は人吉球磨管内の状況ではありますが、全体的に厳しいことが伺えます。しかし、実際、60歳前後の方は元気いっぱい、仕事があるなら働かれる方がたくさんいらっしゃいます。さらに、若者、中高年で関係なく働かなくては生活が厳しい家庭もたくさんあります。働きたくても職業がない、年齢で採用にならない、勤務条件が合わないなど、現実には厳しい状況です。最近の畜産会社の件は、民事再生法手続きで何とか雇用の継続と預託農家もここしばらくは続けることは可能のようですが、それでも先行き不透明な状況にあります。

そこで、1回目の質問として、市長御自身、民間企業経営の厳しさ、雇用の条件の厳しさなど、よくよく御存じのことと思いますので、今この現状をどのように受けとめておられるかお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

雇用の現状につきましては、もう御承知のとおり、リーマンショック以降、世界的な金融危機の中にあるわけでございます。日本の労働市場そのものが、これまでにない厳しい状況に置かれてきたわけでございますが、御指摘のとおり、人吉球磨地域におきましても平成21年5月には有効求人倍率が0.18という過去最低の底値となったような状況もございます。10人の求人に対しまして、当然ながら1.8人の求人しかないという非常に厳しい雇用情勢があるわけでございますが、この人吉球磨地方だけではなく、御承知のとおり日本全国、老いも若きもハローワークに長蛇の列をなすと、こういう状況でございます。

このような状況の中に、追い打ちをかけるように口蹄疫の発生、新燃岳の噴火、そして東日本大震災、または大水害という自然発生的な災害が継続的に起こり、地域経済に大きな打撃を与えているところでございます。

本市といたしましても、この間、ふるさと雇用再生特別基金事業や、緊急雇用創出基金事業に取り組みまして、雇用創出に鋭意取り組んでまいりました。特に作業系の臨時職員の雇用を創出してきたということは、ある意味画期的であったと自負しているところでございます。また、中小企業支援といたしまして、商工会議所や金融機関とも連携を図りながら、セーフティネットの活用を行う一方で、融資制度等、利用者の利子補給等も行ってきたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、この半年の期間でも老舗の衣料品販売店や食肉、食品スーパーの閉店、建設業者や和牛生産会社の倒産などが相次ぎ、本市においては引き続き労働市場が厳しい状況に置かれていることは認識をいたしているところでございます。い

いわゆる雇用の場の確保ということは、生産の基盤をつくる上で非常に重要な施策であります。所得を得て消費を行うことで貨幣が流通し、地域経済が成り立っていくわけでございますし、農産物等の特産品の販路拡大や観光客誘致による外貨獲得なども地域経済の活性化には有効手段であります。また、これらの取り組みによりまして、新たな企業の可能性も十分あるわけございまして、何よりも私が日ごろから標榜しております「農業で食べられるまち、観光で食べられるまち、企業誘致」、これこそが雇用創出に、そして地域経済活性にもっとも有効な手段であると考えているところでございまして、これらの環境を整えるために一日でも早くこれらの環境が成就しますように、鋭意、誠心誠意努力をしてまいる所存でございます。

御質問の中で高齢者の雇用という点にも触れておられましたけれども、50代、60代、いや40代さえも、今やもう求人がないというのがこの人吉市の現実でございます。まして、年金生活に入られましても、年金だけで満足しておられる方はどなたもおられないわけございまして、やはり年金プラスアルファの所得がいるということを痛感をいたしているところでございます。そこで、高齢者でも収入が得られるという観点で、トウガラシ、キクラゲ栽培等にも取り組んで、ただいま方向性を探っているところでございます。したがって、今後も「農業で食べられるまち、観光で食べられるまち、企業誘致」という施策を重点的に取り組んでまいらなければならないと思ひ、新たな決意をもって一日でも早くこの環境が成就いたしますように鋭意努力いたしてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 6月の一般質問でも申し上げましたが、企業誘致の早期実現、経営者の努力もさることながら、地元中小企業への支援など、どうしても雇用の場が急がれます。お金をかけて育て上げた若者が都会へ出ていく。この現実を見たとき、雇用の場があれば、少しでも流出を少なくすることができるのではないかと考えます。行政におかれては、緊急雇用対策など支援をいただいておりますが、市長の所信にありまして、農業で食べられるまちの事業展開、さらに地元企業の事業拡大の支援による雇用の創出、また誘致活動も積極的に行うとあります。ぜひ、スピード感をもって、一日でも早く実現に向けて進めていただくよう、6月に引き続き再度お願いします。

そこで、2回目の質問として、雇用と企業誘致に対して具体的にどのような対策をお持ちかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

何よりも地域経済活動が活発化、活性化することが雇用を生み出す原動力となるものであると考えております。雇用に対しての具体策ということでございますが、企業誘致による新たな労働の場の創出はもとより、市内誘致企業並びに地場企業等の経営安定を図り、新た

な設備投資や増設等による雇用拡大も必要かと存じます。このような観点から、地元中小企業の経営安定に資するべく融資制度等も各種取りそろえているところでございます。また、ハローワークや人吉商工会議所等の関係機関と連携し、地場企業の紹介や求人情報等を広く情報発信、提供するため、人吉球磨雇用対策協議会ホームページの作成なども進めているところでございます。同協議会は企業と各種団体及び圏域市町村で組織しており、これまで新規学卒郡市内就職者激励会や就職内定者セミナーなど、労働力の確保と雇用の安定を図るさまざまな事業を展開しております。

市といたしましては、近年の厳しい雇用情勢に対する直接的な施策といたしまして、先ほど市長も申し上げましたが、熊本県の基金を活用しましたふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出基金事業に取り組み、雇用の機会の創出に努めているところでございます。

次に、企業誘致に関しましては、専ら工業団地及び工業用地等への早期の企業立地を促進するため、積極的に企業訪問活動を行っておるところでございます。そのような状況におきまして、今般、企業を支援する優遇制度の条件緩和と拡充を図る人吉市企業立地促進条例の改正を御提案申し上げております。本市の優遇措置につきまして見直し、適用工場の条件と操業開始時期の緩和、及び工場増設に対する工場等建設補助金の支給により、企業が最も効果的な優遇措置を受けていただけるよう、制度の拡充を図るものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人吉市においては、農業、林業、建設業に活力なくして市の発展は厳しいものがあると思います。このままの状態ですと、市民の皆様は負担だけが増し、収入が伴わず、消費も停滞し、ますます厳しい生活環境になっていくものと考えます。先ほどの条件緩和、制度の拡充などの人吉市企業立地促進条例の改正を提案いただくということは、本当にありがたく受けとめ、今後、企業誘致に力を入れてもらいたいと思います。そのことにより雇用が増大するならば、税収も伸び、市の財政もよくなるのは御承知のとおりかと思えます。

続きまして、上漆田町の人吉中核工業用地ですが、私も企業進出を期待しておりますが、円高の傾向はおさまらず、企業そのものが国内進出より海外への傾向に傾きつつあり、現在の状況では企業進出はかなり厳しい状況です。しかしながら9月7日の報道では、経済産業省から産業空洞化対策として、工場、研究施設立地に対する補助金数千億円の計上を要求する方針を明らかにしています。将来的には少しは展望が開けるのかとも思いますが、今回、梢山工業団地の企業立地促進のための環境整備と、人吉中核工業用地に対して今後どのような対策をお考えなのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

梢山工業団地の環境整備に関しましては、I区画の東側にフェンスを設置するものでご

ございます。I区画の東側には、人吉球磨広域行政組合が運営いたします人吉葬祭場が位置しておりまして、これまでI区画を視察された企業の方や、企業訪問時に隣接地が葬祭場であることを知られた企業担当者からさまざまに御指摘をいただいていたところでございます。

このような状況の中で、I区画への企業立地を促進するためには、フェンスの設置は必要最低限の環境整備であると判断いたしまして、今回補正予算をお願いいたしておるところでございます。

人吉中核工業用地に関しましては、市有地部分への盛土の整地作業も完了し、先般、国土交通省から引き渡しを受けたところでございます。現在、国・県に対しまして、第1期整備計画の造成に向けた関係農地の農振除外、農地転用などにつきまして、昨年から引き続き協議をいたしておるところでございます。この農振除外、農地転用に一定の方向性が見出せた段階で早急に用地交渉、詳細設計に入りまして、企業誘致に向けた整備事業を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 進出企業から打診があつてから工業用地を造成するのでは、企業は待ってくれないものと考えます。いつ打診があつても対応できる体制をつくっておくべきで、今すぐどうにかなるものではないと思いますが、まずは造成地の完成と人吉市の売り込みが先だと考えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、教育関係で質問させていただきます。夏休みパワーアップ教室についてお尋ねします。6月の一般質問で夏休みパワーアップ教室についてお尋ねしましたが、教育委員会の職員の方の御努力と、38名もの退職の先生方、また球磨工業高校生の皆さんのお力添えで、夏休みパワーアップ教室は子供たちも喜んで取り組み、保護者の方からも喜んでいただいたようです。さらに、先生、OBの指導のもと、地域との連携としても充実した学習指導ができたものと考えます。今回の教育委員会の取り組みが、周りの町村にも少なからずよい影響を与えることができたものと考えます。大変お疲れさまでした。

今回実施された夏休みパワーアップ教室の成果と今後の課題等ありましたらお願いします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

夏休みパワーアップ教室につきましては、今年7月21日から29日までの7日間、市内の6小学校で実施をいたしました。受講者は市内小学校3年生の希望者191名で、指導を学習サポーターとしまして、教員免許を有する退職された38名の先生方、また学習サポーター補助としまして、球磨工業高校生5名に協力をいただきました。子供たちは、学習サポーターの指導のもと、これまで学校の授業で学んだ範囲を市教育委員会で準備いたしました国語と算数の問題集を一生懸命に解き、基礎学力の定着と向上を図ることができたものと存じます。

子供アンケート結果では、日数に関しては、もっとしたいとちょうどよい、合わせて92%。楽しかったかとの質問には、大変楽しかったと少し楽しかったを合わせて93%。今後参加したいかとの質問には、ぜひ参加したいと参加してもいいを合わせて86%の数字となっております。感想には、成長して漢字と計算ができる大人になりたい、勉強が好きになった、2学期が楽しみだなどがございまして、少しでも子供の自信と意欲につながったのであれば、大きな成果ではなかったかと思うところでございます。

また、保護者アンケートによりますと、勉強した日数については、ちょうどよかったが75%、時間についても、ちょうどよかったが90%となっております。また、感想といたしまして、子供たちが喜んで学習に取り組むようになった、とてもありがたいなど、感謝と喜びのメッセージを多数いただいたところでございます。

課題としましては、学習サポーターの確保が最も重要課題と言えます。この事業が本格実施してからの学習サポーターの人数の推移は27名から33名。そして今年度から無償ボランティアにてお願いしたところですが、38名もの先生方に御協力をいただき、増加の傾向にございます。しかしながら、8月30日に開催しました学習サポーター事後検討会では、参加児童が多く、その児童に対して学習サポーターの人数が少ない日もあったため、指導が行き届いたのか不安があるとの意見も聞かれたところでございました。今後は、この事業の周知をもっと図り、教員免許をお持ちの退職された先生方に御理解と御協力をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 10月から実施されます放課後パワーアップ教室の対象者は、4年生から6年生で希望する児童だと思っておりますが、学校現場の週の授業計画などを考えた場合、週1回の実施になるのかなと思います。そこで、現場の先生方との連携、先生、OBの確保、さらに毎週になりますので指導者の確保はかなり大変だと考えます。また、各学校、各学年、どれだけの児童が参加するのか未知数の中、参加した場合、児童の下校時の安全面など問題もあるかと思いますが、どのようにお考えなのか、また対策等ありましたらお願いします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

放課後パワーアップ教室の実施計画におきましては、6月議会で実施日数を週2日の1時間程度と申し上げておりましたが、これまでに市内各小学校を訪問し、じかに校長先生方と協議を行い、また学習サポーターの先生方の御意見等をお聞きした結果、週1日の1時間程度と変更いたしましたところでございます。

放課後パワーアップ教室の内容でございますが、市内全小学校におきまして、4、5、6年生の受講希望者を対象に、今年度は9月に児童の募集を行い、10月11日から翌年3月中旬までの間、週1回、1時間程度、国語、算数のプリント問題を解かせて指導を行う予定と

しております。

教育委員会と各学校との連携を図ることはとても重要でございますので、各学校の教務主任の先生を窓口として運営をしていくこととしております。放課後パワーアップ教室の学習サポーターの確保につきましては、夏休みパワーアップ教室の重要課題として申し上げました内容と同様でございます。現在、多くの学習サポーターの確保を目指し、これまで夏休みパワーアップ教室において御指導いただいた先生方をお願いを申し上げるとともに、広報ひとよし、市のホームページ等を活用し、募集を行っているところでございます。募集に当たっては、2カ月ごとに協力可能日を確認させていただき、御協力をお願いしているところでございます。実施日は、原則、部活動がない火曜日。実施時間は、午後3時30分から午後4時30分までを予定しております。各小学校では、通常、部活の下校時刻が夏場は午後6時、冬場は午後5時で運用されており、年間を通して部活動下校時刻より早く下校できるように終了時間を設定しております。今後も子ども王国保安官の方々へ学校を通じて御協力をお願いしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 読み、書き、計算は、基礎・基本の学習だと考えますので、しっかりと学んでもらいたいと思います。学力も大切ですが、パワーアップ教室で学ぶことにより、感謝の気持ちなど育ったら、よりすばらしい人間教育にもなるかと思っております。継続は大変ですが、子供たちのためよろしく願います。ただ、この教室を立ち上げるに至ったわけ、何のためにするのか、最初の趣旨を忘れず取り組んでいただきたいと思っております。

4点目として、小学校・中学校への図書館専任司書の配置についてお尋ねします。今回、新学習指導要領になり、言語活動の育成がスタートし、学校図書館の充実と役割が重要視されていく中、国会議員や民間団体で設立した学校図書館活性化協議会でも活動計画などを作成されています。ところが、今回、文部科学省の調査で、学校司書不在の小中学校がかなりあることが明らかになったという記事を目にしました。1953年の学校図書館法は、学校図書館には司書教諭を配置しなければならないとありますが、附則として、当分の間、司書教諭を置かないことができるとあり、猶予期間を設けてありましたが、2003年度から12学級以上の学校には司書教諭を配置することが義務化されています。今後、読書指導と並行して、司書教諭の専任化を推進する動きが出てくるものと思っております。

ここで1回目の質問ですが、先ほど述べました学校図書館活性化協議会を御存じなのか。また、現在の市内の小学校、中学校の図書館運営はどんな状況なのかお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

学校図書館活性化協議会につきましては、実は私は存じ上げておりませんでした。したがって調べてみましたところ、ことし6月1日に学校図書館の機能を強化し、新学習指導要

領に盛り込まれた言語活動の充実につなげようと、超党派の国会議員で、それから加えて民間団体で設立をされたということのようでございます。学校司書の全校配置や司書教諭の専任化、読書活動と図書館活動ができる教員養成等を目指して、政策提言や啓発活動を行っていく協議会だというふうに認識したところでございます。

小中学校の図書館運営の状況でございますけれども、まず司書教諭の配置につきましては、学校図書館法第5条第1項により、学校には学校図書館の専門的職務をとらせるため、司書教諭を置かなければならないと規定されているところでございますが、学校図書館法附則第2項により、司書教諭を置かないことができる学校は、学級数が11以下の学校と記されておりまして、議員御指摘のとおりでございます。したがって、市内の小中学校では、大畑小学校、田野小学校及び第三中学校の、この3校を除く7校にそれぞれ1名の司書教諭を配置しているところでございます。また、人吉市嘱託職員を市内全小中学校に学校事務として配置しておりますが、学校司書の補助としての業務も担当しているところでございます。図書館業務に従事する時間は、1日平均、司書教諭が1時間程度、市嘱託職員の学校司書補助業務が4時間から5時間程度となっているところでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 子供の読書を推進するためには、まず読書環境の整備を進めるべきだと思います。子供が読書の喜びを知るためには、読書の目標を持たせ、達成した児童は褒めるなどの指導が大切です。そこには司書教諭や学校の司書補助などがいて、読む楽しさや読みたいという興味を起こさせる手立てが必要です。先生みずから読んで感動した本を紹介したり、自分も読んでみたいと子供が感じる、そんなきっかけが大事であり、それだけに司書補助が果たす役割は大きいと考えます。

現在、学校には司書教諭の配置はありますが、司書教諭は専任ではありません。せめて司書教諭が何を読ませるか、何を読みたいのかという現状をつかむ上では、常に図書館が開放され、読書相談に応じたり、いろいろな本を紹介したりと、子供たちに教えられるということがなければ、司書の役割が果たせないと考えます。

そこで2回目の質問ですが、司書教諭が担任を持ったり部活の指導に当たったりでは、十分な司書としての活動ができないものと考えますが、いかががお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

大塚議員御指摘のとおり、司書教諭の配置は学級担任等との兼務でございます。司書教諭の業務は、学校図書館の管理と読書指導であり、学校図書館業務のリーダー的役割を担っておりまして、従事する時間は余裕がございませんが、日々、学級担任や学校司書補助と連携を取りあって運営を行っていただいているところでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 小学校、中学校の場合、また読書をどうしたらいいのか、どうして本を探すのかわからないので、そこに積極的に教える司書の役割があると思います。司書補助は、図書館事務だけやっていたらいいというものではなくて、普段の生徒との会話などで成り立つのです。また、学校図書館は、時には居場所のない生徒の受け皿になったり、いろいろな悩みを聞いたり、相談に乗ってくれる場所でもあり、そこには専任司書の存在が必要だと考えます。

3回目の質問になりますが、教育長はこれまで司書補助の仕事内容や意見を聞かれたことがあるのかお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

学校司書補助から直接仕事の内容や意見を聞いたことがあるかとの質問でございますけれども、これまで教育委員会として事務担当者会議や研修会などを開催しておりまして、その機会に仕事のやり方や進め方などについての意見交換等を行い、その報告は受けているところでございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 現在の小学校、中学校の学校図書館は、学校司書補助が事務兼任になっていて、常時、図書館が開放されていない状況にあります。児童・生徒が行きたいときに行けるのではなく、開放されている時間を気にしながら図書館に行くのが現在の市内の学校図書館です。学校司書補助の仕事を重要視しないなら、昼休み、放課後の開館で納得されるでしょうが、それでは読書活動、読書教育の充実が果たせるのでしょうか。児童・生徒が、時間があいているときはいつでも行けて、いつも司書補助の先生がいらっしゃる、そんな図書館運営を行うべきと考えます。

ここで4回目の質問ですが、今後の学校図書館の位置づけと、司書補助の配置についてどのようにお考えなのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

学校図書館は、まず学校教育において欠くことのできない基礎的な設備でございます。学校図書を見学・生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成するということに目的がありますことから、とても重要だと位置づけをしております。専任の学校司書補助の配置につきましては、配置ができれば一定の効果があるとは思っておりますけれども、人件費の財源は市費単独となりますことから、財政的に厳しいと言わざるを得ないと考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいまお答えの中で、必要ではあるが財政的には厳しいこともある

かもしれません。そこで、提案としまして、小学校にはまず完全配置をお考えいただき、中学校においては、各学校1週間の中で2日ないし3日ぐらいで回っていただく、3校を回っていく、そういった方法がとれないのかという考えを持っていますが、いかがかお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

貴重な御提案をいただきまして、大変ありがとうございます。議員御提案の内容を参考にさせていただきながら、また、現況を生かした体制の再構築ができないかなど、学校現場の声を聞きながら、今後いろいろな角度から検討をしてみたいと存じます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） どうか教育長におかれては、よろしく御検討をお願いいたします。

続きまして、5点目、ひとよし春風マラソン大会についてお尋ねします。第8回大会は、過去最高の参加をいただいているわけですが、この中で人吉球磨以外からの参加者は2,400名だったと思います。

ここで1回目の質問ですが、次回の大会に向けて、現在の市長のお考えと、8月22日に行われましたひとよし春風マラソン大会実行委員会の会議の内容をお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ひとよし春風マラソンにつきましては、御承知のとおり「人吉球磨は、ひなまつり」、そのにぎわう中心市街地や清流球磨川を眺めながら走る魅力的なコースである。また、お城の中でゴールを用意されているという特異性もございますし、さらに市民の皆様方の沿道での熱心な応援、ボランティアの方々の心のこもったおもてなしなど、参加者の皆様をお迎えしてきたところでございます。そういった取り組みの成果として、年々参加者も増加し、前回の第8回大会におきましては、過去最高の3,968人の参加申込みをいただいたところでございます。第9回大会につきましては、昨年、2月19日の開催を早期に決定し、ランナーへの告知も開始したところでございます。熊本市の政令指定都市移行を記念し、1万人規模の参加を目指した第1回熊本城マラソン大会が同日開催されるということで、その影響につきましては一定の懸念をいたしているところでございます。そういった中で、本市といたしましては、既に大会開催に向けて、前回大会参加者への参加を呼びかけるハガキの送付や、ポスター、リーフレットの作成など、各種準備を進めているところでございまして、今後、各種媒体を活用した効果的な情報発信や、誘致宣伝活動を展開するとともに、より一層のおもてなし向上に積極的に取り組み、本市の特色を大いに生かし、マラソン大会として多くのランナーの皆様方に御参加いただけるよう鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

去る8月22日に開催いたしました実行委員会会議におきましても、現在の状況や今後の

取り組みについて御説明を申し上げるとともに、実行委員の皆様へより一層の御支援・御協力をお願いし、事業計画や予算等につきましては、異議もなく御承認いただいたところでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。第9回大会につきましては、来年2月19日の開催でございます。昨年と申しました。昨年、この大会が終了しましたときには、来年は2月19日ということで、既に本年中にその告知をいたしているところでございます。来年の開催は2月19日でございます。よろしく申し上げます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長からお話いただきましたように、市長は早くから実施の方向で進められ、今回、来年2月19日に決定したわけですが、2回目の質問として、御存じのとおり第1回熊本城マラソン大会が決定しており、大会の規模自体大きなものようですが、先の実行委員会会議では、これに対してどのように対応していくのかとの意見はなかったのかお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

本市大会の2月第3日曜日開催につきましては、実行委員会の皆様にも認識をいただいていたところでございます。第1回熊本城マラソンとの日程重複につきましても、既に多くの実行委員の皆様が新聞報道等により御承知のようでしたが、先ほどの市長答弁にございましたとおり、大会会長である市長が、現在の状況や今後の取り組みについて御説明するとともに、今後の委員の皆様への御協力をお願い申し上げたということで、特に日程重複への対応についての御意見・御要望等はなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 新聞報道を見ますと、来年のひとよし春風マラソンの参加者は、昨年の1割減と判断されているようですが、熊本城マラソンは既に走ろう会などの試走などもあり、今後も繰り返し行われるようです。さらに、全国に向けてキャラバン隊も9月6日に結成され、全国各地に出向くことになっているようです。

ここで3回目の質問として、地元から熊本城マラソンに参加される方、また他県の方で今回は熊本城マラソンに切りかえる方を考えた場合、1割減の見通しは厳しい気がしますが、実行委員会の会議では話題にならなかったのかお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

第9回ひとよし春風マラソンの参加者につきましては、約1万人の参加者を目指した第1回熊本城マラソンとの同日開催による一定の影響を考慮し、大会予算の参加料といたしましては、第8回大会の1割減を見込んだところでございます。実行委員会会議におきまして

は、積極的な誘致宣伝活動を展開するとともに、より一層のおもてなし向上に積極的に取り組み、本市の特色を大いに生かしたマラソン大会として、多くのランナーの御参加を目指す計画の説明がなされ、特にこの件につきましての御意見等はなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 内容について細かく述べませんが、熊本城マラソン大会は熊本城、市内中心部、上通り、下通りを駆け抜けるなど、大変魅力的な3コースで、1万人参加を目指しているとのこと。私は、ひとよし春風マラソンの実施を期待しています。

ここで4回目の質問としまして、熊本市との同時開催によると、参加者の減少が気になります。参加者が減ると経済効果に対するマイナス、あるいは協賛企業、炊き出しのボランティアの方などの協力に対して、意欲をなくさせることになりはしないか心配しますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

ひとよし春風マラソンは、御承知のとおり、年々参加者も増加しておりまして、市民の健康づくりやスポーツ振興だけではなく、地域の活性化や経済面を考える上でも重要な事業となってきました。議員御指摘のとおり、大会参加者の減少は、経済効果を初めとしてさまざまなマイナス要因がございますので、今後、実行委員会を初めとした全市民の皆様のお支援・御協力をいただきながら、テレビ、ラジオ等の各種媒体を有効活用した効果的な情報発信や、キャンペーン隊派遣などの誘致宣伝活動を展開するとともに、御好評をいただいておりますおもてなしの一層の向上に努め、本市の独自性、特色を生かした大会として、第1回熊本城マラソンとの差別化を図り、多くの御参加を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 3月の議会では、前回大会の質問者への答弁として、経済効果はかなりのプラス効果であったとなっております。最近の新聞報道にもありましたが、ひとよし春風マラソン大会にお越しいただくわけですから、人吉温泉のよさを十分味わっていただき、前回大会より、より盛り上がるように、町全体で心のこもった気持ちのよいおもてなしに心がけることが大事で、そのことにより次回は観光旅行目的でお見えになれることも期待できます。今回は実施されるということですが、今後ひとよし春風マラソンを継続していくお考えなら、毎回、熊本城マラソン大会と重なるのではないのか。

ここで5回目の質問ですが、大会規模の違いが明らかな上に、距離的にも交通の便、観光の面でも優れていると思われる熊本城マラソン大会に対して、ひとよし春風マラソン大会として大々的にアピールし、さらに経済効果、協賛企業への配慮、またより多くの参加者を望

むとするならば、内容等を含め、来年以降の日程変更のお考えはないのかお尋ねします。また、市長御自身も人吉温泉を広くアピールされていかれるのなら、温泉を強調するためにくま川鉄道の人吉駅名を変えられたように、ひとよし春風マラソンの名称を、人吉温泉春風マラソンに変更されるお考えはないかお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ひとよし春風マラソンの日程につきましては、第4回大会から2月第3日曜日に開催をしているところでございます。その理由につきましては、本市といたしましては、他の自治体等への配慮、開催されるマラソン大会や駅伝大会等、重複をできるだけ避けるという配慮、気温等も考慮したマラソン大会に適した日程の設定によっているわけございまして、多くのランナーの皆様の御参加を目指したものでございます。

そのような中で、今回の第9回大会が熊本城マラソンと同日開催となったわけでございますが、本市の春風マラソンが例年2月第3日曜日の開催ということにつきましては、御参加をいただいておりますランナーや、運営に御協力いただいている市民の皆様にも既に定着してきており、今後の熊本城マラソンの開催予定も明確になっていない段階でもございますし、また今後、熊本市におかれましてもさまざまな御配慮があるものと期待しているところでございます。そういったことで、現時点におきましては、2月第3日曜日の開催予定を変更するといったことにつきましては考えていないところでございます。

また、大会の名称につきましては、第4回大会までは人吉温泉マラソン大会でございました。節目の第5回大会の開催に当たり、出場者の増加を図るため、親しみやすい新たなネーミングを募集し、全国各地から89人の応募があった中で、人吉と人がよいつながる「ひとよし」、早春やぬくもりを感じさせる「春風」に決定し、人吉をアピールするためのサブタイトルとして、「いで湯と球磨焼酎、笑顔の里」を取り入れた経緯がございます。現在の大会名称につきましては、簡潔でわかりやすいものであり、人吉温泉のアピールも十分にできているものと判断いたしているところでございます。よって、大会名称につきまして、変更は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長から、日程の変更もない、名称も変えることはないという答弁をいただきましたが、参加される方へ温泉券も配布させているわけですので、やはり人吉温泉というのを全面に打ち出していきたいというのは、私は思っておりますので、ぜひ日程等もあわせて、今後御検討いただきますようお願いいたします。

今回、御溝川問題、深刻な雇用情勢、学校図書館の運営など取り上げさせていただきましたが、いずれも私としましては、すぐにでも対策を考えていただきたく申し上げました。財政状況、あるいは県、地域、地権者の皆様との交渉など問題もあるかと思いますが、どう

か市民の皆さんの幸せと安心・安全な暮らしができ、子供たちが将来に向けて大きな夢が持てる、そのためにも早期実現を強く要望し、すべての質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 30 分 休憩

午後 3 時 45 分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、時間の延長をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 11番議員の笹山でございます。本日も最後の登壇となりましたけれども、今しばらくお付き合いいただきたいと思います。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、1点目に第5次総合計画策定について。2点目に定員適正化計画について。3点目に畜産振興から、安愚楽牧場の経営破綻に伴う影響について、それから口蹄疫対策について。4点目に市民の声から、各コミセン設置のプラズマディスプレイの有効活用についてということで通告をいたしました。

初めに、第5次総合計画の策定についてであります。今後の市政の指針となる第5次総合計画につきましては、6月議会におきましても基本方針、それから市長マニフェストとの整合性等については質問をしてきたところであります。先日の全員協議会におきまして、第5次総合計画の策定について執行部から説明がなされたところではありますが、現在までの策定に向けた取り組みの経過について、改めてお聞きをしておきたいと思っております。また、今後のスケジュールがどうなっていくのか、その点についてもお尋ねをしておきたいと思っております。

以上、1回目を終わります。

○市長公室長（久本一富君） 皆さん、こんにちは。それでは、笹山議員の御質問にお答えいたします。

本市にとりまして、今回の策定が第5次の総合計画となるわけでございますが、まずは策定に当たってのこれまでの経過を時系列に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、平成21年度末ごろに国におきまして地方自治の一部改正が提起されていたことを踏まえまして、先進自治体の策定状況についての情報収集を初め、その中で首長の公約を総合計画に反映させるという、いわば実務型の総合計画策定に先駆的に取りかかっておられました岐阜県の大垣市と、それから長野県の小諸市の二つの自治体に視察に行きまして、近年の地方を取り巻く現状に対応した総合計画策定の手法を学んだところでございます。また、市民からのボトムアップの御意見を十分に踏まえた計画策定という点に主眼を置きまして、平成22年度の4月に市内2,000名の方を無作為に抽出しまして市民意識調査を実施し、これ

までの施策の満足度や、それから重要度などを聞き、市民ニーズの把握と、それから課題分析を行っております。さらには、継続して実施しておりますタウンミーティング“かがやきづくり”トークや、それから十年後の人吉を語る平成100人委員会で頂戴しました市民からの御意見の集約、そして未来を担う子供たちの市政参画という点で、10年後の人吉をテーマとして、小中学生を対象に、作文及び絵画コンテストを実施しております。なお、そのとき要望されました作品につきましては、今回の計画書の中に活用させていただきたいと考えておるところでございます。

次に、先の第4次総合計画に基づいて実施しました施策や事業の検証作業を行い、これを踏まえ、第5次総合計画へ落とし込むという予定の事務事業の把握も行っております。それから、本年度に入りましてからは、まずは庁舎内部に市職員によります総合策定委員会を設置しまして、市民からの意見や検証を踏まえ、現在、第5次総合計画の基本構想及び基本計画の素案を策定している段階でございます。

続きまして、今後のスケジュールということですが、9月中に5回、それから10月に1回の各校区を単位といたしましたかがやきづくりタウンミーティングの総合計画策定版としまして、公聴会の開催を順次進めているところでございます。また、近くには25名から構成されます総合計画策定審議会を設置いたしまして、計画の素案について諮問をし、部会を三つに分け、都市基盤や産業、それから教育、文化等のそれぞれ分野において、市民の代表の皆様の御審議を賜りたいと存じます。

その後、策定審議会からの答申を最大限尊重しつつ、計画素案を修正し、それからさらなる透明性の向上と市民参画の仕上げといたしまして、年度末には約1カ月間のパブリックコメントの期間を設けまして、来年の3月議会において計画案をお示しし、お認めいただきますならば、平成24年4月からのスタートということ考えているところでございます。

以上、大まかでございますが、これまでの経過と今後のスケジュールということにつきましてお答えいたします。以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今、答弁がありましたように、今後スケジュールにつきましては、策定審議会の中で、部会の中で議論をしていくと、そういったことで策定審議会からの答申に基づいて策定をしていきたいというようなことであります。ただ、6月議会の中でも答弁があったと思っておりますが、実際、地方自治法が改正されて、8月1日から施行されてるという状況がございます。その中で基本的には地方自治法の改正に伴って、総合計画、基本構想の策定義務が撤廃をされたということで、基本的には議会の議決も不必要になったと、そういったことの状況があります。

そこで、全員協議会で説明いただきました資料を見ても、議会への報告ということで、一番最後に項目が設けてありましたけれども、3回、全員協議会で説明をするとい

うことで計画されているようであります。

先日、方針等について説明されましたので、最終的には平成24年3月に最終的な計画の策定について議会に対しては説明をすると、そういったことでスケジュール的にも予定を組んである、そういった状況のようでございます。

ただ、執行部のほうがこの総合計画の策定について、市の最上位計画となる、そういった考えを持っていらっしゃるようでありますから、最上位計画となる総合計画を考えたときに、議会に対してそういった3回だけの報告だけ、最終的には来年24年の3月に報告をしますよと、それだけで果たしていいのかどうか、この点がちょっと私は気になる場所なんです。やはり議会の今の立場をとってみますと、二元代表制の一翼を担っているわけですから、やはり当然、市の最上位計画となる総合計画を考えたときに、議会としてどのようにかかわっていくのか、また議会の責任をどのように考えるのか、これが非常に重要な部分になってくるんじゃないかと私は思っているところであります。

そこで、改めてお尋ねをしておきたいと思いますが、議会に対するかかわり方、これについてはどのようにお考えなのか、この点を改めてお尋ねをしておきたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

ただいま議員の御意見の中にもございましたように、地方自治法の一部を改正する法律というのが平成23年8月1日に施行されたことによりまして、市町村の総合計画、基本構想の策定義務が事実上撤廃となりまして、同時に議会の議決事件から外れるということになったわけでございます。この結果、策定の有無については、それぞれの市町村の任意となったところでございます。そういった中におきまして、本市におきましては、自治体間競争の激化という環境のもと、直近の時代の変化や社会潮流に適合し、新しい時代へ対応する市政運営の羅針盤と言えます今回の第5次総合計画を、旧来に沿った市の最上位計画として位置づけ策定する方針でございます。

また、策定に関しての今後の議会のかかわり方ということでございます。執行部の見解を述べさせていただきたいと思っております。議会の議決というのは実質的に撤廃となりましたが、先ほど申し上げましたように、市の最上位計画であるという点では、計画の重要性は従前の計画と何ら遜色のないものと考えているところでございます。そこで、議会とのかかわり方といたしまして、従前と変わらず策定の根拠、それから議決の根拠を条例にうたい込み、これに基づき策定することや、あるいはまた議会において計画策定のための特別委員会を設置いただき、その中で御審議いただく等の選択肢も十分考えられるところでございます。

しかしながら、一方で他の自治体の動向を見てみますと、本市と同時期にいわゆる今般の法改正を踏まえまして、総合計画を策定する団体におきまして、またその中でも本市と人口規模も同程度の自治体、6団体ございました。そこをピックアップをいたしまして、議会との関与を調査しましたところ、このうち五つの自治体が議決事項とせずに、議会へ報告と

いう手法をとっておるようでございます。さらに、その五つの中で四つの自治体が策定審議会のメンバーとして議員に入っていただくという手法をとっているようでございます。また、県内におきましては、荒尾市さんが同じ手法をとるということで聞いているところでございます。

したがいまして、本市におきましても、25名の方から構成されます総合計画策定審議会の三つの策定部会の中に、他の自治体の手法に倣って、策定の段階からそれぞれ市議の方お1人ずつ入っていただき、各分野におきまして、市民の皆様と一体となった御審議をいただく形での関与を考えているところでございます。そういったことで、何とぞ議員各位の御理解・御協力を賜ればということをお願いを申し上げます。

なお、策定されました計画案につきましては、先ほど御意見の中にもありましたように、来年3月議会の全員協議会の場におきまして、少し時間をいただいてでも、しっかりとお示ししたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 議会のかかわり方として、今二通りの答弁をされたわけですが、一つは条例にうたい込んできちっと議会の議決をする、もしくはその中で十分な審議をするというような一つの方法。それからもう一つはそういった方法をとらずに、そういった策定審議会のメンバーの中に入ってその中で審議をしていただくと、そういったことでの二つの方法を考えていらっしゃるようであります。執行部とすれば、そういった審議会のメンバーとして入ってその中で議論をして、その中に議会の意見を反映させる。そういった手法を考えていらっしゃるようではありますが、果たしてそれで議会の意見が反映されるのかという、非常に私は理解に苦しむところなんですね、これについては。6月議会から、その議決事項でなくなったということを考えたときに、本当に市の最上位計画として位置づけするのを議会がどういうふうに理解すればいいのか、また議会がどういうふうにかかわればいいのか、いろいろとちょっと悩みながら、いろいろと調べてみたところであります。

そのような中で、地方自治法第96条第2項に基づいて、条例によって議決案件として任意に追加することができる、そういったことで地方自治法第96条第2項にうたい込んであります。96条第1項は、当然議決をしなければならない議決案件をうたい込んでありますけれども、そういった96条第2項を読みますと、やはり地方自治体が抱える問題の中で、これだけはやっぱり議会の議決案件としなければいけないと、そういったことが任意にその自治体の中で議決事項に盛り込むとかできると、そういった条項を見つけたわけなんですね、いろんなちょっと資料を読みながら。私はそういったことを考えますと、やはり市の最上位計画としてもってくる総合計画であれば、地方自治法の改正によって策定義務が撤廃されても、やっぱりそういった最上位計画として認めるのであれば、やはりすべてにおいての最上

位であるということであれば、議会もそれ相当の対応をしていかなければならないんじゃないかと私は考えます。そういったことを考えますと、やはりこういった96条第2項に基づいて、議決案件として条例をつくって取り組むことが一番いいのではないかなというふうに考えるわけなんですね。そうすることによって、いろんな政策面等については議会としても共有できる部分が出てくるというふうに考えるわけなんですね。

そこで、そういった96条第2項に基づいて、条例によるその議決事件として追加をすると、そういった条例の制定は考えていらっしゃるんでしょうか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘、御意見の条例化と、96条第2項に基づく条例化という話。そこであえて今回、私どもが条例制定をせずに、議会の議決を経ないという形で、今お話をしているわけなんですけど、その背景というのが今回の地方自治法の一部改正の背景というのがここに見え隠れするかと思いますけど、そういったことで、まずもってこの総合計画というものの過去の長い歴史というのがございます。そのあたりを少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、この総合計画の歴史というものをひもときますと、源流は昭和の大合併時に国において示されました新市町村建設計画にさかのぼることができるかと思います。具体的には、1969年、昭和44年でございますけど、地方自治法の改正に伴い、市町村に総合計画の基本構想義務が創設されたわけございまして、同時に市町村の基本構想策定要領というマニュアルが国から通達をされ、多くの自治体はそのマニュアルに沿った形で策定を行ってきたものと考えております。しかしながら、実質的には強い規範力を持たない、近年ではあれもこれもといった、いわゆる総花的な総合計画となる傾向が見られてきたということも周知の事実でございます。そして、現在まで約40年間の時を経たわけでございますが、近年の地域主権の確立に向けて、地方自治の対応が急激かつさまざまに変化する兆しを見せる中で、今回の地方自治法改正の趣旨は、自治体の持つ組織運営について自主性・自立性・自由度の拡大を発揮することを主眼に置き、それぞれの地域の実情に即した戦略性の高い行政運営への期待が持たれるということが狙いのようでございます。今回、基本構想の策定義務が撤廃されたことは、旧法がある程度の初期の目的を達成し、一定の役割を終えたことを意味するものというふうに推測するところでございます。こういった、先ほど申しました背景を踏まえた今後のありようのとりえ方、そしてまた解釈につきまして、異なった意見が生じることは十分考えられるところでございます。

そこで、総合計画の重要性をかんがみて、従前に引き続き議会の議決事項とするには、二つの手法があるというふうに考えられます。当然、議員が御意見されましたように、一つが自治基本条例で定め、その中に総合計画を議決事項としてうたい込む方法。もう一つが先

ほど詳しく述べられました、地方自治法96条第2項の規定により、個々の市町村がその自主的な判断により議会基本条例に基づき、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定するという手法であり、実際この同法96条第2項の規定に基づいた総合計画を議決するという自治体もあるようでございます。

そういった中で、今回の執行部の提案でございます。執行部といたしましては、法改正の趣旨にかんがみまして、先ほど申し上げましたように、他の自治体の動向も踏まえ、議決事項としてうたい込まないながらも、議会とのかかわり方が希薄とならないように、総合計画策定審議会のメンバーとして最も重要な策定の段階から市議会の代表の方に入っていただき、御提言を頂戴するという手法を選択したところでございます。

また、総合計画と首長のローカルマニフェストというもの、いわゆるダブルスタンダードという印象、混乱を生じることがないように配慮いたしまして、選挙時に掲げられたローカルマニフェストを新たな総合計画のベースとしている時点で、既に市民の皆様からの十分な御理解をいただいているという考えのもと、さらには策定当初からさまざまな形の中で、より多くの市民の意見を広く反映させていただくという民意重視に力点を置いた形をとっておるということで、今回の手法を選択したわけでございます。そういったことで、この地方自治法の改正というこの背景の趣旨というものを踏まえたところの執行部の手法ということでございます。ぜひ御理解のほどをいただければというふうに考えるところでございます。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） その地方自治法の改正の背景が、今、公室長答弁されましたけれども、そういったことでなってきたのかなと思って聞いとったわけですがけれども、果たしてそうなんでしょうか。私はやっぱり地方分権の推進によって、それぞれの地方自治体に、そういったことをやっぱり任せようというような趣旨から、こういった形になってきたんじゃないかなと、私は思っています。ですから、地方自治体がこういった形で取り組むかということを重要視するために撤廃されて、あとはそれぞれの自治体の判断に任せるということでなったんじゃないかなと私は考えています。

そのような中で、確かにマニフェスト型のそういった総合計画の策定というのが、今、近年出てきていると思っています。ただ、マニフェスト型のそういった実務型に取り組む総合計画を策定するためには、やはり今の地方自治体が二元代表制であるということを十分に私は考える必要があるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。やはり首長と議会議員、やはりそれぞれが住民から直接選挙で選ばれている代表であるということを考えていただきたいと思います。首長と議会が住民を代表すると、そういったことで相互の抑制と均衡を図ると。私はその中でやっぱり緊張感を保ちながら、対等の機関として、その地方自治の運営を行っていくんじゃないかなと、それが基本的な考え方だと私は思ってお

ります。

そのような中で、やはりその執行については議会がきちっと監視をしながら、また積極的な政策提言と申しますか、そういった政策形成については、そういった提言を行いながら、お互いのその二元代表制の本来の趣旨を踏まえながら取り組んでいくことが今からの地方自治に求められている部分ではないかなと私は考えるわけなんですね。そうしたときに、総合計画の策定審議会の中に議会の代表3名を入れ込んで、その中で審議をしてもらう。それが果たして議会の意見が十分に反映できるんでしょうか。最上位計画です。市の最上位計画書と考える、最上位計画をその下の策定審議会の中で議会の議員に入っただけで決定をしていくと。議会全体の総意はどこにあるんでしょうか。私はそこを十分に考えていただきたいと思っています。ましてや、その総合計画の策定に伴って、いろんな事業が計画を実施されます。それぞれの事業が分野ごとに、事業が計画策定をされると思います。その事業の策定に伴って、すべてに予算が、すべてが伴ってきます。予算の議決、そしてその事業等に伴う条例の改正、条例の新設、制定、これについてはすべて議会の議決が必要になってきます。そういった予算とか条例とか、または決算とかを議会がきちっと議決をしなければいけないのに、その一番最上にくる最上位計画を議会が承認も何もしていない。そういったところで果たして、そういった予算等が議決できるんでしょうか。私は不思議でなりません。執行部が最上位計画として考えるのであれば、やはりお互いの二元代表制の立場を踏まえた中で、ましてや市長のそのマニフェスト型の、実務型が入ってくる総合計画を策定されるのであれば、なおさら議会の承認はやっぱりきちっと求めるプロセスが私は必要になってくるんじゃないかなと、私は逆に思っています。そうすることによって、よりよい議会と執行部との運営がよりよい方向に転がっていくんじゃないかなと、私は思っています。ましてや報告だけで、最上位計画の総合計画を、議会に対する報告だけで、果たして議会の私たちが責任を持てるんでしょうか。私は責任を持ってません。意見も言うことができません、報告だけであればですね。決まった計画をこういうふうにやりますということで報告されるわけですから、どこにも議会が、ただその策定審議会の中では反映されるかもしれませんが、総体的には何もその計画についてはそれぞれ議員一人一人が入ることができない、意見も反映できない。そこをもう少し検討する余地があるんじゃないかなと、私は思うわけなんですね。ましてや、その96条第2項のその議決案件として任意取り組むこと、これは基本的には執行部が提案しても、もしくはこれは議会の議員が発議をして制定することもできるというわけなんですね。ですので、そこを考えたときに、やはり議会が市民に対してきちっとした責任を果たすためには、やっぱり議会は議会の議員としてきちっとした判断を私はすべきではないかなというふうに思うわけなんですね。やっぱり市民に対して、きちっとした議会が機能するために、また責任を果たすためには、やはり私は議員発議によってこういった条例を制定することも、やはり視野に入れて取り組むべき課題ではないかなと、そういうふうにも思っ

ているところであります。ただ、市の最上位計画ですから、これについては議員発議によって、そういった条例を制定をするよりも、私は執行部みずからがそういったことを考えて、議会に対する立場、またそういった状況、二元代表制のあり方、そういった市民に対する説明責任、そういった部分を考えたときには、執行部のほうからやっぱり条例として提案するのが一番いい方法ではないかなとは思っています。ですので、今のところはそこまでの、今の状況ではそういったところまでは考えていらっしやらないようでありますけれども、私はそういう考えを持っていますので、ぜひこの件については、もう一回執行部の方で再考していただきたい、考え直していただくことができないかなというふうに思っているところであります。ぜひそういった検討を、これについてはお願いをしたいと思っています。最終的には、私は議員発議による条例制定も、私たちみずからが考えるべきじゃないかなと、そういった大きな課題として考えておりますので、そういったことも踏まえて、ぜひ再考いただきますようお願いをしておきたいというふうに思います。

一応、そういった形で要望いたして、この項については終わっていきたいと思っております。

定員適正化の計画でありますけれども、これについても新たに新定員適正化計画の策定を今されているようであります。現在の進捗状況、それから今後の計画、もしくは策定に当たっての考え方、これについて具体的にお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、お答えをいたします。

市長が6月議会の施政方針演説で述べましたとおり、新定員適正化計画を年度内に策定する予定でございます。現在の作業状況について御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、現在の進捗状況でございますが、8月に全課に対して、係単位で作成する組織機構等・定員管理に関する調査票というものを配付をしております。

次に、今後の予定でございますが、9月下旬に調査票の回収及び整理を行う予定でございます。10月中旬以降に各課の体制に関する問題点、外的環境の変化による体制の見直し、組織内部での業務分担の見直し、外部資源の活用や業務の移管・廃止による官民役割分担の見直し、組織の新設・統廃合などの五つの観点から、各課のヒアリングを実施する予定でございます。

最終的には、庁内のヒアリング結果と類似団体の定員モデルや先進事例の研究等を踏まえて、計画原案を作成し、その後、部長級のヒアリング、政策審議会、行政経営会議などの内部検討を経て、市長決裁により組織決定いたすことといたしております。遅くとも3月議会前には議員の皆様にご説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、定員適正化計画の実施期間、達成目標につきましては、現時点では未定でございます。今後の策定作業の中で詰めていきたいと考えておりますが、依然として厳しい財政状

況や社会経済状況を勘案した計画とならざるを得ないと認識をいたしております。これまで以上に高度化・多様化する行政ニーズに少数精鋭で対応するために、人材育成を含め、人事制度全般の見直しや業務の効率化、外部委託などアウトソーシングの推進を図る必要があるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 定員適正化計画の策定作業については、今、作業を進められているということで、まだなかなか具体的な部分はわからない状況でございます。なかなか未定ということで、今後、順次策定されるのではなかろうかなというふうに思っているところであります。なかなか具体的にちょっと聞くことができない部分もありますけれども、ただこの定員適正化計画について、今の財政状況、それから経済状況、こういったことを考えたときに厳しい計画をつくらなければならない、そういったふうに判断をされているようでございます。ただ、定員適正化計画について見ますと、やはり減らすばかりが適正化ではないというふうに私は思っております。最低必要な人員は確保すべきと思っておりますし、やはり組織の見直し、また業務分担の見直し、それから行政ニーズにどのように対応していくのか、そういったことを十分に検討して進めていく必要があるんじゃないかなと思っているわけなんです。

そのような中で、今考えることが、一つは適正な人事管理を行っていく必要がある、それも一つ思っています。逆に言いますと、今現在、適正な人事管理というのができていのかどうかというようなことがちょっと疑問に思うわけなんです。といいますのは、今、職員の皆さんから話を聞いてみますと、やはりかなりの職員の方がストレスを抱えていると、そういった話もちょうと聞いておりますし、そういった状況の中で安全衛生委員会あたりもありますけれども、そのような中で相談とか、どのように対応されているのか、それがちょっとこのごろ具体的に見えてこない部分があると思っております。また、適正な人事管理に伴って、適正な人員配置がなされているのかどうか、これも十分に考えるべきじゃないかなと思っているわけなんです。いろんな人事管理とか適正配置とか、それから業務分担等を考える中で、いろんな部分が重なり合ってストレスを抱え込んでしまったり、病気になったりとか、いろんな方向にずっと進んでいく、そういった状況が若干見られるんじゃないかなとちょっと思っているところであります。

そこで、そのような今現在、適正な人事管理というのがなされているのかどうか、これについて執行部としてどのように考えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） 笹山議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、確かに定員適正化については、職員数の増減だけの問題ではない

というふうに認識をいたしております。行政経営の効率化も図りつつ、市民幸福向上のために、生き生きと働く有能な職員集団となることが地方分権時代における市役所組織の目標でございますので、職員のメンタルヘルスや適正配置を含めて、人事、組織、給与など、総合的な人事管理が適正に行われてこそ、適正化と言えるのではないかとこのように考えております。

これまでも、職員数が純減する中で、高度化・多様化する行政ニーズに少数精鋭で対応するために、職員の能力向上と組織内コミュニケーションを活性化することを目的とした諸制度の整備を進めてまいったところでございます。また、職員個々や部門の責任者の声に耳を傾けながら、職員の能力、特性及び仕事以外の生活の状況も勘案した人員の適正配置について、できるだけ配慮してきたつもりではございます。具体的には、職員の気づきと自覚を促す研修の実施、人材育成とコミュニケーション向上を目的とした人事制度の導入、異動その他に関する自己申告書導入と総務課面談の実施など、職場環境の整備と職員の能力開発支援を推進してきたところではございますが、その一環として安全衛生委員会を中心としたメンタルヘルス対策にも取り組んでまいったところでございます。

ストレスが少ない職場づくりは大変大切なことと考えておりますが、まずは仕事をしていく上では当然にストレスも伴うという前提のもと、まずは職員個人が自分のストレス状況を認識し、それに見合った対処ができるよう研修等により啓発を図ってきたところでございます。また、めまぐるしい変化の中では、人の心の持ち方も変化してまいりますので、管理職の役割が非常に重要であるというふうに思います。管理職向けのメンタルヘルス研修も隔年で実施し、啓発を図るとともに、人事評価制度に基づく面談、日常の中での目配り、気配りなど養成しているところでございます。さらに、職員が一人で抱え込まずに、早期発見・早期治療に結びつけられるように、先ほど申し上げました、上司によるラインケアの充実や総務課長面談、産業医や第三者機関などの多様な相談窓口を用意いたしまして、気軽に相談できる体制を構築してきたところでもございまして、心身の異常の早期発見、早期の相談により、重篤にいたらず、外来治療等で軽減した事例もございます。もちろん、このほかにも顕在しないで悩みを抱えている職員がいるであろうことは認識をいたしておりますし、現行の取り組みや体制が十分とはいえないところもございまして、悩みを持つ職員が気楽に、気軽に相談できる職場環境や体制づくり、すなわち組織内コミュニケーションの活性化を図るための取り組みを今後とも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。その上で、これらの取り組みと表裏一体となって、行政経営の効率化を図るための定員管理も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それぞれのかなりのケースケースによる取り組みを実施をされている

ようであります、引き続き、やはり気軽に相談できる職場環境をつくることは非常に重要だと思っておりますし、そういった体制をつくることは非常に重要だと思っております。ぜひそういった部分の取り組みを進めていただきながら、やはりなかなかストレスを抱え込んでいるということを感じるといのは非常に難しいんじゃないかなと思っておりますが、やはり職員一人一人がどういった形でストレスに落ち込んでいくのか、抱え込むのか、なかなか一人一人が違いますので、それを防ぐといのは大変なことではありますけれども、日常的なそういった体制づくりの中で、やはり目配り、気配りもしていただいて、少しでもそういったことがないように取り組みをしていただきたい、そういうふうに思っているところであります。ただ、そういったことをしながらも、そういった適正化の計画は当然進めなければいけませんので、適正化計画を進める中にそういった部分をどういった形で取り組んでいくのか、またはその適正化計画に基づいて、今度は恐らく機構改革の見直しまで、ずっといろんな形で取り組みがされると思うんですね。ですので、ぜひそういったところがやはり職員がなかなか気づかない部分でそういったストレスに落ち込んでいる部分がありますので、ぜひそういったことがないように十分な配慮をしていただきながら、計画の策定等については取り組みをしていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひそういった方向でお願いをしておきたいと思っております。

畜産振興について質問していきたいと思っております。まず、安愚楽牧場の経営破綻に伴う影響についてということであります。全員協議会の席上、報告はいただいたところであります。ただ、なかなかやっぱり具体的な状況がわからない。また、情報がなかなか入ってきていない。そういった状況の中で説明をいただいたところなんですが、畜産農家の方もなかなかやっぱり情報が入らないということで、不安を抱いていらっしゃる方もいらっしゃるようであります。現在、預託農家とか、安愚楽牧場に雇用されている人たち、このような人たちへの影響がどのように出ているのか、また例えば人吉市に及ぼす影響がどのようになっているのか、その辺について説明をいただきたいと思っております。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

先月30日の全員協議会で御説明いたしましたとおり、人吉球磨地域には1カ所の直営牧場と9カ所の預託牧場がございます。本市には、矢岳町に7,000頭規模の繁殖牧場と、2戸の預託農家がございます。それらの預託農家や直営牧場で雇用されている方々へどのような影響が出ているのかという御質問でございますが、まず預託農家におかれましては、毎月支払われていた預託料のうち、本年6月、7月の2カ月分が未払いとなっているほか、えさの量も減らされており、出荷後の子牛の補充もされていないということで、今後の経営に大きな不安を抱えておられるようでございます。

また、矢岳町の直営牧場では、50名程度の従業員のうち、本市から20名程度が雇用されており、現在でも牧場での作業に従事されているようでございますが、今後、雇用維持につ

きましては、明確にはなっていない状況でございます。従業員の方々も雇用不安を抱えられており、また市に対する地域経済への影響も懸念されております。本市に対します影響といえますのは、やはり安愚楽牧場に科せられています税関係がどうなるのか、そういう部分もちょっと負担になるかなというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 説明がありましたように、やはり預託料の未払いとか、えさの量が減らされたりとか、子牛が補充されないとか、そういったことになるとうちやっぴり本人の生活はどうすればいいのかということで、非常に不安があるんじゃないかなと、そういうふうに思っているところであります。また、矢岳の直営牧場で雇用されている人についても、いつ雇用を打ち切られるかわからない、そういった非常に不安定な状況で、もう本当に不安でいっぱいであるんじゃないかなと思っているわけなんですけど、このようなことに対して、何らかの救済策があるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

今回、影響を受けた方々への救済策についての御質問でございますが、預託農家の方々におかれましては、農業関係の制度資金の貸付対象とはなっておりませんことから、雇用先の倒産などで失業された方々などが対象で、社会福祉協議会が相談窓口となっております生活福祉資金の中の総合支援資金制度の御利用をお勧めしたところでございます。

矢岳牧場の従業員の方々におかれましては、一民間企業の倒産に伴うものであることから、通常の失業保険を初め、総合支援資金などの制度を御活用いただくことになると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） その雇用関係があって、なかなか農業関係の貸付対象ができないということで、大変厳しいんじゃないかなと思うわけなんです。そのような中で、このような制度はあるようでありましてけれども、なかなかこういった制度の活用についても、こういった農家の方については厳しい状況もあるのかなというふうにちょっと危惧をしているところであります。ただ、やはり民間企業の部分ですので、なかなかそれに行政が介入するということは非常に難しい状況でしょうけれども、やはりそういった救済策等については、ぜひそういった制度等の活用等について積極的に話をさせていただきなから、少しでもそういった生活の安定につながるような方策をお示しいただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、あと1点ちょっと気になるのが、安愚楽牧場の経営を見てみますと、やはり全国展開をやっていると。そういった全国展開をやっている経営から見ると、例えば牛の移動と

か粗飼料とか農耕飼料とか、そういった部分が全国どこから入ってきているのか、なかなかわからない状況もあるようであります。なかなかそういった直接的に、具体的にどこから入ってきているとか、なかなかわからない状況もあるということで、これについてもかなり農家の方も不安を抱えていらっしゃるようであります。例えば牛等のふん尿によるある種のやっぱり汚染があるとか、そういった状況を懸念されている、心配していらっしゃる農家も実際あるようであります。

そこで、やっぱりこれについてははっきりしておかなきゃいけないのが、安愚楽牧場が今、矢岳牧場、もしくは預託農家の中で供給されている粗飼料、もしくは農耕飼料等がどこから供給されているのか、これはやっぱりきちと確認しておく必要があると思っているわけなんですけれども、そういった部分をきちと把握されているのかどうか。また、飼料等について安全性は問題ないのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

安愚楽牧場における牛の移動や飼料関係につきましての御質問だと思えます。まず、牛の移動に関しましては、矢岳町の直営牧場は主に繁殖が目的の牧場であることから、本市から系列の肥育牧場へ移動する場合はほとんどで、地域外からの移動は少ないと考えられます。また、安愚楽牧場の飼養牛は、球磨畜産農協が登録手続きを行っておりますが、お尋ねいたしましたところ、放射能が心配される東日本地域からの牛の移動は現時点においては無いということでございました。

また、飼料の供給先についてでございますが、粗飼料につきましては、外国産、オーストラリアとカナダ産が主体となっており、また農耕飼料につきましては、宮崎県産となっております。放射能が心配される東日本地域からの供給はないということでございました。したがって、以上のことから、矢岳町の安愚楽牧場におけるふん尿による放射能汚染はないものと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 一定の答弁をいただきました。問題はないというようなことで答弁をいただいたところですけど、1点、粗飼料について、外国産が主体であるというようなことで、今答弁いただいたところでもあります。オーストラリア産、カナダ産というようなことで、ただそういった外国産であった場合には、例えばほかの病原体が入っているとか、そういった部分は逆に今度は心配されるわけなんですけれども、その辺については問題ないということで判断してよろしいのでしょうか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

その点に関しては、問題はないというふうを考えております。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それでは、次に口蹄疫の対策についてお尋ねをしていきたいと思っています。私はもう1点だけしかお尋ねいたしません。行政機関の対応マニュアルとか、農家対応のマニュアル等を作成をされて、パンフレット等も配布されているようであります。対応マニュアルについても、具体的に作成されているようでありますが、ただ畜産農家の方の話を聞きますと、マニュアルをいただいてもなかなか読んでも理解できない部分とか、なかなか読む機会もないというようなことで、なかなかそれを具体的に理解することが難しいというような話もちよっと聞いているところであります。そこで話を聞いたのは、せっかくだから、具体的にシミュレーションをしてもらえばどうかなというふうな、そういった話もいただいているところです。例えば防災訓練等についてもそういった演習をされますし、今回、災害時の要援護者についても町内を指定してそういった仮定をしてシミュレーションをされると。それを広めていくようなことで取り組みをされているようですけれども、やはり口蹄疫についても、いざ入ってきたら非常に広範な形で影響を受ける部分がありますので、農家の方がどういった初動操作をすればいいとか、やっぱり具体的に演習をしたほうが、よりわかりやすいんじゃないかなというふうに思うところであります。ただ、実際入ってくれば、農家が移動するというのはなかなかできませんので、農家についてはもうじっとしとったほうがいいというふうなところはあるんですが、やはりそういった初動態勢から連絡の方法、もしくは消毒の方法とか、そういった部分をどういった形でグループを組んで取り組むとか、そういった部分のシミュレーションをやっぱり演習を1回でも2回でもすれば、より具体的なそういったときの対応ができるんじゃないかなというふうな話もいただいているところであります。ですので、やっぱりそういった、ぜひマニュアル等も作成してあるのであれば、それをやっぱり具体的にシミュレーションをやる、演習をやる、そういったところまで私は取り組んでいただきたいというふうに思っているわけですが、そういったお考えはないでしょうか。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

先般、畜舎入口に踏み込み消毒槽や手動噴霧器などの消毒設備の設置を初め、定期的な煙霧器による消毒の徹底、及び近隣で口蹄疫が発生した場合の留意点などを記載した口蹄疫進入防止マニュアルを、市内すべての畜産農家に配布したところでございます。

そこで、本マニュアルをより徹底させる上でも、本市の畜産農家や関係機関を対象とした講習会などの機会を利用して、議員の御提案のとおり、口蹄疫発生時の農家初動対応を想定したシミュレーションを実施するよう検討してまいりたいと存じます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ぜひ実施をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。た

だ、やっぱり発生場所の想定によっていろんな状況が出てくると思っています。例えば、藍田地区のほうで発生した場合にはどうなるのか。例えば、西瀬地区のほうで発生した場合はどうなるのか。中原地区で発生した場合はどうなるのか。その発生した場所によって、例えば近隣の町村との連携等も出てくるんじゃないかなというふうに思っています。これは人吉市だけで取り組むんじゃなくて、やっぱりそういった町村とも連携を取りながらシミュレーションをやることによって、やはりそういった初動態勢の中での病原菌の拡散を防ぐと、そういったことがより効果的になると思いますので、ぜひそういったことも考えて取り組みをしていただきたいと思います。

さらには、例えば農家の対応とか、消毒の実施、それから消毒ポイントをどういった形で設置するのか。また、町村とも連携しながら、例えば、ある話を聞きますと、防除ヘリ等も要請をして防除ヘリで一斉防除をやるとか、そういったこともやっぱりされたようでありますので、そういった体制の取り組みもシミュレーションの中に取り入れながら、あらゆる仮定を想定をしながら、シミュレーションをしていただければと思っています。また、シミュレーションをした後は、やはりそういった会議等の中でそういった部分をまた改めて検討するような、農家の方も参加した検討会議等も開催をしていただきながら、十分な周知徹底を図っていただければと思いますので、ぜひそういった形での取り組みを行っていただくようお願いをしておきたいと思っております。

最後になりますが、市民の声からでございます。各コミセン設置のプラズマディスプレイの有効活用ということで通告をいたしました。平成15年の6月に供用開始されました地域イントラネット基盤整備事業によって、各コミセンにプラズマディスプレイが設置をされ、議会中継等が行われているところであります。最近、もうちょっと有効に使えないだろうかとか、なかなか議会中継も見ると人が少ないんじゃないかなと、そういったところでちょっと話がありましたので、今回通告したわけなんですけれども、まず15年6月の供用開始以来、どのような利用状況なのか、利用実績等についてお尋ねをしておきたいと思っております。また、議会中継以外にどのような活用がなされているのか、この点についてもお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員が簡単に設置の経緯を申されましたけれども、再度申し述べさせていただきます。各コミセンのプラズマディスプレイにつきましては、平成14年度から15年度にかけて、総務省の地域イントラネット基盤施設整備事業を活用いたしまして、市内小中学校及び出先機関の地域イントラネット網の整備にあわせて設置し、平成16年の6月議会から本議会の模様をごらんいただけるように整備を行ったところでございます。

次に、平成22年度の議会中継の視聴実績でございますが、コミセン全体で6月議会は延べ19人、9月議会は延べ10人、12月議会は延べ37人、3月議会は延べ5人でございます。

また、それ以外の利用といたしまして、各コミセン講座などのデジタルカメラ映像鑑賞やビデオデッキなどを接続して、踊りの練習に利用されている事例などがあるようでございます。

なお、現在設置してあるプラズマディスプレイは、議会中継視聴のほか、オーディオビジュアル、AV機器を接続しての利用しかできませんでしたので、災害対策支部設置時の支部詰めの職員、及び避難勧告などが発令された場合、避難された方々が災害情報収集等に活用できるように地デジチューナーの購入経費を今議会にお願いをさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 実際、実績を聞いて、ちょっとびっくりいたしました。もう少し多くの方が中継を見ていらっしゃるのかなと思ったところなんですけれども、初めてこういった実績を報告いただいたところであります。

今回、先ほど総務部長の答弁の中で、地デジチューナーの購入経費を補正予算として計上しているということで答弁がありました。実際、私もコミセンに災害支部を設置したってなかなかテレビ等の災害情報等が見れないと、テレビも設置してなくて、どうやってその災害支部は設置してあるのに情報等が見れないというのは、これは非常に不便だというような話も聞いたものですから、そういった点もあわせて、やはりそういったことができるよということ、今回、通告をしたところでもあります。今回、こういった形で補正予算に計上してあるということですので、一方また活用がさらに深まるのではないかなというふうに思っているところでもあります。ただ、その議会活用以外に若干いろいろとこういった事例があるというようなことで答弁いただきましたけれども、やはりそういったいろんな活用方法を考えることが重要だと思っております。ですので、やはり今の活用以外にこういったことが改めて考えられるのか、この点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。ただ、その際、やはりなかなか利用される方が高齢者等の場合には、なかなか操作がふなれであるということ、なかなか操作したくても操作ができない。例えば、公民館に常駐していらっしゃる方をお願いして、最初から最後までおってもらって、その操作をお願いしなければいけないとか、そういった状況もあるようであります。ですので、そういった操作方法がもう少し簡単にできないかなというふうなことも思うわけなんですけれども、その辺のことについて、またお尋ねをしておきたいと思えます。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

議会中継視聴以外のプラズマディスプレイの活用策につきましては、現在設置しております各コミセンの設置箇所により活用方法にも違いが出てくるかと存じます。一般的には、コミセン講座や講演会、学習会などにおけるオーディオビジュアルによる学習指導が考え

られると存じます。これまでもごく一部のコミセン講座での利用はございましたが、ほとんどの講座や学習会では利用されておりませんでしたので、今後は講師の先生の意向を伺い、オーディオビジュアルでの指導が効果的であるとされる講座につきましては、その利用を図ってまいりたいと存じます。また、地デジチューナーも接続する計画であるということがございますので、テレビ受信機能がつきましたら、ニュースを初め、ビジュアルな情報源として来館者の方の視聴もふえてくるのではないかと考えております。

利用する際の操作方法など、機材の取り扱いにつきましては、公民館指導員の研修を行い、利用者の方への操作方法の指導がいつでもできるような体制をつくってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに、講演会とか学習会とか、いろんな活用方法があると思いますので、ぜひ効果的な活用方法を実施できるように取り組みをお願いをしたいと思います。ただ、やっぱり利用する際の操作方法については、先ほど言いましたように、なかなか操作をしにくいとか、わからないとか、そういった状況等もあるようでございますので、高齢者の方とか機械を操作するのが苦手な方等が、やっぱり操作しやすいようなマニュアル等をつくっていただいて、マニュアルをちょっと見ながら操作を簡単にできるとか、そういったことも検討していただければ、非常に活用も進むんじゃないかなというふうに思いますので、そういった検討もあわせてお願いしたいと思います。各コミセンを中心として、いろんな形でコミセンに集うことによって、それぞれの校区が活性化すると思いますので、ぜひそういった取り組みをあわせてお願いをしておきたいと思っています。

以上もちまして、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時56分 散会

平成23年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成23年9月14日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成23年9月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第58号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第2 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議第61号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第62号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第63号 平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第64号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第65号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第66号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第67号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第68号 平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第69号 平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 議第70号 人吉市暴力団排除条例の制定について
- 日程第13 議第71号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第72号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 一般質問

1. 松岡隼人君
 2. 犬童利夫君
 3. 宮崎保君
 4. 村口隆君
 5. 三倉美千子君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第73号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）

・質疑を含めた一般質問

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	信孝君
副市長	高橋	隆君
監査委員	篠崎	國博君
教育長	堀	秀行君
市長公室長	久本	一富君
総務部長	坂崎	博憲君
市民部長	山本	政義君
健康福祉部長	今村	朱美君
経済部長	松田	知良君
建設部長	中村	明公君
市長公室次長	愛甲	秀樹君
総務部次長	中村	則明君

市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	松岡誠也君
経済部次長	大淵修君
経済部次長	福山誠二君
建設部次長	木村秀敏君
企画課長	小林敏郎君
財政課長	告吉眞二郎君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監査委員 監事務局長	大平正君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで日程の追加について、お諮りいたします。

一般質問の前に、議第73号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第73号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第73号

○議長（永山芳宏君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

ただいま、追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第73号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）は、熊本県市町村振興協会交付金の交付決定に伴う追加補正でございます。歳入歳出それぞれ1億503万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億7,654万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） おはようございます。一般質問前の貴重な時間をちょうだいいたしまして、大変恐縮に存じます。

それでは、議第73号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、財団法人熊本県市町村振興協会から市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじと呼んでおりますが、これの収益金を積み立てた基金を活用した交付金の交付決定に伴うものでございます。この交付金は、主に公共事業に要する経費に対して交付されるものでございまして、本市の景気状況などを勘案し、追加補正を行っております。また、交付金の交付決定が7月末でございましたので、通常の9月補正予算のとりまとめ終了後、

改めて交付金の対象事業の選定を行いましたことに加え、事業の適正な工期を確保するためにも今回、追加の補正予算案をお願いをするものでございます。

それでは恐れ入りますが、お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。6ページをお願いいたします。歳入でございますが、20款諸収入、4項3目雑入、1節総務費雑入、熊本県市町村振興協会交付金1億503万9,000円の増額は、財団法人熊本県市町村振興協会から交付されるものでございます。7ページをお願いいたします。8款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費2,632万4,000円の増額は、本年度に予定しております市営住宅の老朽化した遊具の撤去後にブランコ、すべり台などの遊具を新たに整備する工事費でございます。4項都市計画費、3目公園整備費1,345万2,000円の増額は、村山公園に複合遊具ブランコなどを新たに整備する工事費でございます。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費1,300万3,000円の増額は、東間小学校普通教室棟屋根防水工事費でございまして、太陽光パネル設置時に施工した屋根防水工事の残りの部分を施工するものでございます。3項中学校費、3目学校建設費1,256万2,000円の増額は、第一中学校屋内運動場屋根防水工事費でございまして、東間小学校と同様に、太陽光パネル設置時に施工した残りの部分でございまして、屋内運動場屋根の北側部分を施工するものでございます。5項社会教育費、5目文化財保護費257万円の増額は、人吉城歴史館などへの誘導案内板等を設置するものでございまして、観光客の方から、案内お尋ねが多いために設置するものでございます。6項保健体育費、2目体育施設費1,561万6,000円の増額は、建設後40年を経過した人吉市民プールの「20メートル」及び50メートルのプールサイドのノンスリップシートが老朽化しておりますので、張りかえ改修を行う工事費でございます。また、プールサイド改修工事にあわせて日よけ設備のない25メートルプールサイドにシェルターを新設するものでございます。14款1項1目予備費を2,151万2,000円増額いたしております。なお、この予備費の増額分につきましては、今後、予算計上予定の旧中津留美術館整地整備事業の財源予定としているところでございます。

以上で、御説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

失礼いたしました。訂正をお願いいたします。6項保健体育費、2目体育施設費1,561万6,000円の増額のところで人吉市民プールの「20メートル」及び50メートルのプールサイドというふうに申し上げたそうございますが、「25メートル」プールでございますので御訂正をお願いします。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました、議第73号に対しての質疑は、明日15日の一般質問終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

7番議員の松岡隼人でございます。昨日、臨時国会が召集され第95代野田総理大臣の所信表明演説が行われました。冒頭に、正心誠意を掲げ、野党に協力を呼びかけられましたが、会期を巡ってすでにねじれ現象が起こっております。ここ5代の首相の在任期間を見てもみると、1年程度と大変短く、国のトップが頻繁にかわる我が国を海外各国はどのように見ているのでしょうか。また、東日本大震災の復旧・復興がなかなか進まず、原発事故がまだ終息しない状況や国会での論争を見たときに、国民のほうを見て政治が行われているのか甚だ疑問に感じることがあります。みずからをドジョウと例えて泥臭い政治家を強調されている野田首相には、しっかりと国民のほうを向いて、国の舵取りをしていただきたいと思います。このことは、もちろん我々にも言えることです。昨日、大塚議員も申されましたが、新・九州相良クラブでは、市民の生の声を聞くために意見交換会を開催してまいりました。我々は、常に現場主義を貫きながら、市民目線で活動を行ってまいります。本日の質問もそのような観点から行います。

今回は、3点通告をいたしております。1点目は教科書採択、2点目は通学合宿、そして3点目は大村横穴群の安全対策についてです。

まずは、教科書採択について質問をいたします。私は、本年3月議会で教育振興基本計画を策定するべきだという立場から、教育長と議論をさせていただきました。そのときは、本市の子供の現状や課題をお尋ねしながら、本市教育についての基本方針などをお聞きいたしました。結果的には、総合計画と整合性をとりながら策定したいというふうにおっしゃっておられます。私の中では、本市教育の根幹に教育振興基本計画、現在は、人吉市の教育概要がそれに当たるのでしょうか。そこから枝葉が出ていると認識をしております。本年、小学校の教科書が変わりました。そして、平成24年4月から中学校の教科書が変わります。教育委員会にとって教科書の採択は、本市教育の根幹をなすとても大きな作業だと考えます。複数の教科書の中から一つの教科書を選ぶわけでありますから、大変難しいことであり、調査・研究など手間暇も相当要すると思います。過程は踏みますが、最終的には本市の教育委員会が一つを決定いたします。本市の状況や課題に対応し、本市の教育方針にも応じ、そして本市の子供たちの力が最も発揮できるような教科書が採択されているはずだと思っております。そこで、本市ではどのような考え方で、どのような過程を踏んで、教科書が採択されたのかを明らかにすることを目的に質問を行います。まずは、本市教育の現状、課題を特に学校教育にかかわることでお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。

第1回目の御質問にお答えいたします。本市の教育課題について学校教育にかかわることに限定をして申し上げますと、1点目に「確かな学力の育成」2点目に「豊かなこころの育成」3点目に「たくましい体の育成」4点目に「特別支援教育の充実」5点目に「学校、家庭、地域社会との連携とその推進」そして6点目に「教育環境の整備」でございます。御承知のとおり、本年度は小学校の学習指導要領の全面実施でございました。来年度からはいよいよ中学校の学習指導要領が全面実施となります。特に、1点目の確かな学力の育成については、教育委員会といたしまして、中心的な教育課題として取り組みたい事柄でございます。このことについて、さらに具体的に述べますと、基礎・基本の重視と活用力向上のための授業づくり、言語活動の重視及びICTを活用した指導方法の工夫、指導と評価の一体化と学習意欲の向上、この3点にあります。教育委員会といたしましては、今述べました教育課題に対して、具体的な方策を考え解決に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 現在、教育課題を解決するために本市で取り組む6点を示され、特に教科書採択に関係し、本市の中心的な教育課題として取り組みたい事柄として、確かな学力の育成について3点お示しいただきました。学力の低下は本市のみならず、日本全体の課題であるのではないかと考えております。本市におきましても、現場の先生方が学力向上のために日々尽力されておられることに対しまして、感謝いたしますとともに敬意を表する次第です。また、夏休みのリテラシー教室 ―― 本年からパワーアップ教室に名称を変更されております ―― におきましても、特に基礎・基本の重視のために退職校長会の先生方を初め、高校生などの力も借りて本市学力向上に御協力いただいておりますことは、大変ありがたいことです。さらには、2学期からは放課後の補習まで計画されているようです。このように、本市はたくさんの方の力を借りて、学力向上に努めているわけですが、日々の学校の授業が中心であることは言うまでもありません。授業は、一冊の教科書を使用して進められます。本年、平成24年度教科用図書が教育委員会として採択され、原則として平成24年度から平成27年度までの4年間使用をされます。そのような教科書ですが、本市教育委員会は、どのような視点、観点で採択されたのかお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

2回目の御質問にお答えする前に、本市の教科書採択までの経緯について少しお話をさせていたきたいと存じます。教科書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づいて、人吉球磨、1市9町村が採択地区として決められており、そこで共同採択という形で行われております。統一的な意思を持って、同一の教科書を採択することが大切であります。採択までの流れを申し上げますと、人吉市及び球磨郡町村の教育委員会

が球磨地区教科用図書採択協議会を設置いたしますが、以下、「採択協議会」というふうに申し上げます。この採択協議会の諮問機関として教科用図書選定委員会が置かれます。さらに、下部組織として研究委員会がございます。採択協議会、選定委員会、研究委員会の三層の中で選定が進んでいくことになっております。具体的には、協議会が選定委員会に教科書選定について諮問し、選定委員会が研究委員会に選定のための調査を依頼いたします。研究委員会は、教科ごとに調査、研究し、その結果を選定委員会に報告し、選定委員会は、その報告内容について協議し、採択協議会に選定についての答申を行います。採択協議会は、答申について協議し、その選定結果と選定理由書は直ちに採択地区の各市町村教育委員会に通知され、それを基に教育委員会は審議し、教科書の採択を行います。市町村教育委員会の採択結果は、再度、採択協議会に報告され共同採択が成立する、そういう流れになっております。本市でも採択協議会の選定結果と選定理由書を基に教育委員会を開催し、採択について審議いたしました。採択に当たっては、教育委員一人一人が教科書展示会の中学校教科書見本を閲覧したり、独自で研究をしたりして、人吉市の生徒にとって適切な教科書の採択を心がけました。特に、本市の教育課題の一つが「確かな学力の育成」であることから、最も重視した視点、観点は次の3点でございます。まず、1点目は「基礎的・基本的事項の確実な定着を図るための工夫があるか」2点目が「思考力・判断力・表現力等を育む言語活動の充実を図るための工夫があるか」3点目が「学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うための工夫があるか」以上の3点でございます。この3点のことを重視して教科書採択を行ったところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 3点のことを重視して教科書採択をされたということです。熊本県には11の採択地区がございます。それぞれの地域でそれぞれの教科でそれぞれの教科書が採択をされております。その中でも球磨地区は、芦北地区と採択の内容が近いように感じました。採択の視点、観点については御説明をいただきました。それでは、具体的にはどのような理由で教科書が採択をされたのか、一つの教科を例に御説明をいただきたいと思っております。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、本市における教科書の採択は、球磨地区教科用図書採択協議会の選定結果及び選定理由書をもとに行います。もちろん、各教育委員の独自の教科書研究、採択の視点、観点で選定理由書の中身を吟味し、最終的には人吉市の児童、生徒の課題を考慮して採択してまいります。本年度、採択の中学校数学を例として採択の理由について御説明を申し上げます。

数学は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、数研出版、日本文教出版の7社の中から啓林館を採択いたしました。各社とも基礎的、基本的事項の確実な習得を図

るために学習内容の確認問題や練習問題、章末問題等を適量配しております。また、思考力、判断力、表現力等を育むために、問題解決型の授業展開や多様な考えを読み取ったり、伝え合ったりする活動場面を設定するなどの工夫が多く見られます。研究レポート等も例示されているところがございます。中でも啓林館は、系統性を踏まえた導入が各章、各節に設定され、基礎的、基本的な知識・技能の習得から、生徒の理解に応じた学習ができる構成になっております。また、本文中に既習事項、すでに習った事項でございますが、それと関連した振り返りが多く設定されており、学習内容の理解に有効であると判断をいたしました。特に、第1学年では、小学校算数との関連を重視している点が評価できます。小学校から中学校へのつなぎという点で工夫されているなと思いました。また、図や言葉、友達の考えの書き方を通して、自分の考えを見直すなどノートのまとめ方が丁寧に示されております。さらに、第1学年、資料を活用するで、度数分布や近似値を学んだ後、調べたことをまとめて発表する学習を組み込んであるのは啓林館だけでございます。人吉市の生徒が数学に興味を持ち基礎的、基本的事項を確実に身につけるのに最も適した教科書は啓林館であるということで採択をいたしましたところがございます。

このように、他の教科においても同じような視点、観点で採択をいたしました。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） ただいま、採択の具体的な理由について、数学を例に挙げて御説明をいただきました。教科書の採択については、なぜその教科書を採択したのかという理由が一番大切だと考えます。それは、できるだけ明らかにされるべきだと考えます。教科書採択に本市の学力についての課題から希望まで、すべてが含まれているといっても過言ではないと思います。本年、本市の教育的課題を解決するためにベストな教科書が選ばれたというふうに思っております。この教科書は、使いこなしてこそやっとその効果が上がります。そこで、教科書の活用については、どのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

教科書をよりよく、効果的に活用することは大切なことだと考えております。教科書採択も児童、生徒にとって有効な活用を図る上で、大きく左右するものだととらえております。教科書の活用についての考えをということでございますけれども、教育委員会の考え方というより、一般的に言われていることは、教科書を教えるではなく、教科書で教えるというスタンスを大切にしてほしいということでございます。今回、採択した中学校教科書は生徒が主体的に学習し、問題解決学習に取り組む上でも、大変工夫されているものだと確信をしているところがございます。教科書を学力向上のための手段として指導者が活用できればというふうに願っているところがございます。生徒にとっても主体的に学習に取り組むために有効に働くものであってほしいというふうに思っております。今後、各学校で授業研究を積み

重ねながら教科書の効果的な活用について取り組んでいってほしいと思いますけれども、教育委員会といたしましても、教科書の活用のあり方について、先進の事例をできるだけ紹介をしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 教科書はツールだということです。確かに手段であって目的ではありません。先生が、また生徒がどう使いこなすかが重要です。この教科書につきましては、複数の中から一冊が選ばれます。同じ事項であってもその教科書によっては内容が違う表記も多数ございます。一つのことを一つの見方で先生が生徒に教えるのではなく、一つのことに對していろんな見方がある、そのような使い方もぜひ行っていただきたいというふうに思います。今回、採択された教科書が有効なツールとして、十分に活用され、今後、本市、児童、生徒の学力がますます向上しますことを切に願います。

結びに教科書採択を通して、本市の教育課題とそれに取り組む教育委員会の考えと姿勢が明らかになったのではないかと思います。学校で充実した授業が行われることは当然のことですが、我々もできることは協力して、本市、児童、生徒の学力がさらにアップするように尽力してまいりたいと、そのように思います。以上で教科書採択に関する質問は終わります。

続きまして、通学合宿について質問を行います。通学合宿とは、学年の異なる小学生が地域の公民館や寺社など宿泊可能な施設を拠点として一定の期間、寝食をともにしながら学校に通うというものです。ただし、学校の部活動での合宿や学校の休業期間のキャンプ、山村留学等は除きます。平成14年3月に国立教育政策研究所社会教育実践研究センターから出されました、地域における通学合宿活動の実態に関する調査、研究によりますと1983年に福岡県庄内町が行った通学キャンプが始まりとされています。庄内町は、2006年に合併され、現在は飯塚市となっております。また、平成19年4月に同センターから同じテーマで報告がなされておりますが、平成18年に通学合宿を実施した市町村は265市町村であり、事業総数は644事業で子供の延べ参加者数は2万3,331人でした。平成13年の245事業から399事業増加しております。その後の調査報告を見つけることができませんでしたが、あれから5年ほどたっていますので、全国各地で事業実施されていると考えられます。熊本県におきましても宇城市、宇土市、天草市、合志市などで事業実施をされているようです。

通学合宿の目的といたしましては、子供に関しては、社会の中で自己を律しながら生きる力を育てること、地域教育に関しましては、地域の子供は地域で育む機運を高めること、そして、家庭教育に関しましては、我が家の家庭教育を見直す機会とすることなどが掲げられているようです。通学合宿のプログラムとして日常生活の延長という考えから、食事、洗濯、掃除、入浴といった生活そのものが組み込まれることが一般的ですが、そのほかにも目的に応じて、自然体験や異年齢世代交流、地域の伝統文化、伝統芸能の継承など地域の実状に合

わけてさまざまな形で織り込まれている例も見受けられます。実施期間といたしましては、2泊3日の短期合宿から6泊7日以上長期合宿まで、それぞれの目標に応じてさまざまのようです。教育的効果といたしましては、進んであいさつをする、仕事、手伝い、友達との協力など、生活習慣を身につけていく動機づけがなされています。また、地域においても子供たちに対する関心と理解が深まることを実感されています。さらに子供たちの活動を通して、大人みずからが地域活動に関心と興味を持たれるようになることが報告をされています。

通学合宿とは少々異なりますが、私も社団法人人吉青年会議所におきまして、青少年育成事業に携わってまいりました。ここ3年間では、一昨年は『人吉球磨版「子ども農山漁村交流プロジェクト」～KUMA-IKUプロジェクト～体験事業』と銘打って、小学校4、5年生を対象に人吉球磨地域の歴史や文化、伝統などの体験学習を通して、知育、徳育、体育、食育のプログラムを実施し、地域の各種団体等の協力のもと地域内外の子供たちを農村交流体験として1泊2日で受け入れました。昨年は、相良藩子ども塾「人吉球磨横断徒歩の旅」と銘打って、人吉球磨在住の小学6年生を対象に人吉を出発し、1泊2日で市房山キャンプ場まで約40キロの道のりを歩きました。本年は、相良藩子ども塾「夏休み！子ども寺子屋修行体験」と銘打って、人吉球磨在住の小学5、6年生を対象に水上村の禅寺に宿泊しながら座禅や講話、マイ箸づくり等のプログラムを1泊2日で行いました。どの事業も1泊2日という短い期間の体験でしたが、体験前と後では大きな変化があることを本人の感想文や保護者へのアンケート結果等で確認をいたしております。もちろん、これらの事業に対しては、本市教育委員会からの御後援もいただいております。

本年3月議会で教育長と教育振興基本計画策定について議論をさせていただいたときに、お話をさせていただきましたが、我々大人の重要な役割としてさまざまな体験機会の提供があると考えます。本市におきましても、ある校区の保護者を中心に本年秋の通学合宿実施を目指して準備を進められているようです。私も、通学合宿は非常にいい事業だと思います。行く行くは、本市全域で取り組みがなされることを強く望んでおります。そこで、まずは本市教育委員会の通学合宿に対する考え方をお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

近年、少子高齢化や核家族化、地球規模での環境問題など子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、子供たちが生活していく上での基礎、基本を身につけ、みずから課題を見つけ、学び、考え、行動し、問題を解決する能力とともにみずからを律し、他人を思いやる心や感動する心を持つ豊かな人間性とたくましく生きていくための体力など、いわゆる生きる力を子供たちに身につけさせることは、大変大切であるとされております。言うまでもございませんが、この生きる力を育む重要な基盤は、学校教育でございますが、それだけではなく、地域や実社会におけるさまざまな体験活動などと相まって育まれていくものであると考えているところでございます。そういった面でこの通学合宿は、ある期間、異年齢の子供た

ちが、主体性を持った共同生活を送ることを通して、親に甘えない自立心や親への感謝の心、また、子供たちがお互いの立場を理解し、協力し合うといった協調性を育むなど、問題解決能力や社会生活力の向上という点において、大きな成果をもたらすのではないかと考えているところでございます。また、あくまでも、子供たちの主体性を大切にしながらも、地域の大人たちがかかわり、支援することによって地域全体で子供たちを育む環境づくりや公民館活動の一つとして、地域教育力の向上にも大きくつながっていくものであると考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 通学合宿に対する認識や教育効果につきましては、言葉は違えども教育長の考えと私の考えは、ほとんど同じであるというふうに感じました。答弁の最後にもありましたように、事業実施に当たっては、あくまでも子供が主体であり、地域の大人がかかわり支援するということが大原則であろうと私も思います。さらに、加えますならば、最初の声が保護者や地域から上がるということが大変重要ではなかろうかと思えます。通学合宿は10年も前から全国各地で実施されていますのでいろんな形がございます。教育委員会が先頭に立って事業計画をつくられたところ、保護者から声が上がり、失敗を重ねながら手探りで自分たちでつくり上げられたところ、初めの一步も事業内容もさまざまです。自治体によっては、保護者や地域にやらされ感が出てきているところもあるというふうに聞き及んでおります。事業を実施することが目的となつては本末転倒です。事業は、目的を達成するための手段、方法でなければなりません。本市においては、保護者から声が上がっているようです。保護者みずからが事業内容を計画され、事務的な作業も自分たちでこなし、事業実施を目指しておられるというところは大変すばらしいことであり、理想的であり、本当に充実した心のこもった事業になるのではないかと考えております。執行部や我々議員の務めは、そういう気持ち、やる気を大事にし、できる支援を行っていくことだと考えます。今回の事業を実施されるに当たり、校区公民館での宿泊を考えられているようです。通学合宿の宿泊所として校区公民館の使用は可能ですか。お尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

校区公民館は通常、条例公民館と言われまして、社会教育法に基づき市が条例化し設置をした公設公営の公民館でございます。社会教育法第20条に公民館の目的として「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」というふうに書いてございます。

現在、市内には六つの条例公民館がございますが、公民館講座やスポーツ大会、交流事業、学習会、福祉活動など校区公民館活動や一般の方の学習スポーツの場として、人吉市公民館

条例及び条例施行規則に則り、午前9時から午後10時までを開館時間といたしております。それ以外の時間帯で、特に宿泊が伴う使用許可については、公民館そのものが本来、宿泊を前提とした施設としてつくられたものではないこと、また、火災や事故等の際の管理運営上の問題等から許可を行っておりませんが、特例といたしまして災害等、緊急事態の発生時には、住民の避難場所としての臨時宿泊は可能となっております。しかしながら、通学合宿が全国的にも注目され、教育的効果が大変高く、地域の教育力の向上にもつながる体験学習であることを鑑みましたが、地域の学習拠点としてまたは、社会教育施設としての公民館のあり方を考える必要があると感じているところでございます。実際に、全国的には条例公民館を通学合宿の宿泊施設として利用している市町村もあるようでございます。そこで、本市における通学合宿の宿泊施設として公民館の利用を可能とするには、条例及び条例施行規則の一部改正はもとより、通常の開館時間外の夜中に想定される事故、例えば、火災や電気系統の不具合、器物損壊など緊急事態に対応するための職員の勤務体制の整備など、管理運営上の諸問題をクリアしていく必要があると存じます。いずれにいたしましても、教育委員会を中心といたしまして、公民館運営審議会や校区公民館長連絡協議会にも諮りながら、時間をかけながら検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 通学合宿を計画しておられる保護者の方は校区公民館を宿泊施設として使用したいという強い気持ちをお持ちです。我々はこの気持ちを大切に、一番大切にすべきだと考えます。その希望を叶えることができないのは大変残念です。どうにかしたい、どうにかできないのかというのが私の正直な気持ちです。我々議員は、また執行部におかれましてもだと思いますが、市民の夢や希望を叶えるのがその使命だと思っております。今回の事業は私利私欲ではなく、地域のために、子供たちのために汗をかいておられる方々の熱い気持ちに応えることができないことは、私は大変心が痛みます。しかし、教育長がおっしゃったこともまたわからないでもありません。この通学合宿に関しては、教育長も私と同じ思い、認識であるというふうに思っておりますので、先ほどの答弁でも前向きに検討していただけることのようにです。本年の秋の事業に関しましては、保護者の方の思いに応えることは厳しいようですが、なるべく早く校区公民館が通学合宿の宿泊施設として利用できるように手順を踏み、条例や施行規則を整えていただきますよう強く要望をいたします。さて、通学合宿についての本市の考え方、そして、通学合宿に当たっての校区公民館の使用についてお尋ねをしてまいりました。私も事業実施予定の保護者の方たちも教育委員会に何でもかんでもしてくださいというつもりは毛頭ございません。事務的配慮だったり施設の使用だったり、例えば布団代ぐらいの支援だったり、実施者になるべくストレスを感じず、スムーズな事業実施が実現するような支援をしていただきたいというふうに思っております。通学合宿

の教育的効果につきましては、教育長も認められているところです。今後、教育委員会として何らかのバックアップ、例えば補助金等も含めまして、していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

通学合宿に対して、活動費の一部を補助金として交付している自治体もあるようでございます。ですが、本市における通学合宿がどのような団体、あるいは、実行委員会組織といったものであるのか、また、どのような内容で計画をされているのかといった事業概要が見えてきていませんので、補助金、その他の物的支援等については、現時点では何ともお答えのしようがございませんことをお許しをお願いしたいと存じます。ただ、通学合宿の教育的効果や地域教育力の向上を図るためにも教育委員会としては、できる限りの支援を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 本市における通学合宿については、計画自体をよく把握をしていないので何とも言えないということのようです。確かに、市民の税金を使うとすると本市教育の方向性と一致しているか、また、事業に対する本市教育委員会の考え方や事業の効果、内容等十分に検討される必要があるかなとも思います。今回、秋までにはそれらのことをまとめて、教育委員会の見解として示すことは、時間的にかなり無理があるのかもしれませんが、しかし、私は、本年、通学合宿を実施される校区は、来年もまた事業を行われると思います。そして、そのような活動は、初めにも申しましたが他校区にも伝播して行ってほしいと私は望んでおります。先ほど、できる限りの支援を行っていききたいという教育長の力強い答弁をいただきました。通学合宿は、子供たちの成長と地域力の向上、双方が見込まれる有意義な事業だと思います。なるべく早い時期に、遅くとも来年実施されるであろう時期までには、本市教育委員会の通学合宿に対する基本的な支援体制を整えていただきますようお願いを申し上げまして、この項目に関する質問を終わります。

それでは、最後に大村横穴群の安全対策について質問を行います。昨年4月20日早朝、大村横穴群西端の壁面で崩落が発生いたしました。それを受けて、私は、地域住民の安心・安全を確保することを目的に平成22年6月、9月、12月、平成23年3月に一般質問を行ってまいりました。これまでの経緯につきましては、議事録をごらんいただきたいと思いますが、懸念されるほとんどの課題につきましては、早急に対応していただきましたので、地域住民の方も大変感謝をしておられます。

そして、現在一つの大きな課題が残っております。それは、今後どのようにしてこの地域の住民の安心・安全を確保するかという根本的な問題です。本年3月議会でお尋ねしたときには、7月までには、本市としての方針を固めるという答弁をいただいております。そこで、

お尋ねをいたします。どのような方針を固められましたか。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、大村横穴群の安全対策についてお答えをいたします。

大村横穴群の安全策につきましては、関係部署による協議を行い、具体的な安全対策のための工法、工期、財源、そして除草管理等の維持管理を含めた安全対策につきまして、検討を行ってきたところでございます。その結果、国庫補助事業の史跡保存修理事業により壁面の安定化を図ることが工法的に有効であると判断をいたしましたところでございます。7月には文化庁の現地指導が行われ、平成24年度以降の史跡保存修理事業として、史跡の西側を対象に要望することを確認をいたしましたところでございます。施工方法といたしましては、史跡の東側で実施したアンカーピンやロックネットによる岩盤固定と同様に、景観に配慮しつつ、安全性を確保した工法を考えているところでございます。7月下旬、平成24年度の事業計画書を国に提出をいたしました。緊急性、危険性の説明を行い、早期の事業着手について御要望いたしましたところでございます。事業計画年度といたしましては、平成24年度に国庫補助事業に採択されれば、早期に実施設計、地質調査を行い、平成25年度には、民家後背部分の施工を予定しているところでございます。また、補助事業として事業を着手するまでの安全面を確保するための対策といたしましては、横穴部分の壁面や民家の背後の壁面と上部を対象に除草と伐採を行うことといたしております。さらに、壁面上部にあります排水溝の清掃点検につきましても、引き続き実施していくということにいたしております。また、防災面から地域住民の方々の安全を確保するためにも、大雨警報発令時や土砂災害警戒情報発令時の雨量状況によりましては、現地パトロールを重点的に実施することといたしております。状況に応じては、万全を期するため早期の避難の呼びかけを行う等、連絡体制の強化に努めてまいりたいというふうに存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 国庫補助事業による史跡保存修理事業によって、壁面の安定化を図っていきたいということです。私もこれまでずいぶん強く要望をしまいいりました。執行部におかれましては、これまでに、できることから迅速に本当に周辺住民の安全性を確保するために尽力をしていただきました。そして、本日、根本的な解決策を示していただきました。3月議会では、私が一般質問をさせていただいた直後に、東日本大震災が発生したことを記憶いたしております。少しでも役に立ちたいとの思いで、私も同僚議員とともに宮城県へボランティア活動へ行ってまいりました。ものすごい惨状を目の当たりにして唖然といたしました。テレビで感じた感覚とは全く違う感覚が伝わってまいりました。体は固まり、言葉で表現することができず、ただ、ただ唸るだけしかできませんでした。と同時に日常のありがたさも感じました。大村横穴群の安全性を確保するのは、国庫補助事業でということですので、正直、複雑な気持ちもございりますが、やはり、本市においても人命を守ることが第一で

すので、事故が起きる前に、早め早めに進めていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の犬童利夫でございます。

昨今の大型の台風12号は、紀伊半島を中心に記録的な豪雨をもたらし、河川のはんらん、鉄砲水、土砂崩れ、地すべりなどによる甚大な被害をもたらしました。政府は、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部を設置したと報道されました。台風12号により犠牲になりました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、先般8月31日付で機能別消防団員制度導入後、初めての3町内35名の方に辞令交付がなされたことが報道されました。現在、全国的ではございますが、消防団員の減少傾向にある中、35名の機能別消防団員が誕生されたことを大変喜んでいるところでございます。地域住民と一番密着した地域の中核的存在の方ばかりです。大先輩もおられ、心強く思っているところでございます。

また、8月21日には、熊本県女性消防操法大会が宇城市で行われ、人吉は、僅差の2位と雨の中健闘された様子が報道されました。所用のため応援に行けなかったことを残念に思っているところでもございますが、操法タイムが全体13チーム中トップであり、素晴らしい成績であったと思います。訓練状況を見学させていただきましたが、仕事が終わってからの夜間訓練、その研究心とたゆまぬ努力に敬意を表しますとともに、一市民といたしまして感謝と御礼を申し上げます。長い期間、大変お疲れさまでございました。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたしてまいります。市長のマニフェストから1点目は、住宅の新築・改築・耐震化の補助について。2点目は、向こう三軒両隣災害時要援護者等支え合い体制づくり事業について。3点目に、スマートインターチェンジの設置についてお尋ねいたします。

まず、1点目でございますが、市長は、マニフェストで安全・安心なまちづくりの具体策として、市内の工務店と地元木材の活用を条件に、住宅の新築・改築・耐震化を補助しますと掲げられておられます。この補助の内容と6月定例会で住宅の対震度調査についての答弁の中で、国の補助制度を活用しながら、建築物の耐震化を推進したいとの答弁をいただきました。その国の補助制度についてお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） それでは、お答えいたします。

民間木造住宅の耐震診断、耐震改修については、昭和56年5月以前に建設された住宅が対象となっております。これまで、社会資本整備総合交付金事業を活用して整備する方針で検討してまいりましたが、実施には至っていない現状でございます。現在、実施に向けて検討中でございます。

補助内容といたしましては、改修が必要かどうかを調べる耐震診断につきましては、13万円を限度額とし国が3分の1、市が3分の1、民間、事業者でございますが、これが3分の1の補助がございます。民間木造住宅を対象とした耐震改修工事につきましては、例えば、市が50万円を補助した場合、50万円の45%を国から交付されることとなります。また、地元木材を活用した新築・改築についての補助につきましても、地元材を使用した木造住宅の新築や増改築を行う場合に、その経費の一部を補助するもので、社会資本整備総合交付金事業の補助内容は、耐震改修と同じ内容でございます。市が50万円を補助した場合、50万円の45%を国から交付されることとなります。人吉市の方針といたしましては、国の補助制度を活用し、マニフェストを実施したいと考えております。平成24年度に耐震診断の調査、25年度に耐震改修工事助成制度の実施に向けて、現在検討しているところでございます。また、地元材を使用した木造住宅の新築や増改築の助成につきましても、平成25年度の実施に向け、検討いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 耐震診断、改修につきましては、国の補助制度を活用し実施したいと考えておられ、平成24年度には耐震診断調査、25年度に耐震改修工事実施に向けて検討されるとのことでした。ぜひ、国の指針に従って目標を定め、その目標に向けて実施していただきたいと思っております。住宅の耐震改修につきましては、昨年9月の定例会で先輩議員が質問されておりますけれども、重複するところもあるかと思っておりますが、質問させていただきたいと思っております。耐震診断と改修、あるいはリフォーム等について、これまで広報誌等を活用した市民への啓発等を行っているのか、また、市民からの問合せ等の状況についてお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

まず、耐震改修に係る広報活動についてでございますが、平成20年5月に人吉市建築物耐震改修促進計画を策定し、各家庭に人吉市地震防災マップを配布したあと、市民の皆様にご家庭でできる簡易耐震診断や最大震度、地震の震度でございますが、この分布図などを説明いたしまして、防災に対する意識の向上を図るために、同年10月に人吉市地震防災マップに関する説明会を各校区ごとに開催いたしております。また、耐震に関する問合せでございますけれども、内容といたしましては、診断の補助金はあるのか、あるいは診断を行う設計事務

所を教えてほしいとの問い合わせを数件ほど受けております。次に、リフォームにつきましては、現在、検討をしている段階でございますので、広報等の啓発は行っておりませんが、今後、事業内容が固まり次第、耐震化とあわせ、広報ひとよしやホームページにて市民の皆様にお知らせする予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 平成20年に人吉市地震防災マップに関する説明会を校区ごとに実施されたとのことですが、その後は実施されておらず、また、問い合わせ等については、耐震診断の補助金などについて数件ほどあったとのことでございます。また、リフォームについては、現在検討中で広報等は行ってない、今後、事業内容が固まり次第、広報ひとよしやホームページで市民の皆様にお知らせすると答弁いただきました。東日本大震災による防災意識の高まりがある中で、これまで人吉では風水害への危機感は非常に高く、地震にはどちらかというと低いという傾向にあったように思います。今日の地震に対する危機感の高まりをとらえて、住宅の耐震対策を推進するチャンスでもあると思いますので、補助制度につきましても早急に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、この耐震診断について、こういった資格者が行うのか、また、診断結果に対する審査は誰が行うのかお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

耐震診断を行う資格者でございますが、木造住宅の耐震診断には、一般診断法と、それから精密診断法というのがございまして、一般診断法は、建築士法第2条で定める建築士及び建築関係者、精密診断法は、建築士法第2条で定める建築士が耐震診断を行うこととされており、診断結果の審査でございますが、文部科学省が進めております小中学校の耐震診断につきましては、各都道府県ごとに大学教授や構造設計有資格者等を中心に評価委員会を立ち上げて診断結果を審査されておりますが、木造住宅の審査につきましては、特段、法令の規定がございませんので、今後、人吉市独自の審査機関をつくりまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 木造住宅の耐震の診断につきましては、一般診断法と精密診断法があるということで、一般診断法は、法令に定める建築士及び建築関係者であれば誰でもできるということで、木造住宅の審査機関については、特段の規定がないため市独自の審査機関について検討するとの答弁をいただきました。耐震の診断につきましては、建築士であれば特別の資格などは要らないとのことですが、市内の建築設計士など建築業に携わる人を対象に耐震診断や審査、あるいは補助制度に係る特別な講習などを市が行う考えがあるのか

お尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

平成19年1月に芦北町において、熊本県の主催で、木造住宅の耐震診断と補強方法についての講習会が開催されまして、本市からも数名の建築士が参加されております。本市におきましては、耐震診断につきましては、市内の建築設計事務所に診断及びそれに基づいた補強案を委託し、耐震改修を行う方向で検討しておりますので、建設業に携わる人を対象とした特別講習については、特に考えていないところでございます。しかしながら、本市が行う耐震診断の事業とは別に、専門知識や技能を持っておられる建設業関係者の方々に耐震診断についての研修の機会、こういったものを提供することは、本市の民間住宅の耐震化を図り、引いては総合的な災害に強いまちづくりを行う上で、大変大切なことだというふうには存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 平成19年に熊本県主催で木造住宅の耐震診断と補強方法について講習会が開催され、人吉市からも数名の建築士の方が参加されたとのことで、人吉市においては、建設業に携わる人を対象とした特別な講習の開催などについては考えてないということでございます。耐震化の推進と市民の皆様へ周知することを目的に建築士や建築関係者を対象に講習、あるいは研修会などを開催されることを強く要望したいと思います。建築の専門分野の方々が技術はもちろんのことでございますが、補助の内容など情報を共有されて地域ごとに口コミで指導していただいたり、あるいは、いろいろの機会をとらえて広報をしていただければ、市民の皆様が平等なサービスを受けることにもつながります。何よりも知り合いの建築関係者の方から話を聞けるようになれば、市民の方々も安心されるのではなかろうかと考えております。そして、市内の工務店と地元木材を活用することで、経済効果も大いに期待できると思っております。地震災害から我が家を守るという安心・安全の補助制度でございますので、市民の皆様へ積極的な説明や高齢者の方々にもわかりやすい広報など検討していただくことを要望いたしまして、住宅耐震診断改修等についての質問を終わります。

2点目でございますが、市政に対する所信から災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害発生時に自力避難が困難な方で事前に登録されてる方々について、向こう三軒両隣災害時要援護者等支え合い体制づくり事業を支援するとのことでございますが、その事業内容をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） 災害時要援護者等支え合い体制づくり事業でございますけれども、先般の東日本大震災を踏まえ、災害時における要援護者を中心とした地域住民の支援体制を構築するため、熊本県の平成23年6月補正予算で成立した補助金の名称でございます。

本市におきましては、災害時においても向こう三軒両隣での支え合いが重要であるということから、この補助金を活用して次に述べます5項目に取り組み、事業を進める予定にいたしておりまして、今回の9月補正予算に計上させていただいたところでございます。一つ目といたしまして、現在、平成20年5月に策定された災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に要援護者として御登録されている方が約1,000名おられます。登録された方につきましては、お一人お一人の避難支援をどうするかという計画を立てていくこととなっておりますので、その方に関する福祉関係の情報を一元化し、支援内容を充実させる必要がございます。そこで、まず、福祉課や高齢者支援課、市社会福祉協議会が持つ関係情報を整理し、一元化していく作業を行いたいと存じております。二つ目として、モデル町内を選定し、町内の皆様方に講師の指導による災害時支え合いマップづくりを通して、要援護者の御自宅、避難所までの経路、誰が支援するかなどの確認、検討をしていただき、要援護者お一人お一人の避難計画を作成してまいりたいと計画しているところでございます。三つ目といたしまして、要援護者の方で一般の避難所でお過ごしになるのが困難だと思われる方については、地域の福祉施設で受け入れていただくような協定を結ばせていただきたいと考えております。四つ目として、お一人お一人の避難計画ができた要援護者の方で、御協力をいただける方がいらっしゃいましたら、町内と合同での避難訓練時に御参加いただき、避難経路を確認していただこうと考えております。五つ目として、モデル町内として取り組んでいただくのは、一つの町内でございますが、次年度以降、他の町内でも取り組んでいただけるよう災害時支え合いマップ作成や要援護者お一人お一人の避難計画作成、避難訓練の様子などを撮影、記録し、マニュアルとDVDを作成したいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 災害時に要援護者として登録されている方々一人一人の避難経路など検討して避難計画を作成するとのことでございます。また、モデル町内の皆様に講師の指導のもと、災害時支え合いマップなどを作成するとのことですが、モデル町内の選定とその経緯について、そして町内のどういう方たちを対象にするのか、講師はどういった方を招へいされるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

まず、モデル町内としては、下薩摩瀬町に御相談をしているところでございます。下薩摩瀬町では、球磨川の増水による避難勧告が出されることが多く、災害弱者の方々の避難をどうするかという問題に直面することが、多々あったそうでございます。そのため、御町内で避難の際に、どこをどのように通っていったら安全かというルートを既に地図上に落としておられます。そのように、下薩摩瀬町では災害時の支え合いマップを作成する上で、必要な情報を既に御町内の方々が把握されておられますので、要援護者お一人お一人の避難計画づ

くりについても、モデル町内として取り組んでいただくように御相談をしているところでございます。なお、モデル町内におきましては、町内の福祉や防災の関係者の方々にお集まりいただきまして、先ほども申しましたとおり講師の指導による災害時支え合いマップをつくりながら、要援護者の方々お一人お一人の避難計画を作成していただく予定でございます。御協力をいただける方につきましては、避難訓練を行い、実際に避難経路等の確認をしていただくこともお願いしてまいる所存でございます。なお、講師につきましては、既に災害時の避難支援体制を整備し、マニュアル作成や講習などを実施し全市的に取り組んでおられます三重県伊賀市社会福祉協議会からおいでいただくように計画をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 今回は、下薩摩瀬町をモデル町内として相談しているとのことで、町内の福祉や防災の関係者の方々に集まっていただいて要援護者一人一人の避難計画書を作成し、協力をいただける方については、その内容について避難訓練を行い、実際に確認していただくとのことでございます。訓練を通しまして、またいろいろな改善策も見えてくると思います。大変、有用なことと思っておりますので、ほかの町内にも大いに推進していただきたいと思っております。支援が必要と思われる方でも未登録であるなどの状況が見受けられるとのことでございますが、個人情報につきましては、プライバシーを探られたくないとかいろいろの弊害もあると思いますが、声かけから始め、日ごろから安否の確認をきめ細やかに行うことが必要ではなかろうかと考えております。そのことが、向こう三軒両隣、いわゆる顔の見えるグループや組織ができて、その中で要援護者を支え合っていく体制が構築されてくるものと思っております。万一、災害の場合、救助する速さは、向こう三軒両隣の人にはかなわないと思っております。また、訓練などを通じまして地域の連携を深めながら、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていただくモデル地区にもなっていたきたいと思っております。今回は、先進地から講師の方が来られ、指導されるということでありますので、いろいろの問題もあろうかと思いますが、ぜひ、ほかの町内にも呼びかけをしていただき、講演会など開催されることを要望いたしまして、向こう三軒両隣災害時要援護者等支え合い体制づくり事業についての質問を終わります。

次に、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会についてでございます。

スマートインターチェンジ整備促進協議会が設置されてから、現在までの進捗状況についてお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

御質問のスマートインターチェンジ整備促進協議会が設置されてから、現在までの進捗状況はということでございますが、まず、スマートインターチェンジの整備が進められてきま

した背景の概要につきまして、少しお話をさせていただきたいと思っております。

我が国では、高速道路が通過したにもかかわらず、インターチェンジが設置されずに通過するのみとなっている市町村がたくさん存在をしてきたところでございます。そこで、高速道路において、効率的にインターチェンジを追加整備することにより、高速道路利用上の利便性の向上、そしてまた、地域の活性化、物流の効率化などに寄与するということを目的といたしまして、高速道路利便増進事業として、スマートインターチェンジの整備が位置づけをされたところでございます。そのような経過の中で、人吉球磨地域におきましても、スマートインターチェンジの整備、促進を図るということで平成21年4月に協議会が設立をされたところでございます。設立の当初は、国の施策におきましても当然でございますけど、スマートインターチェンジに対しまして、積極的に推進をする方針でございましたので、人吉球磨へのスマートインターチェンジの誘致に向けまして、国土交通省あるいは地元選出の国会議員の方への要望活動ということで行ってきたところでございます。また、事務局といたしましても熊本県内におきまして、最も早くこの連結許可を受けました小川バスストップスマートインターチェンジ、そこの整備促進の協議がございました。そちらの事務局に出かけましてそれまでの作業手順とかいろいろな部分の研修を行って勉強をしてきたところでございます。そういった中、状況の変化というようなことで、平成21年度夏の政権交代が行われました。それと同時に、国の施策のほうは高速道路の通行無料化の社会実験とか、あるいは休日等の割引制度の拡充といった方針が打ち出されて、方向転換という形になったわけでございます。そういったことで、スマートインターチェンジの整備促進が位置づけられている高速道路利便増進事業の財源というものが、どうふうに動いていくのか、かなり不透明な状況となったということがございまして、平成22年度におきましては、もっぱらその国の動きにつきまして、情報収集に努めてきたというところでございます。したがって、現時点では協議会のほうにそういった現状の報告ということをしているところでございます。正直、具体的な動きまでには至っていないというのが状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） スマートインターチェンジの整備が進められた背景と平成21年に同協議会が設立され、設立当初は、国の施策においても積極的に推進する方針であったとのことです。その後、政権交代や高速道路の通行料無料化の社会実験など方針の転換がなされ、事業の財源がどう動くのかははっきりつかめない状況となったことから、情報の収集に努めているとの答弁をいただきました。現在は、具体的な動きまでは至っていない現状とのことでございます。

スマートインターチェンジの設置につきましては、これまでも先輩議員が幾度となく質問されておられますが、市長は、マニフェストで設置促進を掲げられておられます。市長が

リーダーシップをとられ、町村と連携を図られ進めることが人吉球磨の活性化と発展につながるものと思っておりますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先ほど公室長が申しあげましたとおり、私といたしましても南九州の交通の要衝として高速道路利用者の利便向上、また地域の活性化、物流の効率化といったことを図るために、スマートインターチェンジの整備は必要なことと認識いたしております。今回のマニフェストにも掲げさせていただいたところがございます。とは申しましても、スマートインターチェンジの整備につきましては、かなりの費用を要することがございますし経費負担も想定されるところでございます。加えまして、人吉球磨地域の中ではスマートインターチェンジの新たな整備よりも、人吉インター周辺の整備により交通アクセスの充実が図られる地域もあるわけございまして、さまざまな御意見を拝聴しながら、慎重に進めていかなければならないというところでございます。まずは人吉球磨地域において、しっかりとした議論を行いお互いの理解を深め合いながら、どの市町村においてもスマートインターチェンジの必要性の認識を醸成することが先決であるというふうに存じております。人吉球磨一体となって検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） スマートインターチェンジの整備については、かなりの費用を要することから人吉球磨地域において、しっかりとした議論を行い理解を深めながら、人吉球磨一体となって検討を進める必要があるとのことでございますが、市長は今後どのように考えておられるかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

スマートインターチェンジの整備につきましては、これまでの制度とこれからの国の考え方、制度というものが大きく変化しつつございます。これまで、本格実施までに社会実験を必要としていたものが、社会実験なしに実現が可能ということになるなど作業手順が簡素化され、取り組みやすくなったところではございますが、その一方で、これまで本当に簡易な方法での整備が可能であったスマートインターチェンジでございますが、管理面や安全性の確保からフル規格のスマートインターチェンジ、スマートインターチェンジという呼び方がこれから適当であるかどうかは別といたしまして、いわゆる4方向のインターチェンジでなければ認められないといった方針に変わってきてるようございまして、当然、建設費も増大するという懸念材料もあり、これらのことをしっかりと整理をする必要があるというふうと考えているところでございます。そこで、まずは協議会の中に人吉球磨地域における担当課長で構成する運営委員会なるものがございまして、そこで、しっかりとどのような形で、より効率、効果的なものが創造できるかということを検討し、そしてその検討したものを協議

会でしっかり議論していくということで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） スマートインターチェンジの整備につきましては、これまでの制度も大きく変わったということでございます。簡易なスマートインターチェンジは認められないということで、費用の面でも負担がふえることも懸念されるため、担当課長会で構成する運営委員会で検討し、最終的には協議会でしっかり議論していくとのことでございますが、報道によりますと、今回、町村会は今年度の重要案件としてスマートインターチェンジの設置と支援について要望をされております。協議会としての要望はなかったようでございますが、誘いなどなかったのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 球磨郡町村会におかれましては、平成23年度の重点項目として要望されたということは、私も認識をいたしておりますが、ただ、人吉市を除き町村会において要望活動をされているのが、長年の町村会の慣例でございます。そういう慣例に従って要望されたというふうに思っておりますけれども、協議会において一緒になった活動のお誘いはなかったところでございます。また、協議会といたしましても、事務事業を進めるための予算をどう確保するかといった点についても、最初の事務事業、これを立ち上げるためのその予算確保という点におきましても、ただいま協議中でありまして、そのような事務的な課題と各町村における考え方も統一されていないという現状の中で、今後は、このようなことが明確になってから具体的な要望活動を行っていくことが順当な手順だというふうに私は思っております。まあ各市町村のものの見方、考え方、インターチェンジ、新インターチェンジに対するものの見方、考え方、または、それを最初の取っかかりの事務経費におきましても、まださまざまに御意見がある中でございまして、そういうスタートラインに立っていない中で、の要望活動、つまり不明確なままでの要望活動というのはいかかなものかと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 事務事業を進めるための予算確保についてもいまだ協議中で考え方も統一されていない現状であり、方向性が明確になってからでないとう要望活動はできないということでございますが、企業誘致等も今考えられております。企業誘致のためにも整備は効果があると考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

新たなインターチェンジの整備ができたことといたしますと、先ほど申し上げましたように南九州の交通の要衝として、特に球磨川左岸の高速道路利用者の利便性の向上、また地域の活

性化、物流の効率化が図られ、本市の企業誘致にも大変有利に働くものと考えているところでございます。よって、私もマニフェストに掲げさせていただいているところでございます。

また、くり返して申し上げますが、この新たなインターチェンジの整備につきましては、人吉球磨地域全体で取り組むものでございますので、人吉インターのほうが利便性の高い地域の皆様にも御理解をいただきながら進めていかなければならない事業であるというふうと考えているところでございます。スタートラインに立つための最初の事務経費の確保、または、その負担割合を各市町村でどう行うのか、それぞれの市町村のインターチェンジに対する思いもある中で、その中でも人吉市にとっても、先ほど申し上げました球磨川左岸の効果的な要素も含めまして、大変、人吉市にとっても重要であるというふうに認識はいたしているところでございます。さまざまな調整のためのリーダーシップを図りながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 南九州の交通の要衝として本市の企業誘致にも有利に働くと考えているが、スマートインターチェンジの整備につきましては、人吉球磨地域全体で取り組む課題であり、さらなる理解が必要との答弁をいただきました。また、慎重に進めたいということでもございました。接続する道路に多大な費用がかかり、解決すべき課題も多いことなど認識していたところでございます。先ほど市長の答弁の中で、人吉インター周辺のことにも触れられましたが、今年6月の豪雨による土砂災害の恐れのため、高速道路人吉ーえびの間が通行どめになり、人吉インターチェンジを起点に約10キロ渋滞を巻き起こしたことが報道されました。この日、6月19日でございますが、休日上限1,000円制度最終日と重なったこともあったと思いますが、たまたま知人も渋滞に巻き込まれまして、2時間以上費やしたと話され、観光人吉をPRされているが、その玄関口の渋滞はいかにしてもイメージが悪いと話されました。災害時はやむを得ないと思いますが、人吉インターの接続道路、通称農免道路の交通量が多いことは御承知のとおりでございます。特に、大型連休やお正月、お盆など大変渋滞いたします。観光人吉のイメージダウンにもつながりかねません。そこで、スマートインターチェンジの整備により、人吉インターと農免道路ここの交通渋滞が、ある程度解消できるのではなかろうかと思っているところでございます。もちろん、企業誘致につきましても、交通アクセスなどの利便性もありますし、また、周辺の市民の皆様や球磨郡の方々の生活の充実、地域経済の活性化につながることは言うまでもありません。ぜひ、スマートインターチェンジの整備が進められることを要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員の宮崎保です。6月の議会にあわせて2回目の質問をさせていただきます。

早いもので3月11日に発生しました東日本大震災から半年が過ぎました。いまだに身元確認のできない方など、死亡者、行方不明の方々などを合わせると9月13日現在であります。1万9,845名にも上る多くの方々被害に遭われました。被害に遭われました皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、津波と福島原子力発電事故により被災に遭われ、数多くの方が避難生活を余儀なくされております。一日も早く安心して暮らせるように一日も早い復興を心より願っております。また、9月4日に発生しました台風12号の影響により紀伊半島を中心に和歌山県、奈良県等では100数名の方々が行方不明、お亡くなりになっています。あわせてお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

さて、9月に入りまして本日も台風15号が発生しております。この台風の時期を迎え早い避難等により災害に遭わないための減災、防災に心がけていかなければならないと思います。

通告に従い、観光問題、駅裏の野鳥対策、道路の拡張問題、前回に引き続きまして口蹄疫問題について質問をいたします。

まず、1回目の質問ですが、人吉市の観光の玄関口であります人吉駅の裏山に5月から10月ぐらいにかけて、かなりの多くの野鳥が生息しています。どれくらいの数の野鳥が生息しているのか、またどんな野鳥が生息しているのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

人吉駅裏の野鳥の生息の実態についてでございますが、野鳥の会の会員の方にお尋ねいたしましたところ、種類はアオサギ、コサギ、ダイサギ、チュウサギ、ゴイサギ、アマサギがいるようでございます。正確な生息数は把握していないということでございました。また、時期的には年間を通じて同じ場所に生息する留鳥、これは留まる鳥と書きますけれども、留鳥と繁殖のために冬以外を日本で過ごす渡り鳥の2種類が生息するため、大体、毎年3月から11月頃にかけて一番多いものということとされます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） では、2回目の質問に入ります。

かなりの種類の野鳥が繁殖地のために営巣してるとのことですが、雨上がり等の時期には

かなりの悪臭があり、また、ふん害もあっているようです。観光客の方や駅利用者の方々、数多くの方々から駅にいますと苦情が寄せられます。利用者の方々には不快感を与えていると思いますが、そういうことについて市としては認識されているのかお尋ねします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

悪臭やふん害について把握しているのかとの質問でございますが、今年度に入りまして、市民部環境課、経済部農林整備課にも駅裏のサギ生息地に関しての悪臭及びふん害につきまして、苦情また相談といったものは持ち込まれておりませんでしたので把握していないところでございます。しかしながら、このほど、地域の方に伺いましたところ、確かに6月、7月頃には数もかなり多く、雨の日などは匂いもひどかった。道路にもふんがたくさん落ちていた。JRの当直職員の方からは、夜間の鳴き声がうるさいなどの情報をいただいているところでございます。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） では、3回目の質問に入ります。

今のところ、苦情、相談はないということですが、悪臭やふん害、鳴き声がうるさいなどの情報はあるとのことですので、対策としまして、例えば、野鳥が生息している木や竹を切るなどして野鳥の生息地を分散させるための有効な手だてを行うといった計画等はないのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

人吉駅裏のサギの野鳥対策についてでございますが、市といたしましては、これまでサギが住みにくい環境をつくるのが最善の策と考え、平成17年度と20年度に市有林の樹木の抜き切りや竹の伐採を行ってきたところでございますが、生息数を抜本的に減らすような解決には至っていないのが実情でございます。また人吉駅裏は、急傾斜地崩壊危険区域、都市計画風致地区、史跡大村横穴群の国指定区域というような制限がある区域で、また地形的にも人やクレーンが容易に近づける場所ではないことから、物理的にも一網打尽は難しく、他の場所に追い払うということ以外に有効な対策は見つからないのが現状でございます。追い払いの方法といたしましては、渡り鳥の3月の飛来時期及び産卵時期に空気銃や爆竹、打ち上げ花火等を使用する方法が有効であると考えておりますが、人吉駅裏は鳥獣保護区にもなっており、一旦、産卵いたしますと鳥獣保護法により保護しなければならないということになっております。仮に、追い払いを行い分散化が達成できたことといたしましても、近隣の森に移動し住み着いて害を及ぼすこととなりかねませんので、十分な調査、検討が必要と考えます。しかし、人吉駅は、本市の観光の表玄関の一つでもありますことから、少しでも生息数を減らす何らかの対策はないか、今後におきましても、県や専門家に相談し対処法を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） できましたら、市としてもぜひ対処法を検討してもらい、悪臭と被害が少しでも減るようによろしく願いをしておきたいと思います。これは、私からの提案ではありますが、野鳥が生息している下の竹や雑木などを切るなどして、通気を良くし乾燥させることなども一つの手だてではないかと思います。それとまた、枯れ竹等がかなりありますので、景観的にもあまりよくないと思いますので、切られることによって景観的にもよくなると思いますので、この点についても御検討のほうをよろしく願いをしたいと思います。

次の問題に入ります。道路拡張についての質問に入ります。1回目の質問ですが、市道戸越永葉線道路拡張工事についてですが、西瀬校区全体の重要な課題の一つでもありますので、あえて質問をさせていただきます。戸越永葉線は生活関連道路であり数多くの方々からの要望でもあります。道路幅が狭く、朝夕の通勤、通学など離合もままならない状況であり、また一方は田んなかで反対側は切り取りのがけといった非常に危険なところがあります。また、西瀬校区の市議との座談会や市政懇談会の中でも道路拡張の意見が出ているというふうに聞いております。まず、市道戸越永葉線の拡張工事は最終的には何年くらい前までに工事をされているのかお尋ねをしたいと思います。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

本路線の戸越永葉線は、戸越の県道人吉水俣線との交差部を起点に、延長が2,544メートルの路線でございますが、平成4年度に老朽化した黒坂橋の架けかえ工事を実施いたしまして、平成6年3月に竣工したところでございます。その後、一ツ橋までの区間につきまして、測量等の調査を行いまして、そのうち黒坂橋から市道下戸越永野線までの区間の延長195メートルにつきまして、実施設計をし、平成11年度で用地買収が完了いたしましたので、その後、引き続き平成12年度から工事に着手しまして、平成14年3月に現在の区間が完了したところでございます。その後、隣接する山の斜面から落石等が確認されましたことから、法面の保護の工事を行った経緯がございまして、この区間の早急な対策工事が迫られているのは事実でございます。以前のこの区間の改良につきましては、過去にも御質問をいただいておりますが、当時、一ツ橋の橋梁の架けかえも含めましたところで計画がありまして、事業としては、相当な費用が予測されましたので、早急な対応は大変厳しい状況にあることを御説明させていただいたところでございます。その後、市が管理しております2メートル以上の全橋梁291橋につきまして、橋梁の長寿命化修繕計画のための橋梁点検を実施し、一ツ橋も点検の対象となったところでございます。点検結果といたしましては、上部工、主桁にコンクリート剥離による鉄筋の露出、伸縮装置の劣化、高欄防護柵の腐食、橋梁舗装面の防水不良等の診断がございまして、これに基づいて、これらの修繕を行うことにより、橋梁と

しての長寿命化が図られるとの診断結果が出ましたので、橋梁につきましては、修繕工事に対応してまいりたいと考えております。また、道路改良計画につきましては、橋梁をそのまま利用することとなりますので、早々に道路計画案の作成を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） では、2回目の質問です。橋梁については、修繕工事そのまま利用し道路改良計画の作成を行うということですが、今後どのように拡張、改良等の工事を計画されていくのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

基本的には、戸越永葉線の全線を7メートルの幅員で整備できるとするならば、2車線の幅員が確保されるわけですが、道路脇には住宅等が建ち並び、相当の建物が支障となり移転を余儀なくされることから、費用も相当かかることが予想され、現在のところ事業の着手は厳しい状況でございます。それでも、地元の方々は、生活道路並びに通学道路として利用されております。市といたしましても、何らかの対策をとる必要性は迫られているところでございます。先日、開催されました西瀬校区市政懇談会でも、この道路の拡幅並びに離合箇所を設置につきまして、御要望があったところでございます。市といたしまして、早急に対策が可能な事業といたしましては、離合箇所の設置や道路側溝の整備は、着手可能な事業と考えられます。現在、道路側溝が敷設してありますが、側溝ふたのない構造となっており、この側溝をふたつき側溝に敷設がえすることによりまして、側溝上も車が通ることが可能となりますことから道路幅員の拡幅につながりますので、この工事を今年度から実施する方向で進めているところでございます。離合箇所につきましても、道路敷の法面部を利用し擁壁を設置することにより、離合箇所としての利用ができる箇所があれば離合箇所の設置をしたいと考えております。また、地元町内の方と協議をさせていただき、離合箇所等の設置場所、用地等の協力についても御協議をさせていただく予定でございます。黒坂橋から一ツ橋の区間につきましては、橋梁の架けかえが発生しないところで今後の整備計画を進めてまいりたいと考えておまして、離合箇所の設置及び道路側溝の改修も含めて進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今年度から側溝にふたがないところや離合箇所の道路敷の法面部の利用等、改良工事を計画されているということですので、よろしく願いをしておきたいと思っております。また、拡張改良工事につきましては、計画的に工事をされるとのことですので今後ともよろしく願いをしておきたいと思っております。

最後に口蹄疫関係ですが、まず1問目です。前回は質問をさせていただきましたが、農林

水産省が出した家畜伝染病予防法の改正概要と特定家畜伝染病防疫指針の概要を公表したとありますが、それはこういったものをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

今年4月4日付で公布されました改正家畜伝染病予防法の概要でございますが、まず、その改正の背景は、昨年、宮崎県で口蹄疫が発生し大きな被害をもたらしました。また、高病原性鳥インフルエンザが国内各地で発生いたしました。このような状況を踏まえ、伝染病を早期に発見するための届出制度や発生農家等への支援の充実、海外からの侵入を防ぐための水際検疫の強化などを講じるために改正がなされました。改正の概要でございますが、1、海外からの侵入を防ぐための水際での検疫強化。2、家畜所有者は、日頃から消毒等の衛生対策を適切に実施、家畜の飼養衛生管理の状況を都道府県へ報告。3、一定の症状を示す家畜を発見した場合、獣医師や都道府県へ報告。4、殺処分される家畜についての特別手当金の交付。5、飼養衛生管理基準の中に埋却地等についても規定。6、蔓延防止のため、感染していない家畜の殺処分の実施。7、都道府県は、消毒設備を設置でき通行車両は消毒を受けるなどでございます。

次に、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の基本方針でございますが、1、防疫対策上、最も重要なのは発生の予防、早期発見・通報、初動対応である。2、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守し、口蹄疫が疑われる症状を呈している家畜が発見された場合、直ちに報告する。3、発生時には迅速・的確な初動対応により蔓延防止、早期収束を図る。4、国は、初動対応で防止できないときは、防疫方針の見直しを行い緊急防疫指針を策定する。以上が基本方針の概要でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） では、最後の質問に入ります。埋却場所の選定は、家畜保健衛生所並び地域振興局、市町村、地元農協職員からなる埋却地選定班を組織してとありますが、埋却される箇所を選定条件等について環境面は大丈夫なのか、また関係箇所との調整はどのようにされるのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

埋却地の選定にあたっては、人家、飲料水、井戸などがございます。河川及び道路に接近しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所とされております。さらに、この条件を満たす場所について、次の事項を協議することになっております。1、人家の密集地、飲料水の汚染の恐れのある場所からの距離。2、地質、地下水、水源に及ぼす影響。3、原則4メートル程度の掘削が可能であること。4、埋却後、3年以上発掘される可能性がないこと。5、臭気対策が考慮されること。6、機械、資材の搬入が容易であること、となっております。埋却地選定班による選定の際には、市関係各課とも協議を行い、環境に十分配慮

しなければならないと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） すいません、先ほど質問が一つ抜けておりましたのでよろしくお願い致します。もしも、万が一発生した場合、人吉市として埋却場所の候補地をどのようにして昨年から検討されてきたのか、また埋却場所の決定はどこが行うのかをお尋ねをしたいと思致します。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

昨年行いました埋却場所の選定の経緯についての御質問でございますが、まず、昨年6月4日に行いました本市の家畜伝染病対策本部会議におきまして、口蹄疫が本市で万が一発生した場合に備え、家畜の殺処分後の埋却候補地のアンケート調査を行うこととなり、昨年6月8日付で本市の全畜産農家を対象として調査したところでございます。なお、このアンケート調査実施前に本市の大規模経営の畜産農家におかれましては、県の城南家畜保健所が別途調査されたところでございます。また、昨年6月25日に行いました対策本部会議におきまして、埋却候補地アンケート調査結果について協議を行った結果、よりきめ細かな畜産農家台帳の整備を昨年の7月中に整備することとなり、その後、農業振興課職員全員による各畜産農家への聞き取り調査を行い、埋却場所などを詳細に記載した畜産農家台帳を整備したところでございます。

埋却場所の決定はどこが行うのかというお尋ねでございますが、熊本県の口蹄疫防疫対策マニュアルによりますと、基本的な考えといたしましては、埋却地は、家畜の所有者の責任において確保することを原則としつつ、事前準備及び口蹄疫発生時のいずれにおいても市町村、県、関係団体が一体となって、迅速かつ円滑に処理することとなっております。埋却場所の選定に当たっては、事前準備として各畜産農家は、あらかじめ飼養頭数に応じた埋却候補地を選定し、口蹄疫の発生が否定できない旨の報告があった場合、家畜保健所、振興局、市町村、地元農協の職員からなる埋却地選定班を組織し、決定することとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） まずは、発生させないことが一番であると思致しますし、水際での防疫や消毒による衛生管理の指導をお願いしたいと思いますし、きのう、笹山議員のほうからも発言ありましたように、シミュレーションなどによって、十分にこの対策についてはとっていただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わりますが、今後も検討だけでなく計画的に実行できるやさしい、安心、安全に生活できる行政を行っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時45分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の村口隆でございます。一番眠たい時間だと思いますので、気合いを入れていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

東日本大震災から半年が過ぎましたが、先ほど松岡議員も言われましたように7月に4名の議員で被災地に赴きました。被災地の皆様も復興に向けて一生懸命に頑張っておられました。1日でも早く被災されました皆様全員が復興されますよう願うところでございます。そんな中、この夏、日本女子サッカー代表のなでしこジャパンが、7月のワールドカップでそれまでの対戦成績が0勝21敗3引き分けというアメリカ相手に勝利し、世界一になりました。また今月は、2012年開催のロンドンオリンピックの出場権を獲得し、日本中に元気と勇気を与えてくれました。しかし、それ以上に地元のスポーツ界にとって元気と勇気と感動を与えてくれたのが、球磨工業カヌー部であります。北東北インターハイで、200メートルカナディアンフォアの部で日本一という快挙を成し遂げてくれたことは、カヌー界だけではなく、地元のスポーツ界にとっても非常に元気と勇気を与えてくれました。スポーツには、駆け引きはありますが、うその駆け引きはありません。うその駆け引きがないからこそスポーツには人に笑顔を与え、感動を与え、元気にする力があると思っております。私もスポーツマンとしてフェアプレーの精神で議員活動をしていくことを改めて強く思った次第であります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。一つ目はスポーツを生かした行政運営について4問。二つ目は市道及び通学路の安全確保について2問。三つ目は市民の声よりの3点について質問いたします。

それでは、スポーツを生かした行政運営について1回目の質問をいたします。第4次人吉市総合計画のスポーツ交流都市づくりの中に、スポーツ振興を図りスポーツの施設やスポーツを取り巻く環境の整備を行うことで、各関係団体や関連施設と一体となったスポーツ交流都市を目指しますとありましたが、具体的に、この10年間でどのような取り組みをされたのかをお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

平成13年度から22年度までの10年間の第4次人吉市総合計画期間の中で、ハード面のスポーツ施設の整備につきましては、人吉市相撲場や人吉市弓道場の建設事業、第一市民運動広場のトイレ改築工事、村山公園テニスコート改修工事、川上哲治記念球場内外野の改修工事、それからスポーツパレスの大アリーナライン引き、トレーニング機器購入等の事業を行

っているところでございます。また、ソフト面におきましてもスポーツ施設の指定管理者制度の導入や総合型地域スポーツクラブ「カルヴァーリョ・ラッソ人吉」の設立、ひとよし春風マラソンの内容充実、おどんな日本一武道大会の新設など、関係団体や地域住民の皆様の御理解、御協力のもと、さまざまな事業を展開してきたところでございます。

以上でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。10年間の取り組みについては、よくわかりました。

続きまして2回目の質問になりますが、その取り組みの結果、どうだったのかをお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

まず、ハード面でございますが、弓道場建設事業につきましては、老朽化した弓道場の改築を実施したことで、利用者が快適に利用できる施設となりました。遠的場はアーチェリー練習場としても利用可能になっているところでございます。村山公園テニスコートにつきましては、改修工事により改良剤を混合した安定した土壌になったことで、雨天後のぬかるみがなくなり雨上がり後、早い時期からの使用が可能になります。また、川上哲治記念球場につきましても、内外野改修工事により内野グラウンドの状態が安定するとともに、外野の雨水による土の流出がなくなったことで、円滑な利用、大会運営が可能になっております。

これらの整備を行った成果といたしまして、平成17年の県民体育祭開催時には、選手の皆様からは大変好評をいただいたと聞いておるところでございます。

次にソフト面でございますが、スポーツ施設の指定管理者制度導入につきましては、維持管理経費の削減はもとより、効率的な施設の維持、管理、運営が可能になったことで、開館日の増加を初めとした利用者サービスも向上し、年々利用者は増加している状況でございます。総合型地域スポーツクラブ「カルヴァーリョ・ラッソ人吉」につきましては、スポーツレクリエーションなど、現在開催されている14教室に子供から大人まで、200人以上の会員が参加されており、生涯スポーツ推進に大きな役割を果たしているところでございます。ひとよし春風マラソンにつきましては、年々参加者が増加をいたしておりまして、スポーツ振興はもとより地域活性化等にも寄与する事業になってきているものと考えております。また、人吉お城まつりと同時に開催をいたしますおどんな日本一武道大会につきましても、九州各県から多くの御参加があり、日本百名城人吉城跡を舞台に剣道大会を中心に御好評をいただいているところでございます。

以上でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。答弁の中にもありましたように、平成17年の

県民体育祭のときに、施設の整備を行った成果として、大変好評いただいたとのことでございますが、施設の整備におきまして第一市民グラウンドに関しまして、一つだけ私の考えと要望を述べさせていただきたいと思っております。

答弁にもありましたように、第一市民グラウンドは、この10年間でトイレ建設工事は行われておりますが、グラウンドの改修は平成7年頃に行われていると思っております。恐らく屋外の施設では第一市民グラウンドが一番市民の利用の頻度が高いと思っております。私も現在毎週2回、学童野球で第一市民グラウンドを利用していますが、改修後はびっくりするぐらい水はけもよかったんですが、年々、水はけが悪くなってるように感じます。その要因の一つとしまして、グラウンド整備用具、トンボやブラシなどが不足していることとグラウンド全体の整備がよく行き届いていないのが原因だと考えます。特に、外野のほうのほとんど整備をしてないところは、非常にのりがはったり、水はけが悪くて今も状態が悪い状態です。川上球場の土の部分と比較すると市民グラウンドはすべてが土のグラウンドですので、整備する面積は恐らく数倍以上になるかと思っておりますが、それなのに整備用具は川上球場の半分も置いておりません。私たちも毎週練習後に子供たちがトンボをかけて整備をして、練習を終わらせますが、トンボの数が少ないため整備が十分にできないのが現状でございます。グラウンド整備を車やバイクを利用して行っているところはよく見かけます。球磨郡内にも似たようなグラウンドはたくさんありますが、週明けに、車の後ろにブラシやトンボなどをつけてグラウンドを整備しているところを何回も見ることがあります。市民グラウンドは、バックネット裏にはかぎがかけてありますので、そこに整備用のバイクを置いておけば、使用者が練習後にバイクの後ろにブラシをつけて短時間でグラウンド全体を整備することも可能だと思います。それはもちろん運転免許を持っている人が条件であります。私は、野球の試合で全国のたくさんの球場やグラウンドを見てきましたが、球場やグラウンドに入ってからまず一番に確認するのは、球場の土の状態です。土の状態がいいグラウンドは、いいグラウンドに共通しますのは、必ずゴミやトイレもきれいにしてあります。財源が厳しいときだからこそ、お金をかけて大規模改修をするのではなく、使用者は、自分たちで使用するグラウンドは自分たちで整備するという気持ちを気構えを持つことも大切ですし、トンボやブラシなどの用具を充実させ整備に力を入れるだけでも十分に土の状態はよくなっていくと考えます。スポーツ施設の指定管理者制度で体育協会が維持管理をされているかと思っておりますが、体育協会も少ない人数ですべての施設を管理しないといけないので、かなり大変な重労働だと思います。第一市民グラウンドに関しましては、グラウンドゴルフなどのシューズを使用される場合は今までどおりでいいとしても、スパイクを使用する競技については、整備用のバイクを置いていただければ、バイクで整備できる使用者が練習後に整備すれば、管理者の負担も少なくなるのではないかと考えます。本当は、軽トラックなどの車が効率もいいと思っておりますが、経費の面を考えるとバイクでも十分に整備はできると思っておりますので、この財政難な時代に多額な予

算をかけるのではなく、できることはなるべく自分たちですということ、大切なことですので、どうか御検討いただければと思います。

3回目の質問に入ります。その結果、第5次人吉市総合計画に向けてどう取り組まれていくのかを、今後の課題をお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

スポーツ施設面におきましては、平成8年に市民の皆様の念願でありましたスポーツパレスが落成し、その後、川上哲治記念球場や相撲場、弓道場などの整備を行ってございまして、多くの市民の皆様方に御利用いただいているところでございます。本市のスポーツ振興を図るうえで、第一市民グラウンドを初め、スポーツ施設の整備や内容の充実は大きな課題でございます。その必要性や期待される効果につきましても、ただいま御指摘のとおり十分に認識をいたしているところでございます。また、ソフト面におきましても、競技スポーツや生涯スポーツの振興を図るとともに、市民の皆様の健康づくりを目的とした事業や各種スポーツ大会等の開催や内容充実などに積極的に取り組んでいく必要があるものと考えているところでございます。本年度、策定を予定いたしております第5次人吉市総合計画の中にもこれらの課題への対応を十分盛り込み、市民の健康増進、そして、スポーツ交流が盛んになるよう事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。第5次総合計画に向けて、今までのことを踏まえ取り組まれていかれるということでスポーツ界がますます発展していきますように、より良い計画を立てていただき取り組んでいただければと考えます。よろしく願いいたします。

続きまして、競技力向上策と指導者及び選手の育成について1回目の質問を行います。

現在、人吉市在住及び人吉市出身者には、全国中体連、インターハイ、国民体育大会、その他全国大会及び国際大会などに出場されている選手は何人いらっしゃるのか。また、競技種目及び年齢層はどういう状態なのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

把握できた分ということで御了承をいただきたいと思っております。平成21年度から現在までの間でございますが、人吉市在住及び人吉市出身者で、全国中体連に出場した選手は陸上競技で16名、インターハイには陸上競技、カヌー競技で37名、春の選抜高校野球大会に2名、国民体育大会にはカヌー競技、軟式野球、水泳、ボウリングなどで25名、国際大会には体操競技の桑原俊選手が出場いたしております。年齢層から申しますと、中学生が18名、高校生が54名、大学生が2名、一般が7名の計81名でございまして、それぞれの競技におきまして活躍されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。漠然とはわかっておりましたが、国際大会で活躍されております桑原選手を初め、3年間で総勢81名の選手が人吉という看板を背負って全国で戦われていることがよくわかりました。多いか少ないかは考え次第だと思いますが、恐らく、九州大会出場などを含めるとまだまだ多い数字になるのではないかと思います。この結果は、私は非常に人吉市のスポーツ関係者が頑張っている結果ではないかと思います。

続きまして2回目の質問に入ります。上記選手や各種スポーツに対しまして、競技力向上策と指導者育成について、市としては、どう考えておられるかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

競技力向上策としましては、中高校生や指導者を対象とした競技力向上対策研修会として、実践報告や研修会を行うことを実施していきたいと考えております。また、今後のスポーツ推進を進めていく上で、スポーツ指導者の育成は極めて重要でございますので、今後、さらに幅広い情報提供やスポーツ教室、指導者研修会などをNPO法人人吉体育協会と連携して、今後行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。私も平成19年から現在まで熊本県の軟式野球の競技力向上を目指した熊本県軟式野球連盟強化委員副委員長を経験しまして、現在も強化委員を務めております。現在の社会状況の中でスポーツ界も企業の撤退が相次ぎ、競技力向上策や指導者育成には非常に厳しい状況にあるのが私は現状だと思っております。景気がよかった時代は、企業も率先して指導者を育成し、競技力向上も行ってきましたが、私も軟式野球で熊本県の強化策に携わってきましたし、また、今も強化するために努力しているところではございますが、今答弁にもありましたように、研修会やスポーツ教室も有効な手段の一つとは考えますが、研修会やスポーツ教室などを行われる前にぜひ最前線で戦っていらっしゃる現場の声を聞いていただきたいと思っております。現場の声を無視した強化策は私の経験上、強化策にはつながらないと思っておりますので、現場が必要とする競技力向上策を体育協会などと連携して行っていただけるように強く要望いたします。

続きまして3回目の質問を行います。全国大会などへ出場が期待される有力スポーツ競技の強化策の一つとして、スポーツ施設の優先的使用許可や使用料などの減免ができないかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

市といたしましては、これまで、熊本県民体育祭出場団体等の強化策の一つといたしまして、人吉市体育施設条例の規定に基づき、スポーツ施設使用料の減免を行ってきております。

オリンピックなどの国際大会や全国的大会などへの出場は、選手、団体はもちろん本市の知名度やイメージの向上にも大きく寄与するものでございますので、可能な限り支援をしていきたいと考えているところでございます。スポーツ施設の優先的使用許可や使用料の減免につきましても、その支援の一つの方法であると考えておりますが、施設の予約状況や他の利用者との公平性の確保等の問題もございますので、今後、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。全国大会以上に出場する際は、選手は、人吉市を背負って出るわけですし、また、ある意味すべてを投げ出し競技に邁進しているわけですから、そこに対しての支援はあってもおかしくないと考えます。また、一つ要望ですが、中学生、高校生は、全国大会などに出場した場合は、学校で応援の横断幕をされておりますが、社会人が国体などに出場した場合に、人吉市では応援の横断幕はないと思っております。平成21年に新潟国体のときに、人吉市民が国体に出場した際に、人吉市では応援の横断幕はなく、その市民、その選手の出身地の球磨郡では応援の横断幕がしてありました。私は、球磨郡でその応援の横断幕を見たとき嬉しく思った反面、逆に人吉市に応援の横断幕がないことに対して、非常に寂しく思ったのを覚えております。せっかく人吉市の看板を背負って選手も出場しますし、選手にとっては、そういう部分は非常に励みになると思うんですよ。そういうのでモチベーションも上がります。そして、高いレベルで戦う選手は、技術はもとよりそういうモチベーション、もしくはメンタル、これは非常に私は大事な部分だと思っております。これも言うなれば私は強化策の一つだと思いますので、そういう選手の後押し、後押しを今後十分に検討していただければと思います。

続きまして4回目の質問を行います。栃木県足利市や愛媛県松山市などでは、職員の採用について、学力重視の採用ではなく、人物重視のスポーツ採用を実施されており、一定の成果が得られているとのことでございます。本市では、競技力向上策及び指導者育成という観点から市職員採用で、本市では人物重視のスポーツ採用について、今後実施をする考えがあらわれるのか。また、それに対してどう思われるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、村口議員のスポーツ採用の実施についての御質問にお答えをいたします。

議員が申されましたように栃木県足利市では、原則として各競技において全国規模の大会に出場された方を対象とするスポーツ採用を実施をされております。また、愛媛県松山市、同じく愛媛県西条市、千葉県松戸市、広島県の竹原市では、文化、芸術、学術、スポーツにおいて顕著な実績を修められた方を対象とした文化、スポーツ採用の職員採用試験を実施されているところでございます。また、八代市におかれましても、今年度にスポーツ採用の採

用試験が予定をされているようでございまして、採用予定者数が1名に対して30名の方が申し込みをされているとのことでございます。このスポーツ採用や文化スポーツ採用は、一つのことに打ち込んで培った積極性、協調性、向上心、忍耐力を評価した人物重視の採用を行うことによって、いわゆる組織の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とされており、直接的には、議員が申される競技力向上策及び指導者育成を目指したものではないものと存じます。ただし、現在でも多くの市職員が、仕事外でそれぞれが得意とするスポーツ等の指導者的役割を担っているのも事実でございます。全国規模の大会に参加した職員が採用されるということになれば、結果としては、その競技力向上策及び指導者育成に結びつくものと思われまます。市職員採用試験のあり方につきましては、その時代に必要とされる職員により変化していくものだというふう存じます。本市におきましても、昨年度から経験や人物をより重視し、幅広く人材を求めるために民間企業等職務経験者を対象とした試験を実施しているところでございます。スポーツ採用等につきましては、現在のところ、すぐに実施ということは考えておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいりたいというふう存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。ただいま総務部長の答弁の中に、他自治体のスポーツ採用は、競技力向上策及び指導者育成を目的としたものではないというふうに申されましたが、私が言いたいのは、冒頭でも言いましたように、地元高校生のカヌー選手は、非常に頑張っており、そのレベルは、私は日本でもトップクラスだと思います。市長が日頃から世界遺産登録を話されていますが、私は、世界遺産登録も非常に重要だと考えますが、スポーツ界も世界レベルのオリンピック選手を育てるべきだと強く考えております。昭和59年のロサンゼルスオリンピック、昭和63年のソウルオリンピックに球磨工業カヌー一部出身でございます井上清登選手、和泉博幸選手と出場されたのは、まだ、皆さんの記憶にも残れていると思いますが、球磨工業カヌー一部は、今なおその魂を引き継いで全国で活躍されております。その卒業生の中には、大学に進学され、先月開催されたインカレでも球磨工業OBの方が優勝もしくは上位入賞されており、オリンピック選手を育てるのも夢ではない土壤があると私は思います。先日、カヌー協会の関係者の方とお話をしましたが、大学卒業後、就職が地元にはなかなかなく、地元就職したとしてもカヌーを続ける環境がないということでございました。人吉市でも市職員のスポーツ採用ができるなら指導者にとっても選手にとってもこれは大きな励みになるということでございます。市職員が、人吉市の看板を背負ってオリンピックに出場する姿が見られたら、マスコミに取り上げられるだけではなく、人吉市にとっても大きな宣伝材料になると思います。カヌーだけにこだわるのではないですが、オリンピック選手を人吉市から育てるには、現在企業スポーツが非常に衰退しております。

これには、行政の協力は絶対必要不可欠でございます。答弁ではすぐに実施する考えはないが、必要に応じて検討するというところでございますが、私は、まさに今がその検討する時期だと思います。2016年のリオデジャネイロオリンピックを目指すならば、あと5年です。この時期を逃したら、オリンピックは4年に1度しか来ませんので、どんどんそのチャンスは遠のいていきます。人吉市からオリンピックへ、私は非常に夢がありすばらしいことだと思います。人吉市のスポーツ界の活性化には必ずつながると思いますし、そういうひたむきに練習する一生懸命に選手が戦う姿を子供たちが見るならば、青少年の育成にもつながると思いますので、ぜひともどうか御検討していただければと思います。

それでは続きまして、今後の川上記念球場のあり方について1回目の質問を行います。人吉球磨唯一の硬式ボールの使用ができる、貴重かつ重要な本格的な野球場でございますが、人吉市としては、今後、各種大会誘致や大学、社会人、プロなどのキャンプの誘致等など予定及び取り組まれる考えがあるのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

川上哲治記念球場開設以来、川上氏の冠をいただいた小中学生の軟式野球大会が、今回で第13回目、また社会人の大会が9回目を迎えるところでございます。そのほかにも高校の招待試合や大学のリーグ戦等も行われておりまして、南九州における野球大会の拠点として、多くの方々に利用していただいているところは御承知のとおりでございます。また、平成21年度におきまして、プロ野球会と全国野球振興会を中心としたメンバーによる親善試合並びに指導者クリニック、少年少女ふれあい野球教室を開催し、3,000名を超える来場者がございました。プロ野球、各球会、それからOBの方々とのふれあいを通して青少年の健全な育成と長寿社会に対応した、明るいまちづくりを推進してきたものと考えております。各種大会の誘致により川上球場を御利用いただくことは、スポーツ振興のみならず、本市の観光振興、経済波及効果も十分期待できるものと考えておりますので、これからも社会人チームのオープン戦など、多くの試合を誘致したいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。2011年に宮崎県で行われた野球チームのキャンプ数は、9市5町でプロが5チーム、社会人が11チーム、大学が31チームで合計49チームありました。プロの5チームは除き、アマチュアの社会人、大学の滞在日数を平均すれば1チームが約10日でございます。キャンプですので、恐らく1チーム最低30人から40人、多くて50人ぐらい関係者を含め来るとは思いますが、アマチュア野球だけで、述べ約1万5,000人ぐらいの選手や関係者が宮崎県内に野球だけで、野球のキャンプだけで訪れていることとなります。これでも私は十分経済効果はあると思いますが、宮崎には、ほかにもサッカーのJリーグが15チーム、ラグビーの日本代表も宮崎でキャンプをしておりますので、これにプ

ロ野球のキャンプを入れると、スポーツキャンプでの誘致での経済効果が2009年に宮崎県が発表した観光客等が使った宿泊、交通費などから試算した経済効果が、107億6,900万円ということでございます。人吉市から近いところでは、小林市に1チーム、綾町に4チーム、都城市に2チームがございます。綾町においては、サッカーのJリーグのチームや私もびっくりしたんですが、社会人の名門の野球チームも来ております。ほんとに正直驚いたところでございます。先ほど市長の答弁にもございましたように、社会人軟式野球の川上哲治旗、これは私も立ち上げ当初の一人でございますが、県外の強豪チームから、この大会に出場したいがどうしたら出れるのかという問い合わせが、毎年私のところに相次いでおります。大会は、現在、九州内のトップクラスが出場し、8チームで3月の第2土、日に大会を開催されていますが、なぜ、この大会に県外の軟式の強豪チームが出場したいかといいますと、野球でのシーズンの始まりを打撃の神様の地元である川上球場で迎えたいと、こういう理由でございます。野球選手は、イチロー選手、松井選手、皆さんも御存じのとおりすばらしい選手はたくさんいます。でも、神様と呼ばれるのは川上さんだけなんですよね。ぜひとも、こういった部分をアピールしていただき、また、人吉球磨出身で、現在、社会人で活躍してる選手もいます。実際、県内の社会人の野球チームの監督に話をしたんですが、川上記念球場でのオープン戦は、前向きに考えたいとおっしゃってございました。今の野球界は、プロとアマチュアの垣根もとれまして、2011年、今年の2月からきのう現在までで、ちょうど100試合交流試合が行われております。これは一昔前じゃ考えられんやったことなんですけど、そのかわりプロの2軍と社会人チームの交流戦が行われております。いきなりキャンプ誘致は、これはほんと非常に難しいと思います。しかし、プロ野球2軍や社会人野球、大学野球のオープン戦、また、さっき申しましたように交流戦やプロ野球の自主トレ、ミニキャンプ、ミニキャンプに関しましては、現在、人吉にも現在現役プロ野球選手と大学時に一緒にプレーした市民もおります。そういった人脈等を生かせば、このミニキャンプは私は非常に可能性があるのではないかと考えます。地理的には、宮崎県と鹿児島県と隣接しており、その地の利を生かして川上哲治氏の生まれ故郷を十分にアピールしていただきまして、積極的に誘致活動を行っていただければ、そう遠くないところで実現するのではないかと思います。そのところ要望しておきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして2回目の質問に入ります。今年の7月10日に茨城県の笠間市民球場で、観客が70人熱中症にかかり、そのうち3名が医療機関に運ばれたという記事がございました。また、日本体育協会発行の熱中症予防ガイドブックによりますと、熱中症での種目別死亡者数は、すべてのスポーツの中で野球が一番多いと記載されています。ごぞんじのように、川上球場には一切陰がございません。観客席には、観客だけではなく、当然、次の試合を控えた選手、その次の試合を控えた選手が当然観客席におります。試合を控えた選手は、観客席で応援するわけですから、自分の試合時間と待機時間を含めると、これはかなりの時間直射の中に

いることとなります。これは、非常に私は夏場大変危険な状況だと思っております。熊本県には、硬式ボールの試合ができる本格的な野球場は主に5カ所あります。まず、県営藤崎球場、県営八代野球場、山鹿市民球場、天草市営の広瀬球場、これは、別名長嶋茂雄球場と呼ばれております。そして、本市の川上哲治記念球場がありますが、この川上球場以外は、すべてバックネット裏の観客席には、屋根がついております。天草市営の広瀬球場、長嶋茂雄球場においては、2年ほど前に後づけで、バックネット裏にスタンドの屋根がつけられております。熱中症は年々増加しており、川上記念球場は、見えても、私は非常に危険な状態だと考えます。現在の危険な状況を考え、川上哲治記念球場のバックネット裏に屋根の設置について、どうお考えかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

まず、熱中症予防の第一歩は、熱中症に対する知識や危険性、予防の必要性についての認識を持つことであると考えております。学校管理下のスポーツ活動におきまして、全国的には毎年熱中症による死亡事故が発生しており、病院で治療を受ける例は、毎年、数百件に上ると聞いております。熱中症は、子供たち健康や命を脅かすだけでなく、事故が発生した場合には、指導者の責任が問われる問題でもあり、このようなことも認識する必要があると考えております。議員御指摘のとおり、現在の川上球場の観客席には日陰がございません。今後、本格的に屋根を設置するとした場合、大規模工事になり多額の経費を要することが見込まれますので、工法や財政面も含め、十分に関係各課と協議、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。確かに多額な経費がネックだと思います。先ほども質問の中で申しましたように、ただし大会やキャンプ誘致にはハード面の整備は必要不可欠だと私は考えております。これは、私の提案なのですが、甲子園球場の銀傘には、今実際設置されておりますが、今は太陽エネルギーも非常に注目されており、川上記念球場も非常に日当たりがよい場所でございますので、設置したその屋根に太陽光発電システムを設置するという方法も考えられるのではないかと思います。これは参考までに、甲子園球場では、阪神タイガースが甲子園球場で1年間に行うナイター試合のナイターの照明の消費電力量に相当する発電が、この太陽光発電で行われているということでございます。年間計画発電量を52日前倒して達成されたということでもございますので、そういった部分からも一度検討していただくことを要望いたします。また、川上記念球場は、県外から来られる方が、特に高速おりにて、曙橋方面から来られた場合、球場までの道のりに非常に苦慮されておりますので、どうか球場への誘導案内板、これも、もしよければ川上さんらしい、なんか誘導案内板を設置いただければと要望いたします。せっかく、すばらしい、それも打撃の神様川上

哲治氏の名前がついた野球場でございますので、宝の持ちぐされにならにように御対応をお願いしたいと思います。

続きまして、川上哲治氏顕彰事業について1回目の質問を行います。市長のマニフェストの中に郷土の偉人顕彰事業を実施しますと、その中に川上哲治氏の名前もございますが、どういった事業を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本市は、相良700年の歴史、文化、清流球磨川がはぐくんできたその土地柄というものがございまして、そこから数多くの偉大な先人たちが輩出をしておられます。その中のお一人として、本市の名誉市民である打撃の神様、赤バットの愛称を持つ川上哲治氏も存在しておられるわけでございます。

本市は、次世代を担う子供たちに郷土への誇りと生きる力をはぐくんでいってもらうために、偉人顕彰に力を入れてきたところでございます。そこで、今後の市制施行70周年記念事業におきましても、故きを温め新しきを知る、「温故知新」という言葉をキーワードの一つといたしまして、記念事業を展開してまいりたいと存じているところでございます。もちろんその中には、昨年の日野熊蔵翁に引き続き、川上哲治氏にスポットを当てた、偉人の顕彰事業も開催する計画でございます。どのような事業が顕彰事業としてふさわしいかを考えたときに、まずは昨年制作しました、ドラマ「空の開拓者 日野熊蔵伝」と同様にテレビ放送による川上氏の特集番組の制作を検討したところでございました。しかしながら、近年は川上哲治氏が御高齢のため療養中であるということをお聞きしましたので、番組制作は困難であるという判断に至ったところでございます。そこで、代替案といたしまして、1957年に制作されました日活株式会社の「川上哲治物語 背番号16」という映画を70周年記念に当たり、その放映会を現在、検討しているところでございます。川上哲治氏の名言の一つに「人生を味わうこととは、努力の果てにその人生の意味を知ることである」とあります。打撃の神様と言われ、あり余る才能に恵まれた川上氏でさえ、努力することが重要なのだと、そこから見えてくる人生の意味というものが大切であると言われていたところでございます。ぜひ、川上氏の顕彰事業通して、本市の子供たちにその精神を受け継いでいってほしいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。ただいま、市長答弁の中に特集番組の代替案としまして、「川上哲治物語 背番号16」の放映会を検討中ということでしたが、私もつい最近、この映画に出演された市民の方からビデオを借りて鑑賞いたしました。この映画は、1957年、昭和32年に作成され、川上哲治氏の幼少時代からプロになるまでを中心に約80分で描かれている映画でございます。今、市長が申されましたように、ほんと親

に隠れて新聞配達をしながら、川上さんが野球を続けていくという姿もございますし、特に幼少時代のロケはこれは恐らくすべて人吉で行われていると思います。まず初めに中川原にある広場、今はちょっとないと思うんですが、そこで大村小学校で野球の練習をしているところからまず始まります。そのあと、城内を走る姿やここら付近一帯、当時の人吉の町並みが非常に多く見られます。この映画は、私は人吉市にとっては非常に貴重な財産だと思いますし、この映画を観て私は強く思いました。現在、人吉市内で、夏目友人帳のロケ地をめぐる聖地巡礼という、人吉にとっては新たな観光スタイルが注目されつつございますが、川上哲治記念館を川上哲治氏の生家跡からも近く、また、大村小学校跡からも近く、そして練習をしていた中川原や城内からも近い中津留美術館跡を活用できるなら、そのロケ先に案内板を立てれば、新たな聖地巡礼コースができるのではないかと考えます。青井神社から九日町を通り、川上記念館に行き記念館でその映画を鑑賞し、その後に川上氏の生家跡や大村小学校跡から鍛冶屋町通りを通って中川原、城内など、川上哲治物語のロケ地を回るという川上氏のオールドファン並びに野球ファン用の聖地巡礼という観光客の年齢層等も考えれば、観光にも十分つながるのではないかと思います。記念館の中には、宝古蔵から市に寄贈された記念品を活用し、また、著作権の問題もあるのかとは思いますが、「川上哲治物語 背番号16」をその中で上映をすれば、十分な観光コースになるのではないのでしょうか。3月議会でお城望み庭園として整備することが、公共的施設の適正配置に関する特別委員会で承認されていることと、今議会でも、設計委託費が上程されていることは重々わかっております。しかし、あえて最近、聖地巡礼という新たな観光スタイルを考えて、あえてそこを踏まえて中津留美術館跡を何らかの形で生かすことができないかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

「川上哲治物語 背番号16」は、この人吉地方で主にロケが行われております。私も当時小学校低学年でございましたけれども、その話題につられて現場を見学に行ったこともございますし、多分、小学校3年生か4年生当時だったと思いますけれども、我々団塊の世代前後は全部、授業の一環として映画館へ赴き、この映画を鑑賞したことを思い出しております。特に、今でもはっきりと脳裏に残っておりますのは、土肥先生役が葉山良二さんであったということが非常に強く、なぜかわかりませんが、私の印象に残っているところでございます。そこで、中津留美術館跡を川上哲治顕彰事業に何らかの形で活用することはできないかという御質問でございますけれども、中津留美術館跡地につきましては、市民の皆さまや観光でお越しの方々に、お城を望むすばらしいロケーションを楽しんでいただける、お城望み庭園として整備いたしますことを、本市議会の公的施設の適正配置に関する特別委員会において御承認いただいたところでございます。このことは、議員も御承知のことというふうに発言をしていただいております。その中で既存の建物につきましては、ユニバーサルデザインが

考慮されておらず、入口及び施設内の段差の解消、トイレの新設、自動ドアの設置などが必要であることや築後20年を経過いたしまして、壁、天井の老朽化が甚だしく安全、快適に利用するために全面改修に多額の費用が要するというところでございます。また、その維持管理運営費用の問題等も検討いたしました結果、解体するというところに決定したところでございます。これに伴いまして、今回建物解体工事に係る設計委託の予算を御提案申し上げているところでございますが、川上哲治氏を初めとしたこの人吉市の偉人顕彰につきましても、また、別立てで考えもございまして、また、皆様方にもお諮りをしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。私としては非常にもったいない気がして、残念ではございますが、代替案として市民の方からいただいたアドバイスと私の考えをちょっと述べさせていただきます。昨年改修されました人吉駅西側の駐車場へつながる屋根つきの回廊があると思っておりますが、この壁に、ここに壁をしてそこにサッシをして、その中に川上哲治氏の写真や記念品を展示し、そのほかにも川上哲治氏の展示物だけではなく、その方の偉人の過程もしくは、ときと場合によっては、子供たちの絵とか、そういった人吉市にまつわるものを展示すれば人吉駅もまだまだ生かせるのではないかと考えます。そのほか、九日町の空き店舗などの利用も考えますが、どうでしょうか。お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

人吉駅の回廊につきましての御提案がございましたけれども、川上哲治氏の顕彰事業の一環として活用することのほか、さまざまに今後活用方法を考えていきたい、その一角としては頭の中にあるところでございます。去る、本年の5月5日に行われました市制70周年記念事業の一環といたしまして、最初のイベントでございましたけれども、ハンスグラデー機寄贈式において実物大の復元飛行機のハンスグラデー機を株式会社テレビ熊本様からテレビ製作の記念と両者の友好の証として寄贈していただき、現在、石野公園の展望所に他の日野熊蔵の資料とともに一般開放しているところでございます。そこで、先ほども申し上げましたけれども川上哲治氏に関しましても、この石野公園の展望所を核として、郷土の偉人館として展示資料棟を備えていきたいと考えているところでございます。なお、偉人顕彰の展示資料という点に関しましては、偉人であるという点を最大限尊重することから、展示する場所の選定につきまして、慎重に検討する必要があると考えております。御提案いただきました人吉駅、九日町空き店舗等の有効スペースにつきまして、展示する場所の一案といたしまして、今後検討をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。町中やはり持ち出すということも一つ大きく町中を回遊していただく手だてになるというふうと考えておりますので、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。町中も含め十分に検討していただくということでもよろしくお願いいたします。石野公園も非常にいい場所だと思います。あそこも何とか生かさんといかんと思いますし、ただ私は、歩いて回れるところのほうが、SLで来られたお客さんや観光バスで来られて人吉を回られる方にとってはよいのではないかと考えます。あきらめが悪いのですが、私も人吉生まれの野球人として大先輩、川上哲治氏のことに関しては率先して取り組んでいくのが、これは私の役目だと思っております。もし、お城望み庭園内でも検討の余地が少しでもございますならば、どうか御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして2項目目の市道及び通学路の安全確保について、1回目の質問に入らせていただきます。市道園田道路線及び市道城本下城本線の通学路の安全確保についてでございますが、市道園田道路線及び市道城本下城本線は、通学路として、子供たちの通行頻度が高い道路であるにもかかわらず、歩行者の路側帯が確保されておらず大変危険な状態であります。市道園田道路線に関しましては、朝夕は、信号がないため通勤される車の抜け道になっており、非常に交通量が多く、普段も住民の生活道路となって困っております。また、市道城本下城本線は西瀬校区の大半と西校区の一部の二中に通学する生徒が利用しますが、特に雨の日などは、朝の保護者の車で送迎も多く、子供たちも大変危険な状況にあります。たまたまではございますが、昨夜、西瀬小学校の地区委員会があり出席したのですが、市道城本下城本線について、とにかくここは危険だという意見が保護者の間から相次ぎました。この現状に対する教育委員会の見解をお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

まず初めに、児童、生徒の交通安全につきましては、保護者の皆様方を初め、こども王国保安官の方々など多くの市民の皆様や関係機関の御協力によりまして、近年は、命にかかわるような大きな事故は起こっていないところでございます。この場をお借りいたしまして、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

各小中学校の通学路につきましては、国道の横断箇所や車の通行量が多いなど、交通環境に配慮しなければならない道路がありますので、教育委員会といたしましても、学校や道路管理者など関係機関との連携をこれまでとってきたところでございます。議員御指摘の市道につきましては、先般私も朝の通学時間に見させていただきました。道幅が狭く、歩道がない道路であり、また車の通行量も多いことから、学校のほうでも交通指導を行うなど、登下校時の安全確保に力をいただいているところでございます。今後におきましても、関係機関、各種団体との情報交換や協議を行いながら、児童、生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。教育委員会とされましても、この道路は、非常に危険な状態というのは認識されておられるようでございますので、どうか大きな事故が起きる前に、さらに安全対策を強化していただきますようお願い申し上げます。

続きまして2回目の質問に入ります。市道園田道路線及び市道城本下城本線は、通学路として子供たちの通行頻度が高いことや町内の方々の生活道路になっていますが、路側帯が確保されておらず、車の通行も多く大変危険でございます。歩道の設置は、ここは難しいと思いますので、外側線やグリーンラインの設置ができないのかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

市道園田道路線及び城本下城本線の安全対策についての御質問でございますが、まず、園田道路線につきましては、町内の生活道路として重要な機能を果たしておりまして、特に南北に通抜けの道路であることから、大変交通量の多い路線でございます。起点側、これは上薩摩瀬町側でございますが、起点側から約180メートルの未改良区間につきましては、主に道路の西側を車が通り、東側にある側溝の上を歩行者が通行されているようでございます。側溝には、グレーチングふたが連続して設置されておりまして、わかりづらい部分もありますので、より明確化を図る上で外側線設置の検討を行っていきたいと考えております。また、城本下城本線につきましても、同じように通学路として、多くの歩行者や車の通行がございます。この路線におきましては、一部道路幅員が狭い区間もありまして、歩行者と車が離合する際に安全な距離が保てるかなどの課題もありますので、人吉警察署との協議を行いながら検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。外側線設置については、御検討いただけるということで、また、ここは子供たちの通学路でもございますので一日でも早い設置をお願い申し上げます。3回目の質問に入ります。市道園田道路線ですが、ここは、先ほども申しましたように、通学路はもとより住民の生活道路でもあります。朝夕の通学時間帯は、一帯にお住まいの方も非常に危険を感じておられるのが現状でございます。外側線に関しては、御検討いただけるということでございますが、さらに踏み込んでスクールゾーン、時間帯規制ができないものかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、交通規制についての御質問にお答えをさせていただきます。

当該区間の安全確保の件につきましては、先般、人吉警察署と協議を行っております。人吉警察署交通課の話では、まずは現地の状況、実態の把握を、実態を正確に把握したいとの

ことをございました。つまり、登下校時の児童数や通行する車両台数、また車の進行方向など実地に観測した上で対策を検討したいということをございます。交通規制となりますと、将来にわたってその道路に規制がかけられても周辺住民の理解が得られるよう地域の総意が必要となりますので、すぐに交通規制というのではなく注意喚起、路面表示など段階的に対応していくのが効果的ではないかとの御見解をいただいております。市といたしましては、警察とともに現場で観測を行い、建設部と協議した上で歩行者の安全確保のため道路の左右のいずれかに、先ほど建設部長が申しあげましたような外側線を設けるなど、路面への表示をする方向で考えております。そこで、交通ルールが守られないと、安全性が確保されないなど改善が見られないようであれば、地域の住民の皆さんの総意の上で、再び御要望いただき、改めて警察及び公安委員会に交通規制について要望を行ってまいりたいというふうにございるところをございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。スクールゾーンについては、当該道路一帯にお住まいの方は、これは望まれていると思いますが、グリーンラインが設けられても改善が見られない場合は、地元町内会とも協議してその後、要望を行っていきたいと思いますので、そのときはよろしく願い申し上げます。

続きまして、市道薩摩瀬地内第10号線、カルチャーパレス入口交差点の安全確保について1回目の質問を行います。スポーツパレスやカルチャーパレスを利用する人や地域住民の方が、近くのスーパーに買い物に行かれる生活道路としては、ここは非常に危険な状態であり、いつ事故が起きてもおかしくない交差点でございます。特に今から先、10月頃になりますと夕方の薄暗いときには、ライトを点灯しないで走行する自動車がございますと、設置してあるカーブミラーでさえ確認できないのが現状です。市長のマニフェストにカルチャーパレスの大規模改修がありますが、この危険な交差点の改修は考えておられないかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

カルチャーパレスの改修に伴い、国道445号と薩摩瀬地内第10号線の交差点についても交差点改良は考えていないかとの御質問でございます。カルチャーパレス前面道路である国道445号につきましては、相当、交通量も多く、さらにカルチャーパレスやスポーツパレスも多数の利用者があることから、交差点の交通混雑や見通しが悪いなど交差点改良の必要性については十分認識いたしているところをございます。

この交差点は、国道を市道との交差であるため改良を行う際には、国道、市道とも同時に統一したものとして整備を行う必要がございます。御承知のとおり、国道445号につきましては、熊本県に対しまして、関係市町村一体となって再三再四、道路整備の要望を行ってき

ているところでございます。大変厳しい財政状況の中で、国道改良の実現には至っていないのが現状でございますが、今後とも熊本県に対しまして道路改良の要望を行ってまいりたいというふうに思っております。県と市と一体となった改良を目指すという方向を探ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。交差点の改修は、国道との交差点ということもあり、なかなかすぐには解決しないようでございますが、私は、この交差点は見通しの悪さでは人吉市内で一番悪いのではないかと思っております。改修はすぐにできないにしても、危険度を考えるなら何らかの対策は急務だと考えます。そこで代替案として、信号機の設置ができないかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の信号機の設置についてのお答えをさせていただきます。

カルチャーパレス及びスポーツパレスの入口に当たるイスミ城本店付近の国道445号線交差点でございます。議員、御指摘のように車両通行が多い中、一部見通しの悪い、注意が必要な交差点となっております。当該交差点の安全対策としましては、これまでに、イスミ側の角に設置してあるカーブミラーの角度を調整したり、ミラーの数を3枚にふやしたりして対応してきたところでございます。御要望の交差点への信号機設置につきましては、警察及び公安委員会の対応となりますので、この件につきましても、人吉警察署と協議を行っております。人吉警察署交通課の話では、信号機の設置に際しては、新設に伴って周辺の交通の流れに変化が生じることが考えられるため、事前にさまざまな角度から検討する必要があるとのことで、当該交差点においても、信号機を設置した場合のプラス面とマイナス面を十分に考慮しなければならないという御見解をいただいております。市といたしましては、地域の安全性の向上のために、当該交差点の信号機設置につきまして、警察に御要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。確かに信号機設置については、車の流れに変化が生じたり、マイナスな面もこれはあるかと思えます。しかし、自転車でカルチャーパレスやスポーツパレスに行く子供たちや、近くのスーパーに徒歩で買い物に行かれる地域住民のことを考えますと、車によるマイナス面を考える前に、自転車や徒歩の交通弱者のプラス面と安全性を先に考えるのが、市長もよく言われておりますが、弱者救済の考えではないでしょうか。人類は、徒歩から始まったわけですから、私は徒歩の安全を優先すべきだと考えます。地元町内会も切にここは願われておりますので、どうか信号機が設置できるように警察及び公安委員会に強く働きかけをしていただきますよう強く要望します。また、この信

号機に関して距離が近いという話があるんですよね、人吉石油のとことそこが。でも、同じ相良町に相良公園のとこと、まどか寿司のとこの同じぐらいの距離があるんですよ。ですから、近くてできないという話も聞いたんですけど、そこは実際同じぐらいの距離でありますので、そういったところも含めて要望していただければと思います。

それでは、最後に市民の声より消防団詰所4分団1部の立地問題について質問いたします。3月の東日本大震災、今月は台風12号と想定外の災害が起きていますが、台風12号の被害を考えると、人吉も土砂崩れや河川のはんらんは、十分に想定に入れておかないといけないと考えます。また、今回の災害は、想定外の災害で人命を失っているわけですので、想定外という言葉は、もう今や通用しないと考えます。まだまだ、今年も台風上陸の可能性は十分に残っていますし、災害が起きた場合には、地元消防団は先頭に立って活動しないとイケません。しかし、第4分団1部の詰所前の市道園田道路線は、朝夕は非常に通行量が多い上に、詰所には駐車場がございません。団員は、近くの公民館、3台程度駐車が可能なんですけど、公民館と近くの民家、ちょっと詰所裏にあるアパートと近くにある空き地に停めているのが現状でございます。しかしながら、この場所も詰まっておれば、停めるところがないんですよ。ですから、団員の駐車場確保も当然なんですけど、朝夕に出勤しなければならない場合は、非常にあそこは交通量が多くございますので、積載車の出入りも非常に危険な状態にあると思います。消防団員、消防後援会、地元の西瀬校区川北5町内、下城本、宝来、相良、上薩、下薩も駐車場の確保と朝夕の交通量、また、球磨川から詰所までの距離が約100メートルしかない状況を考えて、今の場所では大変危険を感じており、この川北5町内会は今年の総会、もしくは会議で移転をする場合に、移転費用は住民負担もやむなしという総会でも決議をされております。移転は、この5町内の総意でもございますので、何とか最前線で一生懸命に活動している団員にも、安心して活動していただきたいと考えますが、移転を含めたところで何らかの対策がないかをお尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君） 第4分団第1部の詰所移転についてお答えをいたします。

消防団員の皆様には、日頃から住民の安全、安心のため、火災を初め水害や土砂災害の警戒、行方不明者の捜索などさまざまな場面での緊急対応に、多大な御尽力を賜っておりますことにこの場をお借りいたしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、消防団第4分団第1部の詰所の移転につきましては、現在の詰所を取り巻く環境の変化から地域においても長年の課題となっていると伺っているところでございます。御質問の詰所移転にかかわる対策支援についてでございますが、詰所建設及び用地取得に関わる費用の一部を補助する消防施設整備費補助金の制度がございますので、これを御活用がいただけるものと思います。これは、新たに消防詰所を建設する場合に、その用地を購入したり建設工事あるいは改修工事を行ったりする消防団後援会等の団体に対して交付するものでございます。補助率は、補助対象経費の10分の7以内でございまして、限度額は、用地購入の場

合は400万円、詰所及びポンプ格納庫建設を同時に行う場合は合わせて350万円、警鐘台の建設については49万円となっております。ただし、過去25年以内に本補助を受けて消防詰所やポンプ格納庫を建設、または改修を行っている場合は補助対象となりませんので、現在の詰所がその要件を満たさないようであれば、補助対象となるまでの間、担当課と協議の上、5町内や後援会等において十分な準備をしておかれることをお勧め申し上げるところでございます。次に、消防施設建設用地の選定についてでございますが、最も多いのが地元町内会で御用意いただくケースでございます。地域に消防施設建設に適する公共用地がある場合は、市といたしましても、できる限り御協力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。今の答弁を聞きますと、当該詰所は、平成2年に補助を受けておりますので、あと4年満たないと補助対象にはならないようであります。この間、さまざまな環境が変わりまして、当時はそれでよかったと思うんですが、今非常に苦慮されております。ただ、建設準備委員会等を立ち上げるにしましても、場所等の選定やおおよその見積額は必要だと思えます。後援会としましては、場所を相良町にございませぬ能力開発センター跡地の一角を候補地として考えているところでございます。この詰所の問題は、この地域の5町内会が抱える共通の問題でもございますので、今後も消防後援会や地元町内会とも協議をしまして、今後、市ともさらに議論を深めていきたいと思っております。また、駐車場の問題に関してですが、近くの空き地、アパート、民家の方に、これは消防団からも当然お願いはしてあるんですが、ぜひ市のほうからも一言お願いのあいさつをしていただければ、団員も駐車する際に気兼ねなくというか、気が楽に駐車できるのではないかと思います。この点に関して、お計らいをよろしくお願いします。市長並びに執行部の皆様、御答弁ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時24分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）
16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、こんにちは。16番議員の三倉美千子でございます。本日最後の質問者でございます。議員のほうから1時間かかる、2時間かかると言葉が出ておりますが、それはもう答弁次第だと思えますし、私にもわかりません。多分、皆様もお疲れからそういう言葉が出るのではないかと思いますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、質問は4項目通告しております。1項目、特定検診について4点。2項目は、災害時の薬の備蓄について3点。3項目めは、人吉インターのバス待合所について5点。4項目めは禁煙・分煙について2点。要旨については通告書をごらんいただきたいと思います。

それでは質問に入ります。1項目の特定検診についてでございます。1点目、検診率の目標値及び検診率の推移についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） 特定検診の目標値及び検診受診率についてお答えいたします。

人吉市国民健康保険特定健康診査等実施計画の中で定められております特定検診の目標値及び受診率は、平成20年度は目標値33%に対し32.9%、21年度は目標値40%に対し35.2%、22年度は目標値50%に対して、まだ確定した数字ではございませんが、33.8%でございます。23年度につきましては、まだ追加検診の分が残っておりますけれども、現在のところ27.8%と昨年同様伸び悩んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、目標値を答弁していただきましたけど、ほんと目標値にほど遠い受診率となっております。追加検診で、ほんとにしっかり頑張らないと最終的な目標値は24年度で65%、しっかり対応していただきたいし協力をしていきたいと思います。

次に2点目の特定検診と検診時結果説明会を実施する場所についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

特定検診につきましては、各校区コミセンと保健センターで実施しております。場所の選定につきましては、検査項目に、特定検診とあわせて胸部レントゲン検診や各種のがん検診を同時に実施しております関係で、大型の検診車数台を置くスペースが必要となり、広い駐車場のある場所でしか実施できません。そのために、必要な方については、御連絡をいただき町内の公民館から検診会場までの送迎をいたしております。また、検診結果説明会につきましては、各校区コミセンと保健センターで実施しております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） そうですね、今、東西コミセン各校区の東西コミセンとか保健センターが出ております。ところが、自宅から町内の公民館まで歩いていけないという方がおられます。その方たちを公民館まで送迎する手だてがないかというような、ないと受診率は上げれないで自分の町内はという町内がありますので、検討していただきたいと思います。

次に3点目、人吉市が行っている検診率を上げるための対策をお聞かせ願いたいと思います。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

特定検診の受診率を上げる対策でございますけれども、現在、職場検診受診者を除いて、

全戸に検診申込書を配布しております。一次回収を町内会長さんや班長さんをお願いし、42%の回収率でございました。さらに、二次回収を保健指導員さんをお願いし、トータルで48.4%の回収率となっております。今後は、申込書の提出の方法といたしまして、町内会長さん方の御協力による回収とあわせて、郵送での申し込みも検討しているところでございます。また、検診を受診されなかった方には、10月、11月の追加検診を郵送にて文書で御案内するとともに、電話や家庭訪問等で受診の勧奨を実施しているところでございます。さらに、職場検診受診の方や人間ドックで検診をされる方に検診のデータの提供をお願いしているところでございます。今後の取り組みといたしましては、特定検診受診率65%を切りますと、後期高齢者支援金のほうへペナルティが課せられ、ひいては国民健康保険税が高くなる可能性もあることからお誘い合わせの上、追加検診などを受診していただくことなどをお願いすることや受診中の方へ、病院で診察を受けておられる方々へ、医療機関から検診を勧めていただくようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま御答弁いただきました。特定検診を受けないと国民健康保険税が高くなるかもしれない、こういうことがあるわけですから、市民の皆さんにしっかり伝えることが受診率を上げる一つの方法じゃないかなと思っております。必ず受診率を上げる方向にいろんなお話をして、そういうことを伝えていってほしいと思います。

次に4点目の平成24年度までに受診率65%以上に上げる見通しについてお聞かせください。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

特定検診受診率向上につきましては、これまでも、さまざまな取り組みを実施してまいりましたが、思うような効果が出ておりません。今後につきましては、検診の申込書、申し込み方法等がわかりづらいというお声もいただいておりますので、申込書の様式や受診票などを改善するとともに、よりわかりやすい、より受けやすい検診体制を整えてまいりたいと思っております。医師会や関係機関とも協議を重ねながら、市民の皆様へさらなる御協力をお願いし、目標達成に取り組んでまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま御答弁いただきました。今、医師会や関係機関というのが出ましたので、ちょっと私のずっと以前から耳にしていることをお話したいと思います。といいますのは、市の特定検診で特別にやる前でした。もう私が看護学校の教員をしてるときからですが、市の検診を市民の方が受けても、その結果を持って自分のかかりつけの病院に行って全部し直されるわけですね。そしたら、もうこら先生二重になるばいって、検診のお金はかかるし病院に行って、やっぱりお金を医療費を使って払わなくちゃならないからとい

うお話がずっと事務のほうから耳にしておりました。それで私も医師会の先生方にほんともって協力をしていただかないとだめだと思っておりますし、医師会の先生方もほんとう理解のある先生方がたくさんですので、協力をしていただきたいことを市からもお伝え願いたいと思うんですけども。それで、市で検診をする結果は本当なのかなと思われるのか、やっぱり先生に診せてもう1回してくださいというのを頼むからですね。でも、検診だけはどうしてもないのに医療費というのは使えないわけですから、やっぱりどこが悪いとかいって患者は行くと思うんですよ。それで、特定検診をする項目を医師会の先生方てかかりつけの先生方のところに行って、最初から受診をする、病院に行くついでに受診をする。そして、その中に特定検診をする項目を入れていただいて、そして市のほうに報告をしてもらう。これはどうかなと思ったんですね。そのほうが、医療費も使わなくて済むんじゃないかなと思いましたし、その代わりに病院のほうから報告してもらおう文書料としては市が払ってでも、ほんとに今度65%をクリアすれば多分、ひょっとしたら9,000万円以上は入ってくるわけですから、ペイするなあということも考えております。ですから、ほんとに前も総合病院の検診部を門戸を開くということと、そして医師会の先生方に、もうほんとに先生方のアイディアも出していただいて、受診率を上げたいんだということをきちっと説明して協力していただければなと思っておりますので、ちょっとお伝えしときます。

それでは次に入ります。5回目なんですけど、私たち新・九州相良クラブは、7月から8月にかけて市内9カ所で市民の方々との意見交換を行いました。先ほど、きのう大塚議員、きょうは松岡議員、村口議員からも報告がありましたけども、私だけは災害の救護には行かなかったんですよ。案外とお風呂に入れられないかもしれない、寝袋かもしれない、歳をとった私には大変だろうとやさしい愛情のあらわれがありましたので、私は行かないでいたんですが、いつかは行って、ほんとにあの現地の救護の件について勉強したり、ボランティアしてきたいと思っているところですが。懇談会をする意見交換会をする中でお集まりいただきました方々は、4人の報告を真剣に聞いていただきました。そして意見や要望、励ましのお言葉をいただきました。特定検診につきましても、全会場で関心を示していただいて、多くの意見や要望が出ております。ここにいくつか挙げてみますと、一つとして、特定検診についてはよく理解していなかった、今回の説明でよくわかったので来年は行きますっていうような意見ですね。二つ目は検診率はおたくの校区はよいほうですと言われたがどれくらいよいのかわからなかった。きょう、表を示して説明でよく理解できたし、よいといっても目標に達していないこともわかりました。ですから、それとまた他町内会の状況を知ることも参考になると言われまして、今後は、受診率を上げようというような姿勢が見られました。他の町内との競争心が出てきたんじゃないかなと私は思ったんですけども。しっかりと、やっぱり町内会長さん方、いろんな方々に、そういうことを伝えていったほうが効果があると思われました。その中で要望としまして、その市民の方からの要望といたしまして、一つ特定検診

後の保健指導を保健センターだけでなく地域で行ってほしい、コミセンや町内会の公民館でちゅうのがありましたけど、さっきの答弁の中ではやってるということでしたので、それを知られないのかちゅうことがありますので、それをまたきちっとそういう所で、身近な所でやってますよていうようなことを説明していただければいいと思います。そして、次に検診の申込用紙を町内会長が回収をすることになっているが、4月から5月にかけては忙しい時期である、何とか考えてもらえないかというような要望も出ております。それと三つ目は、検診申込書を提出していない人は保健補導員さんが集めるそうですね、次に。それを集めますが、町内会長には報告がないので町内の受診者のその会長じゃわからないというような意見がありましたし、知らせしてほしいというような要望を含めていると思いますので、ここに要望として上げておきましたけどもですね。次に4点目に検診を推進するためには、市民全体で取り組む必要があるのではないかとそういう意見が出ました。ただいま紹介いたしました要望について答弁をお願いいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） それでは、お答えいたします。

1点目の特定検診後の保健指導についてでございますけれども、現在、保健センターと各校区コミセンで実施しております。説明会当日に検診結果をお返ししておりますけれども、来られなかった方には郵送しております。できるだけ、地域のコミセンにおいでいただきますよう、これからもお願いしてまいりたいと思います。2点目、検診申込書の提出時期につきましては、事務の流れ等もございますので、そういったものを考慮しながら来年度に向けて検討してまいりたいと存じます。3点目ですが、検診申込書の回収についてですけれども、保健補導員さんによる検診申込書の2回収について、町内会長さんへの報告をしておりますので、今後は、回収状況の報告を密にしながら進めさせていただきたいと考えております。四つ目ですが、検診の推進について、市民全体で取り組むことについてということでございますが、検診受診率65%の目標値に到達するためには、現在の約2倍の方に受診していただくこととなります。今、年に1回、3年に1回受診されている方もいらっしゃいますけれども、そういった方々が毎年受診していただきますと、試算をいたしますと60%の受診率になります。また、今年受診された方がお一人ずつお声かけいただき、その方が受診されますと65%に到達することができます。このように、机上で考えているようにはなかなかかかないと思いますけれども、生活習慣病の早期発見、早期治療、疾病の重症化を防ぐためには、どうしても特定検診を受けていただく必要があるということをお理解いただきながら、検診受診に向けて町内会長様を初め、市民の皆様の御協力をお願いしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 2項目目の災害時の薬の備蓄についてに入ります。1点目、人吉市

の災害時のための薬の備蓄の状況をお知らせください。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

現在のところ市では備蓄しておりません。県の薬務衛生課によりますと、県では、病院や薬局ですぐ手に入るような薬品については備蓄せず、災害時の初動医療のための医薬品230品目を各々6,000人分を備蓄されているということで、1,000人分ずつ県内6カ所に分けて業者に委託し備蓄されているようでございます。その中には人吉市も入っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 2点目でございます。糖尿病患者数及び一人当たりの医療費の推移についてお願いします。月に幾らかをお知らせください。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

平成20年度におきまして、医療制度の改革が行われており、医療保険の被保険者構成がそれまでと大きく変わっております関係上、平成20年度から22年度までの統計データをもとに説明を申し上げます。また、統計の出し方としましては、毎年おおむね5月診療分を基礎データとして把握をいたしており、1年間を通しての数値ではございませんので御了承いただきたいと思っております。

まず、75歳未満の国民健康保険加入者の統計でございますが、平成20年度5月診療分によりますところの糖尿病にかかる受診件数は495件で診療費の合計は1,213万3,800円でございます。よって、1件当たりの診療費は2万4,513円でございます。同じく21年度5月診療分は、受診件数493件で診療費の合計が1,002万4,110円でありまして、1件当たりに直しますと2万3,333円でございます。22年度5月診療分は、受診件数506件で診療費の合計が1,575万1,580円でありまして、1件当たりに直しますと3万1,130円でございます。

一方75歳以上の方などが加入されております後期高齢者医療保険のほうでございますが、制度が開始されました平成20年度は9月分診療分となります。受診の件数は318件、診療費の合計が952万1,500円でありますので、1件当たりに直しますと2万9,942円となります。21年5月診療分は、受診件数336件で診療費の合計が1,196万5,690円でありまして、1件当たりに直しますと3万5,612円でございます。22年度5月診療分は、受診件数392件で診療費の合計が1,919万2,270円でありまして、1件当たりに直しますと4万8,960円でございます。

以上のとおり国民健康保険と後期高齢者医療保険を足し合わせますと、件数、診療費とも年々増加の一途をたどっているのが現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、糖尿病かなりの診療費がかかっております。次に透析患者の患

者数及び一人当たりの医療費の推移について、これも月にですけどもお知らせください。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

透析患者数とその医療費に関する御質問でございますが、人工透析などの医療行為別の統計はとっておりませんので、疾病分類の中で透析治療も該当することとなります腎不全につきまして、報告させていただきたいと思っております。なお、統計データの出し方につきましては、先ほどの糖尿病と同じでございます。

まず、75歳未満の国民健康保険加入者の統計でございますが、平成20年度5月診療分によりますところの腎不全にかかる受診件数は、52件で診療費の合計は2,302万1,380円でございます。よって1件当たりの診療費は44万2,719円でございます。同じく21年度5月診療分は、受診件数63件で診療費の合計が1,888万4,430円でありまして、1件当たりに直しますと29万9,753円でございます。また、22年度5月診療分は、受診件数49件で診療費の合計が1,491万8,900円でありまして、1件当たりに直しますと30万4,467円でございます。

一方75歳以上の方などが加入されております後期高齢者医療保険のほうでございますが、平成20年9月診療分となりますが、受診の件数は74件、診療費の合計が2,138万1,620円であり、1件当たりに直しますと28万8,941円となります。21年5月診療分は、受診件数77件で診療費の合計が2,355万2,810円でありまして1件当たりに直しますと30万5,881円でございます。また、22年度5月診療分は、受診件数88件で診療費の合計が2,452万3,450円でありまして、1件当たりに直しますと27万8,676円でございます。

以上のとおり国民健康保険と後期高齢者医療保険を足し合わせますと、これらの結果を見る限りにおきまして腎不全に関しましては、診療件数が増減する中で診療費の合計と1件当たりの診療費につきましては、減少している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで時間の延長をいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま、糖尿病と人工透析について質問いたしました。透析を受けるようになる患者の主要原因疾患は、推測される腎不全の原因というのが糖尿病が40%、腎炎が30%、高血圧が10%、薬剤10%となっております。普通、人工透析といたら腎炎、腎臓が悪い人と思いがちですが、糖尿病が一番多いんですね。糖尿病から腎不全になって、そして透析をすると、すごく糖尿病と血液がドロドロしてやっぱりよくないことです。それで本当にそこは考えなくてならないんですが、また、都道府県別人工透析患者の順位というのが熊本県は1位、2位です。全国で。1、2位になります。で、人吉市は県平均を上回っております。熊本県でも上のほうです。糖尿病患者の数はですね。例えば人工透析にしますと週大体二、三回、1回に四、五時間、例えば月・水・金とか火・木・土とかされる人が多いんですが、本人の負担も本当に大きいんですよ。じっと動けないし寝たままで毎週ですか

ら、切ることができないわけですからですね。腎臓が悪いですから老廃物が体にたまって尿毒症とかそういうふうになってしまいますので、これをやめることができないんですよ。ですから、本当にもう本人さんはきついんですね。で、私の教え子さんが、もうほんとに塩分も摂りたい、もう辛いものは食べるな、水は飲むなというから、先生あの移植をしたい希望したんですね、福大出身で、そのときから大学にいたときから申し込んでおりましたら、看護学校になって卒業して、でまたほんとさっき医師会のお話しましたけど先生方もやさしくて、腎臓透析しても先生方は透析のある方は働いてもらえるんですよ、考慮しながら。だから透析というのをしていました。ところが、免疫不全症になって亡くなったんですよ。そんなのを見ていますと本当にきついのがわかりますし、本当あそこに透析するところに寝てたら、何時間しても尿瓶が要らないんですよ。尿は出ないんですよ。ですから、機械できれいにするわけですから、それがほんととってもきついんですよ。ですから、私も糖尿病患者さんにならないように一番原因に多いですからね、してますのでそういうこと考えるんですけども。透析をする場合は、その診療費は年間四、五百万かかるんです。さっきは月で出てましたよね。40何万とか、年間は四、五百万かかります。高額医療になるわけですね。で、透析するためには大量の水が要ります。そして、機械を動かす電気が要ります。ですから、ほんとに自然災害でそのライフラインが途絶すれば、本当にどうしようもないんですよ。そういうような状況になります。ですから、日ごろから糖尿病の悪化を防ぐ必要があるわけですが、一方では治療薬、インスリンになりますが、これが糖尿病を防ぐためには、お薬も必要になるわけですね。阪神淡路大震災で治療薬のインスリン不足のため糖尿病患者が悪化して、透析をしなくてはならなくなった人は何人ですかって講演があったとき、私質問したんです。7月でしたからですね。そしたら、1万人でおっしゃったんです。それで驚いてしまって、これはもう人吉で何かあったら大変に思ったんですけども。その1万人でおっしゃったんですが、その後の確認ができてないんです。私ちょうど研修で神戸に行きましたので、災害センターにも行きましたけど、詳しいこともわからないしということで、また調べてみたいと思いますけどですね。ほんとにいずれにしましても、大きな自然災害があった場合には糖尿病危機管理については、ほんとに手だてを検討しておく必要があるわけです。お薬とかですね、そういうことも。自分ところになかったらどこかで手に入れるというそういう手だてを考えておく必要があるわけですね。先ほど言いましたけれども、今年の7月2日に第7回人吉球磨糖尿病診療指導勉強会というのがありました。これは、あつてます市民の勉強として、そして特に透析のある人たちが免許を取るわけですけども、そこに行きましたら講師の先生からぜひ行政で薬の備蓄をお願いしたいと要望がありました。それで特に今度もそれはぜひ伝えなくちゃということで保健所の保健師さんもあさぎり町からもみえてましたけど、私の場合は議会で直接訴えられるんでありますので、きょう要望とかになった一般質問で取り扱ったわけですけども、さきにお話しました講師の先生の自然災害時の糖尿

病の治療薬のインスリンを行政で備蓄してほしいという件についてお考えをいただきたいと思ひます。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

糖尿病治療薬のインスリンを行政で備蓄というような要望は、まだ市のほうへはあつてないところがございます。特にインスリンに限らず医薬品を市で備蓄するには、保管管理におけるさまざまな問題や使用期限を過ぎた場合の廃棄処分、新規購入等に要する経費の問題等もあり、非常に困難であると考えております。先ほど申し上げました、県の医薬品備蓄の中にもインスリンは含まれていないということでございますので、今後は、県や関係医療機関等とも協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 糖尿病に関しては、糖尿病の専門のお医者さんたちが、他との連携をとって動いているということもありますので、一応災害があつたときにどうするかの手だてが入れたらもうぱつと動けると思ひますので、よくお願いをしときます。ああ、どうすればよかつたかわからないじゃなくて、そういうときすぐに動けるような状況であれば、市がすぐに持つておかなかつたらならないということは、私はなくてもいいんですね。県が手だてするでしょうし、県は他県と相談するでしょうし、もう最終的には厚生省に言うとかいう方法があると思ひますので、そういうふうな考え方もちゃんと頭に入れてまとめていただければと思ひます。

病氣についてはそれで終わりますが、次に3項目目の人吉インターのバス待合所についてお尋ねいたします。ここではお聞きする都合上、3点目の待合所の規模及び改修の内容はどのようなものか、それから質問したいと思ひます。御説明お願いいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えをいたします。

まず、あの現状におきまして、これまでもバス待合所の改善につきましては、多くの御要望をいただけてきたところでございます。特に夏場の暑い時期、そして、また、雨の日など高齢者や子供連れの方々に特に負担をおかけしてる状況につきまして、大変心苦しく感じている次第でございます。今回の改修につきましては、昨年度、整備計画の方針が定まりましたことを受けまして、整備の内容について道路管理者でございますNEXCOWestと協議を進めてきたところでございます。今般、ようやくその協議が整い、整備に着手することができるようになったというところでございます。御質問の改修の規模、内容についてでございますが、現在の人吉インター設置のバス待合所は、大人が二、三人しか座ることのできない手狭なスペースしかなくて、日常的にも多くの御利用者が外で待つという状態になっております。今回のバス待合所の改修につきましては、暑い日、寒い日そしてまた雨の日においても支障なく待つことができるように、待合スペースであるプラットホーム全体、約15メー

トルぐらいあるわけなんですけど、ここに屋根をかけた待合所といたしまして、その中に備えつけのベンチ、2メートル程度でございまして、これを3基設置することで高齢者や子供連れの方々にもゆっくり座って、あるいは、少なくとも建物の中で待っていただくと、くつろぎのある環境整備を進めることとしておるところでございまして。また、現在の待合所におきましては、上がり口の階段が急でございまして。そういう御意見も多々いただいているところではございます。高齢者の方々を初め、多くの荷物を持たれた方もスムーズに移動ができるような緩やかなスロープも設置したいということで考えているところではございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、御説明いただきました。これまでよりも、かなり広くて快適な待合所になるんじゃないかなと期待をしているところですが、次に1点目に書いてあります改修工事に要する費用はいくらか。人吉市では、出し分として103万5,000円が計上してありますけれども、人吉市以外の出資者ごとの負担額及び総額をお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えをいたします。

今回、改修をいたしますバス待合所の事業主体は、人吉球磨の市町村を初め、学識経験者、県、広域行政組合、警察署、交通事業者、そして地域住民の方々23名で構成をしております法定の人吉球磨地域公共交通活性化協議会でございまして。そこで、国の補助制度、地域公共交通（維持改善事業費補助金）というものでございまして、これを活用いたしまして事業を実施するものでございまして。お尋ねの事業費につきましては、およそ2,000万円を予定しているところではございます。その財源の内訳でございますけど、その事業費の2分の1を国の補助金としていただく予定になっております。残りの1,000万円につきましては、交通事業者、それと人吉球磨の10の自治体で折半をするということにいたしております。なお、人吉球磨の自治体で負担を予定しております総額の4分の1に当たります500万円でございますが、これにつきましては、それぞれの自治体間に財政規模等の違いがございますので、まず、500万円の半分250万円につきましては、均等割り、残りにつきましては、人口と財政規模により負担指数を決めまして、そして負担額を決定したところではございます。本市の負担額でございますけど、先ほど、議員御意見にありました103万5,000円となっております。その残りをあとの9の町村で負担をしていただくということになってまいります。なお、今回の議会におきまして、この人吉市が負担します103万5,000円の予算計上をさせていただいているところではございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、御答弁いただきました。今の答弁の中で交通事業所といいますがと産交さんでしょうか。

○市長公室長（久本一富君） そのとおりでございます。九州産交様でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） それでは2点目のバス待合所の改修は、いつから始められていつぐらい終わるのでしょうか。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

さきほど2回目の質問の中でもお答えをさせていただきましたように、今回9月議会に予算の計上をお願いしているところでございます。お認めいただけますならば、10月中には施工業者の選定を行いまして、鋭意その後の発注、それから工事に取りかかりたいというふうに考えております。改修につきましては、一応、今年度中の完成を年度末の完成を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 次に4点目のバス待合所に設置される備品は、どのようなものかお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

今回のバス待合所におきましては、基本的に備えつけのベンチということで、先ほど申しました3基、これを考えているところでございます。なお、あと考えられるものといましては、ごみ箱等があるわけでございますけど、これにつきましては、維持管理の面からも必要最小限にとどめておく必要があるんじゃないかということで、現在は考えているところでございます。また、これまで同様に利用者などが確認できるような時刻表の掲載、そしてまたいろんなイベント、行事等のお知らせができるような、そういうところが掲示できるようなスペースを考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、御答弁いただきました。私は備えつけ、備品についてお尋ねしたのは、私は毎月1回は熊本行ってますね、バスで。多かったら三、四回行きます。会議等に行くんですが、よく利用させていただくんですけども、今はほんとに4人ぐらいしか座れませんよね、か5人。そして、その家の中が待合所の中が。その前に大きなちり箱があるんですよ。最初は、ダンボールが置いてありました。黒いちり袋入れて。それから一斗缶と言うんですか、あれが4個になりました。その一斗缶はもう錆が出て外にやっぱり置いてありますから、ちりが置いてあるんですね。新しいのが入ってます。燃えるもの、燃えないもの、不燃物とか書いてありますけども、私はよく行くもんですから座る人からいろいろおっしゃてるのを聞くんですよ。聞くんですよって言うより尋ねるわけじゃなくて聞こえて

くるわけですよ。このちり箱がねえ、なかったらここには何人か立てるのにな。雨降りとかなんか大変なんですよ、あそこ入らなかったら、傘をしなくちゃならない。そういうのがあります。外に出せばいいのにな。よく見たらふたがないんですよ。ふたがないから外にも出せないし、人はそれぐらいしか入れないという状況です。もう一つ言いますと、たばこの吸い殻入れが8個あります。あれはミルク缶だそうですね。ちょうど色んなところにこれぐらいの缶が置いてありますけど。その中が、8個ですから両側に5個だったり、3個で8個でしょ。その缶がこんな狭いところにたばこの吸い殻を入れる缶を二つも置いてあったもんですから、私が行ったときには外に出してあげるんですよ。吸い殻入ってますので、やっぱりお客さんとしては、1回は東京の方たちだったもんだから、外に出しましょうかねって出したんです。次に行くときは必ずまた入ってるんですよ。そしてこの前質問する前覗いてみますと何が入ってるって驚きますよね、たばこの吸い殻は10個以下ですね、ぐらいに交換されるんだと思うんですが、その中にコーヒー缶、たばこの箱、そして牛乳パックとそういうのが入ってます。そして、今度、驚いたのは綿棒が入ってるんですよ。どこのお掃除したんだろうかねって思うんですけど。多分耳じゃないんですか。綿棒が入って、またさらに驚いたのは枝つきの歯間ブラシが入ってるんです。本当に家庭のなんか持っているものをぱつと捨てるんじゃないかなと思うんですが、それがたばこの吸い殻入れに入ってるんです。ですから、毎回、どこが後で管理するのかわかると聞きたくなるんですよ。どこが管理してお掃除するかなって思ったんですけども。私が行ったときには、必ず外に2個は出してかけておいたら、また中入ってますもんね。そういう状況なんです。ですから、さっき御答弁で、最小限にとどめる、それはほんとに正解だと思います。置いてあるから入れるんですよ、多分。いろんなものを。バッグをお掃除したようなものとか、ポケットに入れたものを入れられるんじゃないかと思いますが、現実はその通りです。ということで、さっき設置される備品については最小限ということでよく考えてみてください。そこ考えてみてほしいし、時刻表は、もう必ず要りますよね。時刻表を帳ったり掲載物はいいと思います。広告なんかは。ていうのが、バスちゅうのは正確に来ることがないというぐらいに、8時10分ならば、早く来れば困るねと思うんですが、早くは来ませんね。1回は1時間ぐらいおくれましたね。そんなんで、ですからほんとに自分が思ってる8時5分と思って来たんだけど、ほんとにかなって確認、みんな自分が持っているあれとそこと比べてみるんですけども、そういう状況なんですよ。いろんなイベントがあったり雨だったりするときは特にですけども、そういう状況ですので、今、時刻表なんかぜひ必要だと思いますので、それも頭に入れながら検討していただきたいと思います。

次にじゃあ、さっきちょっと言いましたように、5回目はバス待合所の改修後の管理について、どこがされるのかお尋ねします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

先ほどの1回目の答弁でちょっと触れさせていただきましたけど、バス待合所改修の事業主体というのが、人吉球磨地域公共交通活性化協議会ということになっております。そういったことで当然この所有は、この協議会となってくるところでございます。現在、日常的な維持管理につきましては、交通事業者をお願いをしたいということで協議を進めているところでございます。今後、管理協定を結びまして、管理をお願いしていくということを考えているところでございます。そういった中で、また台風等の災害とか大規模な改修が突然こう必要になってくるということも十分想定をされるわけでございます。そういったときには相互の協議による検討を行っていくということで現状は考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 次は、通告をしてませんでしたけれども、ちょっと追加質問をしたいんですが、先ほどお話ししましたように、私は月に1回から多いときは3回から4回利用させてもらうって言いましたけど、工事を始められますと10月ぐらいですね。10、11、12の間は、ほんとに3回行ったり4回行ったりすることがあります。だから、その高速バスの改修中、待合所はどこになるんですか。今のところを使えるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

ただいま、議員御意見にありましたように、その場所でございますけど、これにつきましては現在地におきまして、工事と並行して運用していくということになります。そういった中で、一番危惧されるのが利用者の方の安全確保ということになってこようかと思えます。そのことに最大限配慮いたしまして、その工事の進捗に応じて何らかの対処をしていきたいというふうに思います。そういった中で、多少の利用者の方につきましては、不便とか不都合を来たすということも十分考えられます。また、特に心配なのが、ちょっと今お話がございましたように、年末年始の混雑ということに重なってまいります。そういった混乱が生じないように、施工業者さんも含めましていろんな関係機関一体となって、その辺は十分な配慮、調整を図っていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、限られた狭いスペースでの長期にわたる工事ということになってまいります。そういった中で、利用者の方には大変御迷惑をかけるということになってこようかと思えますけど、そのあたりにつきましては、利用者の方におかれましても、御理解と御協力を賜ればというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今ので、待合所については終わります。

次に4項目目の禁煙・分煙についてでございます。まず1点目ですけども、現在の禁煙、

私が議員になりました15年に健康増進法ができて、そして市役所の女性職員のほうから手紙をいただきまして、記名はどなたか差出人は書いてありませんでしたけど、とにかく風邪ひいてるところでも上司がたばこを吸って会議中にもう困るというようなことが発端になって私はずっと禁煙・分煙について、私ものどがちょっと弱いもんですから、そういう話をしてきたんですが。それと多くの病気を喫煙が原因だろうという病気を見てきたものですから、取り上げてるんですけども。ですから、そのときからかなりずっとよくなってきてると思いますけども、現在の禁煙・分煙の取り組み状況をお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 禁煙・分煙の取り組み状況についてお答えをいたします。

まず、本庁舎におきましては、平成16年に1階守衛室横通路の一部と3階北側バルコニーの一部に区画された喫煙場所を設置いたしましたところでございます。また、来庁者用に1階正面玄関北側と東側出入口に灰皿を設置しております。別館につきましては、建物内に1カ所の喫煙室と屋外に1カ所喫煙場所を設けているところでございます。このように、本市におきましては、受動喫煙を防止するための分煙対策に取り組んでいるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） そうですね、係、係っていいですか、担当部署は、かなり気を使っ
てっていう状況は見ますね。例えば、正面玄関は入口に近いところでしたけど、外にちょっと横にずらしたり、係長しっかり工夫されていることはわかります。喫煙マナーっていうのが、ほんとに大分よくなったと思いますけど、少しこのごろ、後戻りした場面も見られます。喫煙する場所のドアを開けっ放し、これでは分煙してても煙が入ってきますので、案外とそれはダメじゃないかなと思いますし、特に行事のときの移動式のたばこの吸い殻入れ、さっきのあれと一緒にです。インターのバス停の中のあれと一緒にです、多分あれもミルク缶だろうと思いますが、あれはあまりよくないなと思うんですけども。自分のいいところに持って行って吸われるわけですね。例えば、テントの中ですから、災害時もそのテントの中でみんなのいるところで持って行って吸うとかですね。机の上には置かれませんが足もとですね。そういうことがありますし。そして、いつもずっと思ってきたのは、例えば出初式、あのときも吸い殻入れが置いてありますので、前は学校の運動会がそうだったんですよ。テントの横ですから、それを持って。だけど子供たちもいる選手の集合場所でもと思ってましたら、このごろはないですね。多分、教育長、教育委員会からの指導があつてるんだと思いますけども。でも、市の行事ではそういうところが見られます。結局、他人に迷惑のないところでこういうことじゃなくてやっぱり受動喫煙にならないように、そういうときの、その出初式とか災害訓練とか、そういう行事するときも違ったところに喫煙所を設けるべきじゃないかと思います。移動でいい所に持って行く、あれは何にも役に立ってないなと思いますので、それも一考していただきたいと思います。

私は先月8月には神戸の国際会館の県に研修会に行きました。私たちは3階でしたけど、かなりまだ高くて大きな建物なんですけど、全館が禁煙なんですよ。私は、わあ、さすが国際会館と思いましたね。国際的だし、ほんとに国際的だと思います。やっぱり日本人のほうがマナーが悪いのかなと私は思ってるもんですから。ですから、そこも全然、喫煙所が設けられているわけじゃないんですよ。ただ1階の外に喫煙所は設けてあります。そういう規則正しいきちとしたことをしてありますので、係の方は御検討いただきたいと思います。私一人の要望ではありません。そこで私一人の要望じゃないんですけど、要望です。答弁をお願いします。

○総務部長（坂崎博憲君） マナーの徹底と各種行事の場合の喫煙場所について御要望、御質問でございます。

議員がおっしゃいますように、分煙対策の効果を上げるためには喫煙マナーの徹底というものが不可欠であるというふうに考えております。例えば、守衛室横の喫煙場所では、区画内での喫煙を徹底すること。また、3階バルコニーでの喫煙の場合は、通路に通じるドアは閉めることなど。効果を上げるためにも必要なことであるというふうに思います。まだまだ、徹底してない現状がございますので、いろんな場面をとらえて職員の指導、御利用される方々への御協力をお願い、啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。また、行事の際の喫煙場所につきましても、受動喫煙防止、分煙対策という観点から見直しを図ってまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） このごろは、3階の喫煙所は戸が閉まっています。閉まるようになりましたね。なんかやっぱり伝わってるのかなと思ったんですが。次は2点目の広報ひとよし9月号に関して書いてありますが、質問いたしたいと思います。広報ひとよしは、ほんとにこのごろはカラフルで毎月楽しみで、届きますと隔々から読ませていただくんですけども、今回興味を持ちましたのは26ページでした。辻ドクターの写真入りで、がん、たばこ検診の記事がありました。私は、市議員になってからもその以前からもそういう動いてましたので、その市議員になってからも継続して取り組んでいる課題なもんですからね、興味をすごく持ったところです。というのは、辻先生とは十数年前、よく考えてみたら13年になりますね。前に、たばこが20円上がって250円になったところに、辻先生がこれがもうあれじゃなくて、1,000円が2,000円になれば若い人たちは吸わんとになって、若い人のほうがより体に影響があるわけですね。そういうような話をしたことが、先生がされたし、私も一緒になってお話したことがあります。それともう一つ、がんがなくなると困る人もいるからというお話がありました。そこで、おっしゃったこと今も鮮明に覚えてます。広報ひとよし読んでそのときのことを思い出したところですけども、数日後、ある人たちが、次のページの市

長の顔と27ページの辻先生の顔とこう対対で載ってましたよね。辻先生の内容を読まれて、市長がどう思われたかなというのが話題になりました。それで市長は市民の代表として、個人として、広報ひとよしの部分の多分、辻邦明先生の文章を読まれたと思いますのでどう考えられたでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君） 御質問ありがとうございます。

先に、私のコラムのほうが正確に印刷されているかどうかということ、まず確認させていただきました。そのあと、新健康、がんを防ぐための12カ条というものが書いてございましたので、つくづくそのとおりだというふうに思ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） それでは次に、結局、たばこの値段がどれくらいってというのは、ほんとに私わからないで、たばこの種類もよく知らないという状況なんですけども。そういう値段のこと調べながら、インターネットでその文章が目に入ったんですね。こういうことが書いてあります。「税金に貢献しているから、たばこ吸ってもよいのではないかとおっしゃる方もいらっしゃることでしょう。しかし、たばこがいかにか日本国の医療費をかさ上げしてきたかを考えると少なくとも欧米並みの価格、大体1箱1,000円ぐらいまで増税しないといけないと思います。莫大な医療費こそ国を上げて抑制していかなければならないものです。年間約30億円です」というような文章がありました。人吉市の場合は私が議員になったときに4億とちょっとでしたよね。ずっと下がって今度初めて2億を切ったと思います。税金がですね。たばこ税が2億を切ったと思います。市に入ってくる。私が分煙とか禁煙を言い始めたときは、たばこを吸ってわたちは税金ば払っとつとばいって、たばこを吸わん人たちや特に税金ばその代わり払いなっせて、ほんとに言われてました。議員の中からですね。そして、ずっと調べてみますと、たばこ税は入ってきますけども、その2.6倍が出ていくわけですね。医療費だったり火事だったり広告費だったりなんですよね。そのときに。今は医療費に出てくほうが多いと思います。そういう状況なんですけど、この分について、また市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君） たばこの値段に関しましては、国の税制調査会にお任せをするといたしまして、がんを防ぐための12カ条、科学的根拠に基づいて提唱されたのが1978年でございます。実に30年以上、たっているところでございますが、がんに限らず、たばこ並びに過度の飲酒、アルコールでございますね、等々は健康被害をもたらすということはもう周知の事実でございます。そこで禁煙が叫ばれているわけでございますが、禁煙するためにはまず、喫煙者が禁煙の意思を明確に持つということが大切でございます。前も三倉先生から御質問いただきましたとき回答させていただいておりますけれども、やはり、さまざまなきっかけによって、その禁煙を決意するというのではなかろうかと思っておりますが、その一つが、

みずからの喫煙が周りの人々にも受動喫煙という形で健康被害を与えているということにまず気づくことであると。それは、一番身近な家族であるというふうに思っております。また、そして自分自身の健康をも真剣に考えるということが大切ではなからうかと思っております。私自身も来年、前期高齢者を迎えることになりました。8月からたばこの本数を減らすことに取り組んでおりまして、現在、本数半減を目指して実行しているところでございます。ちなみに先ほどの休憩時間は、本日7本目でございます。また、たばこは三倉議員がおっしゃいますように、たばこ税として歳入に貢献している面もでございます。旧国鉄清算事業団等々への貢献もあるわけございまして、または、たばこ農家を支えているということもでございます。がしかし、健康被害をもたらすことで、医療費を高騰させる一因になっているとその面のほうが非常に今後は大きい課題になるということは、御指摘のとおりだろうと思っております。そこで、医療費を抑制する対策といたしまして、人吉市の公共施設においてたばこを吸わない人が受動喫煙の被害に遭わないよう喫煙の場所の選定、換気システムの充実、また喫煙マナーの向上など、あらゆる面から分煙対策を徹底してまいりたいというふうに思っております。先ほど御質問のありました新しいインターの待合所等々においても、そういう点からも配慮をした環境を整えてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） そうですね、今市長おっしゃったように市長は努力されてることは、本当にわかってます。私がお会いしますと後ろに手が行きます。そして、お部屋に入りますとやっぱり出ていかれます。ああ、やっぱりすごく喫煙のことを気にされてるなと思いますよ。それはもう本当に大した努力だと思いますし、禁煙外来に行くようなお時間もないでしょうしですね。やっぱり自分でされるしかないかなと思います。私は、ほんとに親戚、友人、知人を肺がん、動脈瘤で亡くしております。ほんとに身近な人をです。今も肺がんとか脳梗塞、心筋梗塞、結局、血液病に関してみんな原因になるわけですから、そういう人たちがおりますよね。何といても、まずは、私自身がそんな害を与えられないで元気に過ごそうと思っております。それで、喫煙者の皆さんもしっかりマナーを守っていただいて、気持ちよい生活をして健康で頑張っていきたいと思っておりますので、それを要望して一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時36分 散会

平成23年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成23年9月15日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成23年9月15日 午前10時 開議

- 日程第1 議第58号 専決処分承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第2 議第59号 専決処分承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議第61号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第62号 平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第63号 平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第64号 平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第65号 平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第66号 平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第67号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第68号 平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第69号 平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 議第70号 人吉市暴力団排除条例の制定について
- 日程第13 議第71号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第72号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第73号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 一般質問

1. 川野 精一 君
2. 西 信八郎 君
3. 仲村 勝治 君
4. 森口 勝之 君

日程第17 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問
 - ・ 委員会付託
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中	信孝君
副 市 長	高橋	隆君
監 査 委 員	篠崎	國博君
教 育 委 員 長	山本	泰弘君
教 育 長	堀	秀行君
市 長 公 室 長	久本	一富君
総 務 部 長	坂崎	博憲君
市 民 部 長	山本	政義君
健康福祉部長	今村	朱美君
経 済 部 長	松田	知良君
建 設 部 長	中村	明公君
市長公室次長	愛甲	秀樹君

総務部次長	中村則明君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	松岡誠也君
経済部次長	大渕修君
経済部次長	福山誠二君
建設部次長	木村秀敏君
企画課長	小林敏郎君
財政課長	告吉眞二郎君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監査委員 監査局長	大平正君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第73号に対する質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 皆さん、おはようございます。10番議員の川野精一です。残暑が続きますが、朝晩はめっきり涼しくなりました。9月12日は中秋の名月でした。当地では、神々しいお月様を見ることができましたが、震災被災地の方々にはどのように映っていたのでしょうか。日本各地で同じ月を見ながら、それぞれの思いは複雑であったろうと感じたところでした。復興を祈り、当たり前がいかにもありがたいか、そしてやるべきことを一生懸命やろうと、こうこうと輝く月を眺めて思いました。

それでは、通告に従いまして、1、相互連携について。熊本県立大学・崇城大学・熊本学園大学との包括協定について、姉妹都市指宿市との農海産物交流について。2、市民の声より、通学路の安全確保についてを質問いたします。

まず、1点目の相互連携についてですが、本年8月10日に人吉市と熊本学園大学の間で相互協力を行う包括的連携に関する協定が結ばれました。それ以前には、平成20年に熊本県立大学、平成21年に崇城大学との締結がなされましたので、合わせて三つの大学と協定が結ばれたこととなります。協定を締結するに至った理由、また背景についてお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） 皆様、おはようございます。それでは、川野議員の御質問にお答えいたします。

包括協定に至った理由、背景についてでございますが、市長の表現、言葉を引用させていただくならば、大学のない町に大学をとということになるかと思えます。大学の持つ膨大な情報、研究成果、研究環境、そして人材といったものを市のまちづくりに活用させていただくというねらいのものでございまして、お力をお貸し願いたいというものでございます。さらには、さまざまな機会を通して、先生方や若い学生さんにお越しをいただくことで、地域に活気がみなぎり、町に元気が出るといったことも期待されるかと考えております。

そして、3大学との協定に至った背景といたしましては、現状、全国の各自治体におきましても大学と連携した地域おこしなどの活動に取り組むニーズというのは多々あるようでござ

ざいまして、本市の場合も積極的な姿勢の中で事業を通した、あるいは人的な御縁によるところのお力添えといったものがあったわけでございます。以上が背景ということになるかと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） 過去におきまして、人吉市が経済振興や人口増加策などの一環として、大学誘致に尽力された経緯を覚えております。1995年の中小企業大学人吉校の開校も効果の一つと思えます。一般大学校の誘致の条件も厳しい現在となれば、これまでの協定により、学生さんにお越しいただく機会がふえるわけで、多岐にわたり地域の活性が図られると思えます。また、背景には人的な御縁もあったとのこと。私はこのつながりこそが大切だと思います。本項目とは別件になりますが、商工会議所の観光振興事業、ホスピタリティーインターンの事業として、現在人吉市に滞在されている21名の神戸松蔭女子学院大学の学生さんも人的な御縁のつながりだと聞いております。16日に10時から商工会議所で学生さんたちの成果発表もあるそうです。こちらでも新しい気づきがあるかと思えます。

それでは次に、各大学の特色を生かした包括協定の目的、期待する効果についてお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えをいたします。

現在までに県内の3大学と包括協定を結ばせていただいております。その協定を締結いたしました順番にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、熊本県立大学とは平成20年7月22日に連携協力に関する包括協定を締結しております。県立大学さんは文科系の大学でございます。看板学科ともいえる総合管理学部や地域連携センターを開設されておまして、地域に入っていくというスタンスをまちづくりやツーリズム等のフィールドワークを手がけておられます。人吉球磨をフィールドワークとしたKUMAJECT（クマジェクト）という授業でも、先生方や多くの学生さんに当地に滞在していただき、よそ者、外部からということでございますけど、それから若者、研究者の目でさまざまな意見や助言をいただいております。また、県立大学さんは地域の課題や、行政、自治体のあり方等についても卓越した研究成果、情報をお持ちの中で、引き続き実践等を通した中での相互連携、また本市が持続可能な社会を形成していく上での御提言をお願いいたし、また本市にも大学に対してそれを行える立地のフィールドを提供したいと考えております。

次に、崇城大学さんでございます。平成21年4月16日に相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、連携、協力するための協定を締結しております。崇城大学さんは県立大学さんとは逆に、理工系を中心とした大学でございます。デザイン学科や薬学部など、幅広い分野を持った最高学府でございます。また、全国でも珍しい宇宙航空システム工学科を開設され

ておりまして、昨年の日野熊蔵シンポジウムでは、中沢孝治教授の登壇を初め、さまざまな御支援をいただきました。また、これまで地域情報課や農産物関連でも御支援もいただいております。崇城大学さんは、工学の分野や環境、生物化学系分野でも非常に御活躍の大学なので、本市の環境問題、エネルギー問題、川づくりや地域情報化、農林漁業など、幅広い分野で御助言をいただき、かつ連携が図られるものと期待をしているところでもございます。

最後に、熊本学園大学様でございます。この8月10日に包括的連携に関する協定書を締結させていただいております。学園大学さんは、我々にはまだ商大という呼び名のほうがなじみ深いということもあると思います。そういった中で、商業、経済、経営で地域を支えてきた大学でございますが、近年、社会福祉学部を開設されており、文系総合大学として歩み始められております。学園大学さんには、昭和57年から58年にかけて球磨川が人吉経済に及ぼす調査をお願いした経緯もございまして、本市において出張講座なども行っていただいたことのある関係の深い大学でございます。学園大学さんには、産業、経済に関する地域課題や発展工法についてお力をお借りしたいということで考えているところでもございまして、具体的な取り組みにつきましては、これから市内での調整、検討を進め、その上で協議に入らせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） はい、ありがとうございます。県立大さん、それから崇城大さんにはこれまでも事業等で大変お世話になっておりますし、学園大さんにはこれからの関係を大きく期待するものです。

そこで、3回目の質問ですが、学園大さんとの協定締結の際、岡本学長さんから、協定がセレモニーに終わらず、実態を伴った連携のモデルケースになるように進め、当地の発展に役立てば幸い、との心強いお言葉をいただいておりますが、実態を伴った連携のモデルケースとなるためにどのようなことを進めていくのか、お尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

協定締結の当日、ただいま議員のお言葉にありましたように、熊本学園大学の岡本学長様のあいさつの中で、地域性にこだわった、あるいは地域重視、地域密着型の大学を目指しており、地域振興に貢献したいということを述べられておりました。その言葉を裏付けるように、先に協定を結ばれている熊本市では、起業家育成塾や熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業など、市と連携し実動として取り組んでおられるようでもございます。大学の所在地とは離れた本市において、どういうことができるかということでございますが、やはり岡本学長の言葉の中で、地域貢献活動が学園大の教育、研究にとっても実りあるものであるということを目指して、協同関係を築いていくことの重要性を説かれたように、両者にとって実態のあるものにしなければならないと考えておるところでもございます。

さきがけ、熊本市の協定における地域経済プログラムにかえて、あるいは商店街実態調査及び商店街活性化に関する共同研究なども非常に参考になると考えておりますし、本市が掲げる観光で食べられるまち、農業で食べられるまち、企業誘致という経済活動の中で、どういう戦略、戦術、あるいは市場開拓ができるかなど相談をいたしまして、今後十分な連携、対話をする中で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） 岡本学長さんの思いをしっかりと受けとめて、そして学園大だけではなく、この3大学に対して人吉市が果たすべき役割が大変重要と感じます。3大学さんとの人的交流を重ね、より深い絆を築けますよう、ともに努力してまいりたいと思っております。

この要旨、最後の質問になりますが、田中市長に包括協定に関する思いをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。大学のない人吉の町に大学をというのが私のまちづくりの夢の一つとなっております。そこで、情報市と学術研究地域イメージ、さまざまな新たな視点など、これから大きな流れがこの包括協定によって起こってくるものというふうに期待をいたしているところでございます。また、地域の課題に対応するためには、先ほども公室長が申し上げましたとおり、確実に高度な専門的な知識や研究、検証が必要ともなっております。御承知のとおり、熊本県立大学とは先だって緑のフォーラム in 人吉を共催したように、文化系といいますかまちづくり関係でお力添えをいただき、また一方で連携を図ってまいりたいと存じておりますし、さらに崇城大学は理科系が中心の学部構成であり、薬学部を持っておられますので、人吉球磨にとって生命線とも言える河川の浄化や、先般、平田議員も御質問いただきましたけれども、新たな農業作物を考える上での漢方や薬膳成分の可能性調査などをお願いしたいと考えているところでございます。また、川野議員の御出身校でもございます熊本学園大学、8月10日の私のあいさつの中でも、学園大学におけるアジアを中心とした産業経済に関する専門的学術分野での教育研究のネットワークと蓄積された研究成果、またそれに基づく専門的知見を本市のまちづくりにぜひ活用させていただきたい。本市の農業、商業を中心とした地域経済の活性化をお願いしたいというふうに申し上げたところでございます。また今後、世界遺産登録に向けた取り組みにおきまして、多くの専門家や研究者が本市を数多く訪れられるということが予想されております。3大学の先生方や学生の皆さんが人吉市に集えるような場所として、また向学心を持つ人々の教養課程の新設などももくろんだエクステンションセンター人吉分校みたいなものが整備できれば非常にアカデミックな活気がこの町に出てまいりますし、さまざまな調査研究が進んでいく、ある意味、学園、学術の雰囲気を持った町になっていくのではないかというふうに想像をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） ありがとうございます。エクステンションセンター人吉分校計画、こちら人吉球磨には本物の文化がきちんと残っておりますので、それあたりとまた一緒になることや、それから世界遺産登録に向けての動きに対しても、すごく力強い援助を大学からいただけるのではないかなというふうに期待しております。

先ほども申しましたけども、やはりそれを受ける側の人吉市としてもしっかりと責任を果たしていかなければいけないというふうに感じておりますので、そこはともなって頑張っていきたいというふうに思っております。

市長のお言葉にもありましたが、私の母校は学園大、旧熊本商科大学であります。私の在学中は決して優秀な学生ではありませんでしたが、たくさんの人脈をつないでいただいたことを本当に感謝しております。今回の協定締結に当たり、何らかの、遅きに期してはいますが、恩返しができればなというふうに個人的には思うところです。

続きまして、指宿市との農海産物交流についてお尋ねいたします。姉妹都市指宿市とは、イベントでの交流や子ども育成会の交流がありますが、議会の交流は議長以外あまりないように思います。私は残念でならないのですが、先般、市政クラブで指宿市へ研修視察を行いました。趣旨は、指宿市、南九州市、南大隅町で構成されるいぶすき広域観光推進協議会が行う指宿大好き体験事業プログラムを学び、人吉球磨での可能性を考察するものです。大変実りの多い研修となりました。その際、指宿市議会の松下議長さんから、指宿はお米が穫れないので人吉の美味しいお米がほしいという旨の御発言があり、相互の農海産物での交流も図れないものかと思ひ、今回の質問といたしました。

人吉市と指宿市の産物の相互販売交流、私は相互連携というふうにとらえておりますけども、これをもって経済の活性が図れないものか、お尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

議員が述べられましたとおり、人吉市のお城まつりと指宿市のアロハまつりなど、イベントや子ども育成会が交互に子供たちを受け入れる交流は実施されておりますが、農産物、海産物等の物産の交流販売は現在実施されておられません。過去の事例を調査しましたところ、平成19年度に「人吉球磨は、ひなまつり」の期間中の2月から3月の2カ月間に、指宿市の物産を物産協会が窓口になりまして、東九日町の店舗で委託販売をしたことはあるようでございます。今後、互いの物産を販売したらという御質問でございますけれども、まず米につきましては指宿市の需要、数量、価格などの情報を収集いたしまして、販売に向けて取り組んでまいりたいと存じます。また、他の物産につきましては、まずは産業祭など、それぞれのイベントにおきまして交流を始めていければと思っております。いずれにいたしましてもJ A、物産協会、商工会議所などの協力が必要と考えますので、連携を図りながら進めてい

きたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） 子ども育成会の交流で、指宿の方からサツマイモをいただいたので人吉のお米を贈ったら大変喜ばれました。人吉のお米を求められるファンもいらっしゃいます。まさに人的交流、人的な御縁のなせるわざだと思ふ次第です。価格や諸機関との問題もあると思いますが、お互いの産業祭での相互連携を考えていただければというふうに思います。

ここで田中市長にお尋ねいたします。指宿市長さんとの会談、会話の中でお互いの産物交流の話などはありませんでしたでしょうか。また、指宿市との農海産物交流についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先ほど部長が申し上げましたとおり、平成19年には指宿からの海産物、農産物をいただきまして、販売をさせていただいた経緯がございます。その中で、初めて指宿を平成19年にお訪ねした折に、前市長をお願いをしたことが、いわゆる産業交流というものを御提案させていただいたところでございます。ただ、私は就任当初でもございました。指宿市におかれましては、さまざまな町と姉妹締結、姉妹交流をされておられまして、これまでそういう産業交流というものもたびたび実施をそれぞれの都市間で行ってこられたそうでございます。しかし、指宿市とされましては、やはり海産物が中心でございますので、それが売れ残ったときの対応というものに非常に今日まで苦慮をしてきたと。そういう観点から、なかなか産業交流というのには難しいという御指摘があったところでございます。それで、一度はやってみましたものの、やはりデッドストックをどうするのかということがやはりこの産業交流においては大きな課題となるようでございます。ただ、デッドストックになっても新たなそれがまた販売ルートさえ確保できれば、それをそちらのほうに回すという、そういう産業品もあるわけございまして、例えば去年は牧之原市さんと産業交流、産業祭において実施をさせていただいたところでございます。ことしの産業祭には牧之原市からお越しをいただくということにもなっております。そういう中で、どういう産品を選んでいくかということがやはりまずは大切ではなかろうかというふうに思っております。なお、商工会議所におかれましては長年の間、小樽市と交流を結んでおられまして、さまざまな海産品、ラーメン等々をわざわざ小樽からお越しをいただいて販売をいただいているところでございますけれども、やはりどうしても最後はデッドストックが残ると、そういうものの対応を誰がどのような責任において処理をしていくのかということは、一つの課題であろうというふうに思っているところでございます。

さらに、確実な消費と結びつけていくためには、ホテルや旅館、そういうところでお互いにその消費をしていくというのも一つの手段であろうというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） ありがとうございます。デッドストックの問題、本当にそうだと思います。指宿さんが日本一の農産物が二つございまして、一つがソラマメと一つがオクラだそうです。オクラはこちらでもつくっていらっしゃると思うんですけど、ソラマメに関してはそう多くはないんじゃないかなという感じがいたします。季節物でもございしますので、そういった時期にそういった交流ができればいいなというふうに考えます。今後もせっかく結んだ姉妹都市との交流を、農業に限らず進めていきたいというふうに思いますし、進めていただきますようお願い申し上げまして、この項の質問を終わります。

それでは次に、市民の声より、通学路の安全確保について質問いたします。この項目は昨日、村口議員からもありましたように、私たちが住民の皆さんとの意見交換の場を持ちますと、道路修復、拡張を主としてたくさんの御要望をいただきます。何とか少しでも改善できるよう、執行部や担当課の方々と協議することがふえてまいりました。今回、第二中学校保護者や住民からの要望も多く、白線、これ外側線と昨日言われていました。外側線が消えている箇所もある市道下林北願成寺線、地元では通称ダイナム通りと呼ばれておりますが、この下林北願成寺線に、市内通学路の要所に施工されまして、その後、好評でありますグリーンラインを設置していただけないかというお尋ねをいたします。

○建設部長（中村明公君） おはようございます。お答えいたします。

市立第二中学校の登校道路になっております下林北願成寺線は、国道219号と上林中神線、通称農免道路を結ぶ道路でもありまして、日ごろから大変交通量の多い路線であります。特に登下校の際には、車と歩行者がお互いに注意を払いながら通行されているような状況であります。一般的に交通量が多い路線の安全対策といたしまして、歩道設置や防護柵設置、外側線等の設置が考えられますが、この路線につきましては、現在の道路付近では歩道や防護柵設置が難しいために、外側線やグリーンライン設置は安全対策の一つではないかというふうに考えております。グリーンラインは平成20年度から設置を始めまして、22年度までに市内小学校を中心とした通学路について設置をいたしております。設置後、歩行者の通行ゾーンがわかりやすく、運転手に対する注意喚起が強くなってきたのではないかと好評をいただいておりますが、これまでの経過では既存の舗装にそのままグリーンラインを設置した場合と、舗装を補修し設置した場合では、ラインの定着において舗装の補修後が望ましいと考えられますので、今後、グリーンラインを設置する場合につきましては、まず道路幅員や舗装の路面状態を把握しながら、必要に応じ、舗装、補修等を実施していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） 残念ながら、この路線の舗装状況は一部を除きあまりよいとは言えない現状です。外側線も消えている状況ですので、ということは舗装工事を行ってグリーンラインを引くという手順と理解するんですけども舗装工事を待つ間、危険は続くことになると思います。ならば、消えている外側線、この白線だけでも引いていただき、少しでも危険を取り去っていただきたい。その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

先ほど、これまでグリーンライン設置後の経過観察によりまして、舗装の補修が必要な場合を申し上げましたが、今回の登校道路におきましては、グリーンラインを設置する場合、必要とする区間もこの路線のほぼ全区間にわたることになりますので、外側線の設置を含め、舗装、補修が必要な区間につきましては補修を行いながら、同時にグリーンライン等の設置について計画的な取り組みを検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） これからはますます日も短くなってまいります。暗い道路の外側線、白線は歩行者の発見を早めたり、路肩がわかりやすくなるなど、ドライバーにも利点の多いものだと思います。事故が起こってしまう前に、早期の改善をお願いしたいと思います。

次に、交差点での事故防止に有効な手段として、交差点部分のカラー舗装が注目されています。鬼木町と思いますが、田中クリニックさん前の交差点は事故多発の交差点でしたが、カラー舗装後、事故が減っているというふうに聞きました。私も通るたびに、これはいいなというふうに感じております。恐らく市道交差点にしか市では設置ができないというふうに思いますが、市内各所にございます事故多発交差点に導入すべきかというふうに考えます。今後の計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

交差点の注意喚起のためのカラー舗装につきましては、平成22年度におきまして市道交差点に1カ所、さらに市道の踏切部分について1カ所設置いたしております。今、議員からお話のございましたとおり、このカラー舗装が必要なところというのは、やっぱり市道と、それから踏切の交差部分でありますとか、その他いろんな危険箇所があるかと思えます。そういったところには必要だと思えますが、平成23年度の事業といたしましては市道交差点に1カ所計画をいたしております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番、川野精一議員。

○10番（川野精一君） ありがとうございます。事故防止に有効な方法の一つだというふうに思います。23年度、いわゆる本年度には1カ所しかできないということなので、財政上の問題は重々承知しておりますが、何とか少しでも危険をなくし、皆さんが笑顔で暮らせるよう

可能な場所への設置をよろしくお願いいたします。

最後に、昨日の村口議員の要望箇所も含め、市内各所に危険箇所、要望箇所、たくさんあります。通学路の安全性を高めていただきますよう、また、不幸な交通事故が一つでも減りますよう要望を申し上げて、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君）（登壇） 皆さんこんにちは。12番議員の西信八郎でございます。

先日、WBC女子ユースアトム級チャンピオン、プロボクサー黒木優子氏の祝賀会に出席しました。福岡在住ということでありましたが、お父様が人吉市の城本出身で、おじい様もおばあ様も城本に住んでいらっしゃいます。人吉市の世界チャンピオンと言ってもおかしくないのではないかと思います。まず会場で、チャンピオン奪取のDVDが放映され、その内容は、激しい試合の中、身軽なフットワークから鋭いパンチが繰り出され、相手から2度のダウンを奪うTKO勝ちでした。それから本人が会場に入場され、洋装のスカート姿は21歳のかわいらしい普通の女の子に見えましたが、あいさつをされますと力強く、やはり世界チャンピオンでありました。まだ上を狙うということでしたので、人吉の世界チャンピオンとして応援をしたいと思います。皆様におかれましても応援のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回の通告内容は、1にカルチャーパレスについて。2にひとよし春風マラソンについて。3に小中学校のクラブ活動、通称部活についてであります。

それでは1番目、カルチャーパレスについて質問を進めさせていただきたいと思います。今回の内容は、平成22年6月議会で先輩下田代前議員も質問されております。その折は、カルチャーパレスが市に移管される前であり、その後、平成23年4月に移管され、約半年がたっております。今回の改修計画に至るまでの経過について、まずおさらいをしたいと思います。カルチャーパレスは昭和59年にオープンして、その後、大きな改修といたしまして平成13年度施工のホール等屋根防水改修工事に約5,600万円、平成14年度施工の大小ホール舞台設備改修工事に2,600万円、本市の一般財源から対応されております。平成22年度空調設備改修工事がふるさと市町村圏基金からそれぞれの市町村分より944万円を取り崩し、合計9,440万円で行われました。しかし、築後25年がたち老朽化が著しく、行政組合試算でそのほかに7億5,560万円の改修が必要であるということでありました。

ここで質問いたします。改修計画について、現状の状況はどうなっているのか。改修の内容、予算措置についてお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

現在の改修状況、改修の内容、予算措置についてのお尋ねでございます。当初予定されておりました空調設備、舞台つりもの、舞台照明、舞台音響、プラネタリウム、昇降機、タイル改修、防滑工事の各工事のうち、平成22年度におきまして空調設備の工事については広域行政組合の所管のもとで終了したところでございます。施設が本年4月1日をもって人吉市に移管されましたので、その他の改修については本市で実施することになります。大変厳しい財政状況の中、多額の財源を伴う事業でございますので、現在、当初の改修内容について再度、事業費等を含め精査を行っているところでございます。改修事業の中でも特にホール関係につきましては専門的要素を多く含んでおり、最新の装置では舞台つりものと舞台照明が連動しており、それぞれ単独で改修を行うのが難しいということなどもわかってまいりました。また、改修を行うに当たりまして、文化の殿堂たる管理運営、利活用の方針などを前提とすることも大切であることなど、これらの課題を踏まえて改修計画を進めていくためには、総合的な改修についての専門的指導、助言が必要となってきたところでございます。このような中、文化庁の事業でございます平成23年度の文化庁芸術文化支援員派遣事業に応募申請し、このほど採択されたところでございます。この事業は、文化庁が派遣費用を負担し、全国公立文化施設協会に委託して支援員、文化施設関係課の専門員のことでございますけれども、支援員を派遣し、アドバイス等の支援をする事業でございます。本市といたしましては、この事業を活用し、改修項目、財源、スケジュール等を含めまして専門的なアドバイスをいただきながら総合的改修計画を策定したいと考えております。現在、そのための準備を進めているところでございます。したがって、改修にかかる予算についてはその後に計上していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 文化庁、芸術文化支援員派遣事業による専門家が指導、助言され、それに基づき、他の改修項目を含めて総合的改修計画を作成されるということでした。専門家の精査が入るということですが、そうなりますと改修に取りかかるのに一定の時間を要するため、改修の中でも舞台のつりものについては特に老朽化が進み、危険な状態であると聞きますが、今の状態で使用して大丈夫なのか。保険面や安全面についてどうなのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

舞台つりものの安全面や保険面についてのお尋ねでございます。舞台つりものは人の命にかかわるような事故につながりかねませんので、順番としては第1項目に掲げているところ

でございます。現在、舞台つりものにつきましては保守点検業者と委託契約を結びまして、年4回の保守点検業務を行っております。これは毎年実施いたしております、経年劣化の心配がございますので、点検後に業者から逐一報告をいただき、部品の取りかえ、交換など、推奨されたものにつきましては部分補修で対応しているところでございます。保険につきましては、全国公立文化施設賠償責任保険に加入し、さまざまな事故等に対応することといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 改修に至るまで、のど自慢大会や市制70周年事業を初め、たくさんのカルチャーパレスの利用があると思いますので、保守点検はしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

続きまして、改修財源であります、精査された見積もり等が出ないと改修費用は算出できないということですが、東日本大震災以後、交付金の見直しや東北地方における類似施設の修理改修などが見込まれる状況等があり、いろんな変化があると思います。昨年6月答弁では、地方債、活性化事業債、地域資源活用促進事業というものが適債事業で、この地方債が実現性の高い財源であるということでありましたが、長期的改修を進めるに当たって、また整備内容によって改修費用も変わるとは思います、現時点で最も有効な起債の検討状況はどのようになっているのでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君） 皆様こんにちは。それでは、財源の御質問についてお答えをいたします。

カルチャーパレスの改修事業の財源につきましては、大規模な改修事業でございますので、適債性を有する事業でございますので地方債を起こして充当することを考えているところでございます。平成23年度の現時点において、最も有利な起債の検討状況はどうかという御質問でございますが、地方債は国が毎年策定いたしております地方債計画、これは通例、年度前の1月ごろに公表されるものでございますけれども、この地方債計画の中で、事業の目的や内容により、借り入れる起債のメニューが決められておまして、そのメニューごとに事業費の何%の借入ができるか、償還額の何%が普通交付税の算定に含まれるかなど、定められているところでございます。

現在のところ、カルチャーパレスの改修事業につきましては、地域活性化事業債を想定しているところでございます。この地域活性化事業債は、充当率が75%でございます、財政措置といたしましては、元利償還金の30%が普通交付税の参入される起債となっております。ただし、地方債計画は先ほど申しましたように、毎年変更されておまして、実際に事業を実施する際には、該当するメニューがなくなっていることも考えられますが、その場合でも、一般単独事業債の充当は可能でございます。なお、この起債の充当率は75%でございます、

元利償還金に対する財政措置は今のところございません。事業実施に当たりましては、より有利な財源を充当してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 実際に事業を実施するときでなければ地方債メニューも確定しないということでございましたが、近いうちに財源の必要性が出てくるわけでございますので、できるだけ有利な起債を引き続き、御答弁にありましたように、検討していただきたいと思っております。

次に、自主文化事業についてであります。改修後は、指定管理制度の導入が問題となってくると思いますが、その中で、自主文化事業への取り組みについてどう考えているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

自主文化事業への取り組みについてのお尋ねでございます。まず、現在の自主文化事業の取り組みについて申し上げます。昨年度は4事業を開催し、本年度も4事業を開催もしくは開催予定としております。既に日本の伝統芸術である日本舞踊の公演と、夏休み親子映画まつりを開催いたしましたところですが、10月にはことして3回目となります、人吉市のど自慢大会、来年1月には人吉市制施行70周年を記念いたしまして戦場カメラマンの渡部陽一氏による平和と命の大切さをテーマにした講演会をそれぞれ開催する予定でございます。芸術性に富み、親しみやすく、幅広い年齢層に合ったものなどを中心に、安価な料金でござんいただき、住民の皆様にさまざまな文化、芸術に触れる機会を提供することを自主文化事業の目的として開催をしているところでございます。将来的に管理の手法が直営か指定管理者制か、また指定管理においても施設管理のみか文化事業等を含めたものか、指定管理がこういった形で行われるかは今後の大きな検討項目になっていくものと存じます。自主文化事業につきましても、その手法に沿った中で検討していく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 自主文化事業は市の直営と指定管理者とでは手法、内容などが違うようでありまして、指定管理者になりますと収益性を重んじたところの事業等も考えられるのではなかろうかというふうに思います。当分は市の直営での運営と思われましますので、素晴らしい文化事業を計画されることを期待いたします。また、指定管理者制度導入に関しましては、人吉行政経営戦略計画書の観点からの検討が必要であるようでありましますが、まずは専門家の助言を参考に、財政計画も含めたしっかりとした総合的改修計画を立てていただき、改修に着手していただきたいというふうに思います。これでこの件に関する質問は終わります。

次に、ひとよし春風マラソンについてであります。このことについては先日、大塚議員が質問されておりますので、重複するところもあるかもしれませんが、できるだけ簡潔に、割愛できるところは割愛して質問したいと思います。

熊本城マラソンが同日開催されることにより、キャンペーンなどもマスコミ報道などで大きく取り上げられ、春風マラソンの参加減少が懸念されますが、何か対応策を考えているのでしょうか。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

ひとよし春風マラソンは、市民の健康づくりやスポーツ振興だけではなく、地域の活性化や経済面を考える上でも重要な事業となっており、議員御指摘のとおり、同日開催されます熊本城マラソン大会の影響につきましては一定の懸念をいたしているところでございます。そういったことで、本市といたしましては既に大会開催に向けて前回大会参加者へ参加を呼びかけるはがきの送付やポスター、リーフレットの作成など、各種準備を進めているところでございます。大会参加者の減少は経済効果を初めとしたさまざまなマイナス要因がございますので、今後、実行委員会を初めとした全市民の皆様の御支援、御協力をいただきながら、テレビ、ラジオ等の各種媒体を有効活用した効果的な情報発信や、キャンペーン隊派遣などの誘致宣伝活動を展開するとともに、御好評をいただいておりますおもてなしの一層の向上に努め、本市の独自性、特色を生かした大会として、熊本城マラソンとの差別化を図り、多くの御参加を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） いろいろな御努力をいただいているわけでありますが、ここで市長にお尋ねします。大きな話題性をとるために芸能人を招待すればいいのではなからうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ひとよし春風マラソンにつきましては、これまで実業団のチームでございますワコール女子陸上部の御理解と御協力のもと、福土加代子選手や樋口紀子選手など有力選手の御出場により、大会を盛り上げていただいております。第9回大会も引き続き御出場をいただく予定でございます。他のマラソン大会等の状況を拝見しますと、陸上のオリンピック代表選手などのアスリートのほか、著名な芸能人等をゲストランナーに迎え、その知名度や話題性を生かして参加者募集を進めている例も多く見受けられるところでございます。本大会につきましても、そういった著名な芸能人をゲストランナーに迎えてはどうかという御意見もございます。今後、実行委員会にもお諮りをしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 芸能人の招待はできるならば呼んでいただければというふうに思っているところでございます。先ほどの答弁にありましたように、ひとよし春風マラソンは市民の健康づくりやスポーツ振興だけでなく、地域の活性化や経済面を考える上でも重要な事業でありますので、参加選手確保に向けての努力を続けていただきたいというふうに思っております。

次の開催日の変更に関しましては、大塚議員と質問内容が重なりますので割愛いたします。これで、春風マラソンに関する質問は終わります。

次に、小中学校のクラブ活動、通称部活について質問いたします。昨年、本村令斗前議員が、熊本県教育庁教育政策課の教職員の負担軽減に関するアンケート結果に基づき、適正な部活動の推進について質問され、その答弁において、アンケート結果を受けて現教育長から適切な部活動の指針が示され、その内容は、ア、運動部活動指針の徹底。児童・生徒の発達に応じた適切な活動量や学校、家庭、地域生活のバランスを考慮し、運動部活動の指針を徹底する。特に小中学校は児童・生徒の心身の健全育成を図る上で重要な時期であるので、各市町村教育委員会に強く働きかけ、指針の遵守を徹底する。また、競技団体等の大会主催者に対し、県教育委員会が行っている指針の遵守の取り組みについて周知する。イ、週休日における部活動、他曜日の週休振替の繰延。小中高体連、高文連等主催の指定大会への出場のため、週休日において部活動した場合の週休振替を繰り延べし、直後の長期休暇中にまとめて取得できるよう制度を改正する。ウ、外部指導者の導入促進。運動部活動における指導者不足や教職員の負担感、特に専門外、得意種目以外への対応に伴う負担の軽減を図るため、体育保健課所管の小学校運動部活動サポート事業、中学校、高等学校における部活動への外部指導者派遣事業を充実し、運動部活動指導者の指導力向上を図るとともに、地域住民や退職教職員等の人材活用を進める。これが適正な部活動の推進に関する内容であるという答弁がなされております。また、児童・生徒の健全な育成のため、県の指針に基づく適切な部活動がなされるように、本市でどのような指導が行われているのかという質問をされておりますが、この答弁の中では、第1に、生徒が豊かな学校生活を送りながら輪郭的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。第2に、競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向、健康づくり志向など、生徒の多様なスポーツニーズに応え、一人一人が実現できるよう指導に努める。第3に、バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行っている。また、生徒の健康状態について常に把握等を行い、健全な学校生活を送れるよう部活動指導を行っている。教育委員会としても、部活動は生徒の個性への伸長や豊かな人間づくり、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくり、体力向上と健康増進につながる大変重要な教育活動であると考えている。部活動の生徒指導に果たす役割は非常に大きい。今後、適正かつ健全な部活動の運営がなされるよう、運動部活動

の指針の周知徹底に努めていくと考えると答弁されております。

ここで質問ですが、新学習指導要領により、授業時数がふえたわけでありましたが、部活動の終了時間には影響はないのか。また、部活を終え、家に帰り着くなり食事もとらずに寝てしまうという事例を保護者からよく聞きますが、先ほどの答弁にありましたように、過度な練習によって生活や勉学に支障を来さない指導は徹底されているのか。また、児童・生徒の生活のリズムを整える意味で、「早寝早起き朝ごはん」が推奨されておりますが、部活動後に塾に行く子供は夜の10時ごろ食事をとり、それから学校の宿題をして寝るというふうな事例がっております。このようなことをどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） こんにちは。お答えをいたします。

今、西議員がおっしゃった部活動については、先般お答えした基本的な考え方、方針のもとに各校長会とかあるいは教頭会を通しながら指導を常に行っているところでございます。ただ、それがすぐすぐに改善されるという状況があるかということ、なかなか難しい部分も、特に部活動との兼ね合いの中ではあるということは、議員御承知のとおりでございます。帰宅時間が遅いという御指摘でございますけれども、授業時数がふえても下校時間そのものは変わっておりません。市内の小中学校の部活動につきましては、熊本県運動部活動の指針を受けて各学校において部活動の規定や計画を定めておまして、入部に際しては保護者の方々に部活動の規定や計画について事前に説明をしているところでございます。部活動の活動時間につきましても規定で定めておまして、季節ごとの日没時間等を考慮して時間を定めております。学校によって多少の差はございますけれども、小学校の場合は夏時間が午後6時ごろ、冬時間が午後5時ごろまで、中学校の場合は夏時間が午後7時ごろ、冬時間が午後6時ごろまでを完全下校時間としております。この時間までには部活動を終了させ、全児童・生徒の下校を徹底しているところでございます。また、部活動の内容についても部活動の規定や計画の中に児童・生徒のバランスのとれた生活や成長から見て、無理のない範囲で必要な休養や睡眠を確保し、児童・生徒の生活や勉学に支障がないように、練習時間や練習内容を変更するように規定してありまして、市教育委員会からもその都度各学校に伝えているところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 先ほどの答弁にありましたように、部活動は生徒の個性の尊重や豊かな人間関係づくり、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり、体力向上と健康増進に大変重要な教育活動であり、部活動をしっかりとやりとげた子供はその充実感、満足感が自信となり、勉学にもしっかりとした効果をあらわしている事例を聞きます。子供たちが部活動でいろんな面でトラブルを起こさないよう、部活動についての考えや指針について、指導徹底をしていただくよう、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、部活動の用具や大会の遠征費等の経費がかかり、保護者にとって負担増となっております。最近の不景気の中、部活動の用具等の譲り渡しも行われているわけではありますが、部活費や用具を購入できずに部活に参加できない子供たちの事例を聞くようになりました。そういう子供たちに対する手当てはないのか。また、郡市代表を初め県代表、九州代表に選ばれた折、遠征に関しては昭和46年に発足した教育長、各小中学校長で組織される人吉市小中学校教育振興会からの総経費に対して、割合に応じた補助が行われています。不足部分に関しては、部活費と保護者が物品販売をした益金を費用に充てられます。部活に対する保護者の応援や物品販売等で汗をかく親の姿を見て、子供たちもありがたみを感じているようがあります。最近の異常天候や不慮の事故等で遠征費がかさんだ場合、その総額に対して一定の割合の補助が出ますが、学校としては費用の増加部分について非常に困られた事例を聞きます。当初、予定された費用以上の部分についてのみ、100%の補助を充てることは考えられないか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

部活動の用具につきましては、各学校において単価が少しでも安くなるように、一括注文で購入されたり、協同使用ができる用具は学校予算で備品として用意するなど、いろいろと負担軽減のための工夫をされているところでございます。部活動の大会等の遠征費につきましては、現在のところ人吉市小中学校教育振興会を通じて、各学校からの申請に基づき、県大会、九州大会などの区分に応じてかかった経費の50%から75%を出場派遣費として助成をしているところでございます。また、基本的には大会遠征の実績に基づいた金額を事後に助成しておりますけれども、学校からの要望があれば大会前に助成金を支給する等の対応もしているところでございます。議員からお話がありましたように、保護者の方々が物販等のカンパを募ったりして大会出場の経費捻出に苦慮されていることは重々承知しておりますけれども、保護者の方々にもそれぞれのそれ相応の負担をしていただくことは必要であると思えますし、補助率を上げたり、新たな補助制度を設けることについては、市の財政的にも難しいところであるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 市も財政難のため補助率を上げたり、新たな補助制度の創設は無理ということでありましたが、部活動を経験することは非常に大事なことであり、現在の社会情勢の中、部活に参加できない子供等がふえていくことが心配されますので、その状況等を見きわめながら、補助等も考えていただけたらと思います。

これで、私の一般質問を終わります。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） こんにちは。15番、仲村勝治です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。質問は、災害対策、教育行政、市民の声を質問いたします。順序は災害対策、そして市民の声、そして教育行政に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、災害対策について一般質問をいたします。ことしの3月11日に発生いたしました東日本大震災から半年が経過いたしました。地震、津波、そして原発の破損と、三つの大きな災害からの生活再建は全くめどが立っていないようであります。台風12号の被災地も含めまして、被災地の方々の生活が1日でも早く平常な生活ができますように、政府は全力で復旧・復興に力を出していただきたいと思います。私も被災地の復旧・復興に全力で支援してまいりたいと思います。災害はいつ、どこで、どんな災害が発生するかわかりません。数年前、私の自宅で体験した事例がございます。自宅の水道水で手を洗っていますと勢いよく出ていた水がぴたりと全く一滴も出ないような状態になりました。自宅の前の道路には人通りもなく、周囲で人が騒ぐというようなこともございました。このときはわけがわからずに市役所に電話いたしましたら、大橋に架設してあった水道管が今落ちました、ということが報告されました。水道管が球磨川に落下したということでございます。災害が発生した場合、ライフラインの確保は重要でございます。最も大事なことは飲料水の確保と思います。私の住んでいる東校区を考えてみますと、球磨川、山田川、鬼木川など四方に河川があり、災害が発生すれば橋梁、道路の破損等によって水道水の確保は大変難しいと思います。また、鬼木町の梢山工業団地には給食センターが配置されております。災害時の拠点となる施設でございます。災害時のことを考え、東校区の一番高い地区は願成寺にあります蓑原地区でございます。水道用水の災害対策を含めた配水池が必要かと思えます。水道局長の考えをお尋ねいたします。

○水道局長（田中幸輔君） 皆さんこんにちは。議員の質問にお答えいたします。

災害時のことを考え、東校区の一番高い場所である蓑原地区に水道用の災害対策を含めた配水池ができないかという趣旨の御質問であったかと思えます。まず、人吉市における水源地、配水池等の施設概要を説明させていただきます。人吉市の水源は、全部で3カ所でございます。この中で一番大きな水源は茂ヶ野水源地でございます。茂ヶ野水源からは主に原城配水池に送水し、市の中心部から東部地区にかけて配水しております。次に、古仏頂水源でございますが、この水源からは蓬萊配水池に送水し、主に市の西部地区に配水しております。最後に、井ノ口水源でございますけども、この水源からはいわゆる農免道路から北側地区に配水しております。議員御指摘に、過去に大橋に架設してあった水道管が支持金具、いわゆる取付金具の老朽化により転落し、断水したことがあったということでございましたけれども、このときも間もなく復旧させることができしております。現在の人吉市の水道においては、すべての配水池の配水管は各所でつながり、網の目のように管路網を形成しておりますので、仕切り弁等の操作によりそれぞれの水源からの配水区域をコントロールしております。

このように、万が一どこかの配水管が破損するようなことがございましたら、各配水池からの水を仕切り弁の操作等によりある程度は相互に融通することが可能でございます。したがって、現在のところ、特定の地区だけに災害対策用に新たな配水池設置の計画はしていないところでございます。水道事業におきましては、今後とも市民の皆様のライフラインとして安心、安定、安価な水を送り続けることを努力してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 今回の質問は、願成寺町の元市議会議員の窪田直弘氏が現職のときに球磨川より北側に水道水の水源がないということで、災害時の水道の水源の確保は必要であるということで一般質問されています。そのとき、水道局は球磨川より北側の水道水の水源を確保するために大分調査されました。その調査の結果、水道水源になる箇所はないと報告されまして、その後、水道水については質問はしてなかったわけですが、水道用の水源ができないならば、山の上にタンクを据えたらどうかという発案で今回の質問をしたわけですが、今回答がございました。仕切り弁で回してしまうというような回答でございますので、大橋の水道管が落下したときも復旧はすぐできました関係で、現状の水道配水の仕切り弁操作ができるということならば、災害のときも安心して生活ができると思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

災害については、どうして橋が落下するかということをお考えすると、熊本でも江戸時代だったと思うんですが、島原大変肥後迷惑という災害が発生しております。この災害は、島原の眉山が崩れてこちらに津波が押し寄せたわけですが、今度の台風12号でも山間部の大雨で川がせきとめられて、そして湖が発生しております。この人吉球磨地方でも山間部がせきとめられて洪水が発生した場合、橋が落下するという可能性もございますので、災害時に本部長となられる市長にはよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、続きまして、市民の声として横断歩道の段差解消についてお願いしたいと思っております。これは、願成寺に住まわれている人で、奥さんが町中にある病院に入院されている方の事例でございます。病院のほうからリハビリ療養のために散歩にいきなさいということが催促されまして、車いすを外に出たところ、歩道の段差に車輪が引っかかりまして3人がかりで引き上げてもらったということでございます。一人では何もできないことであつたと、その人は私に報告されました。

これは道路行政でございますので建設部長、よろしく願いいたします。質問は、市内の病院の施設の周辺の歩道には早急に段差の解消ができないかという質問でございます。よろしく願いいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

市内にある歩道につきましては、設置後、相当年数を経たものから近年に設置されたもの

まで、歩道の形式や幅員など、道路の区分や整備時期における事業種類、構造基準によりまして、議員御指摘のようにフラット形式になっていない歩道も多数見られ、必ずしも統一したものとなっていないのが現状でございます。また、歩道設置の場合、車道及び歩道の必要な幅員を確保するとともに、歩道と隣接する土地との段差を少なくし、出入り口の勾配を最小に抑えるなど、それぞれの周辺条件を踏まえる必要がありますので、歩道全体を一律にフラット化していくことにつきましては困難なところも多くあるのではないかと考えております。今後、市内の病院などの周辺施設における段差解消が可能な歩道につきましては、道路及び周辺状況を踏まえながら、安全対策を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 私が平成15年に議員に当選しましてから、この横断歩道の段差の解消ですか、これには何回か質問しておりますが、今回の病院に入院された方の言われることには、車道と歩道が一緒の高さ、人吉市で言えば県道によくあるんですが、西瀬小学校の前の通り、あそこは道路と歩道の段差がありません。ただ歩道の境界を、歩道と車道の境界を分けたブロックのみでございます。歩道から車道に行くには、段差のないところを通るようになっております。こういう具合に、広いところはできると思いますが、私道のような小さい、そして狭いと言えはいけないんですが、歩道のそばには電柱が建っております、また溝があったりするところはこのような構造にはなかなかできないだろうと思いますが、できるだけ高齢者そしてまた車いす、そういう人たちが生活できるような地域、また地区、そういうところは車いすなどが対応できますように、よければ建設部のほうでしっかりと把握して、そして順次計画的にやっていただければということで要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）
15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） それでは、午前中に引き続きまして教育行政の質問をいたします。

本日は人吉市教育委員会の委員長、山本委員長には公務御多忙の中、議場に御足労いただきまして大変ありがとうございます。人吉市教育委員会は、人吉市教育行政の最高の意思決定機関でございます。山本委員長の答弁は人吉市教育行政の今後の方向を示すものと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問の順序は通告と違いますが、次の順序で行います。まず、教育委員会の共

同設置、教育委員会の機構改革、事務事業の点検評価結果報告について、人吉市教育基本方針、最後に教科書採択についての順序で質問いたします。

今回の質問は、教育再生会議の第一次報告から最終報告までの中から、教育システム改革という提言項目で法律が改正されました中から質問いたします。法律は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律であります。略して「地方教育行政法」とも言われますので、地方教育行政法と言いかえて質問いたします。

まず、教育委員会の共同設置について質問いたします。地方教育行政法第55条の2について。その内容は、「市町村は近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第252条の7第1項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする」とございます。

部長にお尋ねします。地方自治法では、市町村が共同して事務処理するのを認めています。252条の7第1項の共同設置以外にどのような事務処理の方法がございますか。また、それぞれの事務処理方法の利点と問題点についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

地域における教育行政の体制の整備及び充実、すなわち広域化を図る方法として、教育委員会の共同設置以外にどのような方法があるかというふうなことでございますけれども、共同設置以外には一部事務組合、広域連合、事務の委託などがございます。これらの教育委員会の広域化の利点は、地域としての教育の機会均等への貢献や人事行政の円滑化、効率的な事務処理体制の確保などがあるかと存じます。また、問題点としましては市町村ごと教育環境やそれに伴う指導方針が異なること、広域化により指導主事の担当地域が広がり、指導体制の弱体化を招くことが危惧されるなどが挙げられるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 指導方針が異なるということでございますが、これは後の教育方針のところ質問いたします。

部長にお尋ねいたしますが、地方自治法第252条の7第1項、共同設置した場合に議会との関係、予算、それから教育委員会との関係はどうなるのか。また共同設置した場合に教育委員会の性格といいますか、それがどうなるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

共同設置を実施している地域は、全国的に見ますと岐阜県で二つの町で実施しているところがございます。その地域の例で御説明をいたします。まず、共同設置を実施する場合、規約を制定し、知事に届け出ることとなります。そのとき、関係市町村の中から幹事の自治体に地域共同設置教育委員会を置き、幹事の自治体以外の教育委員会は消滅することとなります。すなわち、各自治体で、原則でございましてけれども5名ずつの教育委員会が、地域全体

で5名となるというふうなことでございます。さらに、地域共同設置教育委員会事務局につきましては、共同設置関係の予算執行事務等を行う総務課、指導主事で構成される学校教育課、主に社会教育主事で構成される社会教育課で組織されており、その他、生涯学習講座や施設の建設などのハードの事業、文化振興などについては、各自治体に教育文化課、生涯教育課などを設置し、事業を実施しているとのことでございます。予算につきましても、共同で事業を展開している費用を自治体ごとに予算計上し、議会の承認を受け、負担金として拠出し、その負担金をもって地域共同設置教育委員会事務局の予算を作成しているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） それでは、山本委員長に共同設置についてお尋ねいたしますが、ただいま部長から回答がございました。経費の削減に大変つながるということでございますが、日本の人口の減少、それから通信機器の発達、それから車社会など、社会情勢が非常に変化した場合に、人吉市においても次の世代の教育において広域的な教育、人吉球磨という行政を考えるとときではないかなと感じましたものですから、教育委員長の考えをお尋ねしたいと思います。

○教育委員長（山本泰弘君） 皆さんこんにちは。先ほど仲村議員から紹介していただきました、教育委員長をしております山本でございます。よろしく願いいたします。

今、教育部長も説明いたしましたけれども、確かにある面ではいいところもあります。しかし、ある面では非常に難しいところもあるわけでございます。現在のところ、この問題につきまして教育委員会議会で検討したことはございません。これが発議として出てきましたならば、私たちが真摯に取り組んで検討していきたいと思っております。

以上です。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 委員長、ありがとうございます。全国で数が少ないということと、発議として出てくればということなんですが、私は市町村合併が進まないならば教育行政でも先に人吉球磨が一緒になる方法がいいのではないかなという感じを持っていますから、このことについてはもう少し勉強してからまた再度質問、市長のほうにでも質問したいと思っております。そのときはよろしく願いいたします。

それでは、次の教育委員会の機構改革について質問いたします。平成23年度、人吉市の教育概要によりますと学校教育と社会教育と大きく二つに分かれています。そして、それぞれに努力目標が掲げてあります。7月1日に機構改革がされ、文化振興課が歴史遺産課、施設管理課は市民文化課になりました。事務分担はそれぞれに分けられたようでございます。私は教育委員会は、学校教育と社会教育の二つでいいと考えております。社会教育には昔言わ

れた家庭教育というのを含めまして、現在、生涯学習というふうに言い方が変わっていますが、部長にお尋ねいたしますが、人吉市教育委員会の中でも専門職の配置は何人ぐらいになるのか、そしてその職種は何かをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

教育委員会における専門員の配置は、必置職員につきましては学校教育課に指導主事が2名、社会教育課に社会教育主事1名を配置しております。その他の専門員としましては、歴史遺産課に学芸員4名、市民文化課に図書館司書を1名配置しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 社会教育と学校教育、それぞれ必置業務は定められて、体育と文化については必置義務はないということでございます。

それで、教育長にお尋ねいたしますが、地方教育行政法には教育委員会の職務権限が定められておりまして、職務権限特例として24条の2には、条例で定めればスポーツに関する事、これは学校教育の体育を除くわけでございますが、文化に関する事、文化財の保護に関する事を除くということでございます。そのスポーツと文化に関する関係を市長部局に移動させることができるとありますが、教育委員会としては学校教育、社会教育に専念することができるようになると思います。地方教育行政法の24条の2の特例が、平成19年6月27日の法改正のときに、なぜこの条項が追加されたのか。教育長の考えをお尋ねいたしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、スポーツに関する事務のすべて、または文化に関する事務のすべて、または両方すべてが地方公共団体の長が管理し、執行することができるように改正されたことは議員御指摘のとおりでございます。市長部局に移すことができるようになった理由はということですが、今回の改正理由は、スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて地域づくりという観点から他の地域振興等の関連行政と合わせて、地方公共団体の長が一元的に所掌することができることとする趣旨から改正されたものととらえておるところでございます。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 教育委員会の山本委員長にお尋ねいたします。

教育再生会議は市民総がかりで教育再生をという題目で第一次、第二次、第三次、そして最終報告が首相に提出されております。学校と家庭、そして地域社会の民間を含めて、教育の再生を目指すという考え方でございますが、山本委員長にはスポーツまたは文化を市長部局に移して地域の実情に合わせるというような考えはございませんか。お尋ねいたします。

○教育委員長（山本泰弘君） 仲村議員のお尋ねにお答えいたしたいと思います。

現在のところ、先ほども申し上げましたけれども、私の立場としましては教育委員会の会議を経て、その発言しかできない範囲でございます。今のところ個人的なことはあまりこの場では申し上げることはできないわけございまして、その点は仲村議員も御理解いただけたと思います。教育委員長の職務というものがございまして、一応5人の委員の合議の上で私は発言するわけでございます。その点御了承いただきたいと思いますが、そういうこともあるなということをきょう、新しく議員から私にお尋ねがありましたので、委員の中から、あるいは事務局のほうから発議が出ましたときには十分に検討して、次回でもお答えしたいと思います。お許してください。以上、お答えを終わります。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） ありがとうございます。それでは市長にお尋ねいたしますが、教育再生会議が提言し、地方教育行政法が改正されてから初めて今回、教育委員会の機構改革がされたと私は思います。教育委員会の機構改革には私大変興味がございましたが、何でもかといえますと、議会が教育委員会に意見を聞く必要があったから、この条例が提案されれば議会は採決する前に教育委員会に意見を聞くということになります関係で、私は大変興味があったんですが、教育委員会内部での異動ということになりました関係で実現しませんでした。この人吉市全体の機構改革を考えますときに、スポーツ関係と文化関係、これを市長部局に移したら、今市長が考える観光とスポーツ、また観光と文化、そういうのが一緒になってくるのではないかという感じがいたします関係で、市長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、学校体育以外のスポーツに関すること、文化財保護を除く文化に関することにつきましては、議会と教育委員会の御意見が整えば条例により、その職務を市長部局に移管し、執行することは可能でございます。また、近年では先ほどさまざまに御意見をいただいておりますけれども、熊本市あるいは先進事例でございます島根県出雲市、幾つかの自治体では、以上に関する業務以外でも地方自治法第180条の7に基づく補助執行により、教育委員会から市長部局へ業務を移管している例があるようでございます。したがって、今回の機構改革の際には、これらの規定や事例につきましてきちんと勘案の上、進めてまいりたいと考えているところでございます。だからと申しまして、必ずしも現行の体制に問題があるということではございません。市長部局と教育委員会事務局との連携に関しましては、教育長及び教育部長は部長会などを通して市政全体の運営に参画していただいておりますし、定期異動を通じて職員の人事交流も十分に図られておりますので、政策の相互調整において支障を来すということは極めてまれであ

るといふふうに考えているところでございます。したがって、現行体制の課題解消というよりは、文化、スポーツに関する業務を市長部局に移管することにより、現行よりも例えば他の市長部局の業務を含めまして、より効果的、効率的に施策を展開していけることができるかどうかという観点から、検討を重ねなければならないと考えておるところでございます。次回、機構改革を実施する際には、市政運営全体を見渡す中で、今回の仲村議員の御提案も含めまして、市長部局と他の行政委員会との役割や業務の分担を徹底して議論していくことにより、その時々々の施策課題の解決のために最も適した組織体制を検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 市長の回答の中で、教育委員長の回答の中で、それぞれ条件を整えたいという考えでございますので、今後の方向をしっかりと見つめていきたいと思っております。よろしくお答えいたします。

それでは、次の事務事業の点検評価結果報告についてお尋ねいたします。地方教育行政法が改正され、議会による検証が取り入れられました。現在まで議会に3回の報告書が提出されております。この報告書は、行政評価システムに沿って事務事業評価がなされております。

部長にお尋ねしますが、この報告書の様式は決まっているのか、点検評価事業の基準は何か、基準といいますか物差しと思いますが、それは何なのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年4月から教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないこととなったわけでございます。この一部改正に伴い、本市におきましても平成20年度から点検評価を行っているところでございます。点検評価の様式及び基準につきましては、どのような点検評価を行うか、また報告書の様式等につきましては国が基準を定めるのではなく、それぞれの教育委員会が実情を踏まえて決定することとなっておりますことから、本市におきましては市長部局で行っております行政評価の様式、及び必要度や効率度などを基準としたもの、そういうものを参考にさせていただいております。

以上、お答えします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） それでは、教育長にお尋ねいたします。

行政評価でシステムを組んでおられますが、この行政評価というのは計画、実施、評価、改善、PDCAといいますか、そのサイクルによって評価し、その結果を次の改善に結びつけていく手法だと思います。平成21年度対象の10の事務事業の点検評価の結果、すべてAでござ

ざいます。この評価Aというのは、現状どおり管理運営をして進めることが適当ということ
でございますが、教育委員会が報告された事務事業は、すべての課の事業は改善の余地はな
いということになっておりますが、その改善の余地はないということについてお尋ねいたし
たいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

この点検評価は、事前に教育委員会が立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が執行さ
れているかどうかについて、教育委員会みずからが事後にチェックする必要性が高いものを
点検評価しておるところでございます。平成22年度に点検評価しました10の事業、これは21
年度対象の事業でございますが、これにつきましては確かに議員御指摘のとおり、総合評価
はA評価となっております。しかしながら、点検評価シートの中にも記載されております平
成22年度以降の改善を踏まえた事業の内容、平成23年度以降の事業の方向性、学識経験者の
意見等を見ても、必ずしも改善の余地がないわけではないというふう考えていると
ころでございます。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 22年度以降の方向性、それから改善の余地はないわけではないとい
うようなことだったんですが、山本委員長にちょっとお尋ねいたしますが、人吉市の教育の概
要の学校教育の努力目標の中で、学校教育課の最上段に書かれている、確かな学力の育成事
業については学校教育事務事業の点検評価に入れるべきではなかったかなという、私は感じ
がしております。この確かな学力というのは学校教育の中でも最も重要な事業の一つと思
いますので、点検事業の中に入れるべきではなかったのかという質問を委員長のほうによろ
しくお願いいたします。

○教育委員長（山本泰弘君） 仲村議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

平成19年6月に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によ
り、教育委員会の行政の執行状況について点検評価を実施することが義務づけられたこと
については、これまで教育長が述べたとおりでございます。本市におきましても、平成20年度
から多岐に及ぶ教育事業の中から市民の皆様にも身近でわかりやすい事業を選択しました。
市民の皆様にも身近でわかりやすい事業を選択して点検評価を行ったところでございます。
毎年、12月の議会では時間をいただき、議員各位からの御指導も賜るようお願いし、教育
長から報告しております。

ただいま仲村議員から提案いただきました学校教育努力目標の中の確かな学力の育成、こ
れは本当に大切なことでございます。これにつきましても、さまざまな事業が展開されてお
りますので、どの事業を点検評価していくか、これを含めまして、今後教育委員会の中で検
討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） ありがとうございます。どの事業を事務事業に点検するかということは、さっき部長にお尋ねしましたが、この報告書の様式は決まっていないということでございますので、そこは教育委員会の中でしっかりと検討していただいて、この確かな学力というのは学校教育の中でも特別必要最上級のことだと思います。学校の教育基本方針があって、そしてその中で教科書で教えられて、そして子供たちが育っていく。その1年間の成果をこの点検報告で議会に報告していただくということですから、しっかりとした報告書、その様式、そして行政サイクルというんですか、を組んでいただいて、議会のほうに報告していただければと、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の基本方針についてお尋ねいたしますが、今、基本方針についてちょっと言いましたが、これは山本委員長にお願ひいたしますが、平成23年度の人吉市の教育概要には基本方針が掲載されております。これは平成23年度、これ教育委員会からいただいたものでございますが、この中で、人吉市の教育基本方針は一番最上段に書かれております。この基本方針の中に、第4次総合計画の都市像がそのまま載っているわけですね。基本方針のその考え方、この人吉市の教育基本方針に対する考え方を教育委員長にお尋ねいたします。

○教育委員長（山本泰弘君） 今仲村議員がおっしゃるように、確かにこの人吉市の教育概要の中にも載っております。ごらんいただいたのだと思います。先ほどから御説明いただいておりますように、私も関係いたしましたけれども、平成22年度までありましたのが23年度ができていない。24年度からまた復活するような話でございますが、そういうことを踏まえまして、上位の目標が決まってから実は学校教育あるいは教育委員会の目標、そういうのを決めるわけでございますが、先ほど議員がおっしゃったように、学校教育のみならず、社会教育についてもすばらしい目標をつくったと私たちは思っております。それは今までの10年間の計画を実施してきた反省に立ってやっておりますし、それから今後の教育のあり方について教育委員みんなで検討いたしました。もちろん事務局のほうからも案を出していただきまして、それについて検討いたしました。来年度からは、またすばらしいものができると思っておりますけれども、どうぞ御期待いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 教育基本方針は23年度の上位計画ができてからということでございますが、今後の教育方針に期待してほしいということなんですが、一つだけお尋ねいたしたいと思ひます。教育長の権限と教育委員会の権限が分かれた中で、教育長に委任できない事項もございまして。この基本的な教育方針というのは教育委員会のことでございますから、やっていただきたいのは先ほど申しました教育は大きく分けると学校教育と社会教育、この二つ

に分けられるわけですが、次回につくられる24年度の教育方針ですか、この教育の概要については、しっかりとした中学校用の教育方針と社会教育用の基本方針、それをしっかりと立ててもらってやっていただきたいという感じがいたします。なぜかという、人吉市の教育概要には今のところ学校教育の努力目標と教育委員会の努力目標というぐあいにしか載っていません関係で、今後は学校教育の基本方針をしっかりと教育委員会で立ててもらおうというのが重要じゃないかという考えがございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の教科書採択に移りたいと思います。教科書採択については、松岡議員の一般質問と重ならないように少しばかり質問したいと思います。

中学校教科用図書の採択の流れについては、昨日の教育長の回答でございましたのでわかりました。協議会の選定委員会より、選定答申は協議会に出され、協議会は各教育委員会に採択結果を送付、各教育委員会で審議されると理解しました。

そこで教育委員長にお尋ねいたします。教科用図書の採択について、人吉市教育委員会が開催されたのはいつか、その時間と場所、開催された時間から終了された時間、委員全員が出席されたのかについて。それから、採択は1教科ずつ採択されていくのか、それとも通知文書を一括して送ってくる、この通知文書によってそのままこれでいいですかというぐあいに採択されるのか。3点目は、昨日数学について教育長が細かく説明されましたが、社会の歴史・公民について、今度は説明していただきたいと思います。

以上の質問です。

○教育委員長（山本泰弘君） 仲村議員の教科書採択についてお答えしたいと思います。

まず、三つお尋ねがあったと思いますので、一つずつ申し上げます。

人吉市教育委員会の会議を開いたときの日時、それについてでございます。平成24年度の使用中学校教科用図書を人吉市教育委員会が採択した際の会議についてでございますが、期日は平成23年8月26日でした。人吉市の市役所別館203号会議室において、採択に関する会議時間は43分、16時04分から16時47分でした。委員は5名全員出席しております。それが一番目の答えでございます。

二番目の、人吉市教育委員会における採択は1教科ずつなのか、全教科まとめてなのかということについてお答えいたします。採択協議会から通知された選定理由書というのがございますが、人吉市教育委員会事務局職員から1種目ずつ説明を受けました。説明を受けた教育委員の中からは、選定した理由が妥当である、よく研究がなされているなどの意見が出されまして、最終的には全種目まとめて全員一致で採択協議会から通知された選定結果を採択いたしました。以上でございます。

次に三番目でございますが、社会科の教科書についてのお尋ねでございました。社会科の歴史的分野及び公民的分野の採択理由について御説明いたします。2種目とも東京書籍、教育出版、それから清水書院、帝国書院、日本文教出版、自由社、それから育鵬社の7社の中

から、結論を言いますと東京書籍を採択いたしました。まず、歴史的分野について申し上げますと、各社とも1単位時間の学習を見開き2ページとし、学習課題及び確かめの問いの形などが提示されておりました。生徒が自主的に学習できる構成となっておりました。また、重要な語句はゴシック体で表記されておりました。理解を助ける用語解説もなされておりました。難解漢字等においては振り仮名もふってありました。基礎的、基本的な事項の定着への配慮もありました。その中で東京書籍は唯一、A B版を使用しており、生徒の理解を助ける思考力を引き出したりする写真や絵図等が見やすく配置されておりました。また、重要語句480語でございますが、公民での重要語句との関連を図ってありまして、生徒が多角的に理解できるよう配慮してありました。さらに、各章末には「深めよう」を12カ所設けておりました。また、各章の歴史的事象及び時代の特色を補充する内容が記述されており、学習の進化を図る工夫がなされ、生徒が主体的に学ぶ態度を身につける工夫がなされておりました。加えて、「この時代の学習を振り返って、みんなで考えてみよう」を設けて、重要語句の説明、年表、歴史地図を用いて基礎的、基本的事項の確実な定着をねらってありました。

以上のような理由から、本市生徒の歴史学習に東京書籍が最も適していると判断した結果でございます。

次に、公民的分野についてでございます。各社というのは、先ほど申し上げました各社でございますが、見開きに2ページ、1単位時間の取り扱いとして学習しやすい構成となっておりました。また、小单元ごとに学習課題や学習の目当てが明記してあり、学習の方向性を示されておりました。生徒が主体的に学習できる構成となっておりました。さらに、イラストを使ってコラムを設定したりするなどして、本文内容を補完するなどの工夫もなされておりました。そのような中、東京書籍は章末のまとめに設問を設定したり、また用語解説を設けたり、各時間の終わりに学習内容を確認させたりして、基礎的、基本的事項を確実に定着させる工夫が手厚くなされておりました。また、学習の各段階において、学習内容に応じた問い方をすることにより、段階的に思考力、判断力、表現力等を高める工夫もできておりました。さらに「トライ」「公民にチャレンジ」「深めよう」「公民にアクセス」「一口エピソード」などを通して、生徒の興味・関心を高めたり、グラフや図表を読み、そのために設問を設定してあったり、生徒の主体的学習を引き出す工夫も認められました。A B版の図表等も見やすくなっておりました。

以上のような理由から、本市の生徒が公民に興味関心を持ち、基礎的、基本的事項を確実に身につけるために適した教科書は、東京書籍であると判断いたしました。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） ありがとうございます。大変細かく質問に答えていただきましてありがとうございます。できますれば、この確かな学習の成果として、今度出される点検評

価報告にはこの項目を一応上げて報告していただければ、非常に議会としてもわかるのではないかと思います。数学とともに、この教科も入れていただければ大変結構かと思えます。どうかよろしくお願い申し上げます。

ただいまの質問で教育関係すべて終わりますが、山本教育委員長にはお忙しい中、この議会においでいただき本当にありがとうございました。また今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時31分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番、森口勝之議員。

○17番（森口勝之君）（登壇） 17番議員の森口でございます。トリを務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずもって、東日本大震災、福島第一原発事故、それから先だつての台風12号による大災害によりまして被災をされましたすべての方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。とりわけ奈良県の十津川村、この十津川村には平成15年の秋、当時の当市議会、球磨川水系ダム問題対策特別委員会の一員として訪問をさせていただきました。そのときに、記念として清流のほとりから石を拾ってきておりまして、それ今、議長室に置いてございますけれども、特別な思いでニュースに見入ったところでございます。一日、一刻も早い復旧復興を心から重ねてお祈りをしたいと思います。

さて、それでは一般質問でございますけれども、私今、副議長を拝命をいたしております。議長ともどもさまざまな施策につきまして、執行部からレクチャーを受けております。わからないこと等々につきましては、その場で聞いたり質したりしておりますので、なかなか従来のような一般質問というわけにはまいりません。そこで今回は、初めて市長の施政方針に登場してまいりました「肥薩線を未来へつなぐ協議会」、これ1本に絞りましてお尋ねをしてまいりたいと思っております。

この協議会につきましては、実は先月8月26日に人吉市内で設立総会が開催をされまして、当市議会から永山議長、それから川野総務文教委員長、私、3名参加をさせていただきました。来賓という形でございまして、資料はいただきましたけれども、発言はもちろんできません。ということで、内容につきましては概略はわかっているつもりでございますが、これは大変大きな施策であります。将来のこの地域のありようを相当変えるかもしれないという、そういう大きな施策でありますので、これはもうこの本会議場で詳しく説明をお聞きし、そ

の上で議会として是とするのであるならば、これはもう市長以下執行部の皆さんと議会、それから関係各団体、地域住民の皆さん方、一致団結して施策を邁進していく。そういうことが大事なのではないかなと思っております。それがまた地方政治の地方政治たるゆえん、責務であろうと思っております。そういう観点から質問をしてみたいと思いますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

そこで1点目、質問をいたします。この肥薩線を未来へつなぐ協議会の構成市町村と発足に至る経緯、そして設立の趣旨につきましてお尋ねをいたします。公室長は大変頭がよろしくて早口でございますので、どうぞゆっくり御説明いただきますように、冒頭お願いしておきます。よろしく申し上げます。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

まずもって肥薩線を未来へつなぐ協議会につきましては、議員のお話にありましたように、去る8月26日に関係者の皆様の御協力により、無事設立することができました。改めてこの場をお借りしまして御報告とお礼を述べさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

それでは、当協議会の構成市町村と設立の趣旨、及び発足に至りました経緯についてお答えいたします。

まず、設立の趣旨といたしましては、圏域の宝とも言える肥薩線の歴史的及び文化的な価値を検証し、並びにその保存及び活用を図ることによって、同線を未来へと継承し、さらには圏域の観光振興に寄与することを目的として設立をいたしております。そして、中期の目標として矢岳駅に保存されておりますD51型蒸気機関車の復活運行、長期の目標といたしまして世界遺産への登録を目指すものでございます。

設立の経緯といたしましては、昨年度の肥薩線利用促進存続期成会の定期総会の場におきまして、会長でございます田中市長から、D51型蒸気機関車の復活運行と比類なき価値を持つ肥薩線の世界遺産登録を目指した組織についての検討を提案させていただいたことがスタートでございます。その後、沿線自治体や関係自治体への意向調査や関係担当課長会議、同時に今回の発起人として御参加をいただきましたえびの市長様や湧水町長様への御相談、そしてJR九州様への御要望などを踏まえ、構想が夢物語で終わるのか、具現化する可能性があるのか、検討を重ねてきたところでございます。その結果、皆様からのさまざまな前向きな御意見、御支援を踏まえ、従来の肥薩線利用促進存続期成会とは別に、先ほど申し上げました二つの目標実現に的を絞った新たな組織を立ち上げるとの結論に至りましたので、去る7月25日に行われました同期成会の定期総会の場におきまして、皆様に御提案をし、御賛同をいただいた11の市町村で構成する協議会を設立させていただいたところでございます。構成します団体を具体的に申し上げますと、えびの市、湧水町、球磨村、湯前町、あさぎり町、多良木町、山江村、相良村、五木村、水上村、そして本市の11団体でございます。今後

は今回の参加を見送られました自治体だけではなく、国や熊本県、鹿児島県、宮崎県の3県、そしてJR九州様などの関係関連団体にも御協力を呼びかけ、官と民が一体となった組織づくりと、地域住民の皆様の機運の醸成、そしてまた意識の啓発に努めていく所存でございますので、議員の皆様にも引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番、森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 説明をいただきましたけれども、大目的はD51の復活と肥薩線の世界遺産登録ということでございます。今答弁の中にはございませんでしたけれども、この協議会の会長に田中市長がおつきになったと、それから非常に私、大事なことは副会長にえびの市の村岡市長、同じく副会長に湧水町の米満町長がおつきいただいたということでございまして、これは何と申しましょうか、県境のトロイカ体制とでもいいたいでしょうか、非常に私、いいことだなと思えました。設立総会のときに湧水町の米満町長がごあいさつに立たれて、その中で非常に私、印象に残っている言葉がございまして。といいますのは、吉松、それからその付近の栗野というのは鹿児島県の最北部の山合いの村で、かつては非常に目立たない地域でありました。ところがこのような機会をつくっていただいて、非常に今うれしい、この県境であってよかったというようなごあいさつがありまして、それ私、非常に印象に残っております。えびの市さんも同じ思いだと思いますが、それで私、大変御無礼だなと思っただんですが、本気ではあろうけれども、本気度をちょっと見てみたいということで、実は吉松、栗野、それから真幸、あその後、視察に行かせていただきました。栗野町は、これは両方見させていただきましたけど、本気ですね、湧水町長さんの言っていることは、栗野町は今、駅前開発しておりまして、産業遺産の一つであります暗渠、駅の前にありますけれど、それを保存しながら水を利用した親水公園みたいなのを、もう完成しておりまして、駅前開発を今やっております。それから、吉松町はこれは皆さん御案内のとおり、SLもちやんと本物をオープン展示してありまして、自由に運転席にも乗れると。それからレストランなんかもございまして、その辺見たときに、これは本気だと思えました。それから真幸町、これはもう全国に有名になりました。ちょうどいさぶろう・しんぺい号の到着時間に合わせに行きましたけれども、例によってお客さんずらっと出てきて、大変なにぎわいでございました。そこで、その真幸町で私一つまた驚いたことがあったんですが、駅舎に宮崎日日新聞の記事が2枚飾ってありまして、1枚は社会面のコピーです。当然、地元の熊日新聞さん、人吉新聞さん、報道していただきましたけれども、宮崎日日新聞さんの報道ぶりですごくいいんです。大見出しの記事で載ってありました。それから同じ8月27日ですけども、社説を使って、社説も二段社説じゃない、全面社説を使って論評しておりましてびっくりしました。その最後の部分ちょっとメモしてきたんですが、宮崎日日新聞8月26日の社説ですね、

その社説の見出しが、「県民にとっても大きな夢だ」と、どんと書いてありまして、最後の部分ですが、「美しく牧歌的な沿線景観は多くの旅客を魅了している。加えて世界遺産の登録基準である人類の創造的才能を表す傑作の側面も持つ。県民全体にとっても大きな夢だ。胸を張ってまずは国内候補の暫定リスト入りを目指してもらいたい」宮崎日日新聞が日刊紙でどんとそのような論評をしております、これは本気だなと、さらに思ったところがございます。それで帰ってまいりまして、少し気になったことがありまして、この地元の錦町さんが現状では不参加の状況でございます、その辺のところ何か理由ございますか、お尋ねしたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

当協議会の設立に当たり、肥薩線利用促進存続期成会の定期総会で、会員の皆様から御審議をいただき、構成団体である16の市町村に参加の御案内を差し上げたところでございます。そんな中で、ただいま議員のお話もございましたように、今回、錦町さんも含めまして都合5団体の方が見送られたというような状況でございます。ただ、すべて5団体の方含めまして当協議会の設立の趣旨には御賛同をいただいたところでございます。そういった中で、懸念のされる事項と申しますか、今後における事業計画や予算等が確定した段階で参加については前向きに検討させていただきたいとの御回答をいただいたところでございます。

D51型蒸気機関車の復活運行と肥薩線の世界遺産登録という夢の実現のためには、ただいままるるお話をいただきましたように、人吉球磨、もちろん県境を越えた各地域が手を取り合い、一丸となり取り組むことが必要不可欠となりますので、速やかに当協議会の事業計画や予算の方向性をお示しできる段階まで協議を進め、錦町さんを初めすべての関連地域の自治体に御参加いただけるよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番、森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） まさに今御答弁いただいたとおりでありまして、こういう施策につきましては、やはり関係自治体等々、一致団結して初めて成就していくものであると思っておりますので、どうぞ今まで以上に粘り強く参加をお誘いいただきたいと思います。必ず私は、その意味合い等々がおわかりいただければ先ほど前向きということがございましたけれども、御加入いただくものと私は思っております。

そこで、世界遺産て一体何ぞやということでございます。いろいろ市民の方とお話をしましてもなかなかピンとこないという方も現実的にいらっしゃるわけです。えらい大ぶろしき広げよるばってん何だろうかというようなところもあるわけでございますが、私は、田中市長が就任された後ですから2年ぐらい前でしたかね、岩屋熊野座神社、国の重要文化財について質問するときに、同時にこの人吉球磨に点在する重要文化財いろいろございます。熊本県のほとんど8割以上集中しております。中世以降の社寺、建造物群というのは、これはす

ばらしいものばかりでございますので、そういうのを日本文明を検証する上でも非常に価値のある建造物群だから、これをまとめて世界遺産登録目指したらどうだと、実は訴えたこともあります。それくらい私は世界遺産というものについて、非常に興味は持っているんですが、世界遺産に登録された場合、その前と後ではどう違うんだと。世界遺産に登録される魅力で一体何なんだというのを、当然これ執行部、ちゃんと把握はしていらっしゃると思いますが、その辺のところを先進事例等々含めまして、その地域がどのように変化したかというのを調査してあれば、御説明をいただきたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

世界遺産登録後の魅力、メリット、デメリットということで、私、さまざまな視点からのとらえ方があるかと思えます。今、私たちが感じている範囲内での答えをさせていただきたいと思えます。

世界遺産に登録されることの魅力、メリットということにつきましては、まずは観光と文化財保護の両面でのプラス効果があると考えております。まず、観光に関しましては肥薩線の魅力を世界に発信できますので、今まで以上に日本全国から多くの観光客がお越しいただけるとともに、海外からの観光客も増加が見込めるんじゃないかということで、大いに期待をされるということで考えております。そしてまた、国内の例を挙げてみますと、沖縄県の琉球王国のグスク及び関連遺跡群や、岐阜県と富山県にまたがる白川郷、岡山の合掌造り集落におきましても、入り込み観光客数が増加しているようでございます。内閣府政策統括官室の地域経済2005年版によりますと、琉球王国関係で登録の前年2000年に209万6,000人だった観光客数が4年後の2004年には245万5,000人、つまり約40万人の観光客数の伸び。また、白川郷では登録の前の年1994年でございますが、このとき129万6,000人だった観光客が2004年には216万人となっております。約80万人ほどが増加したという統計があるところでございます。これも世界遺産登録によって認知度が上がり、集客力の向上に寄与したものと考えております。そしてもう一つの魅力でございますが、意義とも言えますが、当協議会の組織名に象徴されているとおり、100年前の明治の開業からほぼ変わらぬ姿で現存している、まさに生きた鉄道博物館ともいえる肥薩線という世界に誇るべき地域の宝を、次の世代、未来の子供たちにバトンを引き継いでいかなければならないという責務が我々にはあると存じます。そして肥薩線を世界遺産として登録することで、世界が認める中で守り継承していくための環境を整えていくということが可能になるということではないでしょうか。登録までの道りは確かに長く険しいものになることは重々承知しておりますが、この地域が県境という枠を超え、世界遺産登録という明るい夢に向かってスクラムを組んでいくことがこれからの日本にとりましても重要ではないかと認識をいたしております。また、当時の通信大臣山縣伊三郎が天険若夷という言葉を用いて、肥薩線の開業までの苦難の道りを乗り越えた喜びを表現しましたように、少しずつではありますが一歩ずつ着実に、実現に向けて歩んで

いきたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番、森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 以前私、ちょっと調べたところによりますと、石見銀山も確か2007年に登録されたと思うんですが、あそこはもともとの数字が少なかったのかもしれませんが、観光客数が30倍に膨れ上がったというデータも出ております。そのように世界遺産、これは日本中だけじゃなくて世界から注目されるわけでございますので、非常に交流人口も飛躍的にふえる。当然、経済効果も大きいものがあるというようなところで、本当に魅力のある施策ではないかなと、私はかねがね思っているところでございます。これも以前に話したことがあると思いますけれども、平成20年、青井阿蘇神社が国宝に指定されました年の秋に、当市議会の経済建設委員会、私一員でございましたが、広島県の廿日市へ視察研修させていただきました。宮島へ渡りまして厳島神社、世界遺産登録されております。レクチャーを受けたんですが、そのときに私どもは青井阿蘇神社が国宝に指定されたばかりでございますので、言ってみれば鼻高々なんです。いろんな会議の中でうちの神社はこうやって国宝指定されたんだと、どうだと、観光客もふえるだろうかというような質問をしたら、ちょっと顔引きつったような雰囲気、「国宝ですか、国宝に選定されたぐらいではそんなふえませんよ、やっぱり世界遺産ですよ」と言われまして、本当にちょっとがくつきたんですが、おっしゃる意味はよくわかりました。お客さんぞろぞろぞろ、修学旅行からもちろん大人の方、それから外国人の方もいっぱいいらっしゃいました。そういうことで、さすが世界遺産だなというのを感じて帰ってきたそういう視察研修でございました。

さてそこで、次に3点ほどまとめてお聞きしますが、この施策について、今検討されております第5次人吉市総合計画へも私は盛り込んでいくべきであろうと考えておりますが、その辺についてどのようにお考えであるのか。それから、これはもう当然、JR九州さんの御意向もあるわけでございますので、JRさんはどのようなお考えであるのか。あるいはまた、これは私ぜひとも進めていただきたいなと思っているんですが、規約を読ませていただきましたら顧問を置くことができるとなっております。そこで、これはもう非常に大きな施策でございますので、しかも熊本、宮崎、鹿児島、3県にまたがるわけでございますので、せつかならばこの3県の知事に顧問に御就任いただくようお願いをしていくべきではないかというようなことも考えておりますが、その点につきまして御見解をお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

当然のごとく、世界遺産登録、この運動につきましては第5次総合計画の中にしっかりと盛り込んでいくということが肝要であるというふうに認識をいたしているところでございます。また、顧問の件でございますけれども、今後は国土交通省を初めとし、国、鹿児島県、

宮崎県、熊本県の3県、そしてJR九州株式会社、専門家、有識者の方々のお力添えがなければ到底、実現は難しいというふうに思っております。それも専門家、有識者におかれましては、国内外の支持を得る必要があるというふうに考えているところでございます。全面的に御協力をこの方々にお願いをしまいたければなりませんし、熊本、宮崎、鹿児島、3県のかかわりにつきましては強力な御支援、バックアップをお願いをしまいたいと思っております。そのような中で、当協議会の顧問への就任ということも当然ながら頭の中に入れておかなければならない、どうしたならば最強の組織が確立できるかということは見据えていかなければならない喫緊の非常に重要な課題であるというふうに思っているところでございます。

それからJR九州におかれましては、D51蒸気機関車と肥薩線の所有者としての立場から、当協議会の活動に対しましては引き続き御支援と御協力を賜るということでございますが、先日発足しました設立総会の際におきまして、世界遺産登録運動には十分なる御理解を賜りましたけれども、D51蒸気機関車の復活運行に関しましては、費用等を理由に現時点では大変厳しいとの認識を示されたとおりでございます。しかしながら、署名や募金活動など、地道な取り組みを通してすそ野を広げ、資金面での問題が解決できれば必ずJR九州から御理解を得られると、私自身確信をいたしているところでございます。まずはD51復活に関しましては署名活動などを行いながら、地域住民や関連団体の機運を高める努力をしていかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番、森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） さきの設立総会には宮崎、鹿児島、熊本の県議の先生方、それから球磨地域振興局の局長も御参列をいただいております。私は、特に地元熊本の蒲島知事には、この県南並びに県境が一致団結してこういうものに取り組もうという姿勢をぜひとも強い気持ちで感じ取っていただいて、強力なバックアップをお願いしたいと、特に蒲島知事に対しては思っております。といいますのは、ちょっと不満ばい話になりますけれども、知事は御就任当初、非常に県南地域へも視線がきておりました。球磨焼酎を人吉じゅうのお店に置くんとか、人吉球磨は熊本の歴史回廊だというようなことで、非常に期待をしておりましたけれども、なかなかその後、もちろん川辺川ダムとか五木ダムとか荒瀬ダムとか、そういう方面での知事の御発言は目立ちますけれども、何かこの県南地区を浮揚させていくんだというような視線が最近寂しいものを、実は私感じているんです、個人的に。知事は山鹿出身です、県北ですよ。よく知事の口から出る、観光面でもそうなんです、阿蘇地域なんです。それと天草、横軸を大事にしていきたい、大分、別府までも含むんでしようけれども、よくその言葉はことあるたびに聞こえてきます。ですから、御出身の山鹿、県北と阿蘇、天草を結んだトライアングルですね、そういう戦略がどうも私個人的には見えてしょうがないん

です。ですから、ぜひとも知事にはこの県南地域にもそういう目線を向けていただいて、要するにひし形ですね、県北、東西、県南という、ダイヤモンドです、熊本ダイヤモンド戦略みたいな気持ちをぜひともお持ちいただいて、いろんな面でバックアップいただきたいと、そのように私は今強く思っているところでございます。

時間も相当過ぎました。最後に、市長、設立総会でも熱い思いを語っていらっしゃいました。最後、この肥薩線を未来へつなぐ協議会設立を受けて、市長の今の思いを、御見解をお聞きしておきたいと思えます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、肥薩線利用促進存続期成会というものが、なぜ存在しているのかということからお話をさせていただきたいと思えます。御承知のとおり、20年前、湯前線が廃止となるということで、さまざまな議論がこの人吉球磨でも交わされたところでございます。そして、これを第三セクターとして残すという、その選択がなされて今日に至っているわけでございますけれども、それに引き続きまして、肥薩線も廃止の受け目に遭うという、非常なる危機感が当時あったというふうに私は感じているところでございます。肥薩線利用促進存続期成会というなるものが、いわゆる廃止の方向に向かわないような方向性を見出すために、この人吉球磨圏域並びにえびの、湧水、つまり八代市を初めとして霧島市までの肥薩線、全線の自治体で協議会が設立されたということであろうと推測をいたしております。この肥薩線をどう利用促進し、存続するかという方策をずっと考えてまいりましたけれども、私も平成19年に就任させていただきまして以来、毎年毎年、陳情は鹿児島支社、熊本市支社にさせていただきます。果たしてそれだけで利用促進、存続なるものかという疑問がずっとございまして、何度か矢岳に通ううちに、このD51はやはりSL人吉と同じように復活させたならば、山線を走らせることができたとしたならば、この利用促進、存続につながっていくのではないかとこのように思ったところでございます。そういうふうに、D51復活を何とかその利用促進のために活用したいという中で、提案をさせていただいてきたわけでございますけれども、そういう中でこの肥薩線に関する勉強をさせていただく、その経緯がさまざまにございましたけれども、ひょっとして肥薩線はちょうど一昨年が肥薩線100周年でございましたので、それを契機にこの沿線の産業遺産、文化的価値というものを見直しをさせていただいたところでございます。そうしますと、御承知のとおり、この鉄道遺産の世界遺産というのはオーストリアのゼメリング、それからスイス・イタリア間を走っているレーティッシュ、そしてインドのダージリン鉄道、この三つがあるわけでございますけれども、それに比較いたしても何ら遜色がないどころか、はるかに肥薩線のほうが勝っているということに気づいたわけでございます。

そこで、先ほど知事のお話も出ましたけれども、早速昨年、知事と直接面談をいたしまして、九州山口産業遺産群の世界遺産登録というものも、熊本県も三角西港、それから万田坑

等々ございますので、ぜひこの肥薩線も世界遺産登録運動を起こしていく、その原動力として熊本県も、知事もなっただきたいということを強く要望をいたしているところでございます。この人吉球磨地方のみならず、えびの、霧島、この方面は例えば人吉市におきましても、中世文化の宝庫であります。これは日本一の宝庫。それから、100年前の乗り物が、鉄道敷が肥薩線でありますけれども、実は100年前に、いやそれ以前から乗り物として利用されてきたものが、現在は球磨川下りであります。そうやって100年前の乗り物もそろっている。そして歴史的な背景もある。山を越えますと日本ジオパーク、これがやがては世界ジオパークになると思いますけれども、そういう中を肥薩線が走っているという、これは大変な魅力、価値を含んだ地域の中の世界最高級の鉄道遺産であるというふうに私自身、確信をいたしているところでございます。

そこで、この世界遺産運動に取り組むに当たりまして、夢のようなことばかり言っているという御批判があるのも私も耳にするところであります。しかし、この肥薩線を産業面、文化面、または観光面、さまざまなとらえ方があろうと思いますが、観光面でとらえましてもいわゆる観光行政、観光施策というの、短期的な施策、中期的な施策、長期的な施策というものを持っておかなければならないというふうに思っております。確かに短期的な観光政策としましては、観光イベントであるとか祭りであるとか、または誘客運動であるとか、さまざまな活動があろうかと思っておりますけれども、中期的なやはり我々の今生活している市民自身が直接的に恩恵をこうむる短期的な事業とともに、私たちの子や孫が影響、いわゆるこの人吉市で暮らしていけるための施策というものも打っておかなければならない。それが世界遺産登録運動であります。観光の側面でもう一步踏み込んで申し上げますと、長期的施策というのは何ぞや、それは町の修景事業であります。これは30年、50年かかるだろうというふうに思っております。こういうやはり短期、中期、長期の施策を持たなければ、本物の観光地には私はなり得ない。だから夢物語かもしれませんが、直接今生きている我々には跳ね返ってこないかもしれませんが、子や孫たちのためにもこの運動はしっかりとやっておく必要があるというふうに私は確信をいたしているところでございます。

このような観点から、この運動をぜひ進めていくことがひいては肥薩線利用促進存続期成会の目的にまさに合致するわけでありまして、決して廃線にはならないということが担保されるというふうに思っております。また、ゼメリング鉄道であるとか、レーティッシュ鉄道というのは、アルプス間を縫うように運行してまいりますので、すばらしい景色を持っております。しかしこの肥薩線沿線も見ますと、八代からのこの川線、この美しさ、それから山を越えまして霧島連山、そして桜島まで見渡すことができる日本有数三大車窓というものも持っております、景色の面でも決して劣ることはない。いわゆる世界遺産の登録の一番肝要な点は、世界唯一無比ということでございます。世界にはこれ以外のものはない。これ以外のものはないというものが、まさに私は肥薩線であるというふうに確信をいたしている

ところでございまして、例えばまず、124.2キロメートルにもわたってさまざまな産業遺産が分布し、しかも現在それが利用・活用されているというのは日本全国、またはインドから東のアジアにはどこにもないわけでありまして、これが世界遺産にならないわけには、世界遺産には必ず私は到達するものというふうに考えているところでございます。しかし、前ユネスコの事務局長の松浦先生のお言葉を借りますと、燃えて燃えて燃え尽きて15年努力、そして心を傾注し、地域全体がこの世界遺産登録に向かわなければ成就することはない。そこまでやる気があるかということを一昨年、私に先生は投げかけられたところであります。地域が一丸となってこの運動に当たる覚悟というものが必要でございまして。夢を持ちながら必ずこれは達成できると。先ほどから御案内がございました巖島神社、石見銀山、また今度新しく登録になりました金色堂を初め中尊寺等々、この日本の文化遺産、自然遺産、含めましてそれぞれの地域がなし遂げてきたわけでございますから、我々の地域になし遂げられないことはないというふうに思っているところでございます。しかもこういうすばらしい産業遺産をいわゆる相良700年、歴史、伝統、文化に基づいた中世建築文化が、数多く連綿として御先祖よりこの地域に受け継がれてきたわけでありまして、我々もその中世文化の歴史遺産をさらなる後世へ、それから100年前の産業遺産をさらに磨き上げて後世へ伝えていく責務が我々にはあるというふうに確信をいたしているところでございます。また、かつて鉄道に人生を捧げてきた鉄道マンの御苦労、歓喜の物語、またはこの鉄道建設当時、殉職された方々の慰霊碑というものもあるわけでございます、まさに天険若夷の難工事であった。そういう建設に当たった方々の思いにも報うためにも、そして鉄道マンのこれまでの御努力にも報うためにも何としてもこれを世界遺産として我々は押し上げてまいらなければならないというふうに思っているところでございます。

何とぞ議会の皆様方、そして市民の皆様方に御理解をいただき、この産業遺産が世界遺産になりますように御協力をお願いを申し上げまして、私の思いとさせていただきます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番、森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 市長の協議会会長として、あるいは市長としての強い思いが伝わってまいりました。私は個人的にも夢物語ではないと思います。これは必ず実現していくであろうと思っております。設立総会の際に市長からも御案内いただきました、先ほど出ましたゼメリング、ダージリン、ヒマラヤレーティッシュ、初めて聞く鉄道もありましたので一応調べさせていただきました。まさに肥薩線はこれらよりも優れていると、私自身も思っているところでございます。私は下手するとこれは、これから大いに議論がなっていくんでしょうけれども、D51復活よりも先にひよっとしたら世界遺産のほうが成就するのかなという気もあるくらいでございますので、その辺のところしっかり勉強しながら、またいろいろと訴えてまいりたいと思っております。

一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。

日程第15 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、議第73号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議第73号について、質疑はありませんか。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番、大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目、今回、交付金としてサマージャンボ宝くじ交付となっておりますが、こういった宝くじは何年置きに来るのかお尋ねいたします。

2点目、市営住宅の遊具等の今回は修理ということになっておりますが、市内には市営住宅が何棟あって今回の遊具の修理は何棟なのか、場所がわかったら教えてください。

それから、歴史資料館の案内板を設置するというので、これにつきまして何箇所で行われるのか。また1カ所当たり幾らかかるのかお願いいたします。

最後に、中津留美術館の解体整備費ということで予備費から出されますが、この解体整備費には全体で幾らかかるのか、お願いいたします。

以上です。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、大塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

過去には平成18年度に6,163万4,904円の交付を受けております。このときは総額が30億円、今回は県で50億円ということでございますけれども、今回と同じく均等割と人口割で算定された交付額を決定されたということでございます。平成18年度の交付金は図書館用地購入事業といたしまして旧中津留美術館の購入経費に充当させていただいたところでございます。

設置個所につきましては、建設部長のほうで御答弁いたします。

○建設部長（中村明公君） それではお答えしたいと思います。これには経緯を少々御説明したほうがよろしいと思いますので、それも含めまして御説明をさせていただきたいと思っております。

去る6月6日に開催されました全員協議会のほうでも御説明いたしましたとおり、平成23年5月18日に市営住宅前田団地の公園に設置しております遊具で事故が発生いたしました。これを受けまして、市では14団地設置しておるんですけども、14団地のすべての遊具を点検をいたしまして、シーソーについては――シーソーで事故があったんですが、このシーソーについては修繕可能ということで、修繕改良を加えるとともに、その他の遊具につきましては、経年劣化により老朽化したもの、それから国が示しております遊具の安全に関する基準というのがございます。これを満たしていないものについては、直ちに使用禁止の措置を講

じたところでございます。今回の補正予算において、この使用禁止としております遊具をすべて撤去いたしまして、必要な遊具を新たに整備するための予算を計上させていただいております。

今回の整備方針でございますけれども、少子化に対応した施策の一環ということでございまして、市内に25の市営住宅がございますが、そのうちの14団地、原城、蟹作、米山、砂取、西瀬、三日原、立野、原田、鶴田、前田、熊田口、一二三ヶ迫、門前、老神でございますけれども、この14団地の58基でございますが、この不良な58基の遊具、それから水飲み場、これを撤去いたして整地をしました後に、三日原にも実はあるんですけれども、三日原団地のは駐車場として利用されていると。したがって、遊具を設置する場所がないということもございまして、この三日原団地を除く13団地に必要最小限の遊具ということで、ブランコと滑り台と鉄棒ということで設置する計画でございます。

なお、市営住宅に入居しておられる皆様には当分御不便をおかけするということになりますので、先般8月29日でございましたが、各団地の管理人さん、自治会長さんにお集まりをいただきまして、今後の計画についての御説明を行いました。またあわせて、遊具についてどんな遊具が望まれているのかということもよくわかりませんでしたので、アンケートもこのときをお願いしております。できるだけ入居されている皆様の御意見等を反映して整備をしていきたいというふうに考えております。

当初は、整備に要する財源の問題もございまして、9月の補正予算、議第61号でございましたが、これで撤去費用を計上いたしました後で、新設整備等については年次計画を立てて、これに基づいて整備をしていく予定でございました。しかし今回、熊本県市町村振興協会交付金、これを充当できるということになりましたものですから、追加提案として今回、議第73号で提案をさせていただいたところでございます。

今後とも適正な保守管理に努めまして、今後の新たな整備について適切に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

案内板等の設置工事ですけれども、これは人吉城歴史館の誘導サイン1基、シンボルサイン1基、それから駐車場サイン1基、合計3基を工事費として積算しております。その3基の合計が257万円というふうなことでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 先ほど答弁漏れが1点ございました。中津留美術館整備予定事業費は幾らかというような御質問でございます。今議会に御提案しております一般会計補正予算（第4号）に旧中津留美術館跡地の用地測量委託料と建物解体工事実施設計委託料をお願いしているところでございます。予算をお認めいただければ、この交付金の残額は先ほど議

員が申されましたように、整備のほうに充当させていただきたいというふうに考えているところでございます。なお、具体的な整備事業の内容につきましては、3月に公益的施設の適正配置に関する特別委員会に御提示をして、お認めをいただきました案に則したものを予定しているところでございます。解体及び整備事業費は現在のところ、正確には積算をしておりますので、お認めいただきましたらば早急に委託を発注いたしまして積算をし、次の議会に御提案をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）5番、平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 5番議員の平田です。2点ほどお聞かせください。

遊具の整備ということで使用されますけども、現状、その遊具が本当に使われるのかどうか。いろんな遊具において事故が起きたということで補償問題になっております。必要ないという遊具もあるのではないかとということで、地元の団地のお考えを入れながら遊具を備えていくということも必要ではないかというふうに思います。そういう考え方はないのか。

それと、掲示板なんですけれども、観光のまちということで観光のまちづくりをされる計画ですので、特にこの人吉には観音堂という小さなお堂とか馬頭観音とか、そういう小さな観音堂があります。そういったところの看板の表示とかいうものには使う意思はないのかどうかお聞きしたいと思います。

○建設部長（中村明公君） それではお答えいたします。

まず1点目が、遊具が本当に使われているのかということだろうと思いますが、遊具は先ほど申し上げましたとおり、国の基準というものがございまして、これを満たしていない。といいますのが、その遊具と遊具の間隔が十分でないもの、あるいは金属の疲労、さび等によりまして遊具自体が使えない状態にあるもの。それから構造上、遊具が大変危険であるもの、ジャングルジム等がございまして、その底盤をコンクリートで打ってあるんですけれども、それがむき出しになった状態になっているものもございまして。そうすると、当然子供が遊んでいて転落をした場合に大きな事故につながる可能性がございまして。こういったものも含めまして、現状としてはそういうふうになっておるわけでございまして。

それから、これまでも設置しております遊具についてはそれぞれの年度においてメンテナンス等は実施してきたところでございますけれども、長年使われない、老朽化というふうに表現しましたが、長年時間がたっておりまして非常に古くなった遊具もございまして、本当は子供たちがそこで遊びたいんだけども使う状態にないというものも当然ございまして。したがって、今回私どもが整備をしようと思いましたのは、そういったものを国の一定の基準に沿ったものに、基準に合致したものをつくり、新設をして、そしてどういうものが必要か

ということは先ほど申し上げましたけれども、簡単にはブランコとか滑り台とかシーソーと、そういったものでございますが、本当に必要な遊具がどうなのかということは、先ほど申し上げました住民の皆様アンケートによりまして実態を把握したいと思っております。その上で、その当該する団地には必要ないと言われるところもあるかもしれません。そういったところは設置しないということになるかもしれません。ただ、今私どもが考えております以上のものを設置するとか望まれる場合もあるかもしれませんが、それについては今後またそういったことも含めて検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） はい、森口議員。

○17番（森口勝之君） 議案質疑でございますので、趣旨に沿った議論をお願いしておきたいと思っております。

○議長（永山芳宏君） 平田議員に申し上げます。議第73号の質問項目について質疑をいただきたいと思っております。一般質問にならないようお願いいたします。

○5番（平田清吉君） 遊具の整備について御質問しましたけれども、すべて提供する必要もないのではないかというふうに思いましたので、いろんな事故等が遊具において発生していますので、設置しないという考え方もあるんじゃないかなということで質問させていただきました。

2番目の観音堂についての掲示板ということをちょっと質問しましたけども、これは議題に沿わないということで、質問を取り消させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）11番、笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 1点だけ質問したいと思っております。歳入として雑入という形で一括して1億500万円入ってきていますよね。歳出を見たときに、歳出の財源内訳が特定財源として7,500万円、一般財源として3,039万円という形で振り分けであります。この根拠についてちょっと説明いただきたいと思っております。こういった形で特定財源として見たのか、あと残りをこういった形で一般財源として見ているのか、それについてちょっと説明いただきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） 事業費の約9割程度を本交付金の振興協会交付金を充てて、残りを一般財源という考え方でございまして、精算することも前提におきまして、そういう充当の仕方をさせていただいております。

○11番（笹山欣悟君） 補正額1億500万そのものを振り分けたわけでしょう。特定財源と一般財源に。5ページの特定財源の考え方と一般財源の振り分けの根拠ですよ。

○総務部長（坂崎博憲君） 失礼いたしました。お尋ねのところは5ページの事項別明細書の

内訳のところかというふうに思います。この3,039万円というところでございますけども、先ほど申しましたように、精算のことを考えまして、まず9割程度充当したところでございますけども、残りの予備費のところはいわゆる12月に、実は先ほど申しましたように旧中津留美術館整備の予定ということで、予備費に充てさせていただいております。したがって、予備費というものが特定財源ということではございませんので、一般財源として取り扱わせていただいたということでございます。

最終的には補助の交付金の申請をする段階ではどういう事業に充てるということで申請をさせていただいて、最終的に決算統計の中で財源を充当するというようなことで対応させていただくということにいたしております。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番、笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ちょっと理解できないところがちょっとあるんですけど、結局、基本的に交付金というのは、交付金というのは基本的にはその特定財源として入れ込むということですよ。だから1億500万円は、その交付金ということで基本的にはそれが特定財源に当てはまるのかなと思っておったわけなんです、私は。ところが、それを特定財源と一般財源に振り分けてあったものですから、何で交付金そのもの1億500万円をその特定財源と一般財源に振り分ける必要があるのかなというふうなところからちょっと疑問に思ったわけなんです。もしそういったことであれば、例えばそういった精算の中ですということであれば、その交付金はまた別の一般財源に充てている部分については別の形で特定財源というふうな形で充当して何かに使うということですか、その辺はどうですか。

○総務部長（坂崎博憲君） 財源的には、決算上では財源の充当をさせていただきますけど、予算上は一般財源に振り替えた形で予算書に上げさせていただいているということでございます。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程第17 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第58号から陳第6号まで一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成23年9月第5回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第61号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、2ページの[別記1]に、議第73号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、3ページの[別記2]に記載してあるとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、4ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第58号	専決処分の承認を求めることについて (人吉市税条例等の一部を改正する条例)	厚生
議第59号	専決処分の承認を求めることについて (人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例)	厚生
議第61号	平成23年度人吉市一般会計補正予算(第4号)	各委[別記1]
議第62号	平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第63号	平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第64号	平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第65号	平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第66号	平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第67号	平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第68号	平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	経建
議第69号	平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について	厚生
議第70号	人吉市暴力団排除条例の制定について	総文
議第71号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	総文
議第72号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第73号	平成23年度人吉市一般会計補正予算(第5号)	各委[別記2]
陳第3号	田野小学校の統廃合に関する陳情	総文
陳第4号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出に関する陳情	総文
陳第5号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出 を求める陳情	厚生
陳第6号	認可外保育施設に通う子供達への助成を求める陳情	厚生

[別記1]

議第61号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第3条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>14款 予備費</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>第2条 債務負担行為</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>5款 労働費</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費</p>

[別記2]

議第73号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 10款 教育費 14款 予備費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 8款 土木費

[提出陳情件名]

陳第3号 田野小学校の統廃合に関する陳情

陳第4号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出に関する陳情

陳第5号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情

陳第6号 認可外保育施設に通う子供達への助成を求める陳情

[継続審査件名]

○経済建設委員会

陳第1号 「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情

陳第2号 歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時42分 散会

平成23年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成23年9月27日 火曜日

1. 議事日程第5号

平成23年9月27日 午前10時 開議

日程第1	議第70号	人吉市暴力団排除条例の制定について	}	総文
日程第2	議第71号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第3	議第58号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	}	厚生
日程第4	議第59号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）		
日程第5	議第72号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	}	経建
日程第6	議第61号	平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	-	各委
日程第7	議第73号	平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）	-	各委
日程第8	議第62号	平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	}	厚生
日程第9	議第63号	平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		
日程第10	議第64号	平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）		
日程第11	議第65号	平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）		
日程第12	議第66号	平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）		
日程第13	議第67号	平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）		
日程第14	議第68号	平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	}	経建
日程第15	陳第4号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出に関する陳情	}	総文
日程第16	人吉球磨広域行政組合議会の報告			
日程第17	川辺川総合土地改良事業組合議会の報告			
日程第18	議員派遣について			

日程第19 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第19まで議事日程のとおり
 - ・ 追加日程
 - 議第74号 平成22年度人吉市歳入歳出決算認定について
 - 報第3号 平成22年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について
 - 報第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - ・ 追加日程
 - 平成22年度決算特別委員会の設置について
 - ・ 追加日程
 - 意見第2号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	高 橋 隆 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	久 本 一 富 君
総 務 部 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 長	山 本 政 義 君
健 康 福 祉 部 長	今 村 朱 美 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	中 村 明 公 君
市 長 公 室 次 長	愛 甲 秀 樹 君
総 務 部 次 長	中 村 則 明 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健 康 福 祉 部 次 長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
企 画 課 長	小 林 敏 郎 君
財 政 課 長	告 吉 眞 二 郎 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
管 理 課 長	中 川 一 水 君
会 計 管 理 者	松 江 隆 介 君
水 道 局 長	田 中 幸 輔 君
上 水 道 課 長	水 野 二 郎 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	東 俊 宏 君
教 育 総 務 課 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	村 田 定 美 君
監 査 委 員 長	大 平 正 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第70号及び日程第2 議第71号

○議長（永山芳宏君） まず、日程第1、議第70号及び日程第2、議第71号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第70号から日程第2、議第71号までの2件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第1、議第70号人吉市暴力団排除条例の制定についてであります。長引く経済不況を背景に、暴力団による資金獲得活動が巧妙化、潜在化し、健全な経済社会への影響が懸念される中、熊本県は暴力団排除条例を平成22年12月17日に制定し、平成23年4月1日に施行されました。本条例制定の目的は、警察による暴力団への取り締まり強化のみならず、県・市町村、市民、事業所及び関係機関等が相互に連携して暴力団排除に向け取り組むこととされていまして、県内の市町村における同条例の設置状況は、制定済みが阿蘇市、小国町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、氷川町の7市町村、9月提案が現在のところ甲佐町、錦町、山江村、相良村、五木村と人吉市の6市町村であります。

以上の内容の説明が執行部からなされまして審査に入りました。委員からは、人吉警察署からの依頼文書にあるモデル案どおりに作成されたのか。人吉球磨に暴力団組織は存在するのか。11条に規定される中学校での教育方法とは。財団法人熊本県暴力追放推進協議会と公益財団法人熊本県暴力追放推進センターの関係は。6条に規定される暴力追放センターと連携するその他の関係者とは。市民が知り得た暴力団排除に関する情報提供先の窓口はといった質疑に対し、執行部から、県警のモデル案を基本に作成した。人吉市の暴力団の組織数はゼロであるが、球磨郡に1組織ある。中学校では教育委員会と協力し、警察や暴力追放センター等の民間団体の講話などを考えている。財団法人熊本県暴力追放推進協議会は、公益法人熊本県暴力追放運動推進センターの前身であり、法人制度の改革に伴い平成23年2月1日より名称が変更されたものである。その他の関係者とは、各種議会、県弁護士会、地域や職域における暴力団排除にかかわる組織など暴力団排除に携わる者である。暴力団排除に関する情報の窓口は、地域生活課が担当するとの回答があり、審査の結果、原案のとおり認める

ことに決しました。

次に、日程第2、議第71号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。スポーツ基本法（平成23年法律第78号）が公布、施行されたことに伴い、体育指導委員がスポーツ推進委員に改められたため条例の一部を改正するものであります。

執行部から、提案理由の説明がなされ審査に入りました。委員からは、スポーツ推進委員の役割、活動内容は。名称変更に伴い体育指導委員協議会の名称変更もあるのか。現指導委員の人数は。体育指導委員が定められた基本法とは。人員の校区割はあるのか。委員に資格は必要か等の質疑に対し、執行部から、各種地域スポーツ行事に活発に参加、協力をいただいている。市のスポーツ行事運営に大変心強く思っている。任期は2年である。名称については総会時において変更が行われる予定である。体育指導委員は、定数26名に対し現在25名、1名欠員である。1961年にスポーツ振興法が制定され、体育指導委員が定められた。各校区3ないし4名で割り振ってあるが、現在矢岳校区に欠員がある。資格については特に必要ない。地域におけるスポーツのリーダーとして校区公民館長の推薦により教育長が任命するとの回答があり、審査の結果、原案のとおり認めることに決しました。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第70号及び議第71号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第70号、議第71号は原案可決確定いたしました。

日程第3 議第58号及び日程第4 議第59号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第58号及び日程第4、議第59号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第3、議第58号から日程第4、議第59号までの2件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第3、議第58号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）についてであります。これは、根拠法令となります現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月22日に成立し、平成23年6月30日に公布され、同日の一部規定を除き施行されたことに伴い関係条例等の一部改正を行い、専決処分をされたものであります。

今回の人吉市税条例に関する主な改正点は、1、寄附金税額控除の拡充、2、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の見直し、3、地方税における罰則の見直し、4、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の追加であり、地方税法が改正された部分に関連した市条例の一部を改正するものであります。

委員から、肉用牛の売却について人吉市内に適用するところはあるのか。2,000頭から1,500頭に引き下げられたら大規模農家は課税されるところも出てくるのではないかとの質疑に、執行部から、適用のところは現在ない。頭数は厳しくなったが特例が平成24年度までだったのが平成27年度まで延長され、緩和されたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第59号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）についてであります。これは、条文を引用しております地方税法の一部改正により、条文に移動があったため、条文を合わせるために改正するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第58号及び議第59号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第58号、議第59号は承認されました。

日程第5 議第72号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、議第72号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第5、議第72号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

今回、主に3点の改正内容があります。1点目が適用工場の条件緩和及び雇用奨励金の条文の追加であります。改正前の「市内に居住する新規雇用者5名以上（増設は3名以上）」を、改正後「新規雇用者5名以上（増設3名以上）」として、市内居住者の条件を削除するものであります。これは、現在、本条例の優遇措置を受けるための条件の一つである新規雇用の条件を緩和することにより、本条例の適用を受ける企業の門戸を広げ、新規の企業立地

や増設を促進するものであります。2点目が操業開始時期の緩和であります。改正前が「設置した工場等の継続的な使用を開始したと市長が認めたとき」の条件を、改正後は「工場等が次条の規定による指定を受けた日から規則で定める期間内に操業開始の届出をしたとき」とするものでございまして、規則の中で新設は5年、増設は3年以内と定めているところでございます。現在、優遇措置の適用基準日は操業を開始した日に限定的に定めてあり、現在の条例上は工場の稼働日が操業開始日となっております。そのため、工場の操業開始時期につきましても、熊本県の企業優遇制度同様に企業側に主体性を持たせ、経営状況による届け出といった開始時期に幅を持たせることで、最も効果的な優遇措置を受けることができるよう条件を緩和するものでございます。3点目が、工場増設に対する工場等建設補助金支給の新設です。改正前は増設に対する工場等建設補助金の規定はございませんでした。改正後は、「適用工場のうち、増設に係る投下固定資産総額が3,000万円を超え、かつ、新規雇用者が3名以上の工場等に対し、工場等の建設のために新たに取得した土地のうち市有地については、取得価格に100分の15を乗じた額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）市有地以外の土地については、取得価格に100分の5を乗じた額（その額が500万円を超えるときには500万円）を工場等建設補助金として交付する。ただし土地取得後、1年以内に工場等の増設のための工事を着工した場合に限る。」と規定を追加するものでございます。これは、現在、工場の新設のみ支給対象としていた工場等建設補助金について、支給対象を工場増設まで拡大するものでございます。地元企業、既に市内に立地しております企業の事業拡大、雇用創出を促進するとともに新規企業立地につきましても誘致への好材料となるよう支給対象を拡大し、制度を拡充するものでございます。本条例は、平成18年10月1日より施行されていましたが、今回、条例適用により支援できる企業の条件を緩和、拡充することになり、あらゆる業種、規模の企業も立地しやすい環境をつくりだし、また、地元企業の事業拡大を積極的に支援し、雇用創出を促進する効果を期待するものであります。

審査の中で、委員から、工場増設に対する工場等建設補助金支給の新設の中で、土地取得後1年以内に増設のための工事を着工した場合に限るとあるが、1年では短くないかとの質問に、県の基準と合わせたとの答弁がありました。また、委員の中からは、このような緩和策はスピード感を持ってやってほしいとの要望もありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第72号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第72号は原案可決確定いたしました。

日程第6 議第61号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第6、議第61号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） おはようございます。予算委員会に付託されました議第61号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入（全款）並びに第3条地方債の補正につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の補正予算は、4億250万円を追加し、歳入予算総額を144億7,150万2,000円とするものですが、そのほとんどが国庫補助金、県補助金の交付額の確定や、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによる補正及び国・県の補助事業の内示、及び交付決定などによる補正でございます。

主なものとしまして、市長公室、総務部関係の20款諸収入、4項、3目雑入、1節総務費雑入、市長選挙供託物没収金100万円の増額及び市議会議員選挙供託物没収金30万円の増額は、本年4月実施の市長、市議会議員選挙における供託物没収金でございます。人吉球磨広域行政組合還付金495万4,000円の増額は、人吉球磨広域行政組合の旧食肉センターの廃止に伴う剰余金などの精算金でございます。地方債の補正におきましては、地方道路整備事業債を道路改良工事の追加に伴い増額するものでございます。

市民部関係につきましては、18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目、1節国民健康保険事業特別会計繰入金247万6,000円の増額、及び4目、1節後期高齢者医療特別会計繰入金43万3,000円の増額は、両会計の前年度決算に伴う補正でございます。

健康福祉部関係につきましては、地域支え合い体制づくり事業費補助金235万1,000円の増額は、災害時に高齢者や障がい者などを地域ぐるみで支援する体制を構築する事業の内示に伴うものでございます。

経済部関係につきましては、16款財産収入、2項財産売払収入、2節その他不動産売払収入、立木売払収入689万円の増額は、市有林の間伐事業などで伐採する立木の売払い収入でございます。

執行部から以上のような説明を受け、これに対し、市長、市議会議員選挙供託物没収について、没収されない最低獲得票はそれぞれ何票かとの問いに、市長の場合は有効投票数の10分の1票です。有効投票数が2万2,427票だったので2,242.7票となります。また、市議会議員の場合は有効票を議員定数で割り、その10分の1票となります。有効票が2万2,455票だったので、定数の18で割って1,247.5票、その10分の1ですので124.75票との答弁がありました。

した。立木売り払いの木の種類、場所はとの問いに対し、木の種類は杉、ヒノキ、場所は3カ所であるなどの質疑応答がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第6、平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳出予算の補正、1款議会費、2款総務費（2項徴税費及び3項戸籍住民基本台帳費を除く）、9款消防費、10款教育費、14款予備費について審査の結果を報告いたします。

1款、1項、1目議会費243万1,000円の増額補正は、改選に伴う議員期末手当の減、及び人事異動に伴うもののほか、共済組合負担金の負担金率の改正による人件費の補正が主なものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,324万7,000円の増額補正は、人事異動に伴うもののほか、共済組合負担金の負担金率改正による人件費の補正、9節旅費102万2,000円の経費は市制70周年記念事業に伴うまちづくり親善大使の招聘旅費、並びに11月27日開催予定の男女共同参画講演会の会場使用料変更に伴う経費の組み替えなどです。19節負担金、補助及び交付金のうち補助金260万円は、永野公民館の屋外放送設備整備事業への補助金であります。3目文書広報費73万1,000円の増額補正は、12節役務費の手数料30万1,000円が平成22年度に総合行政ネットワークシステム整備事業システムのサーバー変更に伴う旧サーバーのデータ消去及び撤去手数料とLAN配線更新手数料など。18節備品購入費43万円が電算室の情報系システムプリンターの更新、及び各コミュニティセンターに設置してありますプラズマディスプレイに地デジチューナーを接続し、災害時等の情報収集にテレビを視聴できるようにするものであります。6目財産管理費56万円の減額補正は、庁舎内などで保管しますPCBを含んだコンデンサやトランスの処分を本年度予定しておりましたが、平成25年度に延期になったため減額するものであります。13節委託料の増額補正は、旧中津留美術館の用地測量及び建物解体実施計画委託料であります。7目企画費1,448万9,000円の増額補正は、4節共済費から14節使用料及び賃借料までの総額947万6,000円が市制70周年記念に要する経費で、前夜祭出演者への謝金、会場設営委託料、会場使用料などであります。19節負担金、補助及び交付金のうち人吉球磨広域交通活性化協議会負担金103万5,000円は、人吉インターチェンジの高速バス停留所整備事業の負担金であります。また、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金377万8,000円は、くま川鉄道株式会社の平成22年度決算において生じた鉄道事業の経常損失額を、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金交付要項に基づいて補助するもので

あります。10目情報管理費488万9,000円の増額補正は、13節委託料が住民基本台帳系システム委託料が不要になったことに伴う減額と、住民基本台帳管理などの基幹系電算システムがホスト系からサーバー系になったため、ホスト系の電算撤去に伴いサーバーラックなどを移設するための委託料の増額であります。15節工事請負費370万7,000円は、電算室空調設備新設やサーバーラック移設後の耐震化工事などであります。12目地域情報推進費206万円の増額補正は、6月議会の補正予算で議決されました地域情報通信基盤整備推進事業で整備しました光ファイバーケーブルの移設に要する経費の増額であります。地権者の要望などで電柱を移設する場合、光ファイバーケーブルの移設は設置者負担であることから、当初は予算を含め計10本分の62万円を計上してありましたが、距離が長くなる場合は50万円程度の工事費になるため増額するものであります。12節役務費、手数料は移設距離が短いものは手数料で支払うものとし、1件当たり4万2,000円の20本分を計上するもので、15節工事請負費は、移動距離が長く高額になることから52万5,000円の2カ所分を計上するものであります。16節原材料費及び18節備品購入費は、光ファイバーケーブルに不慮の切断が起きた場合、早急に復旧させる必要がありますが、ケーブルが高額なため請負業者が在庫を持たない場合を考慮し、現物支給として光ファイバーケーブルと付属品を購入する経費であります。なお、今後も他の地域で移設要望が考えられますので、予備を含めた増額補正を行うものであります。

9款、1項消防費、1目消防総務費の3万9,000円の減額補正は人事異動に伴うもののほか、共済組合負担金の負担金率の改正による人件費の補正であります。2目非常勤消防費42万3,000円の増額補正は、10月19日に開催予定の第20回全国女性消防操法大会の本市女性消防隊員視察研修に対する交付金35万円が主なものであります。3目消防設備費702万円の増額補正は、平成21年度に実施した防災行政無線電波伝搬調査でスピーカー設置空白地帯となった地域を再度伝搬調査する委託料と、防災行政無線整備事業の実施計画委託料であります。5目災害対策費419万円の増額補正は、11節需用費、消耗品費57万7,000円が山間部の避難所に乾パンと飲料水を備蓄するための経費。同じく11節印刷製本費47万3,000円は、「我が家の防災手引書」を増刷する経費であります。18節備品購入費314万円は、山間部避難所への毛布と敷きマットを備蓄する経費と防災用携帯型無線機10台を更新する経費であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費109万1,000円の増額補正の主なものは人件費で、4月並びに7月の人事異動に伴うものや共済組合負担金の改正に伴うものであります。2項小学校費、1目学校管理費9万3,000円の増額補正の主なものは、13節空調設備の保守点検委託料160万1,000円ではありますが、これは12節役務費、手数料からの組み替えであります。3目学校建設費1,569万6,000円の増額補正のうち13節委託料931万円は、来年度工事予定の西小学校の耐震及び大規模改修工事の設計委託料523万3,000円と、西瀬小、東間小の給水設備老朽化に伴う改修工事を行うための設計委託料407万7,000円であります。また、15節工事請負費638万6,000円には各小学校の老朽化部分の改修工事費に548万9,000円、矢岳小学

校の水路しゅんせつ工事費89万7,000円が計上されております。3項中学校費、1目学校管理費50万円の増額補正は、11節需用費の施設設備修繕料であります。13節委託料86万円は小学校同様に空調機整備の保守点検委託料で、12節役務費、手数料からの組み替えであります。3目学校建設費271万6,000円の増額補正は、15節工事請負費で第三中学校のプールサイド改修工事費であります。5項社会教育費、1目社会教育総務費1,431万5,000円の増額補正は、人件費関係のみの補正であります。2目公民館費202万7,000円の増額補正は、15節工事請負費201万1,000円が主なもので、老朽化した青少年ホーム空調設備の改修工事費であります。5目文化財保護費504万円の増額補正の主なものに三つの事業が上げられております。一つ目は歴史的庭園群保存活用事業で、市内の歴史的日本庭園について価値や特徴を明らかにし、歴史遺産としての評価を行い今後の活用を図るもので、今回、人吉城内御館跡庭園の評価と維持管理方法について庭園家野村勘治氏による現地講習と講演を実施する予定であり、8節報償費、9節旅費、13節委託料の合計119万1,000円が計上されております。二つ目は五木の子守唄歌碑移転事業で、15節工事請負費に147万7,000円が計上されております。これは、人吉城跡保存整備事業に伴い撤去され、郷義館跡に仮置きされていた歌碑を札の辻バス停横の緑地帯に移転するもので、五木の子守唄が流れる説明板も設置するものであります。また、工事請負費には三の丸南斜面の史跡人吉城跡排水溝改修工事費57万1,000円も計上されております。三つ目は岩屋熊野座神社防災事業で、防災に係る経費4,705万6,000円の3.75%に当たる176万4,000円が19節補助金に計上されております。6項保健体育費、1目保健体育総務費は人件費関係で475万4,000円の減額補正となっております。2目体育施設費40万円の増額は、11節需用費で体育施設の修繕料であります。7項学校給食費、1目給食センター運営費は人件費関係で75万9,000円の減額となっております。13節委託料13万1,000円は、梢山工業団地内に案内看板を設置する案内標識作成委託料であります。

14款予備費に2,465万6,000円の増額がなされております。

審査の過程で委員から、永野公民館の屋外放送設備整備事業全体の予算は。廃棄物処理手数料375万5,000円の減額理由は。人吉インターチェンジバス待合所改修工事の総工費と自治体の負担金は。防災行政無線整備における議会への報告は。災害用備蓄の数量は。矢岳小学校水路等しゅんせつ工事の内容は。五木の子守唄歌碑移転工事について、ほかの城跡内の記念碑などの移転計画はなどの質疑があり、執行部から、永野公民館ワイヤレス放送システムの総事業費は325万5,000円。コミュニティ助成事業補助金250万円、市補助金10万円、町内基金65万円である。廃棄物処理手数料375万5,000円の減額理由は、市役所本庁及び旧水道局の保管分については本年度中に処分の予定で当初予算に計上してあったが、県からの指導で人吉球磨地区の保管分は平成25年度に一括処分を行うこととなったためである。人吉インターチェンジバス待合所改修工事の総工費は2,000万円。国の補助が総工費の2分の1で1,000万円、残り1,000万円の2分の1の500万円が交通事業者である産交バスが負担、あと

の500万円を自治体が負担する。その際の人吉市の負担金が103万5,000円。以下、錦町50万6,000円、あさぎり町72万2,000円、多良木町53万2,000円、湯前町37万6,000円、球磨村38万8,000円、水上村34万7,000円、五木村31万7,000円、山江村36万7,000円、相良村40万円である。今回の災害行政無線の実施計画では基本調査は行っているものの、具体的な屋外子局の数や個別受信機の整備数などを含めて計画を行っていく。当然、議会や地域住民への説明を行い、工事に移るための設計を考えていく。また、防災行政無線については金額も8億数千円ほどを予定している。市の公共工事としても最大規模であり、当然議会へ詳細に説明をし、理解を得て進めていきたい。財政状況も考え、何年ぐらいで進めるかなど他の事業とも調整しながらきちんと説明する。防災用備蓄に関しては今回山間部を想定している。総数で120名ぐらいの毛布と敷きマットを用意する予定。矢岳小の水路しゅんせつ工事の内容はJ R関係者立ち会いのもと、湧水地のしゅんせつと下流側暗渠部の土砂撤去、並びに運動場に流出した土砂の撤去を行うこととした。五木の子守唄歌碑は平成15年の城跡整備事業で撤去されたもので、今回やっと移設先が決まった。現在、城跡内には明治以降に建てられた記念碑等が10基ほどあるが、将来的には史跡外への移設を検討しなくてはならないなどの回答があり、全員異議なく認めることに決しました。また、防災行政無線整備については委員から、電源の確実なバックアップを求める意見が出されております。

以上です。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第6、議第61号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳出の2款総務費（2項徴税费、3項戸籍住民基本台帳費）、3款民生費、4款衛生費、及び第2条債務負担行為につきまして、審査の結果を報告いたします。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費は442万1,000円を減額し、補正後の額を1億7,256万2,000円とするものです。人事異動等に伴う人件費関連の減額が主なものであります。2目賦課徴収費に20万円を追加し、補正後の額を3,159万円としております。11節需用費、消耗品費に20万円の増額は、市制70周年記念事業の一環といたしまして原動機付自転車に御当地ナンバープレートの交付を予定しており、その購入経費であります。委員から、何のためにするのか。県内ではどこかしているのか。金額等は。交付の仕方はどうするのかといった質疑に、執行部から、市制施行70周年記念で地域の特色あるものをナンバープレートの一隅にデザインをする。県内のデータはない。9月30日までデザイン募集、10月選定委員会を開催してデザインを決める。1枚400円を500枚程度購入予定である。従来どおりの交付の仕方で行うが、従来のものか御当地ナンバープレートか選んでもらうようにするとの答弁があ

っております。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費に18万4,000円を追加し、補正後の額を16億6,700万8,000円としております。7 節賃金から14節使用料及び賃借料までは災害時支え合い体制づくり事業に伴う経費が主なもので、事務補助員6 カ月分、講師謝金、講師旅費、消耗品等であります。13節委託料136万5,000円のうちシステム改修委託料63万円は、障害者自立支援法等改正に伴うシステム改修委託料分であります。映像製作等委託料73万5,000円は災害時支え合い体制事業に伴うDVD作成委託料で、講師の指導のもとに避難支援個別計画書の記入の仕方をワークショップ方式で学んでいるところの記録や、避難訓練の様子を撮影してDVDを作成するものであります。18節備品購入費33万円は、災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業に伴う備品として、簡易ベッド10台分30万円と台帳保管庫3万円の購入であります。28節繰出金798万4,000円の増額補正は、国民健康保険事業特別会計繰出金3万3,000円の減額、介護保険特別会計繰出金に799万2,000円の増額と介護サービス事業特別会計繰出金2万5,000円の増額であります。委員から、災害時支え合い体制づくり事業について、どういった講演会か。下薩摩瀬町を選んだ理由は。了解は取れているのか。個人情報、プライバシーとの関連は。最後の着地点はとの質疑に、執行部から、三重県伊賀市の社協から講師に来ていただく。災害時に援助が必要な方を地図上に落としていく。災害時要援護者の方の避難経路、避難させるために誰が支援するか等々、町内で考え地図に落としていく。その作業をするために講師に来ていただき指導してもらおう。その様子をDVDに撮影し、市内の町内に広めたい。避難勧告が出る地域であり、町内でいつも考えている。町内会長が図上訓練講習を受けておられその素地がある。予算が通ったらお願いするということで交渉はしている。個人情報保護法の中でも、生命財産にかかわる緊急時はその限りではないという条文がある。支え合いのためには情報を共有化する。市、社協と協定を結び情報の一元化、情報の保護を行っていく。社協で小地域ネットワーク事業を全町内においている。災害時にリンクさせながらどういうふうにするか進め、それを全町内に広めていきたいとの答弁がっております。2 目心身障害者福祉費に248万円を追加し、補正後の額を7億4,295万円としております。20節扶助費248万円は障害者福祉手当620名分を計上するものであります。これは、1、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくはその保護者で、平成23年10月1日現在で本市に1年以上住んでいる方、2、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる世帯で、平成23年度市民税額が均等割以下の世帯の2点について該当する方に支給されるものであります。3 目老人福祉費に3万5,000円を追加し、補正後の額を2,699万7,000円としております。23節償還金利子及び割引料3万5,000円の増額は、老人医療の診療報酬返還に伴う精算金としての国庫支出金精算金3,000円、老人医療の診療報酬返還に伴う精算金としての県支出金精算金2万7,000円、老人医療の診療報酬返還に伴う支払基金交付金清算金5,000円であります。5 目国民年金費を134

万1,000円減額し、補正後の額を1,101万5,000円としております。6目老人福祉センター費に323万6,000円を追加し、補正後の額を1,130万2,000円としております。13節委託料48万3,000円、及び15節工事請負費275万3,000円は、老人福祉センター等排水路用地測量業務委託料及び排水路改良工事費であります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に190万1,000円を追加し、補正後の額を5,560万8,000円としております。8節報償費、9節旅費は、児童虐待防止対策強化のための要保護児童協議会実務者等の研修会の講師旅費及び謝礼金であります。18節備品購入費153万円は、児童虐待防止啓発研修会用備品としてプロジェクター、ポータブルDVDプレイヤー、虐待防止啓発DVD等の購入費であります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費に515万7,000円を追加し、補正後の額を5,262万2,000円としております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に137万4,000円を追加し、補正後の額を1億5,311万2,000円としております。2目予防費に592万8,000円を追加し、補正後の額を1億3,016万3,000円としております。23節償還金、利子及び割引料592万8,000円は県支出金精算金で、平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金分457万9,000円と、平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金分134万9,000円であります。

3目保健センター費に163万円を追加し、補正後の額を6,325万1,000円としております。1節報酬72万5,000円は保健センター嘱託職員報酬の6カ月分、4節共済費9万8,000円は嘱託職員の社会保険料分であります。23節償還金、利子及び割引料80万7,000円は県支出金精算金で、平成22年度妊婦健康診査補助金分であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費に338万2,000円を追加し、補正後の額を8,425万5,000円としております。4目健康増進費、11節需用費55万4,000円は印刷製本費で、働く世代の大腸がん検診事業に伴う無料クーポン券等の印刷代であります。12節役務費28万1,000円は、大腸がん検診問診票発送に伴う郵便料であります。13節委託料153万2,000円は働く世代の大腸がん検診委託料で、40歳から60歳までの5歳刻み節目年齢者を対象として実施するものであります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費に117万3,000円を追加し、補正後の額を12億1,380万4,000円としております。

次に、第2条債務負担行為につきましては、市税の滞納整理事務を一元化し、より効率的に行い、市税の安定的な確保に資するため滞納整理システムを導入するため、債務負担行為の期間と限度額を設定するもので、滞納整理システムリース料として平成23年度から平成29年度までを期間として限度額を2,050万6,000円と定めるものであります。なお、平成23年度におきましては予算の執行はありませんが、システムの導入に先んじて業者の選定、機器の決定などを行う必要がありますので債務負担行為を起こすものであります。委員から、滞納

整理システムとは具体的に何か。金額の根拠は。要件基準の検討は。十分に間に合うスケジュールなのかとの質疑に、執行部から、滞納状況を一元管理するのが目的。システムを入れることで滞納者の分布、傾向を把握し、計画的、重点的な滞納整理ができる。ある会社から見積もりをとり金額を出している。あくまでも仮の見積もりである。業者選定委員会に納税課から現状課題を説明、選定委員会で要件基準の検討を行う。プロポーザルを行い、12月には業者を選定したい。このシステムを扱っているのは九州に2社しかいない。その業者に確認して計画を立てているとの説明があったところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第6、議第61号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳出の5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費について、審査の結果を報告いたします。

5款労働費は、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費に1,098万6,000円を追加し、補正後の総額を1億8,923万9,000円にするものであります。これは、13節委託料、緊急雇用創出基金事業で、耕作放棄地を活用した農業生産技術習得支援事業の拡充により市内で農業を営む法人への新規雇用4名の事業委託料と、新規事業として本市図書館に保存されているマイクロフィルム保存古文書のデジタルデータ化による活用事業における新規雇用7名を含む事業委託料であります。

6款農林水産業費は6,838万6,000円を追加し、補正後の総額を4億5,671万3,000円とするものであります。主なものとして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、9節普通旅費195万6,000円の増などは、施政方針に述べてある10月6日から10月11日までの六日間、千葉県ダイエー新浦安店及び11月23日から29日までの七日間、都庁でのイベント、また、10月28日と29日の二日間、藤田観光株式会社代表取締役社長末澤和政氏を招いて、まちづくり親善大使就任式と講演会及び地元シェフとの交流の経費であります。19節負担金、補助及び交付金の企業等参入支援事業補助金386万9,000円は、ベビーリーフの生産、販売を計画されている法人の施設整備事業への補助金であります。委員から、参入する企業の形態などについての質問に、市内の電子部品製造企業の新規参入であり、西原村にある会社との契約栽培を行うとの説明がありました。2項林業費、2目林業振興費、8節報償費は、シカの県の補助対象捕獲頭数が500頭から978頭へ内示されたことによる特定鳥獣適正管理事業と、サルの補助対象捕獲頭数が18頭と内示されたことによる有害鳥獣被害対策事業などによるものです。また、13節委託料のうちシステム構築委託料及び18節備品購入費は、森林法改正に基づ

き各種計画の円滑な作成等に必要な森林情報の整備を行うことを目的とした森林GISシステム導入のための構築用データ委託料及び専用ソフト、パソコン、GPS機器の購入分であります。

7款商工費は673万6,000円を追加し、補正後の総額を4億2,415万3,000円とするものであります。主なものとして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、28節繰出金299万9,000円は、梢山工業団地I区画に隣接いたします火葬場の目隠しのためフェンスを設置する環境整備事業に対する工業用地造成事業特別会計繰出金であります。3目観光費、19節負担金、補助及び交付金900万円は、人吉温泉観光協会が8月4日から新しい執行部体制となり、平成24年3月までの事業計画に伴う運営補助金であります。なお、本件につきましては、委員から、当協会に対する補助金は段階的に減らしていくのかとの質問に、補助金審査委員会が3年後に見直しとの考えを昨年示してはいるが、グッズ販売などの収益事業の動向、派遣職員の引き上げといった影響もあるので、補助金の増減の検討を含め今後その推移を見守りたいとの答弁がありました。

8款土木費は1億6,227万1,000円を追加し、補正後の総額を10億823万4,000円とするものであります。主なものとして、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、15節工事請負費3,000万円の増は、舗装修繕、側溝修繕などの道路維持補修工事の増でございます。次に、3目道路新設改良費、13節委託料350万円の増は、地方道路等整備事業瓦屋芦原線初め3路線の測量設計業務委託料の増でございます。15節工事請負費5,835万円の増は、社会資本整備総合交付金事業岩本中神線の用地費及び補償費への組み替えによる減額、及び地方道路等整備事業赤池水無第1号線初め11路線の工事費の増でございます。4項都市計画費、1目都市計画総務費、13節委託料168万3,000円の増は、村山公園内の貯水池しゅんせつ委託料の増でございます。この件につきましては、現地確認も行っております。次に、4目街路事業費、13節委託料99万8,000円の増は、下林願成寺線費用便益分析委託料の増でございます。委員から、費用便益分析委託料とはどのようなものかとの質問に、国から街路事業認定を受けるためにはその費用対効果を調査しなければならないことから、今回分析のための委託を行うとの答弁がありました。

11款災害復旧費は1,470万円を追加し、補正後の総額を1,497万1,000円とするものであります。主なものは、1目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費1,160万円の増で、本年6月18日から19日にかけての豪雨により発生した現年公共土木施設災害復旧工事「古仏頂か鹿倉線」道路災害復旧工事、及び人吉矢岳線初め13路線の単独災害復旧工事の増であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 笹山厚生委員長にちょっとお伺いいたします。ちょっと金額が小さくて申しわけないんですが、省略されましたのでちょっとお聞きしますけど予算書の21ページです。3款、1項、7目高齢者生活産業都市づくり推進事業費。これは予算委員会でも説明がありました。県支出金のマイナス13万6,000円、これはカットされたということでしょうけど、それを一般財源で賄おうかというようなことだと思えますが、この高齢者生活産業都市づくり推進事業費そのものは現在のところ1,200万程度の予算が組んでありますが、この事業の進捗状況等々について説明が執行部からあったのかどうか。なかったらなかったで結構なんですけど、その辺のところ何かありましたらちょっと御説明をお願いしたいと思います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） これにつきましては財源の組み替えだけということで説明がありまして、進捗状況等については委員の中からも質疑がありませんでしたので、特段の説明は求めておりません。

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 9款、1項、予算書の31ページです。総務文教委員長にお尋ねをいたします。3目消防施設費の中で13節委託料、防災行政無線実施設計委託料の573万7,000円に関してですが、我々も全員協議会である程度説明を受けたというふうに思っております。その後、報道等もあっているかと思いますが、今回は事実関係というかどの辺まで説明があり、今回の補正予算で行われるのはどういうことか。そして、今後どのような予定を考えられているのかというのを、先ほども説明がございましたがもう少々事実確認の意味も含めましてお尋ねをいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 松岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの報告で申し上げましたけども、今回予算計上されております分の、金額的には702万円の増額補正分を委員会のほうで審議いたしております。基本的には先ほどの報告の

とおりなんですけど、基本調査を行っているものを具体的な屋外子局の数や個別受信機の整備数などを含めて設計、つまり実施設計を行っていくということでございまして、委員会ではそこまでの審査がなされております。

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） いいですか。ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第61号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第61号は原案可決確定いたしました。

日程第7 議第73号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第7、議第73号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 予算委員会に付託をされました議第73号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入につきまして、審査の結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ1億503万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ145億7,654万1,000円とするものですが、この熊本県市町村振興協会交付金1億503万9,000円の増額は、財団法人熊本県市町村振興協会の市町村振興事業として市町村振興宝くじ（通称サマージャンボ宝くじ）の収益金を積み立てた基金を活用した交付基金の交付決定に伴うものです。主に公共事業に要する経費に対して交付されるものです。また、交付金の交付決定が7月でしたので、通常の9月補正予算のとりまとめ終了後改めて交付金の対象事業の選定を行ったことに加え、事業の適正な工期を確保するために今回追加の補正予算案を提案するものです。

委員からは、本会議での補足説明があったことに対して財源振り分けに対する質疑がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第7、議第73号平成23

年度人吉市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳出予算の補正のうち、10款教育費、14款予備費について審査の結果を報告いたします。

10款、2項小学校費、3目学校建設費1,300万3,000円の増額補正は、15節工事請負費で老朽化している東間小学校普通教室棟の屋根防水工事でありまして、昨年度の太陽光パネル設置で施工した残りの部分を施工するものであります。3項中学校費、3目学校建設費1,256万2,000円の増額補正は15節工事請負費でございまして、老朽化している第一中学校屋内運動場の屋根防水改修工事であります。昨年度の太陽光パネル設置時に施工した残りの部分を施工するものであります。5項社会教育費、5目文化財保護費257万円の増額補正は15節工事請負費で、観光客からのお尋ねの多い人吉城歴史館への誘導案内板などを設置するものであります。6項保健体育費、2目体育施設費1,561万6,000円の増額補正は15節工事請負費で、建設後40年を経過した人吉市民プールの50メートルと25メートルプールサイドのノンスリップシートの張りかえと、25メートルプールサイドに日よけシェルターを新設するものであります。

14款、1項、1目予備費を2,151万2,000円増額されております。なお、この予備費の増額分につきましては、予算委員会で報告がありましたとおり、今後、予算計上予定の旧中津留美術館跡地整備事業の財源に予定されております。

審査の過程で、委員から、市内小中学校の防水改修工事の進捗状況は。改修工事の補償期間はあるのか。人吉城歴史館案内板の内容と設置場所は。金額が高いと思われるなどの質疑があり、執行部から、市内小中学校のほとんどが昭和50年代の建築であり老朽化が進んでいる。耐震化や太陽パネル設置時にやれるところはやっているが、今後、順次改修工事を行っていく予定である。一般的に工事契約約款の中では、業者に対し建築工事は1年、設備工事などについては2年の瑕疵保証期間がある。防水工事においては10年間であり、保証書をいただいている。歴史館の案内板は誘導サインを水ノ手橋から市役所方面に向け、正面のムクの木のもとに1基、メーンのシンボルサインは資料館裏側の道路沿いに1基、大型バス駐車場用を1基の計3基を設置予定。工事に伴う一般管理費や現場管理費等の経費を算定して257万円を計上している。色調はブラウンを基調とした史跡にマッチしたものにしたい。また、今後は史跡内の案内表示についても検討していきたいなどの回答があり、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第7、議第73号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第5号）のうち、8款土木費について、審査の結果を報告

いたします。

8 款土木費は3,977万6,000円を追加し、補正後の総額を10億4,801万円とするものであります。8 款土木費の3 項住宅費、1 目住宅管理費、15 節工事請負費2,632万4,000円の増額は、市営住宅13団地の遊具整備工事で、ブランコ、すべり台などを設置する工事費の増であります。次に、4 項都市計画費、3 目公園整備費、15 節工事請負費1,345万2,000円の増は、村山公園遊具整備工事で、複合遊具、ブランコなどを設置する工事費の増であります。

審議の中で委員から、複合遊具とはどのようなものかとの問いに、FRP製でジャングルジムとすべり台などを複合した遊具施設であるというような説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第73号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第73号は原案可決確定いたしました。

日程第8 議第62号から日程第13 議第67号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第8、議第62号から日程第13、議第67号までの6 件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第8、議第62号から日程第13、議第67号までの6 件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第8、議第62号平成23年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ2億7,335万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億5,251万1,000円とするものであります。今回の補正は、前年度繰越金のほか保険給付の国庫負担金の精算などによるものであります。

歳入の主なものは、6 款、1 項、1 目前期高齢者交付金が平成23年度の概算交付金の確定に伴い97万8,000円を減額し、10億5,565万5,000円とするものであります。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、4 月の人事異動に伴う職員給与費等繰入金を減額するものであります。3 万3,000円を減額し、補正後の額を2億9,171万8,000円としております。10 款、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金は、前年度繰越金のうち退職者医療に係る繰越金であります。521万9,000円を増額し、522万円とするものであります。

2目その他の繰越金は前年度繰越金の確定額から療養給付費等交付金繰越金を控除したもので、2億6,914万3,000円を追加し、補正後の額を4億1,914万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、4月の人事異動に伴う職員給与費等の減額であります。3万3,000円を減額し、6,033万7,000円としております。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、歳入の6款前期高齢者交付金の減額に伴う財源の変更であります。3款、1項後期高齢者支援金等は概算拠出額の確定に伴うもので、1目後期高齢者支援金は79万7,000円を増額し、4億7,007万5,000円とするものであります。2目後期高齢者関係事務費拠出金は1万1,000円を減額し、4万8,000円としております。4款、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者交付金は概算拠出額の確定に伴うもので、3万3,000円を増額し、135万1,000円としております。5款、1項老人保健拠出金、2目老人保健事務費拠出金も概算拠出額の確定に伴うもので、3万2,000円を減額し、3万3,000円とするものであります。6款、1項、1目介護納付金は、概算拠出額の確定に伴うもので、39万7,000円を減額し、補正後の額を2億2,478万円とするものです。8款保険事業費、1項、1目特定健康診査等事業費は79万7,000円を追加し、補正後の額を3,346万8,000円としております。この事業は平成20年度から医療保険者に義務づけられた特定健康診査、特定保健指導を実施する事業で、特定健康診査受診率向上及び受診後の要指導者への訪問指導の充実のために時間外等勤務手当、追加検診用封筒印刷代、郵送料を増額するものであります。時間外等勤務手当に10万5,000円、印刷製本費に9万2,000円、郵便料に60万円を増額しております。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は国庫支出金精算金に4,763万1,000円、県支出金精算金に59万円、療養給付費等交付金精算金に522万円を増額し、補正後の額を5,344万3,000円とするものであります。国庫支出金精算金は、平成22年度療養給付費等負担金の返納金が4,658万2,617円、出産育児一時金補助金の返納金が32万円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の返納金が13万8,664円、特定健康診査・保健指導負担金の返納金が国庫負担金、県負担金ともに同額で、それぞれ59万円となっております。2項繰出金、1目一般会計繰出金247万7,000円の増額は、平成22年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金繰入金の精算に伴う返還金であります。12款、1項、1目予備費は2億1,627万9,000円増額し、補正後の額を2億4,339万1,000円とするものであります。

次に、日程第9、議第63号平成23年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金のほか平成22年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴うもので、歳入歳出にそれぞれ3,737万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,515万円とするものであります。

歳入は、4款、1項、1目繰越金は3,737万4,000円を追加し、補正後の額を3,737万5,000円とするもので、平成22年度決算に伴う前年度繰越金であります。

歳出は、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は負担金に3,687万4,000円を追加し、補正後の額を4億9,276万5,000円とするもので、本年4月、5月の出納整理期間中に納付された平成22年度保険料等を計上してあります。4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、平成22年度において一般会計から繰り入れた事務費の精算に伴い返還するもので、43万4,000円を追加し、43万5,000円としております。5款、1項、1目予備費は6万6,000円を追加し、6万7,000円とするものであります。

次に、日程第10、議第64号平成23年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、平成22年度決算に伴う国・県支出金の精算等によるものや、人事異動に伴う人件費の補正、新規事業に伴う地域支援事業費の補正等によるものであります。歳入歳出にそれぞれ9,225万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億2,770万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金886万9,000円は、平成22年度分介護給付費の精算による追加交付金であります。2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金1,333万4,000円は、新規事業の国のモデル事業「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業費補助金」1,060万5,000円と、市町村認知症施策総合推進事業費補助金272万9,000円であります。5款県支出金、2項県補助金、3目介護保険事業費補助金45万円は、地域支え合い体制づくり事業費補助金であります。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金797万7,000円は、人事異動に伴う職員給与費等一般会計への繰入金であります。8款、1項、1目繰越金6,085万5,000円は、前年度精算に伴う繰越金であります。9款諸収入、3項雑入、3目返納金71万1,000円は、介護給付費自主返還が生じたため介護保険法第22条に基づく返納金であります。

歳出の主なものは、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に1,854万2,000円を追加し、補正後の額を7,130万1,000円とするものであります。主なものとしましては、13節委託料1,060万5,000円は24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進業務委託料であります。24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業とは、来年度の介護保険法改正の最重要とされている地域包括ケアシステムの骨格を担うサービスであり、たとえ介護度が高くても施設や病院に入らず最後まで自宅で過ごしたいという在宅生活志向を支えるためのもので、介護と看護を一体的に、または連携強化して運用するもので、24時間対応で短時間の定期巡回の訪問サービスと通報システムによる随時対応のサービスを組み合わせたサービスであります。この事業の効果的なサービスの提供のあり方を検証するための国のモデル事業で、補助率は10分の10ということであります。委員から、モデル事業は何カ所が指定されるのか。委託先はどうやって決めるのか。モデル事業に取り組むのは何自治体か。対象者は何人で検討されるのかといった質疑に、執行部から、1カ所の事業所を予定している。公募型のプロポーザルで選定したい。把握はしてない。県内では人吉市だけである。10人前後を考

えているといった答弁がっております。4款、1項基金積立金、1目介護保険介護給付費準備基金積立金3,582万9,000円は、平成22年度収支決算に伴う積立金であります。5款地域支援事業費、2項、1目包括的支援事業費7万3,000円は、人事異動に伴うものであります。2目任意事業費317万9,000円は、介護保険事業費補助金市町村認知症施策総合推進事業費272万9,000円と地域支え合い体制づくり事業費45万円であります。市町村認知症施策総合推進事業は国の補助事業で、認知症になっても住みなれた地域で生活が継続できるよう、医療、介護、生活支援の連携強化や支援体制の構築を図る目的の事業であり、補助率は10分の10ということであります。地域支え合い体制づくり事業は、支援が必要な高齢者などを地域で支えるための活動基盤整備を目的とした県の補助事業であり、補助率は10分の10ということであります。1節報酬14万1,000円は、ものわずれ相談専門医師報酬であります。4節共済費9万6,000円及び7節賃金64万2,000円は、認知症施策総合推進事業費に係る臨時職員雇用に係る経費であります。8節報償費20万円は講演会開催に係る謝礼であります。9節普通旅費及び費用弁償21万6,000円は、認知症施策総合推進事業に係る研修旅費であります。11節需用費163万円のうち消耗品費90万3,000円は、高齢者のバックや杖などにつけていただき緊急時対応に備えるためのSOSキーホルダー購入費、及び命のバトンの購入と用紙等事務用品に係る費用であります。印刷製本費72万7,000円は、地域資源マップ作成及び命のボタンに関するマグネット等の印刷費であります。委員から、命のボタン、キーホルダーは何本計画をしているのか。支援センターは24時間対応かとの質疑に、執行部からは、命のボタンは1,000本計画、キーホルダーは3,000本計画している。1本200円で予定し、入所、入院されていない方に広く利用を考えている。市の高齢者支援課内にあるので24時間体制をとっているとの答弁がっております。13節委託料7万2,000円は、夜間休日相談対応事業委託料であります。20節扶助費5万8,000円は、認知症徘徊高齢者位置検索システム機器給付費であります。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金877万9,000円は、国庫及び県支出金で、平成22年度精算に伴うものであります。3項繰出金、1目一般会計繰出金532万9,000円は同じく平成22年度精算に伴うものであります。8款、1項、1目予備費2,048万4,000円は、同じく平成22年度の精算に伴うものであります。

次に、日程第11、議第65号平成23年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,592万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,086万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2万5,000円を追加し、補正後の額を1,770万2,000円とし、3款、1項、1目繰越金に156万7,000円を追加し、補正後の額を156万8,000円とするものであります。

歳出に、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費2万5,000円は、人事異動に伴う人件費に係る補正であります。4款、1項、1目予備費156万7,000円は、平成22年度の精算

に伴う補正であります。

次に、日程第12、議第66号平成23年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出についてであります。第2条で予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち支出の予定額を補正するものであります。1款水道事業費用既決予算額4億8,130万4,000円を265万6,000円減額し、4億7,864万8,000円とするものであります。今回の水道事業費用に係る補正内容は、本年4月1日付の人事異動による人件費の組み替え並びに共済組合負担金の掛金率の改正等に伴うものであります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。これは第3条で予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち支出の予定額を補正するものであります。1款資本的支出既決額2億5,886万9,000円を3万1,000円増額し、補正後の額を2億5,890万円とするものであります。議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、第4条で予算第9条に定めた経費のうち、職員給与費1億3,223万6,000円を1億2,961万1,000円に改めるものであります。利益剰余金の処分であります。第5条で予算第10条に定めた繰越利益剰余金3,224万9,000円を3,228万円に改めて、減債積立金として処分するものであります。

次に、日程第13、議第67号平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、繰越金の増額と人事異動に伴う経費の補正が主なもので、歳入歳出にそれぞれ6,303万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,397万円とするものであります。

歳入は、6款、1項、1目繰越金6,303万3,000円を追加し、補正後の額を9,403万3,000円とするものであります。これは、平成22年度決算確定による前年度繰越金であります。

歳出は、1款、1項、1目事業費228万5,000円を追加し、補正後の額を3億1,636万円とするものであります。2目維持管理費は91万2,000円を追加し、補正後の額を2億6,227万7,000円としております。18節備品購入費に125万円、内訳は公用車の買いかえとして115万円、職員の事務用いす5脚分10万円を計上しております。委員から、公用車購入の排気量はとの質疑に、執行部から、新規は660CCの軽乗用タイプを考えているとの答弁がっております。3款、1項、1目予備費に5,983万6,000円追加し、補正後の額を6,484万1,000円としております。

以上6件、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第62号から議第67号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号は原案可決確定いたしました。

日程第14 議第68号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第14、議第68号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第14、議第68号平成23年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ372万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630万8,000円とするものであります。

歳入の内訳として、2款繰入金、1項、1目一般会計繰入金に299万9,000円を増額、3款、1項、1目繰入金には、1節前年度繰越金の72万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出の主なものとして、1款、1項工業用地造成事業費、2目梢山工業団地造成事業費、15節工事請負費353万7,000円を増額であります。これは企業誘致促進のため、隣接します火葬場の目隠しフェンスを設置する環境整備事業でございます。この件につきましては現地確認も行っております。また、委員からは、フェンスの設置において台風など強風に耐えられるようしっかりとしたものにしてほしいとの要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第68号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第68号は原案可決確定いたしました。

日程第15 陳第4号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、陳第4号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第15、陳第4号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出に関する陳情について、審査の結果を報告いたします。

冒頭に事務局からの陳情書の朗読が行われ、執行部から法案について経緯と概要の説明をいただきました。9月20日現在で県内市議会の対応は次のとおりでございます。委員会採択が八代市、荒尾市、玉名市、上天草市、合志市。本議会採択が菊池市。委員会不採択が天草市。継続審査が宇土市。未提出が熊本市、水俣市、宇城市、阿蘇市となっております。

審査の中で、委員からは、球磨村の神瀬郵便局の廃止による住民の不満や困窮の現状がある。現行の5分社化された郵政事業の経営形態では、生命保険と銀行と郵便局がマッチしないのではないかと。平成19年に民営化され、4年間でさまざまな問題が出てきていると思う。都会はともかく地方での郵便局はなくてはならない存在。他の市議会でも採択されているということは、国の方針も含めて改革を望む方向だと思う。現行の5分社化でのサービス低下で、利用者離れが起きているのではないかと。住民が利用しやすくなるような改革が必要ではないかなどの意見が出され、全会一致で採択することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） この陳情については個人名で出ていたと思うんですけども、団体名が全く未記入ということで、これに関しまして委員会の中で、疑問を持つ声とか、あるいは質問等はございましたでしょうか。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 個人名での提出ということでの特段の意見等はありませんでした。

○議長（永山芳宏君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。陳第4号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第4号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第16 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第16、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成23年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が平成23年8月23日午前10時からカルチャーパレス第2会議室において開催されました。議長が任期満了により欠員のため、笹山欣悟副議長が議長職を務め、まず仮議席の指定を行い、錦町議会から新たに選出された宮崎伸幸議員、税所隆則議員、柳瀬みどり議員、山江村議会から欠員補充の中竹耕一郎議員の各議員のあいさつのあと、議長選挙に入りました。議長選挙では、議会運営委員長から議長選挙は選考委員会で議長候補を推薦することに決定したとの報告があり、早速、選考委員の選出のあと選考委員会を開催。その結果、谷口徳太議員（湯前町選出）が推薦され、本定例会において議長に当選されました。谷口徳太新議長において、追加議事日程の審議に入り、議席の指定が行われ、会議録署名議員の指名が行われました。会期の決定は、本日1日限りとの報告があり、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員の選任については、全議員をもって構成するため新任の4議員を追加指名いたしました。行政報告では、田中代表理事から4月から8月までの定例理事会等の審議状況の報告がありました。

次に、一般質問においては福島典生議員（多良木町）が火葬場の運営について執行部の考えをたずねました。

次に、提出案件3件について提案理由の説明を受け、審議に入りました。議案第17号人吉球磨広域行政組合財産の処分については、食肉センターの一部であった組合所有の土地について、錦町へ譲渡するため財産を処分するものであります。議案第18号平成23年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、4月の人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う人件費の補正、並びに汚泥再生処理センター建設に伴う条件整備である多目的広場整備の土地購入費等であります。議案第19号平成23年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、4月の人事異動に伴う人件費の補正並びに空調設備等の修繕料が主なものであります。以上、3議案については、質疑、採決の結果、すべて原案どおり可決されました。

次に、認定第1号平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成22年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成22年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての4件については、一括して会計管理者の決算書の説明と代表監

査委員の決算審査結果の報告を受けた後、日程を追加し、平成22年度決算特別委員会が設置され、同委員会に付託して審議することとなりました。委員構成は、高瀬堅一議員（人吉市）、豊永貞夫議員（人吉市）、税所隆則議員（錦町）、高橋裕子議員（多良木町）、米本宗徳議員（水上村）、市岡智恵議員（相良村）、中竹耕一郎議員（山江村）、皆越てる子議員（あさぎり町）の8名が指名され、第1回委員会を開催し、委員長に中竹耕一郎議員、副委員長に市岡智恵議員が互選されました。

次に、報告第1号平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計及び人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第2号人吉球磨広域行政組合食肉センター事業の資金不足比率の報告について執行部より報告があり、了承されました。

最後に、議会運営委員会及び平成22年度決算特別委員会の閉会中の継続審査及び調査について決定がなされ、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第17 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第17、川辺川総合土地改良事業組合の第2回議会定例会が平成23年8月31日午後2時より行われましたので御報告いたします。

まず、開会に先立ち、松本組合長より発言があり、その中で現在の利水状況について関係市町村長は既設導水路活用案を推奨しており、この案に向けて下流水利権者の同意を得るため、本年1月と2月の2回相良村土地改良区組合員に対し意見交換会を開催した。しかし、同土地改良区のうち2水路掛（飛行場水路、柳瀬西溝）の了解が取れていない。この現状を打破するため関係市町村長と協議を重ねているが、仮に国営でできない場合、農地造成区以外は県営、団体営での対応となり、そうなると市町村、受益者の負担増となる。こういう諸問題解決に向けて議会協力のもと、この事業のよりよき方向に向けて推進したいとありました。その後、現在、議長、副議長不在のため議長選挙までの間、相良村選出議員の横山良継氏を臨時議長に選出し議事が進められました。

日程第1、仮議席の指定については、川辺川総合土地改良事業組合議会議員19名のうち16名が改選となったことに伴い、仮議席の指定を行うものでございます。次に、日程第2、議長の選挙について。議長選挙については指名推選となり、議長に不肖私、田中哲が指名推選されました。また、日程を追加し、副議長選挙を行い、指名推選により多良木町選出議員の山中馨氏を選出しました。その後、組合長より議案の提出がなされ、専決処分事項の承認を求めることについてと、平成22年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計歳入歳出決算の認

定について、及び平成23年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第1号）についての3件を可決決定いたしております。

以上、報告を終わります。

日程第18 議員派遣について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付しておりますように、森口勝之議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第3号平成22年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について、報第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての3件を日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第74号、報第3号及び報第4号

○議長（永山芳宏君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） お疲れのところ大変恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

報第3号平成22年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告についての案件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

報第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、平成22年度決算に基づき監査委員の

意見をつけて報告するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じます。それでは、報第3号平成22年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告及び報第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の3ページをお願いいたします。大変小さくて恐縮しておりますけども、まず、報第3号平成22年度人吉市一般会計継続費精算報告について御説明いたします。事業名は人吉橋橋梁補強・補修事業でございます。平成21年度から平成22年度までの継続事業として施工してまいりました。平成22年8月に竣工いたしましたので地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告を行うものでございます。これは、平成21年度において、表の左側の全体計画のところでございますが、事業費の予定総額を2億800万円、年割額を平成21年度1億3,100万円、平成22年度7,700万円と定めております。その後、逡次繰越を行い、最終的な事業費が表の中ほどの実績の欄でございますけども1億7,100万円。それぞれの年割額が平成21年度5,200万円、平成22年度1億1,900万円と確定したものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。次に、報第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に上段のところでございます。1、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めたすべての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、平成22年度決算は黒字でございますので両比率とも数値は「なし」となっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は10.5%、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は62%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の2、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほかすべての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので数値は「なし」となっております。

また、5ページから11ページまでは監査委員の審査意見書となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○会計管理者（松江隆介君）（登壇） こんにちは。私のほうから議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定について、説明をさせていただきます。説明に入ります前に、皆様のお手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。平成22年度歳入歳出決算書、それ

から決算に係る主要な施策の成果報告、監査委員の決算審査意見書の3冊でございます。配付漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、平成22年度歳入歳出決算書により、一般会計から説明させていただきます。

3ページをお開きください。まず、数字につきましては左側から予算現額、調定額、収入済額、不能欠損額、そして収入未済額の順で読み上げてまいります。金額は一番下の合計の欄に書いてございますので、よろしくお願いたします。

歳入の予算現額174億9,182万5,013円、調定額180億1,300万1,527円、収入済額168億9,476万9,889円、不能欠損額8,414万8,481円、収入未済額10億3,412万9,055円となっております。収入済額の予算に対する割合は96.6%、調定額に対する収納率は93.8%でございます。なお、1款市税、1項市民税の収入済額の中には、現年課税分の年金特別徴収市民税の未還付額4万5,898円が含まれております。

次に、6ページをお開きください。歳出でございます。歳出につきましては、左側から予算現額、支出済額、翌年度繰越額、そして不用額の順で読み上げてまいります。歳出の予算現額174億9,182万5,013円、支出済額163億3,790万2,608円、翌年度繰越額5億7,470万8,658円、不用額5億7,921万3,747円となっております。予算の執行率は93.4%でございます。なお、2款総務費、1項総務管理費の不用額の中には未払額16万4,493円が、3款民生費、3項生活保護費の支出済額の中には返納を要する額3万2,875円が、また、4款衛生費、1項保健衛生費の不用額の中には未払額4万8,300円が含まれております。前に戻っていただきまして、ピンクの仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引残額は5億5,686万7,281円になります。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。8ページをお開きください。歳入の予算現額47億5,360万8,000円、調定額55億1,978万8,648円、収入済額49億644万5,929円、不能欠損額4,219万2,294円、収入未済額5億7,115万425円となっております。収入済額の予算に対する割合は103.2%、調定額に対する収納率は88.9%でございます。

次に、10ページをお開きください。歳出の予算現額47億5,360万8,000円、支出済額44億8,208万1,597円、不用額2億7,152万6,403円となっており、予算の執行率は94.3%でございます。前に戻っていただきまして、ピンクの仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引残額は4億2,436万4,332円になります。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。11ページをお開きください。歳入の予算現額14億4,242万6,000円、調定額15億1,864万7,759円、収入済額14億5,458万2,322円、不能欠損額408万3,288円、収入未済額5,998万2,149円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.8%、調定額に対する収納率は95.8%でございます。

次に、12ページをお開きください。歳出の予算現額14億4,242万6,000円、支出済額13億6,054万9,103円、不用額8,187万6,897円となっており、予算の執行率は94.3%でございます。

前に戻っていただきましてピンクの仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引残額は9,403万3,219円になります。

次に、老人保健医療特別会計でございます。13ページをお開きください。歳入の予算現額188万6,000円、調定額と収入済額は同額の188万1,862円となっております。収入未済額の予算に対する割合は99.8%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、14ページをお開きください。歳出の予算現額188万6,000円、支出済額188万1,862円、不用額4,138円となっております。予算の執行率は99.8%でございます。歳入差引残額はゼロ円になります。

次に、カルチャーパレス特別会計でございます。15ページをお開きください。歳入の予算現額1億752万7,000円、調定額と収入済額は同額の1億570万7,492円となっております。収入済額の予算に対する割合は98.3%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、16ページをお開きください。歳出の予算現額1億752万7,000円、支出済額1億570万7,492円、不用額181万9,508円となっております。予算の執行率は98.3%でございます。歳入差引残額はゼロ円になります。

次に、人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。17ページをお開きください。歳入の予算現額4,451万6,000円、調定額と収入済額は同額の4,451万2,050円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.0%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、18ページをお開きください。歳出の予算現額4,451万6,000円、支出済額4,451万2,050円、不用額3,950円となっております。予算の執行率は100.0%でございます。歳入差引残額はゼロ円になります。

次に、工業用地造成事業特別会計でございます。19ページをお開きください。歳入の予算現額4,305万2,000円、調定額と収入済額は同額の4,305万9,065円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.0%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、20ページをお開きください。歳出の予算現額4,305万2,000円、支出済額4,032万9,966円、不用額272万2,034円となっております。予算の執行率は93.7%でございます。前に戻っていただきましてピンクの仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引残額は272万9,099円になります。

次に、国民宿舎特別会計でございます。21ページをお開きください。歳入の予算現額23万1,000円、調定額と収入済額は同額の22万9,499円となっております。収入済額の予算に対する割合は99.4%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、22ページをお開きください。歳出の予算現額23万1,000円、支出済額3万362円、不用額20万638円となっております。予算の執行率は13.1%でございます。前に戻っていただきましてピンクの仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引残額は19万9,137円になります。

次に、介護保険特別会計でございます。24ページをお開きください。歳入の予算現額35億8,502万2,000円、調定額36億2,109万9,112円、収入済額35億8,919万7,594円、不能欠損額931万7,264円、収入未済額2,274万5,454円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.1%、調定額に対する収納率は99.1%でございます。なお、1款保険料、1項介護保険料の収入済額の中には、現年度分特別徴収保険料の未還付額16万1,200円が含まれております。

次に、26ページをお開きください。歳出の予算現額35億8,502万2,000円、支出済額35億2,834万681円、不用額5,668万1,319円となっております。予算の執行率は98.4%でございます。前に戻っていただきましてピンクの仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引残額は6,085万6,913円になります。

次に、介護サービス事業特別会計でございます。27ページをお開きください。歳入の予算現額2,964万5,000円、調定額と収入済額は同額の2,959万2,604円となっております。収入済額の予算に対する割合は99.8%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、28ページをお開きください。歳出の予算現額2,964万5,000円、支出済額2,802万3,671円、不用額162万1,329円となっております。予算の執行率は94.5%でございます。前に戻っていただきましてピンクの仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引残額は156万8,933円になります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。29ページをお開きください。歳入の予算現額4億5,956万7,000円、調定額4億6,396万1,655円、収入済額4億5,823万9,055円、不能欠損額116万9,700円、収入未済額463万2,700円となっております。収入済額の予算に対する割合は99.7%、調定額に対する収納率は98.8%でございます。なお、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、現年度分の特別徴収保険料の未還付額5万5,100円、及び現年度分の普通徴収保険料の未還付額2万4,700円、計7万9,800円の未還付額が含まれております。

次に、30ページをお開きください。歳出の予算現額4億5,956万7,000円、支出済額4億2,086万3,612円、不用額3,870万3,388円となっております。予算の執行率は91.6%でございます。前に戻っていただきましてピンクの仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引残額は3,737万5,443円になります。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明を終わりますが、法令で定める必要な添付書類の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況調書。また、別冊で決算に係る主要な施策の成果報告及び監査委員の決算審査意見書を提出しておりますので、慎重に御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と

呼ぶ者あり)

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。ただいま提出されました議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成22年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　平成22年度決算特別委員会の設置について

○議長（永山芳宏君）　お諮りいたします。名称は平成22年度決算特別委員会、委員数は7名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君）　御異議なしと認めます。

よって、平成22年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。決算特別委員会委員に村口隆議員、大塚則男議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、笹山欣悟議員、田中哲議員、以上7名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第74号平成22年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成22年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決めます。

ただいま選任をされました委員の方は直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時12分　休憩

午後2時38分　開議

○議長（永山芳宏君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま決算委員会委員長及び副委員長の互選がありましたので報告をいたします。

委員長に田中哲議員、副委員長に井上光浩議員が選任されました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第19、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び平成22年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成23年9月第5回定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
陳第3号	田野小学校の統廃合に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
議第69号	平成22年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について	慎重審査を必要とするため
陳第5号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済についての国への意見書提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第6号	認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第1号	「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第2号	歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○平成22年度決算特別委員会

事件の番号	件名	理由
陳第74号	平成22年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

日程の追加について

○議長（永山芳宏君）　ここでさらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第2号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加いたします。

追加日程 意見第2号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書

○議長（永山芳宏君）　意見第2号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇）　皆さん、こんにちは。提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第2号

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱える本市においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がったなど、「利便性向上」をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われる恐れがある。本市においては、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、さきの通常国会といまだ成立しておらず、たなごらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4千郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政法案を成立するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武生様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
郵政改革担当大臣	自見庄三郎様

意見第2号

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年9月27日

人吉市議会議長 永山芳宏様

提出者	人吉市議会議員
仲村勝治	三倉美千子
平田清吉	川野精一
井上光浩	犬童利夫
高瀬堅一	村口隆
大塚則男	西信八郎
村上恵一	笹山欣悟
豊永貞夫	田中哲
森口勝之	松岡隼人
宮崎保	

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第2号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第2号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第2号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成23年第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 平 田 清 吉

人吉市議会議員 犬 童 利 夫